From
the People of Japan

2021年版 開発協力白書

日本の国際協力

外務省

2021年版 開発協力白書

日本の国際協力

外務省

巻頭言

外務大臣

林芳正

2021年においては2020年に続き、新型コロナ対策支援が日本の国際協力の大きな柱の一つとなりました。日本は、新型コロナの世界的な収束に向け、ワクチン供給のみならず、その開発・生産、輸送、接種のための包括的な支援を実施してきました。ワクチンについては、開発途上国を含めたワクチンへの公平なアクセスを支援するためにCOVAXファシリティへの合計10億ドルの財政支援を表明したほか、アジアに加えて、アフリカや中南米地域にも供与先を拡げました。2022年2月末までに約4,200万回分の現物供与を実施し、今後も合計6,000万回分を目処として進めていきます。ワクチンを接種会場まで届けるためのコールド・チェーンの整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」を進め、世界各国から高く評価され、感謝の言葉を頂いています。2021年版開発協力白書では、こうした取組について第Ⅰ部の特集として取り上げています。

また、国際社会は時代を画する変化の中にあり、法の支配などの普遍的価値やルールに基づく国際秩序に対する挑戦が厳しさを増しています。こうした中で、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組の重要性が一層増しています。新型コロナの拡大により、世界中で脆弱な状況にある人々が大きな打撃を受け、人間の安全保障が脅かされています。第Ⅱ部では、世界をより良い未来に導くための重要な羅針盤として位置

付けている持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を紹介するとともに、FOIP実現も念頭に、米国、豪州、インド、ASEAN、欧州等との連携を進めながら実施している質の高いインフラ等の支援について取り上げています。気候変動問題については、COP26交渉の成果を踏まえ、関係国と連携・協力しつつ、脱炭素社会の実現に向けて表明した支援や再生可能エネルギー導入支援等について取り上げています。

2021年は、2月のミャンマーでのクーデター、8月以降のアフガニスタン情勢の急変など、我が国の国際協力を巡る環境に大きな変化がありました。第Ⅲ部では、これらの情勢変化により生じた人道ニーズに応えるための緊急支援を含む、我が国の地域別の取組について紹介しています。

近年、開発課題が多様化・複雑化し、世界全体の資金フローのあり方も変化する中で、ODA以外の資金・活動の役割が増大しており、様々な主体との連携は欠かせません。そこで、第Ⅳ部では、日本の企業・NGO・地方公共団体・大学、JICA海外協力隊、国際機関日本人職員から寄せられた現場の声や実例を通じて、日本の開発協力がいかに重層的な連携の下に実施され、世界でどのように役立っているかを紹介しています。

日本の開発協力の実施のためには、国民の皆さまの御理解と御協力、そして連携が不可欠です。コラムや写真を数多く掲載することで読みやすい紙面作りにも努めたこの2021年版開発協力白書が、国民の皆さまの御理解を深めるための一助となれば幸いです。

はじめに：日本の国際協力の意義

日本が2020年に実施した政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）の支出総額は、約2兆1,677億円となりました。新型コロナウイルス感染症への対応、少子高齢化対策や自然災害の復旧・対策など、日本国内で様々な課題が山積し、日本の財政や国民の経済生活に大きな影響をもたらしています。このような中で、なぜ日本はODAで開発途上国を支援するのでしょうか。

日本は、第二次世界大戦後、戦後の荒廃（こうはい）の中から復興しました。そうした苦境から復興し、経済成長を成し遂げ、先進国の仲間入りを果たすにあたり、日本の復興・経済成長を支えた柱の一つとして、戦後間もない時期から開始された、米国などの先進国や世界銀行をはじめとする国際機関などからの支援の存在がありました。東海道新幹線や東名高速道路、黒部ダム、そして愛知用水など、日本の再建と発展のため必要不可欠であった基礎的なインフラは、これらの支援によって整備されました。経済発展を遂げた日本は、国際社会で名誉ある地位を占める一国家として、ODAを活用して途上国の経済発展を後押ししてきました。実際、日本に対して世界各国から寄せられる期待は非常に大きなものです。

広く世界を見渡せば、気候変動、自然災害、環境問題、感染症、難民問題など、一国では解決が難しい地球規模課題が山積し、深刻化しており、その影響も一国内にとどまらず、世界中に広がっています。2015年には、国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、2030年までに「誰一人取り残さない」社会を構築すべく、国際社会が取組を進めています。国際社会の相互依存が深まる中で、ODAを通じて途上国の発展に貢献することは、国際社会の平和や安定、更には繁栄に寄与し、それは日本国民の利益の増進にもつながっています。たとえば、新型コロナの感染拡大に際し、途上国へのワクチン等の供与やコールド・チェーン整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」を通じて世界規模での感染の終息に貢献することは、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現や世界経済の回復のみならず、国内の感染リスク軽減や日本経済の立て直しにもつながります。また、途上国における温室効果ガスの排出や海洋プラスチックごみの削減に協力することは、日本を取り巻く環境の改善にも大きく貢献することになります。さらに、日本が途上国の産業育成に取り組むことにより、日本企業の海外展開を支援するとともに、途上国から、たとえば多様な水産資源が日本に輸出され、私たちの食卓を彩ることにもなります。

日本がODAを開始して、65年以上が経ちました。これまでの日本のODAを通じた途上国への様々な分野での支援や人材育成は、今の日本に対する信頼につながり、途上国からは沢山の感謝の声が届いています。また、たとえば、日本も、東日本大震災や近年の災害後には、途上国を含め海外から沢山のお見舞いや支援を受けています。ODAは貴重な税金により実施していますので、適切に活用し、途上国のために役立てていくことは言うまでもありません。その上で、世界が抱えている課題を解決することが、日本の平和と安全、そして繁栄につながるものとなるよう、日本は、これからも世界の様々な主体と協力しながら開発協力を行っていきます。

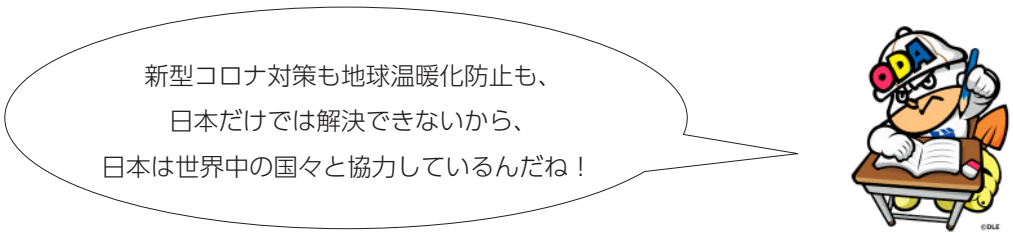

開発協力大綱と日本の開発協力

日本の開発協力は、開発協力大綱（2015年2月閣議決定）をその根幹としています。開発協力大綱は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献すること、またそのような取組を通じて日本の国益の確保を図るという日本の基本的方針を明記しています。外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）を戦略的かつ効果的に活用していくことが求められています（開発協力大綱は外務省ホームページ注1に掲載しています）。

1　開発協力大綱が掲げる基本方針

上述の目的のため、開発協力大綱では「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」、「人間の安全保障の推進」、「自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力」の3つを開発協力の基本方針としています。

2　開発協力大綱が掲げる重点課題

また、上記の基本方針にのっとり、「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅（ぼくめつ）」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱（きょうじん）な国際社会の構築」の3つの重点課題に沿った協力を推進することとしています。

日本の政府開発援助（ODA）

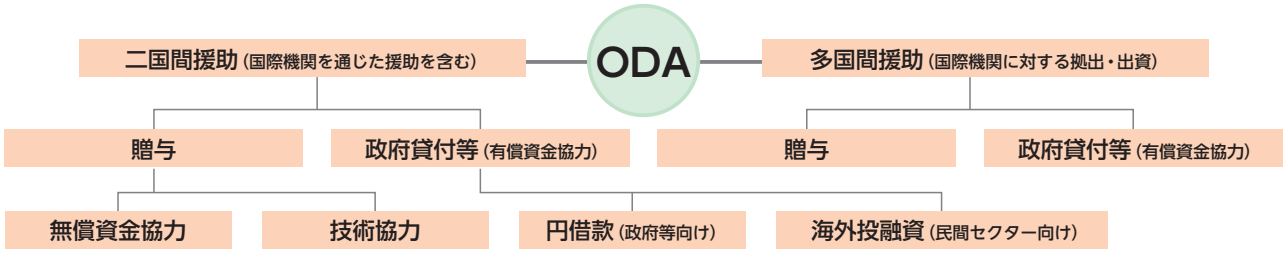

●ODAとは？

開発協力とは、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動（開発協力大綱）のことで、そのための公的資金をODAといいます。政府または政府の実施機関はODAによって、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」のため、開発途上地域、国際機関または民間セクターに対し、資金協力や技術の提供を行います。

その対象は、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）の開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）が作成するリスト（23ページの図表Ⅰ-10を参照）に掲載されています。

●ODAにはどのような種類があるか？

ODAは、**贈与**と**政府貸付等**に分けることができます。また、開発途上地域を直接支援する**二国間援助**と、国際機関等に対して拠出・出資する**多国間援助**があります。

二国間援助における贈与は、開発途上地域に対して無償で提供される協力のことで、日本が実施しているスキームとしては、返済義務を課さず、開発途上地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する**無償資金協力**と、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う**技術協力**があります。なお、国際機関に対する拠出・出資のうち、対象国・事業を指定した拠出は、統計上、二国間援助の実績に含まれます（15ページの図表Ⅰ-1を参照）。

また、日本が実施する二国間援助の**政府貸付等（有償資金協力）**には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上地域に必要な資金を貸し付ける**円借款**と、開発途上地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う**海外投融資**があります。

多国間援助には、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）などの国連機関、国際機関および世界銀行などの国際金融機関等への拠出・出資などがあり、多くは贈与として実施していますが、国際金融機関向けでは近年は**政府貸付等（有償資金協力）**で実施することもあります。

（外務省ホームページ注2ではODAに関する様々な情報を掲載しています。）

注1 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html　xiii ページのQRコードからもアクセスできます。

注2 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html　xiii ページのQRコードからもアクセスできます。

カンボジア「未来へとつながる道」
（撮影者　日本地雷処理を支援する会）

ベナン「KAWAIIに国境なし！貴方の髪も素敵」
（撮影者　出野爽香）

写真特集
～国際協力の現場から～

本特集の写真は、「EARTH CAMP　輪になって語ろう。地球の未来。」および「グローバルフェスタJAPAN2021」フォトコンテストの作品からご紹介しています。（詳細は138ページ、139ページをご覧下さい。）

ネパール「自分の村にも水を」
（撮影者　特定非営利活動法人AMDA社会開発機構）

エチオピア「今、私達にできること。」
（撮影者　近藤史門）

エリトリア「和太鼓の演奏を楽しむこどもたち」
（撮影者　公益財団法人世界こども財団）

カンボジア「持続可能なカンボジアを考える」
（撮影者　山岸真喜子）

フィリピン「日本から届いたランドセル」
（撮影者　NPO法人DAREDEMO HERO　内山順子）

ウガンダ「飛びたいように飛んでごらん」
（撮影者　山下未玖）

ベトナム「学校ビオトープで緑をふやそう」
（撮影者　特定非営利活動法人
Nature Center Risen　宮川皓子）

第Ⅰ部

日本の新型コロナウイルス感染症対策支援 …… 1

1 日本の新型コロナウイルス感染症対策支援 …… 2

(1) 命を守るワクチン支援 …… 2
(2) 経済財政支援と強靱な社会の構築・環境整備のための支援 …… 4
(3) アジア地域での感染急拡大に対する緊急支援 …… 6
特別寄稿 今後の日本の開発協力 …… 7
ポスト・コロナを見据えた日本の取組 …… 10
コロナ禍の世界の現場で活躍する国際機関日本人職員 …… 12

2 実績から見た日本の政府開発援助と主要ドナーの援助動向 …… 14

(1) 実績から見た日本の政府開発援助 …… 14
(2) 実績から見た主要ドナーの開発協力概要 …… 19
(3) 新興ドナーや民間主体による「途上国支援」の増加 …… 21

第Ⅱ部

課題別の取組 …… 25

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 …… 26

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策 …… 26
(2) 債務問題への取組 …… 34
(3) 情報通信技術（ICT）、科学技術・イノベーション促進、研究開発 …… 36
(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出 …… 37

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 …… 41

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援 …… 41
(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援 …… 41
(2) 不正腐敗対策などのガバナンス支援 …… 41
(3) 民主化支援 …… 42
2-2 平和と安定、安全の確保のための支援 …… 43
(1) 平和構築と難民・避難民支援 …… 43
(2) 自然災害時の人道支援 …… 48
(3) 安定・安全のための支援 …… 48

3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進 …… 53

(1) 保健・医療 …… 53
(2) 水・衛生 …… 61
(3) 万人のための質の高い教育 …… 63
(4) ジェンダー・包摂的成長 …… 66
(5) 文化・スポーツ …… 69
(6) 環境・気候変動対策 …… 71

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現 79
(8) 食料安全保障および栄養 80
(9) 資源・エネルギーへのアクセス確保 84
(10) SDGs達成のための科学技術イノベーション
(Science, Technology, and Innovation for SDGs：STI for SDGs) 87

第Ⅲ部

地域別の取組 89

1 東アジア地域 90
2 南西アジア地域 96
3 大洋州地域 100
4 中南米地域 104
5 欧州地域 110
6 中央アジア・コーカサス地域 112
7 中東・北アフリカ地域 114
8 アフリカ地域 117

第Ⅳ部

多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組 125

1 多様なアクターとの連携強化のための取組 126
(1) 民間企業との連携 126
(2) JICA海外協力隊（JICAボランティア事業） 129
(3) 日本のNGOとの連携 131
(4) 地方公共団体との連携 132
(5) 大学・教育機関との連携 133
(6) 諸外国・国際機関との連携 134
2 開発協力の発信に向けた取組 138
(1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組 138
(2) 開発協力人材・知的基盤の強化 140
3 開発協力の適正性確保のための取組 143
(1) 不正行為の防止 143
(2) 国際協力事業関係者の安全対策 143
(3) ODAの管理改善と説明責任 144
(4) 開発協力における性的搾取・虐待等に関する取組 145

国際協力の現場から

1 日本の経験をラオスのインフラ長寿命化に活かし、質の高いインフラを推進！
～長崎大学など産官学連携によりラオスの道路インフラの維持管理と人材育成を促進～ 一般公募 32

2 アフリカ最大の難民受入れ国ウガンダでの取組を後押しする日本の協力
～UNHCRの活動～ 一般公募 47

3 災害時でも誰一人取り残さない！
～アジア太平洋地域における「障害インクルーシブ防災」の普及に邁進する日々～ 81

4 沖縄の経験と技術が太平洋島嶼国のハイブリッド発電を実現
～電力に脆弱性を抱える島嶼国へ安定的かつクリーンで低コストな発電技術を～ 86

5 日本の技術や知見を活かしボリビアの環境改善に取り組む！
～JICA帰国研修員が結成したECO-TOMODACHIの活躍～ 109

6 地域間の連結性を強化し、ルワンダと周辺国の物流を促進！
～日本ならではの包括的な支援で東アフリカ全体の経済発展に貢献～ 120

7 日本の民間企業によるバングラデシュでの総合病院の設立・運営をJICAの海外投融資で支援 130

8 国際機関で活躍する日本人職員の声 ～時々でベストを尽くし、憧れを実現(日本人職員のキャリア紹介)～ 141

匠の技術、世界へ

1 質の高く使いやすい日本の教材で医療技術の向上を目指す！
～エクアドルで医療用シミュレーション教育の普及に貢献～ 60

2 チーム横浜の技術でマラウイの水道人材を育成
～無収水問題の解決と給水サービスの改善～ 62

3 海洋プラスチック問題の実態解明に挑む日本とタイのアカデミア
～科学的根拠に基づく政策立案への知的貢献～ 73

4 熱帯雨林の保護と先住民の暮らしを両立させる森林資源利用モデルの構築
～カメルーンとの共同研究で、森に暮らす人々の生活を向上～ 135

開発協力トピックス

1 世界銀行グループを通じた低所得国支援 ～国際開発協会（IDA）第20次増資（IDA20）～ 9

2 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組の推進 33

3 UHC達成に向けた日本の取組 ～東京栄養サミット2021～ 56

4 2050年カーボンニュートラル実現に向けた日本の取組と日本の開発途上国への支援 74

5 マレーシアの経済・社会の発展を支えた東方政策と日本のODA ～共に創りあげた40年の成果を踏まえて～ 95

6 PALM9の開催と太平洋地域への日本の開発協力 103

7 ODA広報 世界で役立つ日本のODA、日本人の貢献をもっと知ってほしい！ 139

一般公募のコラムは、外務省のTwitter・Facebook・ODAメールマガジン等で募集を呼びかけ、応募いただいた題材の中から選出し、作成したものです。

案件紹介

第Ⅱ部　課題別の取組
1　「質の高い成長」の実現に向けた協力
(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策
東ティモール　(1) ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画、
(2) 港湾計画・施設維持管理アドバイザー　28

(2) 債務問題への取組
キルギス　税務局人材育成システム向上プロジェクト　34

(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出
アルゼンチン　一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブ
バリューチェーンの構築プロジェクト　40

3　地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進
(1) 保健・医療
ザンビア　(1) ルサカ郡病院整備計画（第1次、第2次）、
(2) ルサカ郡1次レベル病院運営管理能力強化プロジェクト　57

アフリカ30か国　小児薬剤耐性結核イニシアティブ 一般公募　58

(3) 万人のための質の高い教育
ベトナム　ビントゥアン省、アンザン省の小学校のインクルーシブ
教育研修システムの構築事業（第3年次）　65

(4) ジェンダー・包摂的成長
ガーナ　(1)児童労働の撤廃と予防への支援、
(2)ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査 一般公募　67

(5) 文化・スポーツ
マラウイ　マラウイへのJICA海外協力隊派遣50周年
―素振りがつないだ日本とマラウイの絆　70

(6) 環境・気候変動対策
インドネシア、ペルー　熱帯木材生産林における火災の予防と管理　77

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現
グアテマラ　中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2　80

(8) 食料安全保障および栄養
インド　ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト（フェーズ2）　85

第Ⅲ部　地域別の取組
1　東アジア地域
タイ　カンチャナブリ県サンクラブリ郡における医療機器整備計画　93

2　南西アジア地域
バングラデシュ　(1) コミュニティ防災力向上支援事業、
(2) 北ダッカ市における学校を中心とした
地域の災害対応能力向上支援事業（第1年次） 一般公募　97

3　大洋州地域
ソロモン　ソロモンヘルシービレッジ推進プロジェクト　101

4　中南米地域
チリ　中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト（KIZUNAプロジェクト）　107
5　欧州地域
アルバニア　小規模農家金融包摂プロジェクト　111
第Ⅳ部　多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組
1　多様なアクターとの連携強化のための取組
（1）民間企業との連携
エジプト　JICA海外協力隊（民間連携）　127
（5）大学・教育機関との連携
ウガンダ、エチオピア、ナイジェリア、マリ　小規模農家のためのe-エクステンション・プラットフォーム構築 一般公募　133

一般公募のコラムは、外務省のTwitter・Facebook・ODAメールマガジン等で募集を呼びかけ、応募いただいた題材の中から選出し、作成したものです。

図表

第Ⅰ部　日本の新型コロナウイルス感染症対策支援

図表Ⅰ-1　2020年の日本の政府開発援助実績…15
図表Ⅰ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移…16
図表Ⅰ-3　主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移…17
図表Ⅰ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2020年）…18
図表Ⅰ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2020年）…18
図表Ⅰ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移…19
図表Ⅰ-7　主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2019年）…20
図表Ⅰ-8　地域別実績における主要DAC諸国（2019年）…21
図表Ⅰ-9　DAC諸国の援助手法別実績（2019年）…22
図表Ⅰ-10　DAC援助受け取り国・地域リスト…23

第Ⅲ部　地域別の取組

図表Ⅲ　二国間政府開発援助の地域別実績（2020年）…121

資料編 ……147

参考統計

1 2021年度政府開発援助予算（当初予算）…… 148

（1）政府開発援助予算の内訳…… 148
（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体）…… 148
（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）…… 149
（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目…… 150
（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）…… 151
（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）…… 151

2 2020年の日本の政府開発援助実績…… 152

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2020年）…… 152
（2）二国間政府開発援助分野別配分（2020年）…… 153

巻末資料

用語集……154
索引……158

開発協力大綱はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html

2021年版開発協力白書および過去の白書は外務省ホームページでもご覧頂けます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html

ODA（政府開発援助）に関する情報はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

ODAに関する統計や諸外国の経済協力の概要はこちら（開発協力参考資料集）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html#section4

ODAの受取国別の情報はこちら（政府開発援助（ODA）国別データ集）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html

ODAメールマガジンの詳細はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

【表紙写真説明】

ブータンの小学校でワークショップを実施したJICA専門家と児童たちの様子（写真：JICA）

【裏表紙写真説明】

JICA専門家と南アフリカの生徒たちの様子。国内のパイロット校を対象に算数のカリキュラム改訂および教員用指導書の開発・導入が進められている（写真：JICA）。

「ODAマン」について、詳しくは138ページを参照。

本書は、原則として、2021年1月1日から12月31日までに日本が実施した開発協力の内容を記録するものです。ただし、一部の事項については2022年2月までの動きも記載しています。なお、本文中に登場する人物の肩書はすべて当時のものです。

第Ⅰ部
日本の新型コロナウイルス感染症対策支援

第24回日ASEAN首脳会議において、岸田総理大臣から日本のASEAN地域に対する新型コロナウイルス感染症対策支援を紹介（2021年10月27日）（写真：内閣広報室）

1 日本の新型コロナウイルス感染症対策支援 2

2 実績から見た日本の政府開発援助と主要ドナーの援助動向 14

第Ⅰ部　日本の新型コロナウイルス感染症対策支援

1 日本の新型コロナウイルス感染症対策支援

2021年も新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大が世界全体に大きな影響をもたらしました。新型コロナ危機は人間の安全保障に直結する国際社会共通の課題であり、国際社会が一体となって取り組む必要があります。2021年12月までに、日本は、二国間および国際機関経由で、総額約4,300億円（約39億ドル）の資金協力を実施しました。また、2020年から2年間で最大7,000億円（約64億ドル）の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を設立し円借款を供与しています。

2022年中頃までには全ての国の人口の70%にワクチンを接種するという世界保健機関（WHO）の目標を達成するためには、ワクチンの供給のみならず、その開発、生産、輸送、接種等のための包括的な支援やワクチンへの信頼を高めることが不可欠です。

日本は、「誰の健康も取り残さない」との理念の下、一人でも多くの命を守るため、COVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）解説を通じた支援やワクチンの現物供与を行うとともに、ワクチンを確実に接種現場まで届けるためのコールド・チェーン 注1 整備等を行う「ラスト・ワン・マイル 注2 支援」を進めてきました。また、感染症に対するレジリエンス（対応能力）を高めるためには、開発途上国の保健・医療体制の強化が重要との考えから、酸素濃縮器や人工呼吸器をはじめとする保健・医療機材の供与を実施しています。さらには、財政状況が厳しくなった途上国に対し、緊急の円借款を実施し、経済財政支援を行っています。

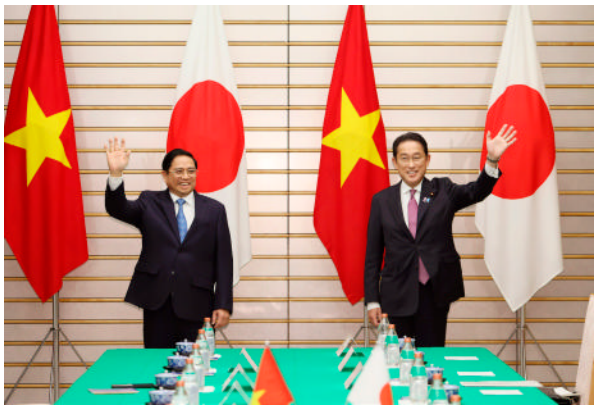

ベトナムのチン首相と会談した岸田総理大臣。チン首相からは、ベトナムに対する日本のワクチン供与に対する謝意が述べられ、新型コロナ対策において日本と連携を強化していきたい旨発言があった。（2021年11月24日）（写真：内閣広報室）

日パラグアイ外相会談では、林外務大臣から、日本はコロナ禍で必要とされる医療体制強化のための機材供与をしており、引き続き、インフラ整備を含め、パラグアイの経済社会開発のため協力していく考えである旨を伝えた（2021年11月22日）

（1）命を守るワクチン支援

感染症危機を克服するためには、開発途上国の医療体制の整備・強化や適切な医療サービスへのアクセスが不可欠です。特に、世界のあらゆる国・地域において、安全性、有効性および品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスを確保する必要があります。日本は、二国間で、また国連機関・国際機関、主要ドナー等との連携を通じ、様々な支援を実施しています。

ア　ワクチンを巡る国際会議とワクチン供与に関する日本の取組

2021年も、様々な国際会議において、ワクチンの供給支援を含む新型コロナ危機への対応についての議論が行われました。

6月、日本はCOVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）をGavi（ガビ）ワクチンアライアンス解説と共催し（テレビ会議）、共同議長として、各国政府や

注1　低温を保ったまま、製品を目的地まで配送する仕組み。これにより、ワクチンなどの医療品の品質を保つことができる。

注2　Last one mile。物流・通信サービス等の分野において、モノまたはサービス提供のための最終拠点から利用者や消費者にモノまたはサービスが届くまでの最後の区間のこと。

COVAXワクチン・サミット（2021年6月）（写真：Gaviワクチンアライアンス）

民間セクターに対し、資金提供を働きかけました。その結果、同サミットにおいて、2021年末までに全世界で「18億回、開発途上国の人口30%分」のワクチンを供給するために必要とされる資金調達目標83億ドルを大きく上回る96億ドルを確保しました。また、日本は、COVAXの途上国向け支援枠組（Advance Market Commitment：AMC）解説に対し、8億ドルを追加拠出することを表明しました。これにより、日本によるCOVAXへの財政支援は、既に拠出した2億ドルに加え計10億ドルになりました。さらに、各国・地域に対し日本国内で製造したワクチンを3,000万回を目処とし供与する旨も表明しました。

6月のG7コーンウォール・サミットにおいては、菅総理大臣（当時）が保健に関するセッションのリード・スピーカーの一人として議論を主導しました。G7は、ACTアクセラレータ 注3 への支持を再確認し、G7として少なくとも8億7,000万回分のワクチンを2022年にかけて現物供与することや、資金および現物供与を通じて10億回分に相当する支援を行うことにコミットしました。G7各国からはCOVAXワクチン・サミットの成功裏の開催への歓迎が示されました。

その後も、9月に米国主催で開催された「新型コロナ・サミット」および同月の第76回国連総会においても、日本は、ワクチン供与を含む日本の新型コロナ対策支援について世界に発信しました。10月のG20ローマ・サミットにおいては、岸田総理大臣から、2022年中頃までには全ての国の人口の70%に新型コロナに対するワクチンを接種するという目標を支持する旨述べました。

バングラデシュでの新型コロナワクチン引渡式の様子（2021年8月）

さらに、12月に日本が開催した東京栄養サミット2021においても、岸田総理大臣から、特に喫緊（きっきん）のワクチン需要があるアフリカに対し、国際機関などと調整の上、今後、日本として1,000万回分を目処としてワクチン供与を行う旨を表明しました（東京栄養サミット2021については、56ページの「開発協力トピックス」を参照）。

なお、日本は、2021年6月以降2022年2月末までに、26か国・地域に対し約4,200万回分のワクチンを供与しました（直接供与：インドネシア、タイ、台湾、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシアに約2,500万回分、COVAXファシリティを通じた供与：東南アジア、南西アジア、中央アジア、太平洋島嶼（とうしょ）国、中南米、中東およびアフリカの19か国に約1,700万回分）。また、COVAXファシリティを通じたワクチン供与のために必要な輸送経費等の一部を、国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS）を通じ支援しました。日本からのワクチンが届いた各国・地

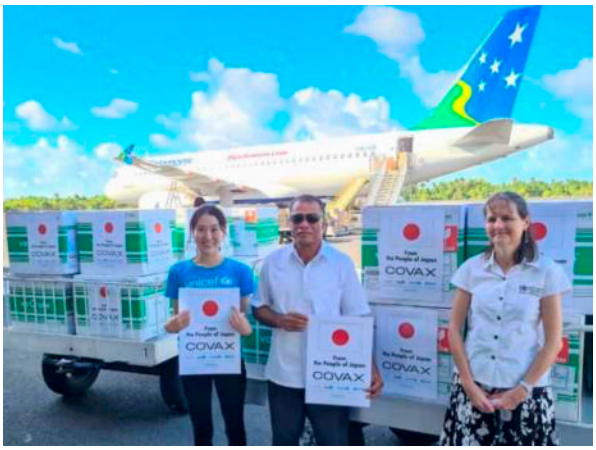

キリバスでワクチン到着を迎えるテマリ・ライン島・フェニックス島開発担当大臣（写真：UNICEF）

注3 新型コロナのワクチン、治療薬および診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み。WHO他が提案し、新型コロナウイルス・グローバル対応サミット（2021年5月、EU主催）において日本、EU、イタリア、英国、スペイン、ドイツ、ノルウェーおよびフランスが共同提案国となって発足。

フィリピンで行なわれた「ラスト・ワン・マイル支援」引渡式で冷蔵庫が供与されている様子（2021年11月）

ラオスでの新型コロナ・ワクチン引渡式の様子（2021年8月5日）（写真：UNICEF Laos/2021/AKarki）

域では、テレビや新聞等の主要メディアで大きく報じられ、ワクチン供与に対する謝意が表明されました。

イ　一人ひとりにワクチンを届ける「ラスト・ワン・マイル支援」

開発途上国では、供与されたワクチンをいかに適切な方法で各地域のワクチン接種場所まで運搬するかが大きな課題となっていました。ワクチンを接種現場まで迅速かつ確実に届けるためには、コールド・チェーン 注4 等の物流網の整備が不可欠です。

日本は、JICAおよび国連児童基金（UNICEF）との連携により、途上国でワクチンを一人ひとりに届けるための支援を迅速に実施しました。JICAは長年にわたる医療供給網整備支援の経験および実績を活かし、日本製の保冷設備や、運搬用車両、検査機材等の供与等を通じ、途上国のワクチン接種体制の強化に貢献しています。この「ラスト・ワン・マイル支援」として、2021年12月末までに、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ等の59か国・地域に総額137億円の無償資金協力を行いました（UNICEFでの日本人職員の活躍について、13ページも参照）。

ウ　ワクチン支援のための日米豪印連携

インド太平洋地域においては、2021年3月、日本、米国、オーストラリアおよびインドの4か国首脳が参加する初の日米豪印首脳テレビ会議が開催され、日米豪印ワクチン・パートナーシップを立ち上げました。2021年9月に米国ワシントンで開催された第2回日米豪印首脳会合においても、4か国は、ワクチン供与や資金拠出を通じて、インド太平洋地域における、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスの確保に向け大きな役割を果たしていることを確認し、ワクチンの生産拡大、インド太平洋地域への供給を含め、新型コロナ対策において引き続き協力していくことで一致しました。

(2) 経済財政支援と強靭な社会の構築・環境整備のための支援

新型コロナ拡大による世界的な社会経済状況および人道状況の悪化を踏まえ、日本は、水・衛生、栄養・食料、教育、ジェンダー等の幅広い分野において、各国のニーズに寄り添ったきめ細やかな支援を行っています。

中でも、新型コロナ危機の中で不可欠なインフラとなった通信分野については、途上国でのオンライン教育普及の支援などに取り組むとともに、ODA案件における情報通信技術（ICT）注5 の積極的活用やデジタル・トランスフォーメーション（DX）注6 の推進を行っています。さらに、気候変動・環境分野においてODAを媒介として民間資金を積極的に活用しつつ、再生可能エネルギーへの転換を支援するなど環境保全に焦点を当てた持続的な発展を支援しています。日本は、様々なアクターと連携しながら、ポスト・コロナを見据えた開発協力を引き続き実施していきます（ポスト・コロナを見据えた日本の取組について、10

注4　2ページの 注1 を参照。

注5　Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

注6　新たなIT 技術の導入が人々の生活をより便利にしたり豊かにしたりすること、新しいデジタル技術の導入により既存ビジネスの構造を作り替えたりするなど、新しい価値を生み出すこと。

ザンビアのコメディアンが、ルサカのコンパウンド（チャワマ地区）の子どもたちにPPAP2020を用いて手洗いを教えている様子（写真：元JICA・林俊一郎）

ガーナの野口記念医学研究所にはJICAを通じて約50年、支援を実施。野口研先端感染症研究センターで作業を行うJICAの帰国研修員（左）（写真：JICA）

ページおよび11ページを参照）。

ア　危機に対応するための経済財政支援

日本は、世界的な経済活動が停滞する中で大きな影響を受けている開発途上国の経済・社会活動を下支えするため、また、保健・医療分野を含む財政ニーズに対処するため、新型コロナ危機対応緊急支援円借款の制度創設後2020年7月から2021年12月末までに14か国に対し、総額3,495億円の円借款を供与しました。また、ドミニカ共和国の保健衛生・経済的危機からの回復のための政策促進を支援するために、米州開発銀行との協調融資により、2021年7月、上限2億ドルの財政支援借款を供与しました。

2020年にG20およびパリクラブで合意された債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative：DSSI）解説については、日本は、2021年12月時点で11か国との間で支払い猶予に合意し、交換公文を署名しました。DSSI後の債務措置に係る共通枠組解説については、チャド、エチオピア、ザンビアの3か国が債務再編を要請しています。日本は、具体的な債務救済に向けた議論への参画を通して、途上国の債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいきます。

イ　保健・医療体制構築支援

日本は、開発途上国の保健・医療体制構築を、医療従事者の能力構築支援、地域病院間のネットワーク化、地域の保健システム強化等の観点から、長年にわたり支援してきました。今般のコロナ危機においても、それら支援の対象であった医療施設が感染症対策の中核を担っています（ベトナムのチョーライ病院への支援、ASEAN感染症対策センターおよびガボンでの感染症対策支援については10ページおよび11ページ、バングラデシュでの病院設立については130ページの「国際協力の現場から」、エクアドルでの医療教育支援については60ページの「匠の技術、世界へ」、タイ、ソロモンおよびザンビアでの医療・保健分野での支援については93ページ、101ページおよび57ページの「案件紹介」を参照）。

2021年7月には、パナマにおけるCOVID-19他新興感染症に係るサーベイランス及び検査能力向上プロジェクトが開始されました。同プロジェクトは、中南米・カリブ地域において重要な役割を担っている研究拠点として、パナマのゴルガス記念研究所の検査・分析能力向上と感染症サーベイランス注7・ネットワーク強化を目的としたものです。

ウ　感染症に強い環境整備

新型コロナ危機により世界の飢餓（きが）人口が増加していることから、日本は栄養改善を通じた感染症予防にも力を入れています。2021年、日本は、新型コロナの

ガボンの保健センターに供与された手洗い水タンク（写真：JICA）

注7　感染症患者の発生情報を統一的手法で持続的に情報収集・分析し、得られた情報を予防と対策のために還元するもの。

マダガスカルの学校で、手洗い習慣の大切さをダンスと歌とを交えながら指導するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

ベトナムに届いた「ラスト・ワン・マイル支援」の機材（写真：UNICEF）

影響に加え、干ばつ、洪水、熱波など歴史的な自然災害のため危機的状況にある25の国・地域に対し食糧援助を実施しました。

2021年12月には、世界の栄養改善に向けた国際的な取組を促進するために、東京栄養サミット2021を開催しました。同サミットでは健康・食・強靱性・説明責任・財源を中心に議論が行われ、各国政府・国際機関・民間企業・市民社会・学術界をはじめとする66か国および26企業を含む181のステークホルダーから栄養改善に関する390以上のコミットメントが提出され、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されました。また、215のステークホルダーからのエンドースを得て、成果文書として東京栄養宣言を発出し、今後の栄養改善に向けた国際社会が取り組むべき方向性を定めました（56ページの「開発協力トピックス」を参照。食料安全保障および栄養に関する取組については、第Ⅱ部（8）も参照）。

また、15か国以上の国において、浄水処理用薬品、給水車用燃料、水道事業職員用の感染防護具、配管資材等を供与しているほか、手洗いの励行や啓発活動を実施し、感染症予防に貢献しています。JICAは、安全・安心な水の供給、手洗い設備、石鹸等の環境整備等の支援に加え、開発途上国における正しい手洗いの定着のため、「健康と命のための手洗い運動」等の取組を実施しています。

（3）アジア地域での感染急拡大に対する緊急支援

2021年4月以降、インドやインドネシア、タイ、ラオスなどのアジア諸国において新型コロナの感染が急拡大し、医療逼迫や社会・経済的混乱が生じました。日本は、これら諸国の戦略的重要性も踏まえ、また各国からの支援要請を受け、緊急援助物資として酸素濃縮器をインドに供与したほか、総額約45億円の緊急無償資金協力を実施し、UNOPSを通じ、酸素濃縮器、人工呼吸器等を供与しました（UNOPSでの日本人職員の活躍について、12ページも参照）。

また、日本からの拠出金によってアジア欧州財団（ASEF）注8が備蓄する物資のうち、防護ガウン、ゴーグル、検査手袋等7種類約62万点をカンボジア、ラオス、バングラデシュ、ブルネイおよびベトナムに提供することを決定し、2021年5月以降、物資が引き渡されました。

日本のNGOもODAを通じ支援を行いました。たとえば、2021年4月以降、新型コロナの感染が急拡大したインドとネパールへの支援のため、2021年5月にジャパン・プラットフォーム（JPF）注9におい

茂木外務大臣（当時）は、訪問先のパレスチナにおいて、リヤード・マーリキー・パレスチナ外務・移民庁長官（右端）と共に、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する無償資金協力（国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）連携）の署名式に立ち会った（2021年8月）

注8 アジア欧州会合（ASEM）の柱の一つである社会・文化分野の活動を担うため、唯一の常設機関として1997年、シンガポールに設立。アジア・欧州間の幅広い相互理解の促進や連結性の強化のための活動を行っている。

注9 134ページの用語解説を参照。

特別寄稿 今後の日本の開発協力

今後の日本の開発協力は、いくつもの長期的課題に答えるものでなければならない。国際社会全体を見据えれば、2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）と同年成立した気候変動に関するパリ協定の目指す方向性に貢献しなければならない。さらに2020年以降世界を襲っている新型コロナウイルス感染症が突きつける課題にも応えなければならない。そして、日本外交という観点からいえば、2016年以来打ち出してきた「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」というビジョンにもまた大きな役割を果たすことが求められている。

SDGs、気候変動、新型コロナ、そしてFOIPは、それぞれ異なる取組ではあるが、実際は極めて深く結びついている。残念なことに新型コロナによって多くのSDGsの目標達成が世界的に困難になりつつある。何十年にもわたって減少を続けてきた極度の貧困人口が増加してしまった。新型コロナを乗り越えた先の世界において、開発途上国の多くで極度の貧困撲滅に向けた取組が再び強化されなければならない。「人間の安全保障」を重視する日本の開発協力は、このような国際社会の取組の先陣に立つべきである。

気候変動問題では、2021年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）で地球の平均気温の上昇を産業化以前と比べて1.5度未満に抑えることが再確認された。気候変動対策を行うことが新たな経済のパラダイムとなることを踏まえ、開発協力においても民間の投資との相乗効果を生み出す創造的な気候変動対策の取組を進めていくべきであろう。防災は、日本自身にとっての大きな課題であるとともに、日本が世界に貢献できる一大分野である。

コロナ後の世界においてもインド太平洋地域は、最もダイナミックな発展の可能性を持つ地域である。20世紀後半、東アジアから始まった成長の大きなうねりが二つの大洋を越えてサブサハラアフリカにまで続いている。大きな可能性を持つこの地域には、しかしながら、極度の貧困層や脆弱（ぜいじゃく）で不安定な政治社会を抱える国々もある。人材育成とインフラ整備を進めることによって未来の展望を開きつつ、後発開発途上国の抱えるさまざまなSDGsの達成に日本は尽力していく必要がある。自由で開かれた秩序を維持しつつ、コロナ後のインド太平洋をビルドバックベター[注1]することこそが、日本外交と開発協力の大きな使命であろう。

日本の開発協力は、JICA海外協力隊や各分野の専門家を世界各地に派遣し、また内外で行う研修事業で人材育成を行ってきた「顔の見える」開発協力である。新型コロナを乗り越えた世界で再び数多くの日本人の顔が各地で輝くことを期待したいものである。

（写真：川本聖哉）

政策研究大学院大学（GRIPS）学長　田中明彦

注1 Build back better。より良い回復。

日本からの緊急援助物資としての酸素濃縮器がインドの空港に到着した時の様子（2021年5月）（写真：JICA）

引き渡された酸素濃縮器がインドの病院で使用されている様子（2021年5月）（写真：インド政府）

て「新型コロナインド変異株危機対応支援プログラム」を立ち上げました。同プログラムを通じ、2か国で計4件、0.78億円の緊急人道支援を実施し、対象地域の医療機関や住民に、マスクや手袋、消毒液等の衛生用品の配布、酸素濃縮器や血圧計等の医療資機材の供与を行いました。これに加え、住民に対する感染予防のための啓発活動も実施しました。

ネパールの保健所において、供与した医療機材について説明している様子（写真：特定非営利活動法人　ADRAJapan）

用語解説

COVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）

新型コロナワクチンへの公平なアクセスの確保のため、Gavi主導の下で立ち上げられた資金調達および供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済を活かして交渉し、迅速かつ手頃な価格でワクチンを供給する仕組み。COVAXファシリティは、2021年12月時点で144か国・地域へワクチンを供給。

Gaviワクチンアライアンス（Gavi、the Vaccine Alliance）

2000年、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。設立以来、8億8,800万人の子どもたちに予防接種を行い、1,500万人以上の命を救ったとされている。日本は、2011年に拠出を開始して以来2021年までに、累計約3億9,000万ドルの支援を実施。

COVAX途上国向け枠組（「事前買取制度」Advance Market Commitment：AMC）

COVAXファシリティの途上国における新型コロナワクチンの供給を促すための枠組み。ドナーが資金を拠出し、途上国に対しては、COVAX/AMCがワクチン購入費用の一部を負担することで費用負担を抑制し、ワクチン製造企業に対しては、Gaviが一定量のワクチンを買い取ることを事前に保証し、開発・製造されたワクチンの市場を確保するとともに、需要に見合う規模のワクチン製造体制を整えるための製造能力拡張を後押しする国際的な枠組み。

債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative：DSSI）

新型コロナの感染症拡大による影響から流動性危機に直面する低所得国につき、その債務の支払いを一時的に猶予する枠組。2020年4月にG20および主要債権国会合であるパリクラブは、2020年5月から同年12月末までの間に支払期限が到来する債務を猶予することに合意し、その後、支払猶予期間を二度延長した（2020年10月に2021年6月まで延長、2021年4月に2021年12月末までの期間延長に合意）。2021年12月21日時点で、45か国の途上国がパリクラブと覚書を交わしている。

DSSI後の債務措置に係る共通枠組

2020年11月にG20およびパリクラブで合意された低所得国に対する債務救済をケースバイケースで行うための枠組。中国をはじめとする非パリクラブ国を巻き込んだ形で、合同で債務措置の条件を確定することを初めて約束したもの。

開発協力トピックス 1

世界銀行グループを通じた低所得国支援

～国際開発協会（IDA）第20次増資（IDA20）～

日本は、2021年12月に、世界銀行グループの国際開発協会（IDA）第20次増資（IDA20）交渉の最終会合を主催し、IDAとして過去最大の支援規模の合意に至りました。

IDAは、世界銀行グループの中で所得水準の特に低い開発途上国の支援に特化した機関で、超長期・低利の融資や贈与等を行う世界最大規模のドナー基金です。また、国際社会が対応すべき開発課題の方向を規定する、低所得国支援における最も重要な開発金融機関として、特定の地域・分野に限らず、各地域の低所得国の多様な開発課題に統合的に対応し、世界の貧困削減に大きく貢献しています。たとえば、貧困削減に向けた経済成長促進、生活水準向上のためインフラ、保健、教育、気候変動、防災等の分野において支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症危機への対応のため、低所得国においてIDAからの支援に対する需要が一層高まる中、日本政府は、IDAの資金補充の議論の開始を各国に先がけて呼びかけるなど議論を主導し、通常は3年に一度実施されている増資について、IDAの歴史上初めて1年前倒しで実施することに合意しました。

2021年12月に日本が主催した最終会合では、岸田総理大臣から、日本が途上国におけるワクチン関連支援を実施してきたことに加え、IDAもまた、パンデミックで苦しむ低所得国に対し、ワクチンを含む新型コロナ対策支援を精力的に実施してきており、危機の中でその重要性が一層高まっている旨を述べました。また、鈴木財務大臣から、変異株の流行の繰り返しを避けるためには、途上国も含めたワクチン・治療薬の普及およびユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の普及を含む将来の保健危機への予防・備え・対応を強化することが重要である旨を述べるとともに、日本として3,767億円の拠出を表明しました。こうした日本の貢献を含め、IDA20（対象期間は2022年7月から2025年6月）では、過去最大の支援規模となる930億ドルの増資パッケージに合意しました。

IDA20においては、世界で74の低所得国がIDAからの支援を受けられることになります。また、今回の増資では、新型コロナへの対応やUHCの推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靭性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等の開発課題が重点政策に位置づけられており、各国に対する支援が実施される予定です。

IDA20最終会合（2021年12月）の様子（写真：世界銀行グループ）

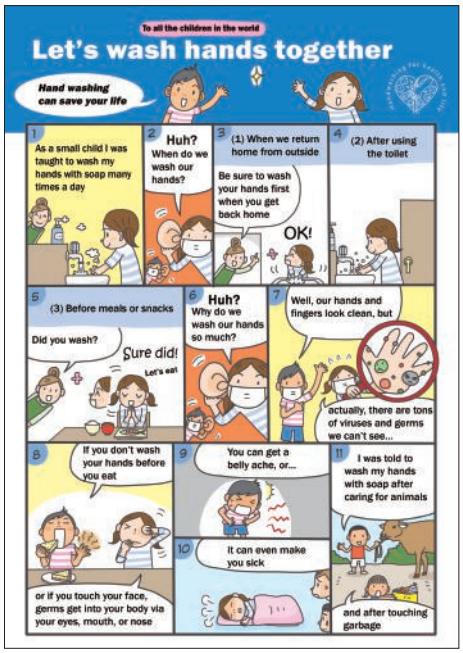

JICAは「健康と命のための手洗い運動」の一環として「正しい手洗い漫画」（井上きみどり氏作成）を日本語・英語で作成し、無料で配布。2021年12月末時点で、34の言語への翻訳も行っている。（資料提供：JICA）

ポスト・コロナを見据えた日本の取組

環境・エネルギー、SDGsビジネス

ニジェール・セネガル

ABEイニシアティブ留学生が西アフリカとのビジネスの「かけはし」に

ニジェールではABEイニシアティブ留学生が、帰国後に起業。インターン先の辻プラスチック社（滋賀県）の現地パートナーとして、同社が開発したソーラー充電器を活用した充電サービスを開始。また、セネガルでも別の元留学生が帰国後に起業し、辻プラスチック社の現地パートナーとして、ソーラー電源システムを生かした灌漑システムの調査を実施。

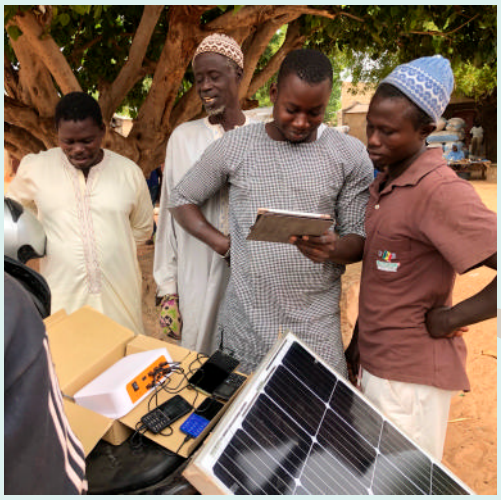

（写真：辻プラスチック（株）／JICA）

（写真：内閣広報室）

保健・医療

東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEAN感染症対策センター（日・ASEAN統合基金（JAIF））

ASEAN感染症対策センターが、地域の感染症対策の中核拠点として人々を感染症の脅威から守る組織へと発展するよう日本は継続的な支援を実施。ASEAN各国から高い評価と期待が示されている。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）、保健・医療

ブータン

日本製モバイル胎児心音計測装置の導入による母子保健の向上

JICAとUNDPとの連携の下、メロディ・インターナショナル社（香川県）のモバイル胎児心音計測装置55セットがブータン各地の医療機関に配置された。この支援により、地方の妊婦への医療サービスへのアクセスが向上し、同国内で遠隔医療機材として高く評価されている。

保健・医療

ガボン

公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト

既知・未知の感染症対策のため日・ガボンで共同研究を実施。ガボンの研究機関は月に約5,000件のPCR検査実施や変異株の早期特定など、新型コロナ対策の最前線でも大きく貢献。

DX、食料安全保障、小規模農家支援

ザンビア

市場志向型稲作振興プロジェクト（SHEPアプローチ注1）

JICAの若手専門家とザンビア農業省若手職員が中心となり、小規模農家の所得向上のため、市場志向型の稲作普及による「儲かる稲作」を推進。新型コロナ感染拡大の中、日本からオンラインで延べ約2,000農家に技術指導を実施。

日本は、アジア、中南米、アフリカなど世界各国で、ポスト・コロナを見据えた様々な支援を実施しています。ここでは、日本の取組の一部を紹介します。

保健・医療

ベトナム

チョーライ病院向け病院運営・管理能力向上支援プロジェクト

長年にわたる日本の協力の成果として、チョーライ病院はベトナム初の新型コロナ感染者を受け入れるなど、中核的役割を果たしている。中長期的な医療体制の改善のため、日本は引き続きベトナムを支援。

(写真：JICA)

自由で開かれたインド太平洋(FOIP)、ICT

パラオ

光海底ケーブルプロジェクト(国際協力銀行(JBIC)協調融資)

日米豪による「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」[注2]の下、光通信ケーブル購入資金の融資を通じてパラオの通信インフラを強化し、投資環境を改善。日本はオールジャパンで官民連携の協調融資を実施。

環境・エネルギー

メキシコ

太陽光発電事業への協調融資(海外投融資)

JICA初のグリーンローン原則[注3]認証取得融資として、メキシコの太陽光発電事業を支援し、脱炭素化・気候変動の影響緩和に貢献。

(写真：イエノバ社)

DX、質の高い教育、STEM

カンボジア

アプリ教材「Think! Think!(シンクシンク)」の活用による初等教育のSTEM[注4]学力向上に関わる普及・実証・ビジネス化事業

新型コロナで学校が閉鎖される中、ワンダーラボ社(東京都)のアプリを用いた無料オンライン授業を、カンボジア教育省のFacebook、YouTubeや国営放送で配信。子どもたちからも大反響で、誰もが知る人気教材に。

(写真：ワンダーラボ株式会社／JICA)

人材育成、三角協力

アンゴラ・ブラジル

トヨタアンゴラアカデミー

JICAが半世紀以上にわたり技術協力を行ってきたブラジル職業訓練機関(SENAI)からブラジル人専門家をアンゴラに派遣し、ポルトガル語圏での三角協力として実施。自動車整備の指導員育成を目的としてトヨタ・デ・アンゴラが開設したトヨタアンゴラアカデミーと連携した新しい協力である。

(写真：JICA)

注1　84ページの用語解説を参照。
注2　2018年にJBIC、米国海外民間投資公社(OPIC、現米国開発金融公社(DFC))、オーストラリア外務貿易省(DFAT)および同国輸出金融保険公社(現輸出信用機関(EFA))との間で締結された覚書。
注3　グリーンローンとは、資金使途を環境に配慮した事業への用途に限定したローン。ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の拡大を背景に、グリーンローンに係る標準的なガイドラインとして、アジア太平洋地域ローンマーケット協会(Asia Pacific Loan Market Association)がグリーンローン原則を策定し、2021年2月に最新版が公開。
注4　Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)の略。

コロナ禍の世界の現場で活躍する国際機関日本人職員[注1]

中井恒二郎（なかいこうじろう）
国連世界食糧計画（WFP）バングラデシュ　コックスバザール事務所　副緊急調整官

本川南海子（もとかわなみこ）
同事務所　プログラム・オフィサー

2017年8月以降、WFPは、バングラデシュ南東部、コックスバザール県においてミャンマーからの避難民約90万人とホストコミュニティの住民約60万人に対して、食料・栄養・自立のための支援を行っています。新型コロナウイルス感染症の流行を受け、キャンプ内のEバウチャー[注2]・ショップで徹底的な感染防止対策を取るとともに、バングラデシュ政府とともにQRコードを利用した避難民キャンプへの人道支援団体のアクセス管理およびホストコミュニティに対する支援を実施しました。コロナ禍での支援は前例がないために毎日が手探りの状態でしたが、「後悔しない」を合言葉に、同僚たちと任務にあたりました。

日本政府からの支援では、Eバウチャー・ショップで新鮮な野菜や果物、米、食用油などを提供するほか、2021年3月にクトゥパロン避難民キャンプで発生した大規模火災時には6万人以上に炊き出しの食事を提供しました。また、株式会社ユーグレナと協働してホストコミュニティの小規模農家に緑豆の栽培技術支援を行い、収穫した緑豆をEバウチャー・ショップで販売しています。地元小規模農家が生産した食材を購入することで、避難民の食料確保、栄養改善のみならず、ホストコミュニティの持続可能な生計向上にも貢献しています。日本企業とWFP日本人職員の協力によりホストコミュニティの雇用を確保できたことについて、バングラデシュの政府や人びとから高い評価を得ています。

一般公募

広田美和子（ひろたみわこ）
国連人口基金（UNFPA）モザンビーク事務所
コーディネーション・レポーティング・オフィサー
国連ボランティア

UNFPAモザンビーク事務所にて同国北部での人道支援のモニタリング評価、パートナーシップ構築、広報、調整業務を担当しています。

モザンビークでは、北部のカーボデルガード州において武装勢力の攻撃や政府軍との武力衝突が相次いだ結果、人道危機が起こり、推定130万人が緊急人道支援を必要としています。同州における国内避難民数は、約1年で4倍以上に増加し、州民の約3人に1人が国内避難民となりました。

また、サイクロンの被害、新型コロナの感染拡大に加え、人道危機により児童婚やジェンダーに基づく暴力が増加しており、女性や少女の立場は一層困難なものになっています。

UNFPAは、日本政府の支援の下、国内避難民やホストコミュニティの女性・少女の安全、性と生殖の健康[注3]を守るための案件を実施しており、これまで医療へのアクセスが非常に制限されていた地域でも、今後、訪問医療事業を通じて1年間で計3万8,000人以上の女性・少女が医療サービスを受けられる予定です。

今後も女性・少女の安全・健康に寄与する支援に取り組みたいと思っています。

一般公募

伊藤有里（いとうゆり）
国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS）
ウクライナ事務所　事業支援担当官

私は2018年9月からUNOPSウクライナ事務所にて事業支援担当官として勤務し、事業管理や調達業務を担いました（2021年5月から同トルクメニスタン事務所にて事業運営支援分析官として勤務）。

2014年以降、ウクライナ東部では紛争が続き、現在も340万人が支援を必要としています。また、紛争の負傷者に対する医療へのアクセスの向上や老朽化した医療機材の刷新が課題となっています。

UNOPSは2016年から毎年、日本政府の支援により医療機材を現地の病院に提供しています。2020年は新型コロナによる物流混乱や生産遅延といった問題がある中、X線装置、手術用顕微鏡、腹腔鏡（ふくくうきょう）などを納入しました。これらの機材は、高度な診断・治療を可能とするだけでなく、医療従事者の業務効率化や負担軽減に繋がり、負傷者の早期回復や医療体制の改善に貢献しています。

一般公募

内野恵美（うちのめぐみ）

国連人口基金（UNFPA）インドネシア事務所
人道支援プログラムアナリスト（JPO）

2019年11月に着任後、現地の状況把握もままならぬうちに、インドネシア国内で新型コロナの感染が報告され、在宅勤務が始まりました。長期化する外出制限などのため、ジェンダーに基づく暴力の被害者の多くが支援を受けられずにいること。妊産婦が産前産後の検診を受けられず、出産や産後の不安を感じていること。また、高齢者や障害者も孤立し、生きがいを感じられなくなっていること。私は、毎日膨（ふく）れ上がる感染者数と、コロナによる格差拡大を目の当たりにし、自分がこれらの問題の解決に向けて何の貢献もできないまま過ごしていることに、当初、焦燥（しょうそう）感や無力感を感じたのを覚えています。

しかし、現在は、私も日本政府の支援のもと、「誰一人取り残さない」コロナ対策プロジェクトの立ち上げと実施に携わり、状況の改善に貢献しています。このプロジェクトを通じ、ジェンダーに基づく暴力の被害者、HIV/エイズと共に生きる人々、妊産婦、高齢者、障害者など、コロナ禍において弱い立場に置かれている人々の命を守るための支援を届けています。

一般公募

植村奏水（うえむらかなみ）

国連児童基金（UNICEF）ウガンダ事務所　子どもの生存と発達プログラム担当官

ウガンダでは2020年3月に最初の新型コロナ陽性者が確認され、2021年6月頃には医療現場の対応能力を大きく上回る第2波が到来しました。ロックダウンや保健・医療システムのひっ迫は、予防接種率の低下、栄養状態の悪化、学習機会の損失、児童婚・早期妊娠の増加など様々な形で子どもたちに影響を及ぼしています。

私はワクチン接種状況のモニタリングや各地域の保健・医療システムを強化する活動を通じて、ウガンダの新型コロナ対策を支援しています。

日本政府はUNICEFがウガンダで実施する活動の重要なパートナーです。日本の協力により、医療・水と衛生等へのアクセスの確保や栄養の改善のための事業を展開するとともに、新型コロナや定期予防接種用のワクチンを低温保管するコールド・チェーン[注4]設備の拡充を行い、ウガンダ政府とともにユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現を目指しています。

UNICEFウガンダ事務所も新型コロナ感染拡大の中で職員を失い、多くの職員が大切な人を亡くしました。そのような中でも、新型コロナの影響で苦しむ子どもたちのために、日々活動を続けています。

小田代佳子（おだしろけいこ）

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）モザンビークカーボデルガード州ペンバ事務所　コミュニティ保護官

2017年にモザンビークのカーボデルガード州で始まった武装勢力による攻撃と暴力は、70万以上の人々を避難に追い込み、故郷から逃れる中、多くの人が家族と離れ離れになりました。食べるものもなく、危険を逃れ茂みに隠れていた人も数多くいます。両親を失った子どもたちも多くいました。

UNHCRは、シェルターや食料以外の生活必要物資の供与、政府に対する基礎的サービス提供に関する助言およびモニタリング等を通じた人権保障のための活動を行っています。また、日本政府からの協力により、国内避難民に避難所を整備したほか、毛布、マットレス、蚊帳（かや）、キッチンセット等を供与し、人々の生活再建に大きく貢献しました。

私は、困難な状況下でも、人びとの生き残るための力強さや回復力、未知の明日に堂々と立ち向かっていく姿を尊敬するとともに、彼らの将来を築くため協力できることをいつも光栄に思っています。

注1　国際機関職員の方からの寄稿。人物の肩書きは執筆時点のものです。
注2　プリペイド式のカードにより食料品店から食材を購入できるシステムのこと。
注3　人間が安全で満ち足りた性生活を営み、子どもをいつ、何人、誰と、どこで、妊娠・出産するのかを自由に決められ、性別・年齢にかかわらず、自分の生と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であること。
注4　2ページの 注1 を参照。

2 実績から見た日本の政府開発援助と主要ドナーの援助動向

（1）実績から見た日本の政府開発援助

2020年の日本の政府開発援助（ODA）の実績[注10]は、2018年から導入された贈与相当額計上方式（Grant Equivalent System：GE方式）[注11]では、約162億6,025万ドル（約1兆7,360億円）となりました。この結果、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）諸国における日本の順位は米国、ドイツ、英国に次ぎ第4位[注12]となりました。

内訳は、二国間ODAが全体の約81.1%、国際機関に対するODAが約18.9%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。また、国際機関に対するODAでは、専門性や政治的中立性を持った国際機関を通じて、直接日本政府が二国間で行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図りつつ、「日本の顔」が見える支援を積極的に行っていきます。

二国間ODAを援助手法別に見ると、GE方式では、無償で供与された資金の実績は約30億6,736万ドル（約3,275億円）で、ODA実績全体の約18.9%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約17億9,246万ドル（約1,914億円）でODA全体の約11.0%です。技術協力は約24億135万ドル（約2,564億円）で、ODA全体の約14.8%を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約114億1,736万ドル（約1兆2,189億円）、政府貸付等の贈与相当額は約77億1,163万ドル（約8,233億円）で、ODA全体の約47.4%を占めています。

地域別の二国間ODAの実績値（卒業国向け援助を含む）を構成比（支出の総額）順に記載すると次のとおりです[注13]（詳細は16ページの図表Ⅰ-2および121ページの図表Ⅲを参照）。

◆アジア：60.4%（約102億645万ドル）
◆中東・北アフリカ：11.4%（約19億3,581万ドル）
◆サブサハラ・アフリカ：7.9%（約13億3,839万ドル）
◆中南米：3.8%（約6億4,428万ドル）
◆大洋州：1.9%（約3億2,911万ドル）
◆欧州：0.5%（約9,000万ドル）
◆複数地域にまたがる援助：14.0%（約23億6,476万ドル）

注10 2021年の実績のDAC統計確定値は2022年末以降に公表される予定。
注11 有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式にあてはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。2017年までDACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済された額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力の実態がより正確に評価される計上方式といえる。
注12 日本以外の国については、DAC統計2020年暫定値を使用。
注13 支出総額ベース。

図表Ⅰ-1 2020年の日本の政府開発援助実績

2020年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実績	前年実績	増減率(%)	実績	前年実績	増減率(%)
無償資金協力	1,274.90	1,395.65	-8.7	1,361.12	1,521.90	-10.6
債務救済	－	－	－	－	－	－
国際機関経由	1,792.46	1,160.34	54.5	1,913.67	1,265.30	51.2
技術協力	2,401.35	2,722.11	-11.8	2,563.74	2,968.35	-13.6
贈与計（A）	5,468.71	5,278.10	3.6	5,838.53	5,755.55	1.4
政府貸付等（貸付実行額：総額）(B)	11,417.36	9,401.75	21.4	12,189.44	10,252.22	18.9
（回収額）(C)	6,643.84	7,202.41	-7.8	7,093.12	7,853.93	-9.7
（純額）(D)＝(B)－(C)	4,773.52	2,199.34	117.0	5,096.32	2,398.29	112.5
（贈与相当額）(E)	7,711.63	6,515.55	18.4	8,233.12	7,104.94	15.9
二国間政府開発援助計（総額ベース）(A)＋(B)	16,886.07	14,679.85	15.0	18,027.97	16,007.77	12.6
二国間政府開発援助計（純額ベース）(A)＋(D)	10,242.23	7,477.44	37.0	10,934.85	8,153.84	34.1
二国間政府開発援助計（贈与相当額ベース）(A)＋(E)	13,180.34	11,793.64	11.8	14,071.65	12,860.49	9.4
国際機関向け贈与（F）	2,504.71	3,123.03	-19.8	2,674.09	3,405.54	-21.5
国際機関向け政府貸付等（貸付実行額）(G)	913.24	1,119.72	-18.4	975.00	1,221.01	-20.1
国際機関向け政府貸付等（贈与相当額）(H)	575.19	671.00	-14.3	614.09	731.70	-16.1
国際機関向け拠出・出資等計（総額・純額ベース）(I)＝(F)＋(G)	3,417.96	4,242.75	-19.4	3,649.09	4,626.55	-21.1
国際機関向け拠出・出資等計（贈与相当額ベース）(J)＝(F)＋(H)	3,079.91	3,794.03	-18.8	3,288.18	4,137.24	-20.5
政府開発援助計（支出総額）(A)＋(B)＋(I)	20,304.03	18,922.60	7.3	21,677.07	20,634.32	5.1
政府開発援助計（支出純額）(A)＋(D)＋(I)	13,660.18	11,720.19	16.6	14,583.94	12,780.38	14.1
政府開発援助計（贈与相当額）(A)＋(E)＋(J)	16,260.25	15,587.68	4.3	17,359.83	16,997.72	2.1
名目GNI値（単位：10億ドル、10億円）	5,249.24	5,346.04	-1.8	560,421.50	582,963.20	-3.9
対GNI比（%）（純額ベース）	0.26	0.22		0.26	0.22	
対GNI比（%）（贈与相当額ベース）	0.31	0.29		0.31	0.29	

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[－] は、実績が全くないことを示す。
・卒業国向け援助を除く。(卒業国向け援助を含めた実績については152ページの「参考統計2（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2020年）」を参照。)
・贈与相当額は2018年実績から集計。
・ここで言う「無償資金協力」とは、日本が実施している援助形態としての無償資金協力のうち、債務救済および国際機関経由の無償資金協力を除くものである。
・換算率：2019年＝109.0459円／ドル、2020年＝106.7624円／ドル（OECD-DAC指定レート）
・卒業国とは、23ページの「図表Ⅰ-10／DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
・日本は卒業国の中では、次の17か国・地域（アラブ首長国連邦、ウルグアイ、オマーン、クック、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バーレーン、バハマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、ルーマニア）に対して支出実績を有する（[　] は地域名を示す）。

図表Ⅰ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

支出総額ベース

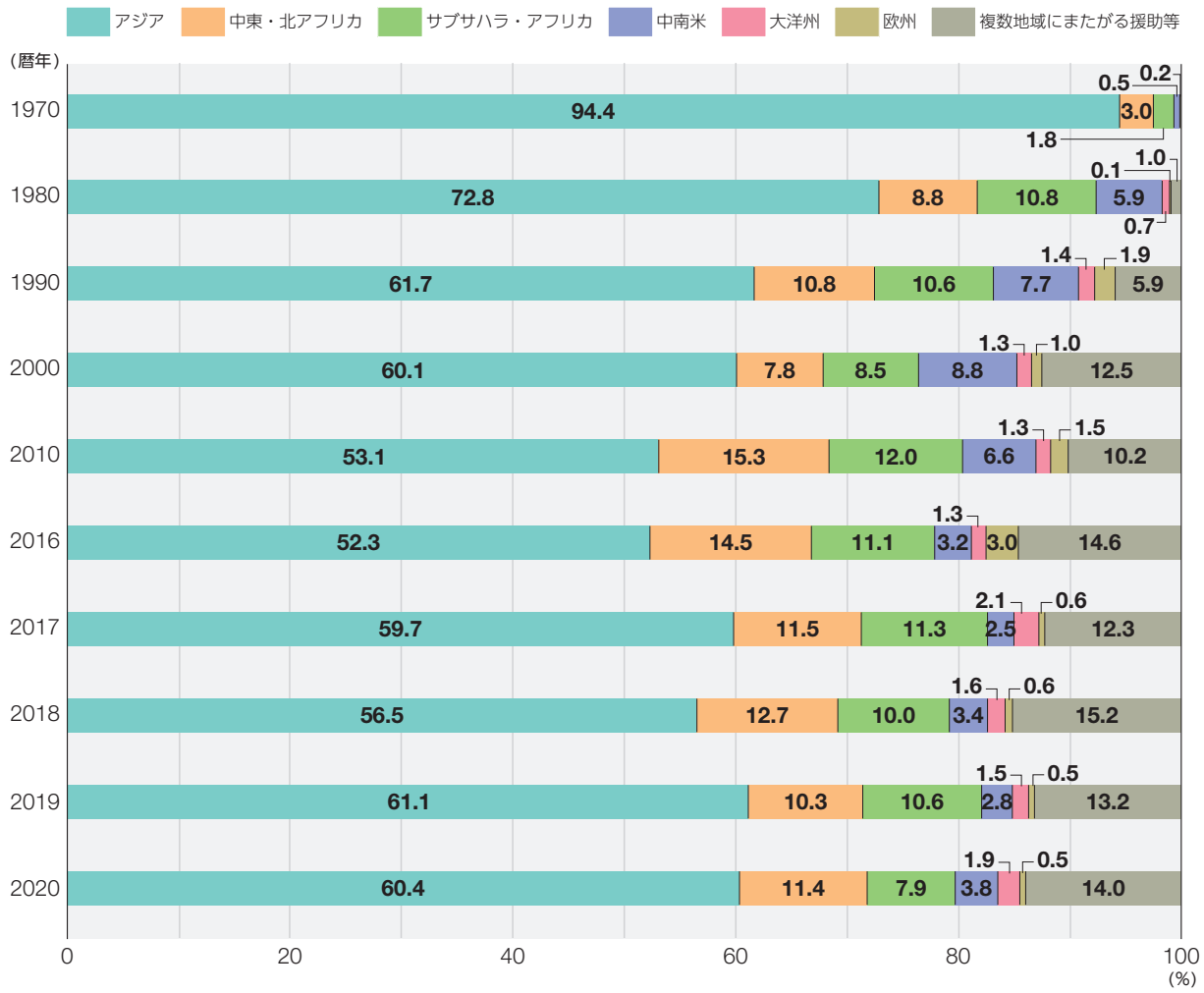

（注）
・1990年以降の実績には卒業国向け援助を含む。
・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

図表Ⅰ-3 主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移

OECD標準［支出純額ベース（2017年まで）／贈与相当額ベース（2018年から）］

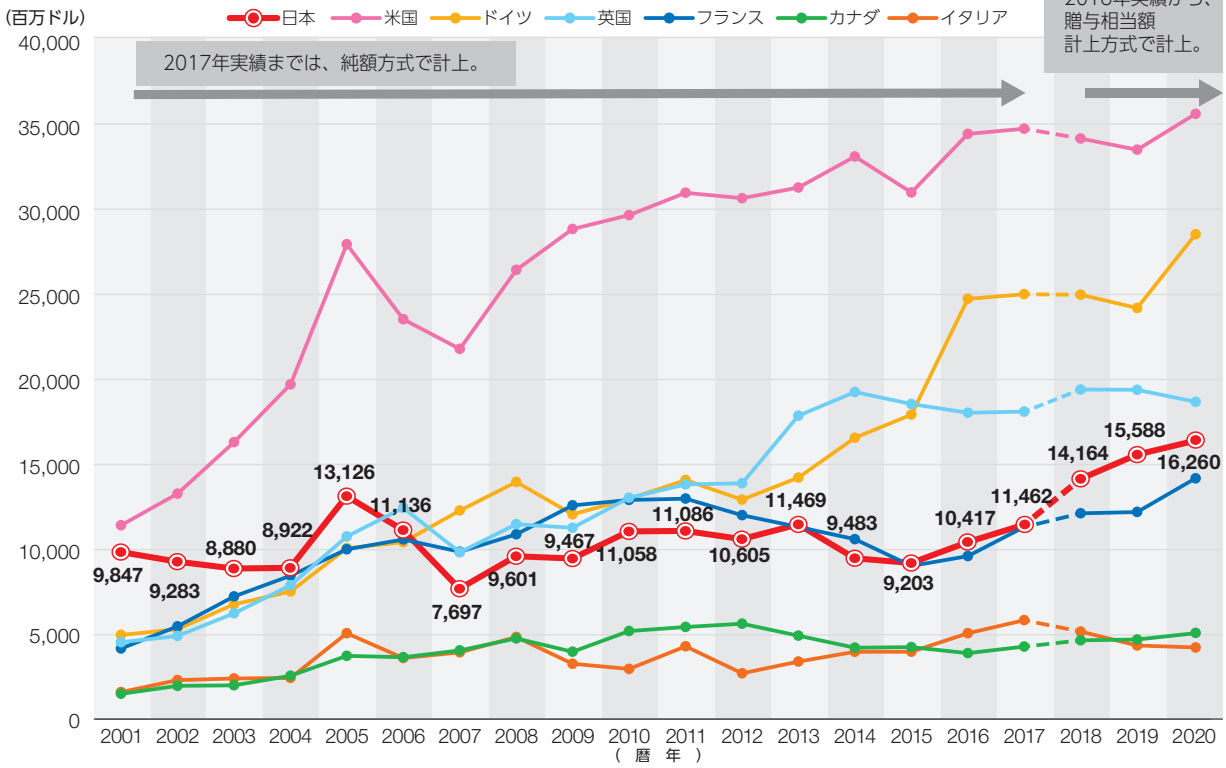

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・卒業国向け援助を除く。
・2020年については、日本以外は暫定値を使用。

支出総額ベース

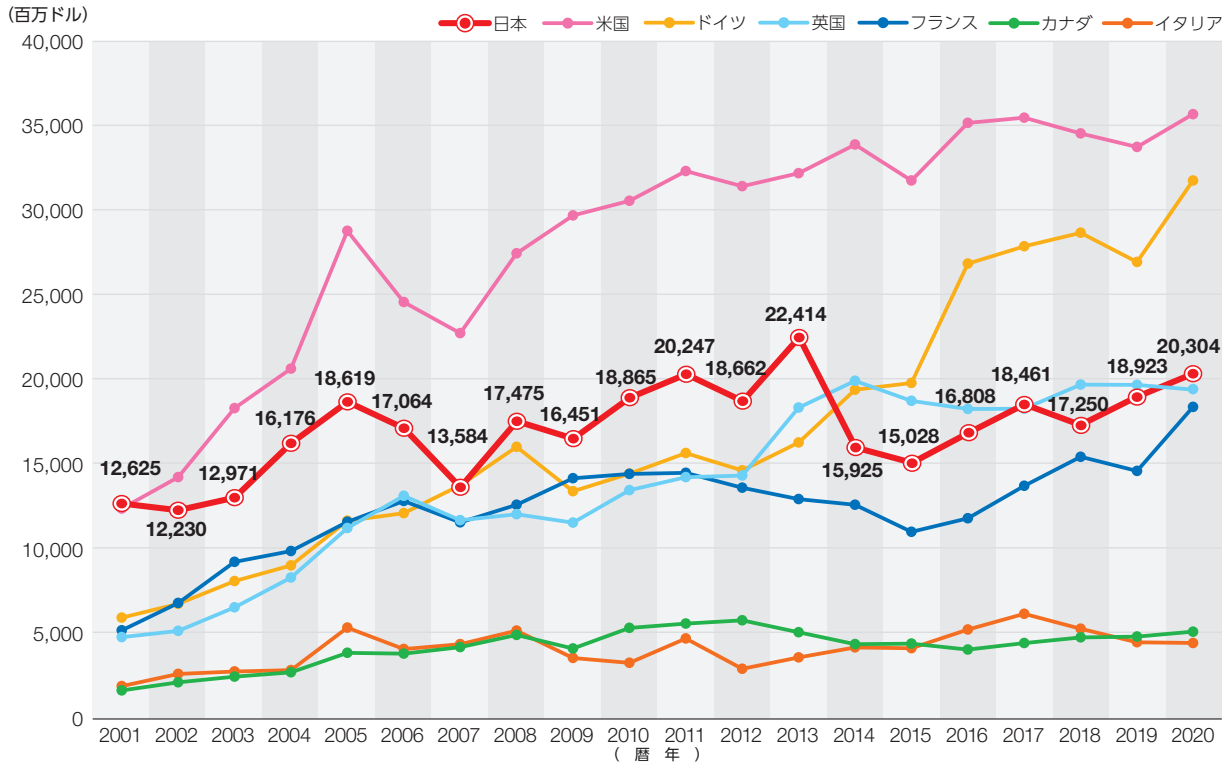

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・卒業国向け援助を除く。
・2020年については、日本以外は暫定値を使用。

図表Ⅰ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民１人当たりの負担額（2020年）

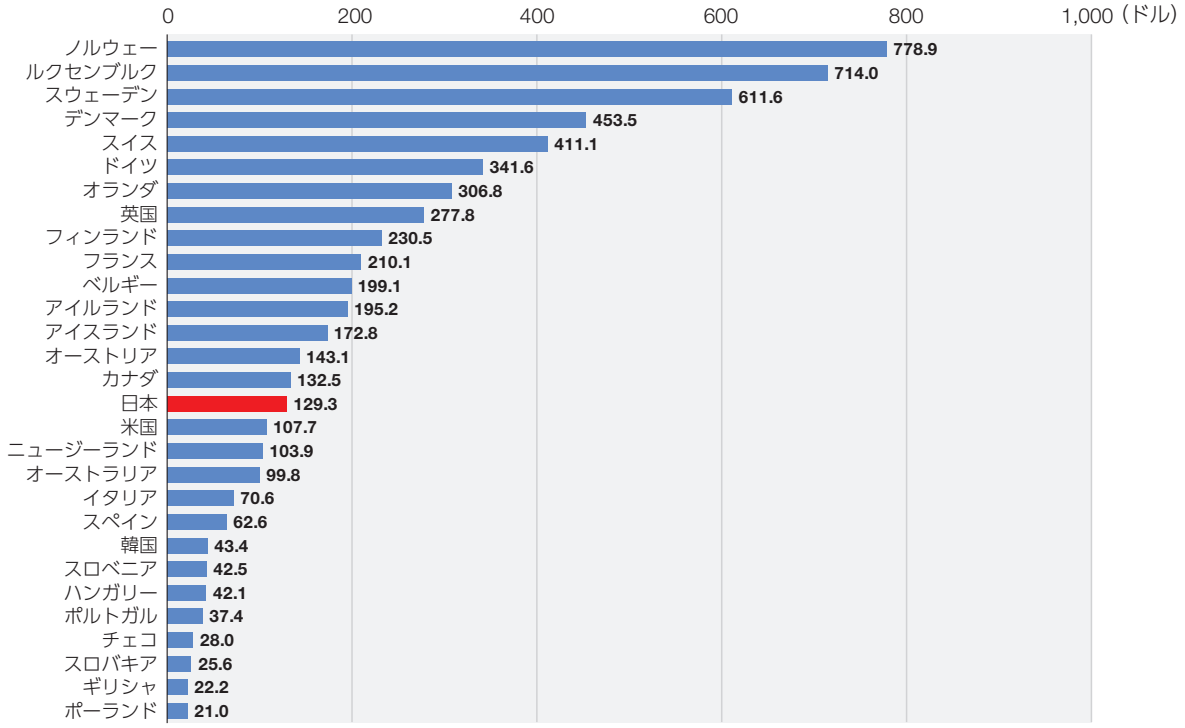

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・贈与相当額ベース。
・卒業国向け援助を除く。
・日本以外は暫定値を使用。

図表Ⅰ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2020年）

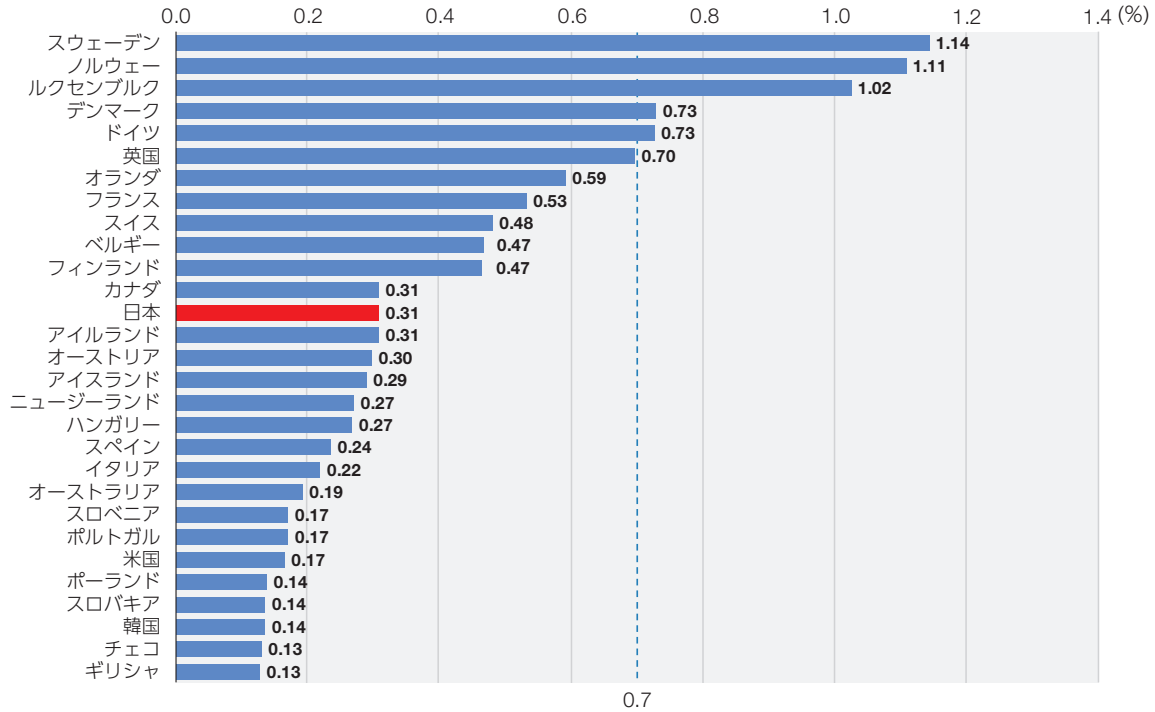

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・贈与相当額ベース。
・卒業国向け援助を除く。
・1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。
・日本以外は暫定値を使用。

図表Ⅰ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移

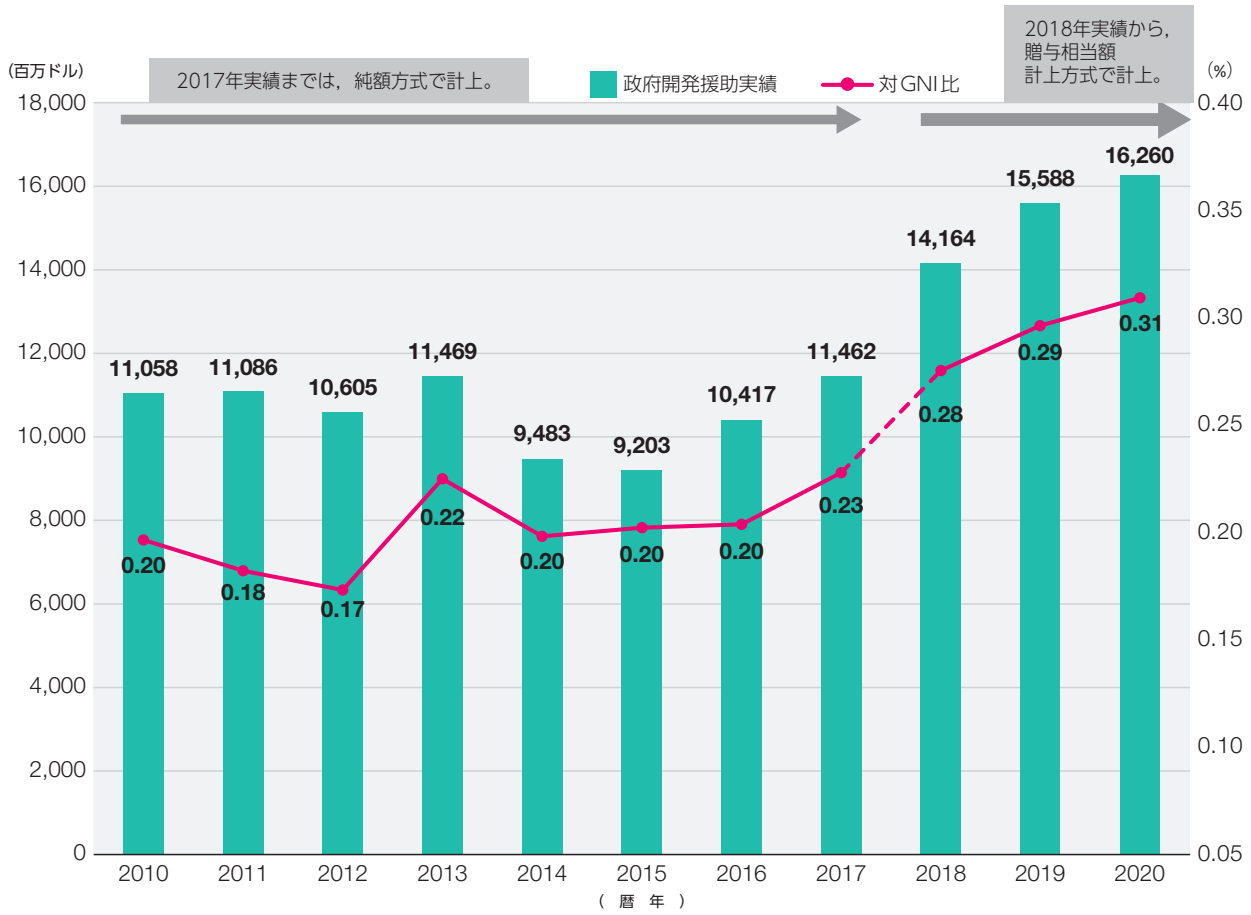

(注)
・2017年実績までは支出純額ベース。2018年実績からは贈与相当額ベース。
・卒業国向け援助を除く。

(2) 実績から見た主要ドナーの開発協力概要

いかなる協力がODAに該当するのか、それをどのように報告するかについては、OECD開発援助委員会（DAC）が国際的なルールを定めています。DACが定めるルールでは、ODAは、（ⅰ）公的機関またはその実施機関によって供与される、（ⅱ）開発途上国の経済開発や福祉の向上を主目的とする、（ⅲ）譲許的性格を有する（有償資金協力の場合、貸付条件（金利、償還期間等）が受取国にとって有利に設定されている）、の3要件を満たすものとされています。

このように、DAC諸国はDACが定めるルールに基づいて開発協力を行っていますが、主要ドナーが実施するODAの内容は国によって異なっています。ここでは、主にG7諸国を中心としたDACドナーの援助概要について2019年の実績 注14 を参考に概説します。

■主要ドナーの支援実績

2019年のDAC諸国のODA供与額（贈与相当額計上方式（GE方式））は、約1,517億2,200万ドルでした。国別実績（GE方式、DAC諸国における構成比）では、1位が米国（約334億9,200万ドル、22.1%）、2位がドイツ（約241億9,800万ドル、15.9%）、3位が英国（約193億9,300万ドル、12.8%）、4位が日本（約155億8,800万ドル、10.3%）、5位がフランス（約122億1,100万ドル、8.0%）、6位がオランダ（約52億9,200万ドル、3.5%）、7位がスウェーデン（約52億500万ドル、3.4%）、8位カナダ（約47億2,500万ドル、3.1%）、9位イタリア（約43億7,300万ドル、2.9%）とG7諸国が上位を占めています。 注15

注14　2020年実績のDAC統計確定値は2022年3月以降に公表される予定。
注15　詳細については、2020年版開発協力参考資料集図表「DAC諸国の政府開発援助実績（2019年）」を参照。

図表Ⅰ-7　主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2019年）

（約束額ベース、単位：%）

分野＼国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ（教育、保健、上下水道等）	13.7	41.5	39.7	38.2	35.8	33.0	45.7	36.5
経済インフラ（輸送、通信、電力等）	52.1	4.9	5.2	22.8	18.8	9.1	3.1	16.9
農林水産分野（農業、林業、漁業等）	4.4	3.1	4.0	3.9	5.8	4.2	6.1	4.5
工業等その他生産分野（鉱業、環境等）	19.2	3.4	14.8	15.6	12.4	12.1	10.0	11.6
緊急援助（人道支援等）、食糧援助	3.6	31.3	24.7	1.6	9.1	7.3	17.3	14.9
プログラム援助等（債務救済、行政経費等）	6.9	15.8	11.6	17.8	18.1	34.4	17.8	15.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
（注）
・四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とならないことがある。
・卒業国向け援助を除く。

■主要ドナーの支援分野

2019年の実績では、米国、英国、カナダ、フランスおよびドイツは、教育、保健、上下水道等の社会インフラ分野へ支援を重点的に行っています。また、米国はODA全体の30%以上を人道支援・食糧援助などの緊急支援に充(あ)てています。一方で、道路や橋、鉄道、通信、電力等の経済インフラ分野については、日本が最も多く52.1%を、次いでフランスが22.8%をそれぞれ配分しています。日本の協力に占める経済インフラ分野での支援が大きいのは、自らの戦後の復興経験からも、途上国の持続的な経済成長を通じた貧困削減等の達成のためには、まず経済インフラを整え、自助努力を後押しすることが不可欠と考えているからです（図表Ⅰ-7）。

■主要ドナーの支援地域

日本はアジア地域を中心に支援している（2019年の支出総額（以下同）の約61.1%）のに対し、米国、フランス、英国およびイタリアはサブサハラ・アフリカ向けが1位（それぞれ32.1%、30.8%、28.1%、22.8%）となっており、ドイツは中東・北アフリカ向け支援が1位（22.2%）となっています[注16]。また、地域別で見た主要DAC諸国からの支援実績の割合では、米国はサブサハラ・アフリカ（32.7%）、中東・北アフリカ（28.6%）、および中南米地域（29.0%）で1位となっています。大洋州ではオーストラリアが総供与額の48.2%を支援しているほか、旧ユーゴスラビア諸国やウクライナなどの欧州地域ではドイツが27.7%を占めています。このように、各国による支援重点地域は、地理的近接性や歴史的経緯等による影響も受けています（図表Ⅰ-8）。

■援助形態別の実績（2019年）

援助形態別に見ると、2019年のDAC諸国全体のODA実績のうち、贈与が約87%（二国間無償資金協力：約50%、二国間技術協力：約10%、国際機関向け贈与：約26%）、有償資金協力が13%（二国間：約12%、国際機関向け：約1%）となっており、日本およびフランスを除く主要DAC諸国は、そのほとんどを贈与（無償資金協力および技術協力）の形態で実施しています（図表Ⅰ-9）。

日本のODAに占める有償資金協力（円借款等）の割合が多いのは、開発を与えられたものとしてではなく、開発途上国自身の事業として取り組む意識を高めることが、効果的な開発協力のために重要との考えに基づき、途上国の人々自らによる経済成長への努力を支援することを目的としているためです。途上国側から見れば、自らが借りたお金で国の社会や経済の発展を目指した事業を行うことになり、それだけに一生懸命に事業に取り組むことにつながります。円借款事業

注16　詳細については、2020年版開発協力参考資料集第3章諸外国の経済協力第3節「主要援助国・地域機関の経済協力の概要」を参照。

図表Ⅰ-8 地域別実績における主要DAC諸国（2019年）

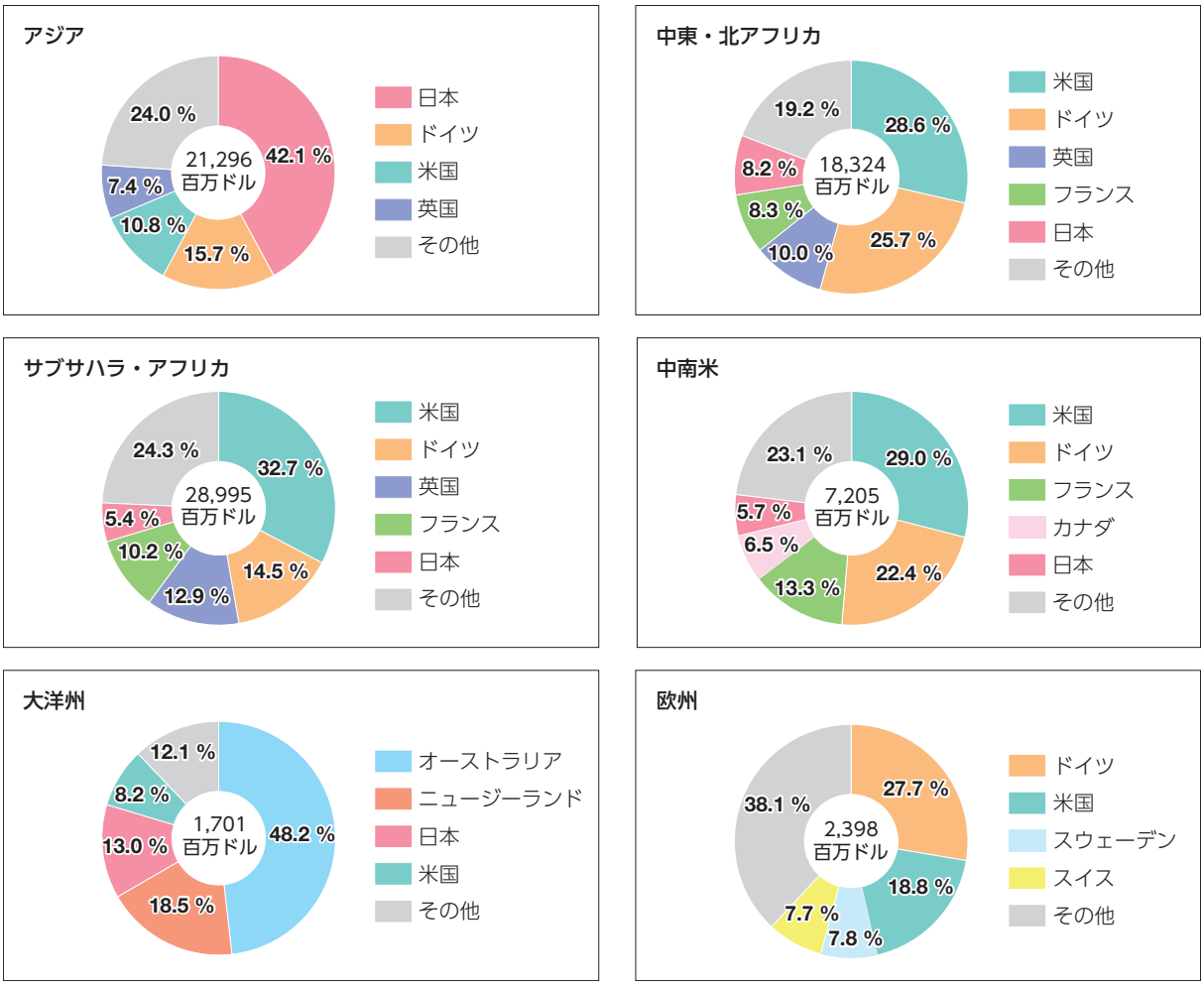

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・支出総額ベース。
・地域分類は121ページの図表Ⅲに同じ。
・卒業国向け援助を除く。
・グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

が終了した後も、途上国の人々が自らによって事業を持続・発展的に行えるようになることを目指した協力を行っている点は、自助努力を重視する日本ならではの支援といえます。

(3) 新興ドナーや民間主体による「途上国支援」の増加

近年、DAC諸国に加え、DACに参加していない中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、トルコ、南アフリカ等の新興ドナーや民間の財団などによる開発途上国支援が増加しています。DACの統計で集計されているだけでも、2019年の非DAC諸国（DACに実績報告を行っている国のみ）による支援は計160億ドル以上、NGOによる支援は計450億ドル以上に達しています。

途上国への資金の流れを正確に把握し、限りある開発資金を効果的に活用することは国際社会が連携して開発協力を推進するためには不可欠ですが、非DAC諸国などが実施する途上国支援の内容は、DACが作成・公表する統計ではすべてが明らかにならないのが現状です。また、国際ルール・スタンダードに合致しない不透明かつ不公正な貸付慣行の存在も指摘されています。

こうした情況下、2021年にはG7、G20やOECD等の様々な国際フォーラムにおいて、開発金融の透明性等について議論が行われました。たとえば、6月末に開催されたG20開発大臣会合では、茂木外務大臣（当時）から、G20各国が開発金融に関する国際ルールの遵守（じゅんしゅ）に率先して取り組むべきであり、ODA以外の公的資金の流れを含めて可視化する画期的な取組で

図表Ⅰ-9　DAC諸国の援助手法別実績（2019年）

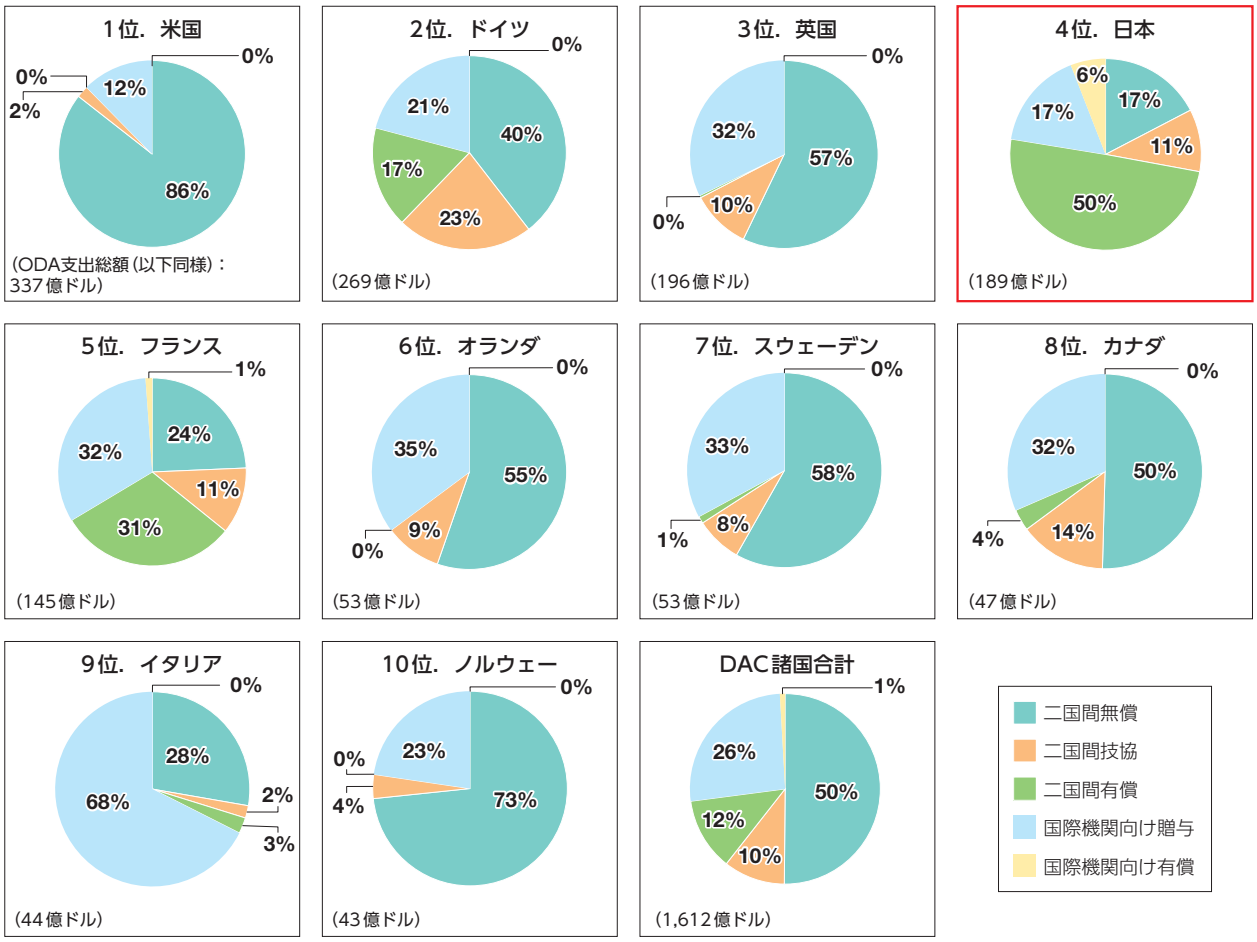

出典：DAC統計（DAC.Statistics on OECD.STAT）
(注)
・2019年DAC実績上位10か国、支出総額ベース。
・四捨五入の関係で合計が100%とならないことがある。

ある「持続可能な開発のための公的総支援（TOSSD：Total Official Support for Sustainable Development）」注17に、できるだけ多くの国が早期に参加できるよう、議論を開始していくことを提起しました。

また、10月に採択されたOECDの今後10年間の基本方針を示す文書である「OECD設立60周年ビジョン・ステートメント」では、「全ての関係者」に対し、透明性と説明責任を向上させるようOECDのスタンダードや慣行の遵守を促進する旨が表明されました。12月に開催されたOECD開発センター注18理事会第7回ハイレベル会合にて採択されたコミュニケにおいても「債務管理の強化や債務の記録・管理システムの統合を通じ、債務の透明性を高めることの重要性を強調する」旨が表明されました。

日本としては、中国等、新興ドナーの途上国支援が国際的な基準や取組と整合的な形で透明性を持って行われるように、引き続き国際社会と連携しながら働きかけていきます（34ページの債務問題への取組および134ページの諸外国・国際機関との連携も参照）。

注17　TOSSDは、持続可能な開発に資する公的な資金の流れを幅広く捕捉すべく、2017年以降、DACを中心に検討が開始された新たな統計システム。DACに報告していない新興ドナーからの「援助」や、必ずしも開発を主な目的としていない資金、さらには公的資金の関与によって動員された民間資金も持続可能な開発に資するものであれば対象になり、2020年より、データ報告が開始されている。

注18　OECD開発センターとは、様々な開発課題・経済政策に関する調査・研究等を行うOECDの一機関。OECD加盟国だけでなく、中国をはじめとするOECD非加盟の新興ドナーや途上国もメンバーとなっている。

図表Ⅰ-10 DAC援助受取国・地域リスト

(2020年実績に適用)

政府開発援助（ODA）対象国						
後発開発途上国（LDCs） (47か国)		低所得国（LICs） 一人当たりGNI 1,005ドル以下	低中所得国（LMICs） 一人当たりGNI 1,006-3,955ドル以下		高中所得国（UMICs） 一人当たりGNI 3,956-12,235ドル以下	
アフガニスタン	ブータン	[北朝鮮]	アルメニア	ミクロネシア連邦	アゼルバイジャン	ナミビア
アンゴラ	ブルキナファソ	ジンバブエ	インド	モルドバ	アルジェリア	ニウエ
イエメン	ブルンジ		インドネシア	モロッコ	アルゼンチン	パナマ
ウガンダ	ベナン		ウクライナ	モンゴル	アルバニア	パラオ
エチオピア	マダガスカル		ウズベキスタン	ヨルダン	アンティグア・バーブーダ	パラグアイ
エリトリア	マラウイ		エジプト		イラク	フィジー
ガンビア	マリ		エスワティニ		イラン	ブラジル
カンボジア	南スーダン		エルサルバドル		エクアドル	ベネズエラ
ギニア	ミャンマー		ガーナ		ガイアナ	ベラルーシ
ギニアビサウ	モーリタニア		カーボベルデ		カザフスタン	ベリーズ
キリバス	モザンビーク		カメルーン		ガボン	ペルー
コモロ	ラオス		キルギス		北マケドニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ
コンゴ民主共和国	リベリア		グアテマラ		キューバ	ボツワナ
サントメ・プリンシペ	ルワンダ		ケニア		グレナダ	マーシャル
ザンビア	レソト		コートジボワール		コスタリカ	マレーシア
シエラレオネ			コソボ		コロンビア	南アフリカ
ジブチ			コンゴ共和国		サモア	メキシコ
スーダン			ジョージア		ジャマイカ	モーリシャス
セネガル			シリア		スリナム	モルディブ
ソマリア			スリランカ		赤道ギニア	[モンセラット]
ソロモン			タジキスタン		セルビア	モンテネグロ
タンザニア			チュニジア		セントビンセント	リビア
チャド			[トケラウ]		[セントヘレナ]	レバノン
中央アフリカ			ナイジェリア		セントルシア	[ワリス・フテュナ]
ツバル			ニカラグア		タイ	
トーゴ			パキスタン		中国	
ニジェール			パプアニューギニア		ドミニカ共和国	
ネパール			[パレスチナ]		ドミニカ国	
ハイチ			フィリピン		トルクメニスタン	
バヌアツ			ベトナム		トルコ	
バングラデシュ			ボリビア		トンガ	
東ティモール			ホンジュラス		ナウル	

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
(注)
・GNI値は2016年の数値
・2020年に卒業した国はクック。
・[　] は地域名を示す

第Ⅱ部

課題別の取組

マダガスカルの技術協力「コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ2」において、コメの市場調査を行うJICA専門家（写真：久野真一／JICA）

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 26
2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 41
3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進 53

第Ⅱ部　課題別の取組

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

（1）産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」注1のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間部門が中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大など民間活動が活発になることが不可欠です。しかし、開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

■質の高いインフラ

開発途上国には依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています注2。しかし、途上国において、「質の高い成長」を実現するためには、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、透明性、開放性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等を考慮した「質の高いインフラ」解説を整備する必要があります。

日本は、途上国の経済・開発戦略に沿った形で「質の高いインフラ」を整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含めながら、途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を支援できることは、日本の強みです。

日本は、各国や国際機関とも連携し、2019年の大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注3の普及・実施に取り組んでいます。「質の高いインフラ投資」の重要性については、様々な二国間会談や多国間会議の場において確認されてきています。

2021年10月のG20ローマ・サミットでは、岸田総理大臣から、世界経済の回復にはG20原則に沿った「質の高いインフラ投資」が必要である旨を強調しました。首脳宣言においては、回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進することが確認されました。

2020年11月の日ASEAN首脳会議では、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊（かいろう）による連結性を強化し、3年間で1,000人の人材を育成していくことを発表しました。2021年8月には、日本製車両を導入したタイ都市鉄道レッドラインが開通しました。

日本の有償資金協力により拡張が行われているマダガスカルのトアマシナ港で、トラックの通行ルートについて協議する、港湾公社スタッフと日本人専門家（写真：久野真一/JICA）

インド最長の橋梁（きょうりょう）となるムンバイ湾横断道路の建設現場（写真：ムンバイ大都市圏開発機構）

注1　成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されない「包摂（ほうせつ）性」、社会や環境と調和しながら継続できる「持続可能性」、経済危機や自然災害などの様々なショックに対する「強靱（きょうじん）性」を兼ね備えた成長（開発協力大綱）。

注2　G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH）による推計。

注3　31ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

持続可能な開発目標（SDGs）の推進

国際社会は貧困・格差、テロ、難民・避難民、感染症、自然災害、気候変動、環境問題など、国境を越える様々な課題に直面しています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、脆弱な状況にある人々は大きな打撃を受け、人間の安全保障が脅かされています。日本は、この未曾有の危機を乗り越え、世界をより良い未来に導くための重要な羅針盤として持続可能な開発目標（SDGs）解説を位置付け、その実現に向けた取組を進めています。

SDGsの達成のためには、旧来の先進国と開発途上国という区別を越えた国際社会の連携が必要です。また、政府や開発機関のみならず、民間企業、地方公共団体、研究機関、市民社会、そして個人などあらゆる主体の行動が求められています。日本政府は、ODAを触媒として様々な取組をつなぎ、厚みのあるアプローチによって、途上国を含む国際社会全体でSDGsを達成できるよう様々な面から支援しています。

2030アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー2021

日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGsの推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」の策定や具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」の実施などを通じ、SDGs達成のための取組を国内外で精力的に行っています。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国連加盟国がそれぞれの国のイニシアティブで、定期的にSDGsを巡る進捗を確認する自発的国家レビュー（VNR：Voluntary National Review）を行うことを促しています。2021年7月、日本は国連経済社会理事会の下で開催されるハイレベル政治フォーラム（HLPF）に、2017年以来2回目となるVNRを提出しました。SDGs達成には各国が前例にとらわれない戦略を立て、団結して取組を加速することが必要であり、日本のVNRも様々な組織・団体、市民社会の意見を踏まえて作成されました。

9月に国連本部で開催された「SDGモーメント2021」では、SDGs推進本部長である菅総理大臣（当時）が参加し、VNRに基づき、日本として国際連携や国内の啓発を進めていく旨、また、2030年までの目標達成とその先の希望に満ちた未来に向け、全力で取り組んでいく旨を述べました。

2021年は、ほかにも、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）、東京オリンピック・パラリンピック、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）、東京栄養サミット2021など、SDGsに深く関わる国際会議等が開催されており、SDGs達成に向けた日本からの発信が世界でも注目されました。VNRにとりまとめたビジョンや取組、現状を踏まえ、若者や女性を含むあらゆるステークホルダーとの連携によって、日本は、2030年までのSDGs達成に向けた取組を推進していきます。

■貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金（OOF）解説を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度（GSP）を導入しています。特に後発開発途上国（LDCs）解説に対しては特別特恵関税制度を導入し、無税無枠措置解説をとっています。また日本は、経済連携協定（EPA）解説や投資協定を積極的に推進しています。これらの協定により、貿易・投資の自由化および保護を通じたビジネス環境の整備が促進され日本企業の途上国市場への進出を後押しし、ひいては、途上国の経済成長にも資することが期待されます。

日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、世界貿易機関（WTO）やOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AfT）」解説に関する議論が活発になっています。日本は、AfTを実施する国際貿易センター（ITC）などに拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。2021年には、日本はITCを通じて、アフリカの女性起業家に対する電子商取引の活用に向けた支援、パレスチナ・ガザ地区やソマリアの避難民に対するIT技術の訓練を通じた自立化支援を行っています。

日本は、途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や、発電所・送電網などの建設事業への資金の供与といったインフラ支援、および税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関

東ティモール　（1）ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画、（2）港湾計画・施設維持管理アドバイザー

（1）無償資金協力（2016年9月～2020年1月）、（2）技術協力（専門家）（2017年3月～2020年3月）

東ティモールは、生活物資の多くを輸入に頼っている島国であり、港湾整備は重要課題です。首都のディリ港は、海上物流の拠点であり、住民や生活必需品を飛び地や離島に運ぶフェリーが寄港する最も重要なインフラの一つです。しかしながら、経済活動の拡大による取扱貨物量の増大に加え、旅客とコンテナの運搬ルートが混線していたことから、旅客が乗降船する際に大きな危険を伴っていました。

そこで、日本は、無償資金協力を通じてフェリーターミナルの移設・整備を支援しました。日本の支援で新たに整備された旅客フェリーターミナルの完成により、貨客分離、船の安全な着岸と係留（けいりゅう）および乗降時の乗客の安全が確保され、飛び地・離島へのアクセス向上および海上輸送能力の向上を通じて、経済活動の促進が期待されます。また、これは、インド洋と太平洋にまたがる連結性を強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現にも寄与します。

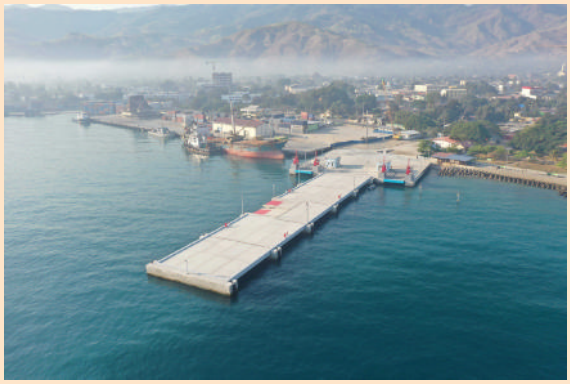

無償資金協力を通じて建設された新フェリーターミナルは、2隻のフェリーが安全に同時接岸でき、24時間運航も可能。（写真：飛島建設株式会社）

笹専門家が東ティモールにおいてカウンターパートに技術指導を行っている様子（現JICA国際協力専門員）（中央）（写真：JICA）

さらに、日本は、港湾整備に携わる人材の育成にも注力しています。同国の港湾運営を統括管理する港湾公社（APORTIL）のジョセ・マデイラ・マルケス副総裁も日本の人材育成事業で学んだ一人です。2007年にJICA研修員として来日し、約4カ月間、船舶安全の基本を学びました。帰国後もJICAのセミナーなどを通じて勉学に励みました。「大変熱心に質問してくる方がマルケスさんでした。次のセッションでも深く質問されるだろうと考え、彼のためだけに個別説明の時間を作ったほどです。」と語るのは、専門家として派遣されセミナーで講師を務めた笹健二（ささけんじ）JICA国際協力専門員注1です。その後、マルケス副総裁と笹専門家は協力して東ティモールの港湾整備事業に取り組み、ともに同国の港湾分野を牽引する役割を果たしています。

注1　肩書きは現在のもの。当時の肩書きはJICA専門家。

日本の有償資金協力により建設中のインドネシア・パティンバン港にて行われた自動車ターミナルの運営引渡し・輸出初出荷式典の様子（写真左）と、本格運営を開始した自動車ターミナルを含む同港の現在の建設状況（写真右：オリエンタルコンサルタンツグローバル）

連分野における技術協力を実施しています。例えば、インドネシアでは、西ジャワ州・パティンバン港において、円借款や技術協力を活用し、かつ日本企業の協力の下で、2018年から建設工事を進めています。2021年12月には日本企業が出資する現地企業による自動車ターミナルの本格運営が開始されるなど、物流改善等に向けた官民両面での協力が進展しています（ラオスおよびルワンダでの日本のインフラ支援（ルワンダに関しては税関職員への技術協力も含む）について、32ページおよび120ページの「国際協力の現場から」、キルギスでの税務職員への協力について34ページの「案件紹介」を参照）。

また、途上国税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、日本の税関の専門的知識や技術などの共有を通じて、途上国税関の能力向上を目的とした支援を積極的に行っています。また、世界税関機構（WCO）への拠出金を通じて、WCOが実施する能力構築支援活動に貢献し、WCOのツールやベスト・プラクティスの導入・普及の促進を通じた国際貿易の円滑化および安全確保の両立等のための支援を実施しています。さらに、日本の税関出身のJICA長期専門家を、ASEAN6か国[注4]に派遣し、個別分野のニーズに応じた支援を実施するとともに、アフリカではJICA／WCO合同プロジェクトの下、広域技術協力プロジェクトを通じた国境管理能力強化支援や各国税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施しています（東アフリカの国際回廊での国境手続き円滑化支援について、120ページの「国際協力の現場から」を参照）。2021年からは同プログラムを太平洋島嶼国にも拡大して実施しています。

さらに、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」[解説]への支援も行っています（40ページの「案件紹介」を参照）。また、途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

パラグアイの商工大臣（当時）および商工省中小企業担当副大臣が、帰国研修員同窓会が首都アスンシオンに開設した一村一品産品のアンテナショップを視察する様子（写真：JICA）

■国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といい、SDGsを達成するための開発資金が不足する中、重要性が指摘されています。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の

注4 カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイの6か国。

議論に貢献するとともに、関連の支援を途上国に対して提供しています。たとえば、日本は、途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでおり、2021年には、国際課税、税務調査、納税者啓発などの分野について、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ラオスなどで、国税庁の職員が、JICA長期専門家として活動しました。このほか、途上国の税務職員等を対象に、国際税務行政セミナー（ISTAX）やアジア国際課税研修などを実施しています。また、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

また、多国籍企業等による過度な節税対策の防止に取り組むOECD／G20 BEPSプロジェクト解説の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課（ふか）徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、途上国を含む140を超える国・地域が参加しています。この枠組みの下、2021年10月に、経済のグローバル化およびデジタル化に伴う課税上の課題に対応するための2本の柱 注5 からなる解決策が合意されました。2023年に本合意が実施されるよう多国間条約の策定や国内法の改正等の作業を進めることとされています。

■金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

こうした考えの下、金融庁は、日本の金融・資本市場の規制・監督制度や取組等に関する「新興国金融行政研修（銀行・証券・保険監督者セミナー）」を実施しました。具体的には、2021年2月に保険監督者セミナーを、2月から3月にかけて証券監督者セミナーを、9月に銀行監督者セミナーをそれぞれオンライン形式で実施し、13か国、計43名が参加しました。また、10月から12月にかけて、証券監督者セミナーをオンデマンド形式 注6 で実施しました。

注5 「第1の柱」は、大規模・高利益水準のグローバル企業について、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国でも課税を行えるようにするための国際課税原則の見直し。「第2の柱」は、法人税の引下げ競争に歯止めをかける観点等からのグローバル・ミニマム課税の導入。

注6 オンデマンド形式とは、あらかじめ撮影・編集しておいた動画研修教材を、動画配信用のサーバー等にアップロードしておき、参加者が好きなタイミングでセミナーを受講することができる配信形式。

用語解説

質の高いインフラ
自然災害などに対する「強靭性」、誰ひとり取り残されないという「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有し、真に「質の高い成長」に資するインフラのこと。2019年6月の大阪サミットにて、(1) 開放性、(2) 透明性、(3) ライフサイクルコストから見た経済性、(4) 債務持続可能性といった、「質の高いインフラ」への投資にあたっての重要な要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

持続可能な開発目標（SDGs）
ミレニアム開発目標（MDGs、2001年）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

その他の公的資金（OOF：Other Official Flows）
政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしない、条件の緩やかさが基準に達していないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資などを指す。

後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）
国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れており、2017～2019年の1人当たりの国民総所得（GNI）が平均で1,018ドル以下などの基準を満たした国々。2020年現在、アジア7か国、中東2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州3か国の46か国が該当する。

無税無枠措置
後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）
特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながることが期待される。

貿易のための援助（AfT：Aid for Trade）
途上国がWTOの多角的貿易体制のもとで、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。WTOでは、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されている。

一村一品キャンペーン
1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用している。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具をはじめとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

OECD／G20 BEPSプロジェクト
BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月にOECD租税委員会が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。

国際協力の現場から

日本の経験をラオスのインフラ長寿命化に活かし、質の高いインフラを推進！

1 ～長崎大学など産官学連携によりラオスの道路インフラの維持管理と人材育成を促進～

一般公募

ラオスは内陸国であり、人の移動と物流は道路網に大きく依存しています。日本の本州ほどの面積で、その８割が山岳地帯であるため、国の均衡した社会経済発展には、全国に点在する約3,600の橋梁（きょうりょう）の適切な維持管理により道路網を健全に機能させる必要があります。ラオスでは、国道上の橋梁の15％以上が使用を開始してから40年を超え、うち10％が早期かつ緊急の補修を必要としており、こうした橋梁を計画的に維持管理する技術が求められていました。

日本も、高度経済成長期以降に集中的に建設された多くの橋梁が、同時期に老朽化が進行しており、今後数年間で国内の橋梁の約半数が使用開始後50年を超える見込みです。このような状況を改善するために、産官学が一丸となり、研究機関や産業界が主導してインフラ長寿命化にかかる技術革新を行い、国や地方公共団体がこれらの技術の実用化を進めています。

そのような中、長崎大学は、2007年に「インフラ長寿命化センター」を設立し、自治体、民間企業、NPO、一般の市民を対象に道路インフラの維持管理に携わる人材「道守（みちもり）」の養成コースを立ち上げ・運営し、900名以上の道路インフラ維持管理に係る資格保有者を輩出しています。また、その活動は国内だけでなく、国際的な人材育成にも取り組んでいます。

その取組の一環として、長崎大学は、インフラの維持管理を担う人材の育成のため、JICA課題別研修「橋梁維持管理」に参加している開発途上国からの政府職員や技術者を受け入れています。2015年度から2019年度までに受け入れた42か国102名の研修員は、日本の技術を活かして自国で活躍しています。また、JICA長期研修事業「道路アセットマネジメント技術の中核人材育成プログラム」を通じて、大学院に途上国政府の職員、技術者や研究者を受け入れており、ラオスからは公共事業運輸省の橋梁技術者２名が博士後期課程に入学し、2021年に博士号を取得して同プログラムを修了しました。

ラオスにて、研究活動の一環として落橋した仮設橋の部材強度の確認作業を行うタボン博士（写真：長崎大学）

「橋梁維持管理研修」にて橋梁の現場踏査を行う様子（左から２番目が西川准教授）（写真：国際開発センター）

研修員の一人であるタボン博士は、長崎大学にて「仮設橋[注1]の劣化メカニズムの解明と維持管理手法」に関する研究を行いました。現在はラオスの公共事業運輸省に戻り、橋梁維持管理の現場での技術指導や後進育成に成果を上げています。また、長崎大学や国際開発センターなど産官学の連携により実施されている技術協力「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」の中核的な人材としても活躍しています。

長崎大学からは専門家をラオスに派遣し、国道上の860橋の計画的な維持管理を支援するとともに、研修員の研究成果がインフラ維持管理の実践の場で活かされるように取り組みながら、実務および学術研究の両面からラオスでのインフラ長寿命化に貢献しています。プロジェクト副総括の長崎大学西川貴文（にしかわたかふみ）准教授は次のように語ります。「橋梁などのインフラは、計画から建設、完成後の供用が数十年から百年以上にわたる、非常に長い年月をかけて社会の装置としての一翼を担うものです。インフラの適切な整備と維持管理のための組織構築、人材育成、技術開発も一朝一夕では成し得ません。ラオスでの取組が、安心・安全な道路網形成への一助となり、ラオスがより一層の発展を果たすことを願ってやみません。」

このように、日本は、政府と大学、企業の産官学連携により、途上国におけるインフラの長寿命化に取り組んでいます。このような取組は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」[注2]の要素であるライフサイクルコストを考慮した経済性の実現に資するものです。

注１　ベイリー橋と呼ばれ多くの途上国に架けられている。もともと軍事用に開発された橋で、簡易に架けられるが、恒久利用は想定されていない。途上国では日常的に使用され、過積載車両の通行などによる落橋事故が多発している。

注２　31ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

開発協力トピックス 2

「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組の推進

アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るインド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核です。この地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を構築するため、日本は2016年に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）」を提唱し、その実現に向けた取組を進めています。この構想は、今や米国のみならず、オーストラリア、インド、東南アジア諸国連合（ASEAN）、欧州の主要国とも共有されており、ポスト・コロナの世界に向けてますますその重要性を増しています。

そのようなFOIPの実現に向けた取組において、ODAは重要なツールの一つです。

例えばFOIPの下では、地域全体の連結性向上を通じた経済的繁栄を目指しています。域内の港、空港、道路、鉄道などのインフラを国際スタンダードにのっとった形で整備し、各都市や拠点をつなぐことで、地域全体の成長につなげるという考え方です。日本の円借款で整備され、2021年8月に開通した「タイ都市鉄道レッドライン」もそのような連結性向上支援の一つです。タイの首都バンコクの中心部とドンムアン空港や近隣地域を結ぶこの鉄道は、首都圏で課題となっている交通渋滞や大気汚染の緩和や改善に貢献します。事業の一環で建設された新バンスー中央駅は、タイを代表する新たな長距離路線のターミナル駅となり、将来は高速鉄道や国鉄在来線が乗り入れる予定です。

また、平和と安定の確保に向けた取組の例として、

2021年8月に開通したタイ都市鉄道レッドライン（写真：JICA）

2021年10月にジブチ沿岸警備隊に引き渡された巡視艇

東アフリカのジブチに対する支援を紹介します。ジブチが面するソマリア沖・アデン湾の海域は、年間約1,600隻の日本関係船舶が通行するなど、日本にとっても重要な海上交通路ですが、海賊・武装強盗、密航・密漁・密輸、海難事故などが発生しています。これに対処するため、日本は自衛隊による海賊対処活動を実施しているほか、ジブチの沿岸警備隊に対し、ODAを通じ、海上監視のための巡視艇の供与、船舶の維持管理能力の強化、沿岸警備隊の研修体制の構築といった支援をしてきています。

法の支配の普及・定着のための取組としては、JICAの技術協力でこれまで中国、ベトナム、カンボジア、ネパール、ラオスの民法典の起草を支援してきました。ラオスに対しては約20年かけて法整備を支援し、その集大成としての民法典が2020年に施行されています。ラオスでは、民法典起草の中核となる人材育成に長い時間をかけ、施行後も民法典の活用や普及に向けた支援を継続しています。

透明性の高いルールに支えられ、様々な人・物・知恵が活発に行き交う「自由で開かれたインド太平洋」の存在なくして、日本およびこの地域の安定と繁栄はあり得ません。日本はこれからも、ODAを含む様々な取組を通じて、FOIPの実現を進めていきます。

(2) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国の経済成長を促進するために活用されますが、マクロ経済環境の悪化等によって、受け入れた資金の返済が困難となった場合、途上国は過剰の債務を抱えることとなり、持続的成長を阻害する要因となり得ます。本来は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになっている場合、国際社会による対応が必要になります。

債務問題への国際的な取組については、これまでも重債務貧困国（HIPC）解説に対する拡大HIPCイニシアティブ 注7 やパリクラブ 注8 のエビアン・アプローチ 注9 などで債務救済が実施されています。しかし、近年、一部の低所得国においては、債務救済を受けたにもかかわらず、再び公的債務が累積し、債務持続可能性が懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、資金供給の担い手が多様化しており、パリクラブによる貸付割合が減少する一方で、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付割合が増加していることが指摘されています。

2020年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大による低所得国への影響に対処するため、G20およびパリクラブは、これら諸国の公的債務の支払いを一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」に合意し、2020年11月には、「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」注10（以下、「共通枠組」）に合意

キルギス　税務局人材育成システム向上プロジェクト

技術協力プロジェクト（2017年7月～2020年11月）

キルギスでは、2015年のユーラシア経済同盟加盟後、国内税制度が大きく変更されたこともあり、税務に携わる職員の税制に対する理解向上を図るため、職員の能力強化が不可欠となっていました。キルギス国内には本局と62の税務署などに約2,200名の職員が配属されています注1が、国土の98%が山間部で4,000m級の山脈が東西南北を分断しているため、地方の職員が首都ビシュケクでの研修に参加することが難しいケースがあり、また首都での研修の体制自体も十分に整備されていませんでした。

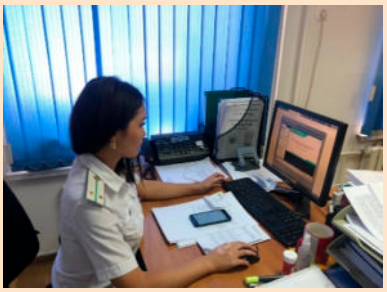

遠隔地教育システムを利用し、新入職員のための税務研修を受講するビシュケク市内の税務署職員

そこで、日本は、地方職員の能力向上を図るため、遠隔地教育（eラーニング）システムを活用して人材育成を支援しました。

日本人専門家は、キルギス税務局と共に人材育成計画を策定し、新入職員、中堅職員および納税者教育担当職員向けの3コースを対象に、キルギス語にも対応したデジタル教材を開発しました。パソコンで受講できない職員向けにスマートフォン用アプリケーションも導入するなど、現地の実情に合わせた開発を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大後もプロジェクトを継続した結果、当初目標の300名を大幅に上回る585名が研修を受講した上、受講者の満足度も9割以上となりました。

キルギス税務局ワーキング・グループのメンバーとJICA専門家が共同で研修教材を開発している様子（写真：（一社）金融財政事情研究会）

さらに、プロジェクト期間中には、キルギス税務局も独自に2つの研修コースを開発し、研修担当職員が2名増員されるなど、キルギス自身が主体的に研修を展開できる体制を整えました。本プロジェクトの成果を踏まえて、今後もキルギス税務局が持続的な人材育成を行い、同国の税務行政が改善されることが期待されます。

注1　2020年10月時点（事業完了報告書）。

注7　1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

注8　特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注9　「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」。重債務貧困国以外の低所得国や中所得国が適用対象となり、従来以上に債務国の持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施する債務救済方式。

注10　「共通枠組」は、新興債権国をはじめとする非パリクラブ国を巻き込んだ形で、合同で債務措置の条件を確定することを初めて約束したもの。8ページの用語解説も参照。

しました。2021年10月に開催されたG20ローマ・サミットで発表されたG20ローマ首脳宣言において、暫定的な推計によれば、DSSIの下で、2020年5月から2021年12月までに、50か国が恩恵を受け、少なくとも合計127億ドルの債務支払猶予が行われた旨が記載されています。DSSIは2021年12月末に失効したことから、今後は「共通枠組」の下での債務措置を迅速に実施する必要があります（関連する日本の対応については、5ページを参照）。

低所得国をはじめとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。港湾、鉄道といったインフラ案件は額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罠」として国際社会から批判されています。

「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注11には、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれているほか、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性といった原則も盛り込まれています。G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求められています。

日本の取組

日本は、円借款の供与にあたって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延注12、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2020年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2020年に引き続き、2021年も円借款債務の免除実績はありませんでした。

日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠出等を通じ、途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理に係る能力の向上に取り組んでいます。たとえば、ガーナ、ザンビア等21か国41名の行政官に対する偶発債務リスク管理に係る世界銀行との連携による研修、国際通貨基金（IMF）・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。

用語解説

重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries：HIPC）

貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域を中心とする開発途上国。2021年6月末にスーダンが同イニシアティブの下での決定時点に到達し、同イニシアティブが適用される38番目の国となった。

注11 31ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

注12 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

(3) 情報通信技術（ICT）、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術（ICT）注13の普及は、産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決や、情報公開の促進、放送メディア整備といった民主化の推進に貢献します。新型コロナの拡大を受けデジタル・トランスフォーメーション（DX）注14の重要性も高まっています。

JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）は、JAXAの「だいち2号（ALOS-2）」を使って77か国の熱帯林を1.5か月おきに観測している（宇宙空間については、51ページも参照）

日本の取組

■情報通信技術（ICT）

日本は、開発途上国のICT分野における「質の高いインフラ投資」を推進注15しており、通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成等を積極的に支援しています。具体的には、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）注16の海外普及・導入支援に積極的に取り組んでおり、2021年12月現在、中南米、アジア、アフリカ地域等の計20か国注17で採用されています。また、ISDB-T採用国および検討国を対象としてJICA研修を毎年実施するとともに、総務省は、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

日本は、国際電気通信連合（ITU）注18と協力し、途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。新型コロナの世界的な拡大を受け、2020年10月、日本はITUと協力して、アフリカ等の途上国を対象に、デジタルインフラの増強や利用環境整備のための国家戦略策定を支援するConnect2Recover（C2R）を開始しています。2021年には、ITUがUNICEFと共同で行う「Giga」パイロット事業のうち、ルワンダの学校インターネット接続の第1期（63のパイロット学校のうち10校）などを支援しています。

アジア太平洋地域では、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）注19が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本は、情報通信に関する人材育成を推進するため、APTが毎年実施する数多くの研修を支援しており、2020年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティ等に関する研修を7件実施し、APT各加盟国から約120名が参加しました。研修生は日本の技術を自国のICT技術の発展に役立てており、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の進出も期待できます。

ベトナムにおける「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」での研修の様子（写真：JICA）

注13 4ページの注5を参照。

注14 4ページの注6を参照。

注15 2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定。

注16 地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）は、日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

注17 日本、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドル、アンゴラの20か国（2021年12月時点）。

注18 電気通信・放送分野に関する国連の専門機関で、世界中の人が電気通信技術を使えるように、（ⅰ）携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、（ⅱ）電気通信技術の国際的な標準化、（ⅲ）開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施している。

注19 アジア太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。2020年、近藤勝則（こんどうまさのり）氏が事務局長に選出された。

アジア太平洋地域では、脆弱(ぜいじゃく)なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットが利用できない人々は20億人以上います。東南アジア諸国連合（ASEAN）地域や太平洋島嶼(とうしょ)国においては、離島・遠隔地に低コストで高速のインターネット利用環境の整備を行っています。

2021年12月12日、日本、米国、オーストラリア、ミクロネシア連邦、キリバス、ナウルの6か国は、連名で「東部ミクロネシアの通信連結性の改善」に関する共同報道発表を発出しました。これは、同地域の通信インフラの強化および新たな経済成長の促進を目的として、これらの島嶼国の3か国の要望を踏まえ、日米豪が世界銀行およびアジア開発銀行とも連携し、通信用海底ケーブル敷設事業を支援するものです。日本としては、米豪をはじめとする同志国等と連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のため、インド太平洋地域での質の高いインフラの整備を引き続き支援していきます。

日本は、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についてもASEANとの間で協力を一層強化することで一致しています 注20 。具体的取組として、日・ASEAN統合基金（JAIF）を通じて「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」を設立しサイバーセキュリティ演習等を実施しました（詳細は52ページを参照）。

■科学技術・イノベーション促進、研究開発

ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS) 解説 注21 は、科学技術分野に関する日本と途上国の研究機関・研究者間の共同研究への支援として2008年に始まり、2021年度までに、世界53か国において168件の研究プロジェクトが採択されています（73ページ、135ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、マレーシア日本国際工科院（MJIIT：

SATREPS「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」にて、タイの海岸線を視察する様子（写真：JICA）（73ページの「匠の技術、世界へ」も参照）

Malaysia-Japan International Institute of Technology）に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の編成を支援しています。2021年現在、日本国内の28大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています（マレーシアの東方政策について、95ページの「開発協力トピックス」を参照）。また、2012年から日本は、タイのアジア工科大学院（AIT：Asian Institute of Technology) 注22 において、日本人教官が教鞭(きょうべん)をとるリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科に所属する学生に奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

エジプトでは、「エジプト日本科学技術大学(E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology)」 注23 を2008年から継続して支援しています。日本国内の大学の協力を得て、実践的かつ国際水準の工学教育の提供や産業界との共同研究の促進など、大学院・学部の運営支援を行っているほか、中東・アフリカ地域からの留学生受入れも支援しており、同地域における産業・科学技術人材の育成に貢献しています。

(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長のためには、人々が職業技能を習得

注20 2015年、内閣官房にサイバーセキュリティ戦略本部が設置され、2016年に「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」が同戦略本部に報告された。

注21 第Ⅳ部1（5）も参照。

注22 工学・技術部や環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有する、アジア地域でトップレベルの大学院大学。

注23 日本型の工学系大学院教育の特徴を活かした、少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育の提供をコンセプトとする公的な大学。

し、安定した職業に就き、所得を向上させることが不可欠ですが、開発途上国では、教育・訓練を受ける機会が限られており、産業発展の大きな障害となっています。

また、世界の雇用情勢が低迷している状況の中で、安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が社会的セーフティー・ネット注24を構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

日本の取組

■職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成のため、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施にあたり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2016年から2021年の間に、9か国10案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実施しました。これにより、15校の施設および機材の整備や、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、2021年、59か国・地域21案件で、女性・障害者・除隊兵士や、難民および紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

女性起業家支援事業によって、電子商取引の技術研修を受けるパキスタンの女性たち（写真：世界銀行）

アジア地域では、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、2018年から5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」注25において、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を協力分野としており、これら分野での人材育成を着実に実施しています。

また、2017年度から実施している「イノベーティブ・アジア」事業では、アジアの途上国の優秀な理系学生を対象に、日本での留学や企業等でのインターンシップの機会を提供し、日本とアジア各国との間で高度人材の還流を促進しています。

このほか、厚生労働省では、東南アジア注26を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培（つちか）ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等注27を日本国内および対象国内で行っています。2020年度にこれらの研修に参加したのは、4か国合計95名で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

また、アフリカに関しては、「TICAD7における日本の取組」（2019年）の一環として、産業人材育成支援を打ち出しました。その中で、カイゼン・イニシアティブ、職業訓練センターおよびアフリカ開発銀行信託基金による技術支援等を通じ、イノベーションや農

注24 人々が安全で安心して暮らせる仕組みのこと。

注25 2015年の日ASEAN首脳会議で発表された、「産業人材育成協力イニシアティブ」（3年間で4万人の人材育成）が目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、2018年の日ASEAN首脳会議において、「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」が発表された。

注26 インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジアが対象。

注27 「試験基準・試験問題作成担当者研修」、「試験・採点担当者研修」および「トライアル検定評価担当者研修」の3種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

業・ブルーエコノミー注28等の産業多角化と雇用創出を支える14万人の人材育成を行うことや、ABEイニシアティブ解説（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0を通じた日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を6年間で3,000人育成することを目標とし推進しています。産学官連携によるABEイニシアティブを通じては、2021年12月末までに、日本全国の77大学の協力を得ながら、すでに約1,600人に研修の機会を提供しています。

カメルーンでの技術協力「品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」を通じ、木材加工業者を指導するカメルーン人のカイゼン・コンサルタント候補生と研修生の様子（写真：JICA）

■雇用創出を含む労働分野

日本は、労働分野における支援も進めています。新型コロナの感染拡大により、各国は社会経済的にも大きな影響を受けており、特にその影響は若者、女性をはじめとした社会的に脆弱（ぜいじゃく）な人々に強く表れています。こうしたことも踏まえ、すべての働く人のディーセント・ワークの実現に向けた支援や対応が国際的にも強く求められており、日本は、国際労働機関（ILO）への任意拠出金の拠出等を通じて、アジア地域を中心に、労働安全衛生水準の向上や社会保険制度の整備などに係る開発協力を行っています。また、ガンビア、モーリタニア、モザンビーク、スーダンおよびエチオピアでの若者等の雇用支援など、アフリカ地域における支援にも貢献しており、「ディーセント・ワーク」の実現に向けた取組を行っています。

用語解説

ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）

アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカでのビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）（2013年）において発足したプログラム。TICAD VI（2016年）およびTICAD7（2019年）でも継続して取り組んでいくことが表明されている。同プログラムでは、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得の機会や、日本企業などでのインターンシップ、日本語研修、起業家育成研修などのビジネス・プログラムを提供している。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development） → 73ページ、135ページの「匠の技術、世界へ」も参照

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、（ⅰ）国際科学技術協力の強化、（ⅱ）地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、（ⅲ）キャパシティ・ディベロップメントを目的とし、日本と途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構（JICA）が文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と途上国側の研究機関・研究者を支援している。

注28 海や河川、湖等における資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。

アルゼンチン

一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト

技術協力プロジェクト（2019年6月～2025年3月）

アルゼンチンでは、地方の貧困と所得格差が問題となっており、生産活動支援や人材育成を通じた地方の自立的発展を促す政策が必要とされています。しかし、これまで、市場ニーズに合った付加価値のある商品開発や継続的な人材育成は十分ではありませんでした。

本協力は、日本の「一村一品運動[注1]（OVOP：One Village One Product）」の考えを活用した地方開発に関心を持ったアルゼンチン政府の要請により、2019年6月から、アルゼンチンの5州[注2]を対象に開始されました。同国保健・社会開発省の能力強化や、地域ごとに市場ニーズを反映した商品の開発・改善・販売促進を行い、女性や若者を含む地域の住民やコミュニティを支援するNGOなどを含む社会包摂（ほうせつ）性（インクルーシブネス）を一つの付加価値とする、生産から販売までのバリューチェーンの構築支援を行っています。

サルタ州手工芸品生産者を訪問し指導している様子（写真：JICA）

プロジェクト開始直後、新型コロナウイルス感染症の拡大のため現地への渡航ができなくなる中、2020年6月以降はオンラインで活動を行い、日本や海外のOVOP事例の紹介、バリューチェーンなどに関する講義など、2020年度は計19回のセミナーを実施しました。アルゼンチン側の関心も高い先住民文化の振興については、アイヌの伝統工芸や先住民文化の継承による地域の魅力づくりを実践している北海道白老町で各州の農産加工品、伝統工芸品等の展示・PRを行い、入場者へのアンケート調査も実施しました。

北海道白老町で農産加工品、伝統工芸品等の展示・PRを実施（写真：JICA）

このような知恵を絞った様々な工夫と関係者の熱意は、アルゼンチン政府からも高い評価を得ており、今後の展開に対する期待も高いものがあります。日本は、引き続きアルゼンチンに合った地方開発のための支援を進めていきます。

注1　31ページの用語解説を参照。
注2　北東部と北西部に位置するサルタ、チャコ、ミシオネス、カタマルカおよびブエノスアイレスの5つの州

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事でき、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、平和と安定、安全の確保が重要となります。

この観点から、法令の整備や司法関係者（法曹および矯正・更生保護に従事する職員を含む）の育成などの法制度整備支援、および税制度の整備、税金の適切な徴収・管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善など、人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上、内部監査能力強化、制度整備（民法、競争法、知的財産権法、税、内部監査、公共投資など）に関する支援をモンゴル、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、ウズベキスタン、スリランカ、コートジボワールなどの国々で行っています。特に、ラオスでは、日本が20年以上にわたり法制度整備支援に一貫して取り組んだ結果、2020年5月には同国初の民法典が施行され、現在はその運用支援が行われています。このように、途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることにもつながります。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

2021年3月には、京都において、日本がホスト国となり、事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と協力し、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（「京都コングレス」）が開催されました。「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」という全体テーマの下、テロや新興犯罪を含むあらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力および技術支援などを議題として議論が行われ、成果文書として、犯罪防止・刑事司法の分野における国連と国連加盟国の中長期的な指針となる「京都宣言」が全会一致で採択されました。

ほかにも、人材育成の強化などを目的として、国際研修や調査研究、現地セミナーを実施しています。2021年には、2020年に引き続き、新型コロナの世界的流行に伴う海外渡航の制限により対面での実施が困難であったことから、オンライン方式を用いて、スリランカ、ウズベキスタン、ラオス、インドネシアなどの国から、司法省職員、裁判官、検察官などの立法担当者や法律実務家の参加を得て、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、現地で開催された会合やワークショップなどに参加しました。

さらに、日本は、途上国のニーズに沿った支援を積極的に推進していくため、その国の法制度や解釈・運用などに関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の実施に努めています。2021年3月には、調査研究の成果を発表する場として、第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム」をオンラインで開催しました。

(2) 不正腐敗対策などのガバナンス支援

公務員が関与する贈収賄（ぞうしゅうわい）や横領などの汚職事件は、開発途上国の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因にもなります。そこで、援助国は、公正かつ安

京都コングレスの特別イベントにおいて宇都外務副大臣（当時）によるビデオ・メッセージが放映されている様子（2021年3月）

知的財産権保護の体制強化のためインドネシアに派遣された日本人専門家が協議を行っている様子（写真：JICA）

定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

日本の取組

日本は国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局であるUNODCへの協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、ガバナンスが脆弱（ぜいじゃく）な国における司法や法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。

また、日本は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）注29を通じて、法制度整備支援および不正腐敗対策を含むガバナンス支援の一環として、アジアやアフリカなどの途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、研修やセミナーを実施しています。

具体的な取組の一例として、1998年から「汚職防止刑事司法支援研修」を毎年1回実施しています。同研修は国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。2021年には、9月から10月にかけて、オンライン方式で、「高度情報化・国際化社会における汚職の新たな脅威とその対処」をテーマとする第23回汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）」を毎年度1回開催しています。2021年12月には、「汚職に対する効果的な国際協力」をテーマとする第15回GGセミナーをオンラインで開催し、ASEAN加盟国のうち9か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナム）と東ティモールの合計10か国から18名の刑事司法実務家が参加しました。

さらに、UNAFEIの活動は腐敗防止にとどまらず、国際社会での犯罪防止・刑事司法に関する重要課題を取り上げ、それらをテーマとした研修やセミナーを広く世界中の途上国の刑事司法実務家に対して実施することにより、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。たとえば、2021年には、10月から12月の間に、オンライン方式で、「女性犯罪者の処遇」をテーマとする第175回国際研修および「包摂的な社会に向けた刑事司法」をテーマとする第176回国際研修をそれぞれ実施しました。

(3) 民主化支援

統治と開発への国民参加および人権の擁護（ようご）・促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる途上国に対して、選挙支援などを通じて民主化への動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

イラクでは2021年10月に国民議会選挙が行われ、日本は、首都バグダッドの投票所で選挙監視活動を実施したほか、国連開発計画（UNDP）と連携し、同国の独立高等選挙委員会に対して生体認証登録に使うサーバーなどの機材や新型コロナ対策用にマスクや非接触型体温計などを供与しました。コロナ禍においても感染を防止しつつ、透明性と信頼性の高い選挙が実施できるよう支援し、同国のガバナンス強化に貢献しました。

また、リビアにおいてもUNDPと連携し選挙支援を実施しています。同国では、「アラブの春」以降、国内で軍事衝突が続いていましたが、2020年に停戦が合意されました。停戦後に発足していた暫定国民統一政府に代わる政権を選ぶために、2021年12月に

注29 国連と日本政府との協定に基づいて1962年に設立され、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されおり、設立以来、140の国・地域から6,100名を超える卒業生を輩出している。

ベトナムで実施された技術協力「国会事務局能力向上プロジェクトフェーズ2」のセミナーでの集合写真（写真：JICA）

大統領選挙および議会選挙が実施される予定でしたが、2022年1月以降に延期されています。日本は、高等国家選挙委員会に対して投票箱などの選挙関連機材の供与や国内航空輸送費の支援などを行い、円滑で自由・公正な選挙の実施に貢献しています。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防や再発防止、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が国際社会全体の課題となっています。

日本の取組

紛争などの人道危機への対応として、日本は初期の段階から、緊急に必要とされる人道支援と中長期的な開発協力とを並行して行う「人道と開発の連携」を推進しています。また、これに加え、紛争が長期化し、人道危機が多様化する中、平時から中長期的な観点に立って強靱（きょうじん）な国づくりや社会安定化といった平和の持続のための支援を行う「人道と開発と平和の連携」の考え方も重視しています。各国・地域において、自立的発展を後押しし、危機の根本要因に対処するため、人道支援、貧困削減・経済開発支援、平和構築や紛争再発予防の支援を継ぎ目なく展開しています。

国際社会では、国連平和構築委員会（PBC）解説などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われています。日本は設立時からPBC組織委員会のメンバーを務め、制度・能力の構築に取り組む重要性や紛争の根本原因に対処する必要性、PBCと国連主要機関および世銀・IMFなどの機関との関係強化について発信しつつ、積極的に貢献してきています。国連平和構築基金（PBF）解説にも、2021年12月時点で総額5,770万ドルを拠出し、主要ドナー国として、アフリカやアジアをはじめとする各国における紛争の予防・再発防止、平和の持続などを支援しています。また、2021年の国連総会一般討論演説において、菅総理大臣（当時）は、平和構築の取組を重視する旨を表明しました。

具体的には、紛争下における難民・避難民に対する緊急人道支援や、紛争終結後の和平（政治）プロセスに向けた選挙支援、また、平和の定着と紛争の再発防止を目的とした、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR：Disarmament、Demobilization、Reintegration）、治安部門改革、行政・司法・警察機能の強化に関する支援を実施しています。さらには、経済インフラや制度整備支援、保健や教育などの社会分野での支援も行っています。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組のほか、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧といった復興のための支援にも取り組んでいます（難民・避難民支援については44ページを参照）。日本は、このような支援を継ぎ目なく行うため、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、有償資金協力、および技術協力といった支援を組み合わせて対応しています。

また、日本は、国連安保理決議第1325号をはじめとした、平和構築における女性の役割が重要であるとする一連の国連安保理決議に基づいて、紛争予防や平和構築への女性の参画促進に積極的に取り組んでいます。

さらに、開発協力大綱には、国連平和維持活動（PKO）などの国際平和協力活動と開発協力の連携を強化していくことが掲げられています。実際、国連PKOが行われている国や地域では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。たとえば、2021年には南スーダンにお

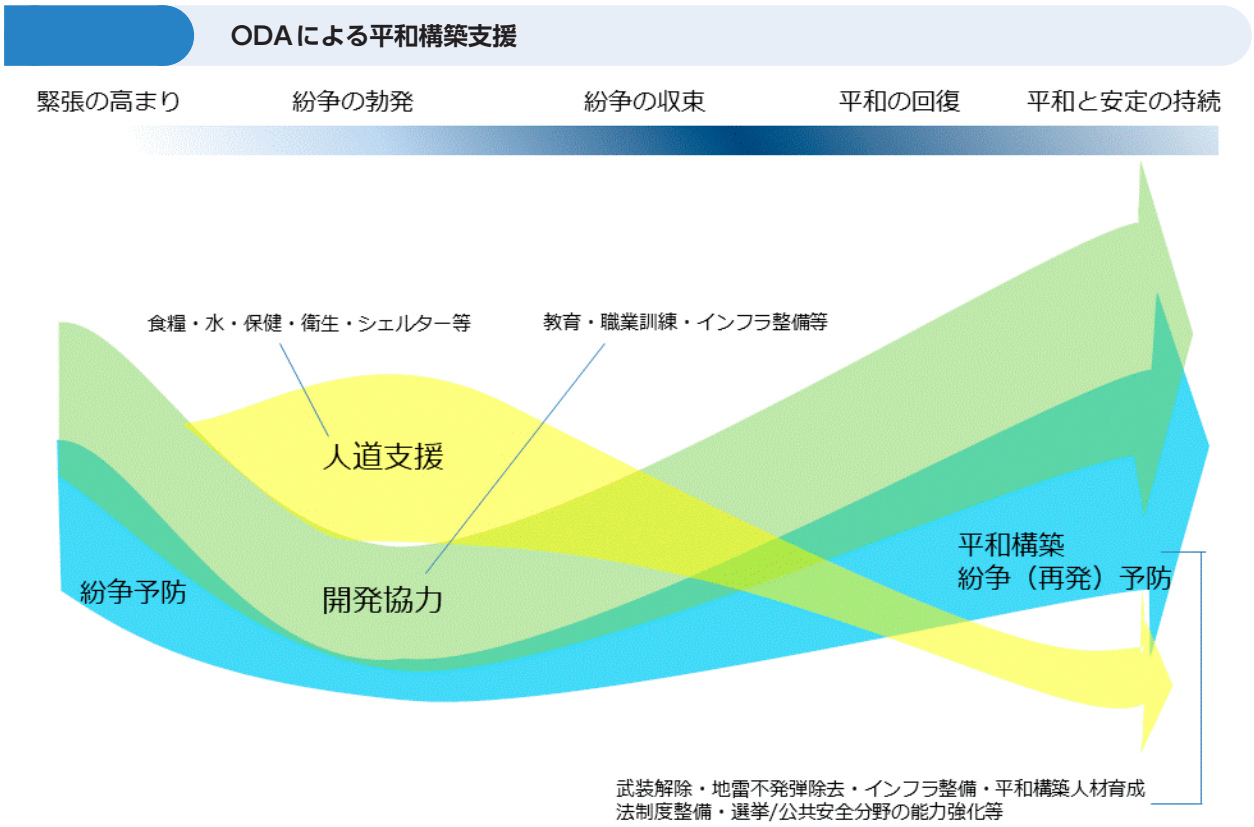

人道と開発と平和の連携により，紛争の根本原因に対処

いて、200名の女性に対し、平和構築への女性の参画に向けた能力構築支援を行ったほか、ジェンダーに基づく暴力の被害者に対する支援を行い、同国の平和と安定に向けた取組を促進しました。

日本は、国連、支援国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練や必要な装備品の提供を行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プロジェクト」にも積極的に貢献しています。同枠組みの下、たとえば、アフリカおよびアジアの工兵要員を訓練するために自衛隊員等を派遣して重機操作訓練を実施しているほか、医療分野においても救命訓練実施のための自衛隊員派遣やPKOミッションの遠隔医療体制整備への貢献などを行っています。

ナイジェリア北東部で国内避難民にインタビューを行うUNHCR職員

■難民・避難民支援

シリアやアフガニスタン、ミャンマーなどの情勢を受け、2019年に引き続き、2020年も世界の難民・避難民等の数は第二次世界大戦後で最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱（ぜいじゃく）な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるような自立支援のため、難民・避難民等に対する支援を含む人道支援を行っています（47ページの「国際協力の現場から」も参照）。

具体的には、主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）をはじめとする国際機関と連携して、シェルターや食料などの基礎的な生活に必要な物資の支援を世界各地の難民・避難民等に対して継続的に実施しています（IOMで働く日本人職員について、141ページの「国際協力の現場から」も参照）。また、日本は、国連世界食糧計画

(WFP)、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、赤十字国際委員会(ICRC)などの国際機関と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力などを活用し、難民・避難民等への支援を実施しています。たとえば、2021年には、エチオピアに対して、同国における武力衝突により発生した国内避難民などに対する支援として、WFPやIOMなどを通じて医療資機材や食料などを供与する緊急無償資金協力を実施しました(詳細は第Ⅲ部8アフリカ地域を参照)。

日本は、こうした国際機関を通じて難民・避難民等への支援を行う際、JICAやNGO、民間企業との連携を図っています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。また、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(JPF)[注30]と連携した難民・避難民への支援も行っています(131ページの「(3) 日本のNGOとの連携」も参照)。

テレビ会議で開催されたUNRWAに関する閣僚級国際会合に出席する鈴木外務副大臣(2021年11月)

■社会的弱者の保護と参画

紛争や地雷などによる障害者、孤児、寡婦(かふ)、児童兵を含む元戦闘員、避難民などの社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から、日本は、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、国連児童基金(UNICEF)を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、元児童兵の社会統合支援のほか、性的暴力を受けた子どもおよび国内避難民に対する総合的な人道支援を実施しています。ほかにも、日本は、国連女性機関(UN Women)と協力して、南スーダン、ナイジェリアなどにおいて、紛争および災害下の女性・女児を対象に、持続可能な生計手段確保のためのインフラ整備や職業訓練などを実施しています(47ページの「国際協力の現場から」も参照)。

■対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国・地域には対人地雷や不発弾が未だ残るとともに、非合法な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。そのため、対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国・地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に行っています。たとえば、カンボジア地雷対策センター(CMAC)に対しては、設備支援にとどまらず、国内外に対する研修機能の強化、組織運営部門の職員の育成や情報システム構築など、今後さらに国際的に貢献する組織となっていくためのCMACの組織全体の能力向上のための協力を行っています。こうした包括的な支援により、CMACはコロンビアやラオスなど他国の地雷対策職員の研修場所としても機能し、南南協力の実現にも貢献しています。また、日本は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、スロベニアに本部を置く国際NGO「人間の安全保障強化のための国際信託基金(ITF)」が「ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷行動センター」と協力して実施している地雷除去活動を支援しており、西バルカン地域の連結性向上にも貢献しています。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人難民を助ける会(AAR Japan)が、地雷や不発弾などの危険性と適切な回避方法に関する知識の普及を目的として、教材開発や講習会などの教育事業を、

注30 2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織。

地雷が除去された村の伝統的首長に作業完了を通知する丸橋駐アンゴラ日本大使

日本NGO連携無償資金協力（2009年度以降）やJPF事業（2001年度以降）を通じて実施しており、住民への啓発活動が着実に進められています。

このほか、日本は、不発弾の被害が特に大きいラオスに対して、不発弾処理専門家の派遣や機材供与などを行っています。具体的には、同国の不発弾処理機関の能力向上支援のほか、特に不発弾の被害が大きく貧困率の高い地域のセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において、不発弾処理に必要な灌木（かんぼく）除去の機械や関連資機材の整備、人材育成などを行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2021年には、アフガニスタン、シリア、パレスチナ、スーダン、ナイジェリア、南スーダンに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じた地雷・不発弾対策支援（除去、危険回避教育、被害者支援など）を行っています。たとえば、シリアでは、UNMAS経由で、爆発物事故の被害者への支援を行うとともに、被害者支援実施のための枠組み策定にも取り組みました。2021年はほかにも、UNICEF経由でパレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて危険回避教育に関する支援を実施しています。また、ICRCを通じて、パレスチナ、イラク、シリア、ウクライナでも危険回避教育などの支援を行っています。

また、日本は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」（2018年）に基づいて設置された「人命を救う軍縮」（SALIENT）基金への最大のドナー国として小型武器対策に貢献しています。小型武器は実際の紛争の場面で今もなお使われ、多くの人命を奪っていることから、「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれており、日本は、こうした小型武器による暴力やその流用を防止するための国際的な取組を積極的に支援しています。

■平和構築分野での人材育成

平和構築に従事する人材に求められる資質は多様化、複雑化しています。日本は「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」注31を通じて、現場で活躍できる国内外の文民専門家を育成しており、これまでに実施した国内研修には延べ800人以上が参加しました。修了生の多くが、アジアやアフリカ地域の平和構築・開発の現場で活躍しています。

用語解説

国連平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）
2005年3月に設立された国連機関。地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、紛争解決から復旧・社会復帰・復興までの一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする。

国連平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）
2006年10月に設立された基金。和平プロセスに対する差し迫った脅威への対応、和平合意や政治対話の支援、国家機構および国家能力強化、経済活性化および行政サービス確立などに使用される。

注31 2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、2015年度には同事業の内容を拡大、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html）となった。現場で必要な知識や技術を習得するための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修とを行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施。

国際協力の現場から

アフリカ最大の難民受入れ国ウガンダでの取組を後押しする日本の協力 2 ～UNHCRの活動～

一般公募

アフリカ東部に位置し、その豊かな自然環境から「アフリカの真珠」とも称されるウガンダは、長年にわたり寛容な姿勢で南スーダン、コンゴ民主共和国など情勢不安が続く隣国から流入する難民を受け入れています。

ウガンダにおける難民受入れ数は、2020年末時点で累計約140万人となっており、アフリカ最大の難民受入れ国としても知られています。また、新型コロナウイルス感染症拡大以前における同国での難民認定率は95%（2019年）であり、同国政府のイニシアティブにより、国内各地で難民居住区の整備も進んでいます。土地の割当てや移動の自由、生計向上など、難民のニーズに寄り添った取組も強化されており、世界的にも難民受入れの成功例として評価されています。

ウガンダで行われている難民支援では、様々なパートナーとの連携が必要不可欠です。コロナ禍で難民を取り巻く環境のリスクがさらに高まるなかで、UNHCRは「難民に関するグローバル・コンパクト（GCR）[注1]」の理念として掲げられている「Whole-of-society approach（社会全体で取り組む難民支援）」を体現するために、日本政府、JICA、NGOなど、日本のアクターとも多岐にわたる分野で連携しています。

その一つが、JICAとの協力で実施されている「コメ振興プロジェクト」[注2]です。JICAが稲作振興として展開してきた取組を2014年からUNHCRとの連携により難民支援にも応用し、難民と受入れコミュニティ双方に対して、アフリカの気候に適した乾燥に強い陸稲ネリカ米[注3]の普及や稲作研修を行い、2021年には約1,111世帯（約5,000人）が恩恵を受けました。ネリカ米の栽培を通じた経済的自立は自信にもつながり、「人生が変わった」と話す難民も少なくありません。

紛争で親と離れ離れになった19人の子どもを引き取り、コメ作りに励む南スーダン難民の女性（写真：UNHCR）

「まさに持続可能な取組がカギ」と語る、難民が育てたネリカ米の田んぼを訪れた高嶋由美子氏（左から4番目）（写真：UNHCR）

このようなJICAと国際機関の連携は、人道支援と開発協力のシームレスな連携を目指した「人道と開発の連携（ネクサス）」の強化にも貢献しています（詳細は、第Ⅱ部2 2-2（1）も参照）。そのほかにも、医療、教育、給水、生計向上など、難民の多様なニーズに対応するために、UNHCRは日本のNGO、企業などと連携を強化しながら、難民のより良い未来に向けて一人ひとりに届く支援に取り組んでいます。

UNHCRの難民支援の現場では、日本人職員も多く活躍しています。ウガンダで3年以上勤務しているウガンダ・ユンベ事務所の准保護官の古林安希子（こばやしあきこ）さんは、「故郷を追われ困難な状況にありながらも、希望を失わず日々を懸命に生き抜く難民たちに力をもらうことも多くあります。」と語ります。

また、UNHCRウガンダ事務所のリスク管理・コンプライアンス主任担当の高嶋由美子（たかしまゆみこ）さんは、次のように語ります。「ウガンダで難民が直面する課題はもちろん、様々な形で日本の皆さんからの支援が届いていることをもっと知ってほしいです。そして日本からさらに何ができるのかを、私たちと一緒に考えてほしいです。」今後も日本のノウハウを生かした協力が難民支援に広がっていくことが期待されます。

注1 2018年12月の国連総会で採択された。
注2 PRiDe（Promotion of Rice Development）
注3 84ページの用語解説を参照。

(2) 自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては国際緊急援助隊があり、(ⅰ)救助チーム、(ⅱ)医療チーム、(ⅲ)感染症対策チーム、(ⅳ)専門家チーム(災害の応急対策と復旧活動に関する専門的な助言・指導を行う)、(ⅴ)自衛隊部隊(特に必要があると認められる場合に医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う)を個別に、または組み合わせて派遣します。

2021年4月に東ティモールで発生した洪水の後、緊急援助物資としてJICAを通じて届けられた毛布を持つ被災者。配布の際には日本のNGOも協力(写真:特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン)

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与を行っています。日本は海外3か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテントや毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に供与できる体制にあります。2021年、日本は東ティモール、パラオ、セントビンセント、コンゴ民主共和国、ハイチ、フィリピンに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等を救援することを目的として、被災国政府や被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。その際、国際機関などが実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません(2021年の実績は第Ⅲ部を参照)。

また、日本のNGOはODAを活用した被災者支援も行っています。ジャパン・プラットフォーム(JPF)[注32]は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民等への人道支援を行っており、JPFの加盟NGOは、現地政府の援助がなかなか届かない地域で、現地のニーズに対応した様々な支援を実施しています(実績などは131ページの「(3)日本のNGOとの連携」を参照)。

グアテマラでのハリケーン被害に対する緊急無償資金協力の一環として援助された食料を受け取る住民の様子(写真:WFP)

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)の能力強化を支援するため、2021年も引き続き、情報通信技術システムの整備や人材育成、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するロジスティック・システムの構築および同システムを活用した支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

国際的な組織犯罪やテロ行為は、引き続き国際社会全体の脅威となっています。こうした脅威に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で対応する必要があります。

日本の取組

ア　治安維持能力強化

日本の警察は、その国際協力の実績と経験も踏まえ、治安維持の要となる開発途上国の警察機関に対し知識・技術の移転を行いながら、制度づくり、行政能力向上、人材育成などを支援しています。

その一例として、2021年、警察庁では、インドネシアへの専門家の派遣や、アジアやアフリカ、大洋州などの各国からオンラインで研修員の受入れを行い、国民に信頼されている日本の警察のあり方を伝授しています。

注32　134ページの用語解説を参照。

インドネシアでの技術協力「市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト」で現場指紋採取に関する指導が行われている様子（写真：JICA）

イ　テロ対策

新型コロナの感染拡大によりテロを取り巻く環境も大きく変化しました。パンデミックによる行動制限は、都市部でのテロを減少させましたが、もともと国家の統治能力が脆弱（ぜいじゃく）だった一部の地域では、パンデミックによってガバナンスが一層低下したことにより、テロ組織の活動範囲が拡大しています。

2021年、日本は、テロを取り巻く環境の変化に迅速に対応するべく、国際機関を通じて様々なプロジェクトを実施しました。たとえば、モルディブでは、若者や女性を対象とした暴力的過激主義に対する対処能力強化や教育支援をUNDP経由で実施したほか、UN Womenを通じフィリピンなどで女性リーダー育成などの社会統合強化支援、また、欧州評議会を通じて、コロナ禍で増大したサイバー空間で行われる犯罪に対処するための司法当局関係者の訴追能力強化支援などを実施しました。

ほかにも、日本は、2021年度、UN Womenがタイおよびバングラデシュにおいて実施する、暴力的過激主義やヘイトスピーチの予防対策および対話を通じた女性の平和・安全保障への参画促進を図るプロジェクトに57万ドル、UNODCが実施する東南アジアと南アジアの7か国における刑務所内でのリハビリ、社会復帰、社会内処遇の促進を通じた過剰収容対策に関するプロジェクトに70万ドルを拠出するなどしています。

ウ　国際組織犯罪対策

日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進しているほか、主に次のような国際協力を行っています。

■薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、2021年はUNODCへの拠出を通じて、国境における薬物取締りの能力強化や薬物に代わる作物の生産などの支援を行い、世界各地に拡散する不正薬物対策に取り組んでいます。

また、警察庁では、アジア太平洋地域を中心とする関係諸国と、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する討議を行い、相互協力体制の構築を図っています。

■人身取引対策

日本は、人身取引（性的サービスや労働の強要等）注33に関する包括的な国際約束である人身取引議定書や、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。また、同行動計画を踏まえて、人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関およびNGOなどとの連携を強化しています。

2021年、日本はIOMへの拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者に対して母国への安全な帰国支援や、被害者に対する教育支援、職業訓練などの自立・社会復帰支援を実施しています（141ページの「国際協力の現場から」も参照）。また、日本は、二国間での技術協力、UNODCやUN Womenなどの国連機関のプロジェクトへの拠出を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献しているほか、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。

■資金洗浄対策など

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪

注33 人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、または収受する行為（人身取引議定書第3条参照）。

やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、金融活動作業部会（FATF）注34などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）注35やテロ資金供与の対策に係る議論に積極的に参加しています。

エ　海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■海洋

海洋国家である日本はエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海上の脅威への対処を始め、海上交通の安全確保は国家の存立・繁栄に直結する課題です。また、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のためだけでなく、日本を含む地域全体の経済発展のためにも極めて重要です（自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現のための取組については33ページの「開発協力トピックス」を参照）。

日本は、海洋における法の支配の確立・促進のため、巡視船の供与や技術協力などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関などの法執行能力の向上を途切れなく支援しているほか、被援助国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための協力も推進しています。具体的には、ベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材を供与しているほか、インドネシアやマレーシアなどを含むシーレーン沿岸国において、研修・専門家派遣を通じた人材育成も進めています。また、2020年11月に開催された第12回日メコン首脳会議において、菅総理大臣（当時）から「5つの協力」の一つとして、メコン諸国のMDA能力向上のための情報集約ウェブポータルを提供するとともに人材育成を行う旨を発表し、着実に実施しています。

また、日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定に基づいて設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）の活動を支援しています。2017年からは日本が主導し、ReCAAP-ISCと共催で、締約国などの海上法執行機関の能力構築を目的とした包括的な研修を実施しています。2021年は新型コロナによる影響でオンライン開催となりましたが、23か国が参加しました。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本は、国際海事機関（IMO）がジブチ行動指針注36の実施のために設立した信託基金に1,553万ドルを拠出しています。この基金により、海賊対策のための情報共有センターや、ジブチ地域訓練センターが設立され、同地域訓練センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。

ほかにも、海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しており、2021年は26か国から33名が参加しました。さらに、日本は、ソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、同国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約5億ドルの支援も実施しています。

海上保安庁の海上保安能力向上支援のための職員がベトナム海上警察の職員に立入検査について講義を行う様子（写真：海上保安庁）

シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力の強化も重要です。2020年に発生したモーリシャス沿岸における貨物船油流出事故においては、日本は3回にわたって国際緊急援助隊を派

注34　1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された。

注35　犯罪行為によって得た資金をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

注36　ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

遣し、油の流出状況の調査や油防除作業のほか、環境分野に関する支援活動を行いました。また、2021年2月と8月に、海難防止能力強化に資する機材供与のため、無償資金協力の交換公文に署名するとともに、8月には沿岸域の生態系の回復・保全および地域漁民・住民の生計回復・向上のための技術協力の実施も決定しました。これらの支援を着実に実施し、引き続き同国の中長期的な経済発展を支援していきます。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、2009年以降毎年、日本の海上保安庁海洋情報部の運営参画と日本財団の助成の下、開発途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施しており、2021年12月までに41か国から72名の修了生を輩出しています。また、IHOとユネスコ政府間海洋学委員会は、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施しており、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。

■宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組む新興国や開発途上国の人材育成も積極的に支援しています。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は国際的に高く評価されています。2021年6月には、「KiboCUBE」プログラム[注37]を通じて、モーリシャス初の小型衛星が放出されました。同国内ではプラヴィン・クマール・ジャグナット首相や関係者がライブ中継で放出の様子を見守り、現地における日本の宇宙協力に対する期待の高さがうかがえました。

また、日本は、宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うための基本方針を2016年に策定し、積極的な支援を行っています。たとえば、アジアやアフリカ、中南米において、人工衛星「だいち2号」による熱帯林のモニタリングシステム（JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム：JJ-FAST）を活用した森林モニタリングを実施しています。2021年2月および10月には、JICAによる課題別研修「JJ-FASTと衛星技術を活用した熱帯林管理」が開催され、世界各国からの参加者がJJ-FASTの活用方法などを学びました。

2021年6月22日に「きぼう」からモーリシャスの超小型衛星が放出される様子（写真：JAXA/NASA）

そのほか、宇宙空間における法の支配の実現に貢献すべく、途上国に対して国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っています。2021年5月、日本は国連宇宙部（UNOOSA）の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表し、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して、国内宇宙関連法令の整備および運用面での支援を行い、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献しています。

■サイバー空間

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要があり、開発途上国をはじめとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分な場合、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本を含む世界全体にとっても有益です。

日本は、日・ASEANサイバー犯罪対策対話や日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を通じて

注37 「きぼう」から超小型衛星を放出する機会を途上国に提供するための、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み。

ASEANとの連携強化を図っており、2021年もASEAN加盟国とサイバー演習および机上演習を実施しました。

このほか、日本が拠出する日・ASEAN統合基金（JAIF）注38を活用し、タイのバンコクに日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターが設立されました。同センターでは、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）などが提供されており、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力が推進されています。新型コロナの世界的流行の中、持続的な研修実施の観点から、自主学習教材の提供やオンサイトでの演習プログラムをすべてオンラインで実施可能にし、2021年9月にはオンラインで従来どおりのトレーニングを開催しました。

さらに、日本は、2021年、世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金（Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund）」への拠出も行い、低・中所得国向けのサイバーセキュリティ分野における能力構築支援にも取り組んでいます。

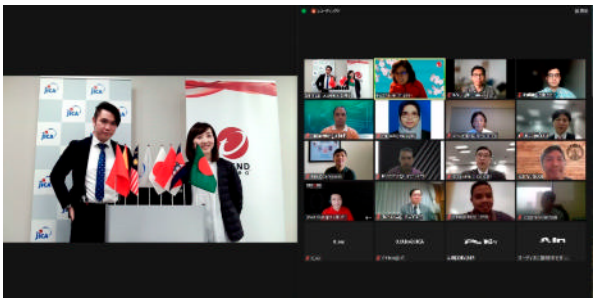

アジアの国々が参加して行われたオンラインの課題別研修「サイバー攻撃防御演習」の様子（写真：JICA）

また、警察庁では、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得および日ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。

経済産業省も、2018年度から毎年度、日米の政府および民間企業の専門家と協力し、インド太平洋地域向けに、電力やガスなどの重要インフラ分野に用いられる産業制御システムのサイバーセキュリティに関する演習を実施しています。2021年度からはEUも主催者として参加しています。

注38 91ページの注4を参照。

3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進

(1) 保健・医療

少なくとも世界人口の約半数が基礎的な医療を受けられていない状況にあり、予防可能な病気で命を落とす5歳未満の子どもの数は、年間520万人以上[注39]とされています。また、産婦人科医や助産師などによる緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約29.5万人以上[注40]の妊産婦が命を落としています。

持続可能な開発目標（SDGs）の目標3は、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことを目指しています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）[注41]の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。

日本の取組

■UHCの推進（国際会議での日本のイニシアティブ）

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健・医療分野での取組を重視しています。G7、G20、アフリカ開発会議（TICAD）、国連総会などの国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としての保健システムの強化、UHCの推進を積極的に主導してきました（COVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）など日本の新型コロナウイルス感染症対策支

人間の安全保障

持続可能な開発目標（SDGs）が描くのは、豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて国・社会づくりを進めるという日本が長年にわたって推進してきた「人間の安全保障」の理念と軌を一にするものです。人間の安全保障は、開発協力大綱でも、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられており、日本政府は人間の安全保障の推進のため、(1) 概念の普及と (2) 現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

(1) 概念の普及

2012年に日本主導により人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択された後も、日本は、その概念普及への取組を継続しています。2020年9月には、菅総理大臣（当時）が国連総会一般討論演説で新型コロナウイルス感染症を踏まえて新しい人間の安全保障の考え方について議論を深めることを提案し、国連のもとでハイレベル諮問パネルが立ち上げられました。このパネルでの議論を踏まえて、2022年2月に新たな時代の人間の安全保障に関する特別報告書が公表されました[注1]。また、ニューヨークの国連本部において人間の安全保障フレンズ[注2]が再結成され、2021年6月には、グテーレス国連事務総長の下、第1回人間の安全保障フレンズ会合が開催され、同年12月には第2回人間の安全保障フレンズ会合が開催されました。

(2) 現場での実践

日本は、国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導したほか、2020年度までに同基金に累計で約484億円を拠出しています。同基金は、2020年末までに100以上の国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト267件を支援してきました。

注1 特別報告書概要：https://hdr.undp.org/sites/default/files/srhs2022_overview_jp.pdf
注2 2006年に結成され、2009年までに全7回の会合を開催し2012年の国連総会決議に繋がった。新型コロナからの回復を目指し、人間の安全保障の概念に関する議論を再活性化するべきとの認識の下、日本、コスタリカ、セネガルの国連常駐代表を共同議長として人間の安全保障フレンズが再結成された。

注39 国連児童基金（UNICEF）や世界保健機関（WHO）などによるデータ（2019年時点）。前回データ集計時は530万人以上。
注40 国連児童基金（UNICEF）や世界保健機関（WHO）などによるデータ（2018年時点）。前回データ集計時は29.5万人以上。
注41 すべての人が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

主要カウンターパートであるボリビアの国立ラパス公衆衛生校校長と日本・ボリビア国立医療技術者養成校校長に対して医療技術者養成の新カリキュラムに基づいた指導要領の計画立案に関する技術指導を行うJICA専門家（写真：JICA）

援については第Ⅰ部を参照。東京栄養サミット2021の詳細は56ページの「開発協力トピックス」を参照）。

2021年9月24日、菅総理大臣（当時）は、第76回国連総会において、ビデオメッセージの形式で、一般討論演説を行いました。演説では、強靭（きょうじん）な国際保健システムの構築に向けて、WHOの検証・改革の議論への貢献、UHCの重要性、日本の「グローバルヘルス戦略」の策定や健康安全保障の新たな枠組み作りへの貢献、国連の下で行われている新たな時代の「人間の安全保障」についての議論への支持、2021年12月に「東京栄養サミット2021」を主催する旨等を述べました。

また、2021年9月30日、国連総会UHCハイレベル・サイドイベント 注42 に茂木外務大臣（当時）が共催者の一人としてビデオメッセージの形で出席し、新型コロナの教訓を踏まえ、改めて日本としてUHCの達成に向けてリーダーシップを発揮する決意を述べました。

2021年10月にローマで開催されたG20財務大臣・保健大臣合同会議では、日本がG20議長を務めた2019年にとりまとめた「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」へのコミットメントを再確認しました。また、同月のG20ローマ・サミットでは、岸田総理大臣から、日本が12月に東京栄養サミットを開催することを紹介し、保健、食料など包括的な観点から世界の栄養不良の解決に貢献していく旨を述べました。G20ローマ首脳宣言では、保健に関するSDGs、特にUHCを達成するためのコミットメントが確認されました。

■UHCの推進（日本の具体的取組）

日本政府は、「平和と健康のための基本方針」（2015年）の下、「誰も取り残さない」UHCを達成するための支援を行っています（60ページの「匠の技術、世界へ」、57ページおよび101ページの「案件紹介」も参照）。また、新型コロナやその他世界の様々な状況変化を踏まえ、ポスト・コロナ時代に求められる新たなUHCや公衆衛生危機への対応能力・予防・備えの強化を目指した「グローバルヘルス戦略」について、2022年6月までのできるだけ早い時期に策定する予定とされています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます（栄養改善については、80ページの「(8) 食料安全保障および栄養」を参照）。

アンゴラにおいて、母子健康手帳の配布を開始する保健所を巡回し、施設内研修の実施などを支援する日本人専門家（写真：JICA）

特に、途上国の母子保健については、未だ大きな課題が残されており、2021年、日本は、ケニア、マダガスカル、バングラデシュ、パキスタン、カンボジア、ラオスなどをはじめ、多くの国で母子保健改善のための支援を実施しました。

また、日本は、その経験と知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出

注42 日本がG7議長国を務める2023年に開催予定の国連総会UHCハイレベル会合に向けて、世界でUHCを実現するための連携・協力等について議論することを目的としたサイドイベント。

産期・産褥期[注43]、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアでは、日本の協力により全国的に母子手帳が定着しています。また、インドネシアを含め、母子手帳の活用を推進しているケニア、タジキスタン、カンボジア、マダガスカル、東ティモール、ラオス、パプアニューギニアの間では、各国での経験を共有して学び合う場が持たれています。

日本のNGOも、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを利用して、保健・医療分野で事業を実施しています。2021年、たとえば、特定非営利活動法人AMDA社会開発機構は、ネパールのダン郡において、母子健康格差是正のため、保健施設の建設、医療資機材の提供、能力向上のための医療関係者への研修実施、地域住民の保健知識向上のための啓発活動を行っています。

日本は、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）、世界銀行などの開発パートナーと共に、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています。また、Gaviワクチンアライアンス[注44]や二国間援助を通じて、途上国の予防接種率の向上に貢献しています（UNFPA日本人職員の活躍およびCOVAXファシリティを通じた新型コロナワクチン支援については第Ⅰ部も参照）。

また、アジア開発銀行（ADB）では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア太平洋地域でのUHC達成に向けたADBと日本との連携の3本柱として、UHCを支える（ⅰ）制度枠組の構築、（ⅱ）人材育成の強化、（ⅲ）インフラの整備を掲げました。日本は、2021年4月から、この3本柱に基づいた取組を後押しする技術支援や小規模のグラント供与を目的としたADBの日本信託基金への拠出を開始しました。

■公衆衛生危機対応能力および予防・備えの強化

従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本になるとの観点に立ち、東南アジアやアフリカ各国の保健・医療体制を支援してきました。中核医療施設の整備・ネットワーク化や医療分野の人材育成支援などを通じた公衆衛生危機への対応能力および予防・備えを強化するとともに、上下水道等の水・衛生インフラの整備、食料安全保障の強化など、より幅広い分野で、感染症に強い環境整備のための支援を実施しています（新型コロナ対策のための二国間支援については、第Ⅰ部を参照）。

日本は、国連・国際機関等を通じた支援も行っており、2018年から続くコンゴ民主共和国でのエボラ出血熱流行への対応、2020年および2021年の新型コロナ対応の際に、WHOの健康危機プログラム[解説]、緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）[解説]などに拠出しました。また、2021年には、2020年に日本が世銀グループと連携して立ち上げた保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金（HEPRTF）等への54億円の追加拠出等を通じ、途上国における感染症の備え・対応のための能力強化等の支援を実施しています。

バングラデシュの看護大学で、看護教育の質の向上のため協議する様子

■感染症の薬剤耐性（AMR）への対応

感染症の薬剤耐性（AMR）[注45]は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増しています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む

[注43] 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1～2か月間のこと。
[注44] 8ページの用語解説を参照。
[注45] AMR（anti-microbial resistance）。病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

開発協力トピックス 3

UHC達成に向けた日本の取組

～東京栄養サミット2021～

●新型コロナウイルス感染症とUHC

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に対応する上では、「人間の安全保障」の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」ことを目指し、すべての人が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成することが重要です。

日本は、この考え方に基づき、新型コロナの発生直後から、二国間支援および国際機関を通じた支援を活用し、約3,400億円（約31億ドル）の支援を実施してきました。2021年6月のCOVAXファシリティに対する8億ドルの追加プレッジと合わせ、総額4,300億円（約39億ドル）の支援を行っています。（日本のコロナ対策支援について、第Ⅰ部を参照）。

また、日本は、ワクチン等の開発および公平なアクセスの実現を中心とする新型コロナへの対応能力の強化や将来の健康危機に備えるための保健医療システムの強化に加えて、より幅広い分野での健康安全保障のための環境整備にも取り組んでいます。

●東京栄養サミット2021

栄養はUHCを支える基盤です。栄養状態の改善は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標2に掲げられており、その他計12の目標にも深く関係します。保健分野だけではなく、農業や流通、水・衛生、ジェンダーなど多くの分野と関連しているため、各分野が連携して栄養改善を進めることがSDGs達成のために不可欠です。新型コロナにより、世界的に社会経済状況が悪化し、貧困層の子どもが休校措置のため学校で給食を取れなくなる等、社会的に脆弱（ぜいじゃく）な人びとを中心に栄養不良が一層深刻化している中、早急な対応が求められています。

日本政府は、2021年12月7日および8日に東京栄養サミット[注1]2021を主催しました。同サミットでは、先進国・開発途上国を問わず、成長を妨げる低栄養と生活習慣病を引き起こす過栄養の「栄養不良の二重負荷」が問題となっていること、および新型コロナによる世界的な栄養状況の悪化を踏まえ、（1）健康、（2）食、（3）強靭（きょうじん）性、（4）説明責任、（5）財源確保の5つに焦点が当てられる形で議論が行われました。

スピーチを行う岸田総理大臣（写真：内閣広報室）

同サミットには、約30か国の首脳・閣僚や、グテーレス国連事務総長、マルパス世界銀行総裁、テドロスWHO事務局長等の国際機関の長、市民社会、民間企業、学術界の代表等が参加し（国内からの参加者は対面、海外からはオンライン参加とするハイブリッド形式）、世界の人々の栄養改善について幅広く議論し、今後の行動の方向性について共通認識を深めました。多くのステークホルダーから390以上のコミットメント（政策的・資金的意図表明）が提出されるとともに、成果文書として「東京栄養宣言」を発出し、栄養改善に向けた国際社会の方向性を示すことができました。

日本からは、岸田総理大臣が開会スピーチを行うとともに、林外務大臣が歓迎の挨拶を行いました。その際、岸田総理大臣からは、今後3年間で3,000億円以上の栄養に関する支援を行うことを表明しました。また、林外務大臣からは、先進国・途上国双方の政府、民間企業、市民社会、学術界を含む全ての関係者が一致団結してこの重要な課題に取り組むことの必要性、また、そのためには、それぞれが自らのコミットメントを着実に実行していく必要がある旨を述べました。

日本は、今後ともUHC達成に向け、こうした支援にしっかりと取り組んでいく考えです。

注1　栄養サミットは2012年のロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会の際に、世界的なスポーツの祭典を契機として地球規模で栄養課題について考えるため2013年にロンドンで初めて開催された。日本も東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として栄養サミットを主催した。

ザンビア (1) ルサカ郡病院整備計画（第1次、第2次）、(2) ルサカ郡1次レベル病院運営管理能力強化プロジェクト

(1)無償資金協力(第1次2013年～2016年、第2次2017年～2021年)、(2)技術協力プロジェクト(2021年5月～2026年5月)

新型コロナウイルス感染症専用病院になったチレンジェ病院の産科病棟で、現地の感染管理担当者と共に個人防護具の着脱デモンストレーションを行う法月正太郎専門家（写真：JICA）

ザンビアの首都ルサカでは、急激な人口増加と都市化により医療ニーズが急速に高まる一方、基礎的手術や検査を行う1次レベル病院[注1]が不足しています。そのため、高次医療機関である大学病院などが簡易な手術に対応せざるを得ず、慢性的に混雑し、十分な医療が提供できない状況でした。また、1次レベル病院の運営管理やサービスの質も課題となっていました。

そこで、日本は、2013年から2021年にかけて、無償資金協力を通じて、ルサカ市内の住宅密集地の中心にある5つの保健センター[注2]を、簡易な手術や帝王切開を実施でき、入院施設も備える1次レベル病院へと格上げするため、病棟建設や医療機材を供与する等のインフラ整備を行いました。

その結果、2016年に2つの1次レベル病院が開院し、帝王切開件数や成人病棟への入院患者数がそれぞれ0件(2012年）から1,396件、1,757人（2019年）へと増加するなど、住民は住み慣れた地域の病院で医療サービスを受けることが可能となりました。また、これらの病院で基礎的手術や検査に対応できるようになり、大学病院への紹介患者割合も24.7%（2012年）から15.9%（2019年）へと低下し、大学病院の混雑緩和に貢献しました。2021年に建物が完成した他の3つの病院も同様の成果が期待されています。

さらに、日本は、サービスの質の向上や病院運営管理能力の強化などのソフト面の支援にも取り組むため、技術協力プロジェクトを2021年5月に開始しました。同地域の1次レベル病院が質の高い医療を提供し、地域住民から選ばれるようになるため、人材育成支援を進めています。

日本は、インフラ整備・人材育成の両面からの13年間にわたる支援を通じ、質の高い医療を提供する病院を広めてきました。今後もTICADでも表明しているアフリカでのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を、ザンビアの人々と共に目指していきます。

新型コロナに強い病院を目指すべく、全来院者の入館前の体温測定と手洗いを徹底するための病院への指導も実施（写真：JICA）

注1 ザンビアの保健サービスは、施設レベル別に、ヘルスポスト、保健センター、1次レベル～4次レベルの病院の6段階に分類されています。

注2 第1次ルサカ郡病院整備計画ではマテロ、チレンジェの2つの保健センターの、第2次ではチパタ、カニャマ、チャワマの3つの保健センターの施設・機材を整備しました。

「ワン・ヘルス・アプローチ」を推進しています。日本は、G20大阪サミットでの「ワン・ヘルス・アプローチ」推進のための合意も踏まえ、2019年に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP（Global Antibiotic Research & Development Partnership）への約10億円の拠出を発表し、AMRリーダーシップグループに参加するなど、AMR対策においてリーダーシップを発揮しています。2021年には、GARDPに対し、約2億円を拠出しました。

■三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）

SDGsの目標3.3として、2030年までの三大感染症の終息が掲げられています。日本は、「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」[注46]を通じた三大感染症対策および保健システム強化への支援に力を入れており、設立から2021年12月末までに約34.6億ドルを拠出しました。さらに、日本は、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を二国間支援でも補完できるようにしています。また、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強められるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、検査・カウンセリングの普及を行っています。特にアフリカを中心に、2021年もJICA海外協力隊員が、より多くの人

注46 2000年のG8九州・沖縄サミットで設立が合意され、2002年に設立された。

草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて供与された巡回医療車両および機材で、エクアドルのカニャル県ビブリアン市内の公園を巡回し、市民へのワクチン接種を行う様子

に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、2021年改定版「ストップ結核ジャパンアクションプラン」に基づき、日本は、自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、結核による死亡を75%減少（2015年比較）し、結核罹患率を50%減少（2015年比較、10万人当たり55症例未満）することを目標に、途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んでいます（58ページの「案件紹介」を参照）。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、ミャンマーやソロモンにおいて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組の支援を実施しています。またグローバルファンドへの拠出を通じ、大メコン圏 注47 をはじめ、世界的なマラリア対策も行っています。

一般公募

アフリカ30か国 注1

小児薬剤耐性結核イニシアティブ
ストップ結核パートナーシップ世界抗結核薬基金
（2019年4月～2020年9月）

世界では、毎年約2万5,000人の15歳未満の子どもが既存の抗結核薬で治療の難しい薬剤耐性結核（DR-TB：Drug Resistant Tuberculosis）を発症しています。世界保健機関（WHO）によれば、2018年以降、延べ1万2,219人注2の子どもがDR-TBの治療を受けていますが、これは「2022年までに11万5,000人」という国連結核ハイレベル会合が定めた5か年目標のわずか11%に過ぎず、多くの子どもの命が危険にさらされています。

そこで、2019年4月、ストップ結核パートナーシップの世界抗結核薬基金（STBP/GDF）注3は、日本の協力を得て、子ども向けの新しい医薬品（日本の新薬「デラマニド」も含む）の導入・普及を目的とした事業を開始しました。STBP/GDFは、小児用医薬品の供給者を増やすことで価格引き下げを実現し、持続的な薬へのアクセスに貢献しました。本事業により、2020年9月までにアフリカの30か国で800人以上の子どもがDR-TBの治療薬を利用できるようになりました。また、子どものDR-TB治療に関する世界の認識を高めるため、ハローキティが結核チャンピオンに就任してマスメディア・キャンペーンを実施するなど、啓発活動を展開しました。

ハローキティが結核チャンピオンに就任し啓発ビデオを配信（https://www.stoptb.org/advocate-to-endtb/hello-kitty）（写真：ストップ結核パートナーシップ）

現在でも、依然として多くの子どもがこの病に苦しめられています。より多くのDR-TB小児患者を発見、診断し、適切な治療を行うことが必要であり、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、より一層の協力が求められています。ストップ結核パートナーシップは、引き続き各国政府や国際機関等と協力・連携し、DR-TBを患う多くの子どもたちの治療に取り組んでいきます。

ナイジェリア・イバダン大学病院にて薬を飲む子ども（写真：ストップ結核パートナーシップ）

注1 アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ボツワナ、マラウイ、マリ、南アフリカ、モロッコ、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソトの30か国。
注2 世界結核報告書（2021年）による推定。
注3 Stop TB Partnership/Global Drug Facilityの略。

注47 メコン川流域のカンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムおよび中国の一部。

■ポリオ

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、未だ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国：アフガニスタン、パキスタン）を中心に、主に国連児童基金（UNICEF）と連携し、撲滅（ぼくめつ）に向けて支援してきました。2020年8月には、アフリカ最後の野生株ポリオの常在国であったナイジェリアにおいて、直近3年間、野生株ポリオが発生していないことが認定され、アフリカからのポリオフリーが宣言されました。日本は、ナイジェリアに対して、ワクチンの調達支援、輸送・保管を可能とする太陽光発電冷蔵庫などのコールド・チェーン 注48 の整備、JICA研修を通じたポリオ研究者の人材育成等の幅広い支援を続けてきました。

■顧みられない熱帯病（NTDs）

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれ、世界全体で10億人以上が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えうることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

日本は、技術協力を通じ、2000年から太平洋島嶼（とうしょ）国に対してフィラリア症の対策支援を行っています。大洋州広域フィラリア対策プロジェクトでは、日本人専門家の派遣による技術指導や、日本の製薬会社エーザイが無償で提供した治療薬も活用し、対象国における集団投薬などを官民連携で支援しています。長期にわたるこれらの支援が功を奏し、大洋州14か国のうちの8か国（クック、ニウエ、バヌアツ、マーシャル、トンガ、パラオ、ナウル、ソロモン）がフィラリア症の制圧を達成し、これらに続いて2019年10月には、WHOによりキリバスのリンパ系フィラリア症制圧が宣言されました。今後も専門家の派遣等を通じて太平洋島嶼国におけるフィラリア症の制圧計画に向けた支援を継続していきます。

パプアニューギニアのニューアイルランド州保健局スタッフが子どものフィラリアの感染有無を確認する様子（写真：JICA）

用語解説

健康危機プログラム（WHO Health Emergencies Program）
WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）
2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

注48 2ページの 注1 を参照。

匠の技術、世界へ 1

質の高く使いやすい日本の教材で医療技術の向上を目指す！

～エクアドルで医療用シミュレーション教育の普及に貢献～

医療行為の基本を実技で学ぶシミュレーション教育[注1]は、医療教育分野において世界的な新しい潮流となっており、エクアドルにおいてもその重要性が認識されています。国立エクアドル中央大学（UCE）医科学部では、専用の教室と機材が整備されていましたが、コンピュータ制御による高性能な機材を導入していたため、かえって維持管理や専用ソフトの更新が難しく、また、一度に実習できる生徒数が限られる等の問題が生じており、日本に支援を求めていました。

時期を同じくして、医療用シミュレータを製造する株式会社京都科学（京都府）の髙山俊之（たかやまとしゆき）社長は、中南米の市場調査のためエクアドルを訪問し、UCEを視察しました。髙山社長は語ります。「出会いは本当に奇跡的なものでした。私たちがUCEを訪問したのは偶然でしたが、まさに私たちの製品が求められていたタイミングでした。」

髙山社長と京都科学の社員は、UCEから支援の依頼を受けた後わずか1か月の間にエクアドルと日本を何度も往復し、JICAエクアドル事務所にも相談して支援事業の企画を作り上げました。その後、同社はJICA中小企業・SDGsビジネス支援事業に応募、採択され、2019年12月から同事業として「エクアドル国UHC達成に向けた人材育成のためのシミュレーション教育普及・実証・ビジネス化事業」を開始することができました（2023年1月終了予定）。

本事業では、UCEをカウンターパート機関として、京都科学製の医療看護教育用シミュレータ48品目104式（身体診察・処置・ケア、周産期・小児医療、災害救急医療用など）を用い、現地の事情にも合わせたシミュレーション教育の実証を行っています。事業開始直後に、新型コロナ対策として外出制限などの措置が取られ、UCEでも対面授業が中止されましたが、機材が到着した際のデモンストレーションを多くのメディアが報じるなど、エクアドル側の期待も高まっています。

UCE医科学部医学専攻科学生による気管挿管実習の様子（写真：株式会社京都科学）

機材到着時のプレスリリース会場にて、心臓病診察シミュレータを診察するUCE学長とシミュレーションセンター長（写真：株式会社京都科学）

京都科学のシミュレータの特徴として、人の肌の感触を特殊な素材で再現しており、また、解剖学的にも正確であるという点が挙げられます。「初めて触った時から、UCEの教授たちはその質の高さに気付き、感動の声を上げました。注射の針を刺す部位など劣化する部品の交換が可能であり維持管理も容易です。一つ一つが高価すぎないため、様々なシミュレータを揃えることができ、多くの学生が一度に実践できるところも現地の状況に即しています。」とJICAエクアドル事務所のメンシアス職員は述べています。

また、エクアドルでは、シミュレーション教育用のカリキュラムが整備されていないため、本事業では統一カリキュラムの作成も支援しています。同社のシミュレータを用いた統一カリキュラムが整備されることにより、UCEを含む国内22の大学の医学部で高い水準の実習が実施され、技術が向上することが期待されます。

「本事業を足がかりとして、エクアドル全体の医療教育レベル向上を実現させたいです。また、京都科学にとっても、本事業は、実績がなかった中南米で事業を展開するきっかけとなります。」と髙山社長は今後の展望について語ります。

エクアドルでのシミュレーション教育の成功が、中南米全体の医療教育レベルの向上に繋（つな）がるようにと、髙山社長と京都科学の夢は広がっています。

注1　医師や看護師などの医療従事者の養成のため、専門に開発された医療用シミュレータを用いて、注射、縫合（ほうごう）、健診などの技術を実践に近い形で学ぶこと。安全で安心な医療サービスの提供のため、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後は患者との直接の接触が難しくなる中で注目されている。

(2) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。世界の約22億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、42億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができない暮らしをしています。また、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが時には何時間もかけて水を汲みに行くため、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。SDGsの目標6は、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことを目指しています。

インドのウッタル・プラデーシュ州において、手洗いを含む衛生啓発活動「アッチー・アーダット（ヒンディー語で良い習慣という意味）キャンペーン」を実施。水道などの手洗い設備のない家庭でも感染予防に有効な手洗いが実施できる製品を使用して、手を洗う子どもたち。(写真：JICA)

日本の取組

日本は、1990年代から累計で、世界一の水と衛生分野における援助実績を有しています。

日本は、2021年、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスなどで上水道の整備・拡張のための事業を実施しました。たとえば、ミャンマーのラカイン州、カチン州およびシャン州北部において紛争の影響を受けた少数民族地域の国内避難民および周辺コミュニティに対して、保健環境の改善、安全な水へのアクセスの確保、衛生環境の改善および教育環境の改善のための無償資金協力をUNICEFと連携して実施しています。また、マラウイでは、水利用効率の改善に向けて、リロングウェ水公社の能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを実施しています。横浜市水道局が協力を行っており、横浜市の水道事業のノウハウがマラウイの水問題の解決に活かされています（詳細は62ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

日本国内および現地の民間企業や団体と連携した途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。たとえば、東南アジアのインドネシアでは、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用して、再生水利用・産業排水処理の促進に向けた自動再生式活性炭排水処理技術普及・実証事業が実施されました。繊維産業の盛んな同国の染色排水の処理不足による河川汚染や地下水の過剰取水による地盤沈下等の環境問題の解決が期待されており、同事業により、現地で大型浄化装置を2台販売するなどの成果が現れています。

環境省でも、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの13の参加国[注49]の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。2021年3月に、オンラインで開催された第16回WEPA年次会合では、「生活排水処理の現状と課題」に焦点を当て、各国における水環境ガバナンスの進展について情報共有するとともに、活発な意見交換が行われました。また、SDGsの目標6.3に掲げられている「未処理汚水の半減」の達成に貢献すべく、主にアジア地域を対象に、日本の優れた技術である浄化槽の技術や法制度などを紹介しています。2021年1月に

ウガンダ北部の難民居住区の給水施設で水を汲む南スーダンからの難民たち。難民も主体となり難民居住区の給水サービスの向上に取り組む（写真：UNHCR）（47ページの「国際協力の現場から」も参照）。

注49 カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、日本の13か国。

匠の技術、世界へ 2

チーム横浜の技術でマラウイの水道人材を育成

～無収水問題の解決と給水サービスの改善～

マラウイの首都リロングウェ市では、人口増加によって水の需要が増加していますが、市内の水供給量はその需要量に追いついていない状況です。また、無収水[注1]の割合が非常に高く、大きな問題となっています。

そのため、日本は、マラウイ政府からの要請を受け、2019年から「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」を開始し、横浜市水道局の職員がJICA専門家の一人として派遣されています。横浜市水道局は、1977年のJICA調査団への参加以降、長年にわたりアフリカへの職員派遣や日本での研修を通じた技術指導を行っており、アフリカ各国の水道事業改善のために実施した支援は、国内外から高い評価を受けています。

本プロジェクトでは、リロングウェ水公社（LWB）に対し、無収水の実態調査および分析、データに基づいた実効性のある無収水削減計画の策定、無収水の調査方法や削減に向けた現場での作業の指導等を実施しています。2020年には新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、専門家は日本へ一時帰国することになりましたが、新型コロナ対策として残留塩素濃度分布調査[注2]を実施し、調査結果に基づいた技術指導もリモートで実施しました。マラウイ政府や人びとの期待も大きく、本プロジェクトを実施した区域の住民へのインタビューでは、漏水を減らして欲しい、井戸水ではなくLWBの水道水を使いたいという声がありました。

「LWBの技術者とともに実施した分析によると、同市の無収水の割合は全給水量の40%に上り、漏水は25%あることが分かりました。LWBの従来の対策では、地上に水が噴き出した漏水のみを補修し、地下で発生している漏水を探知する技術や機材はありませんでした。本プロジェクトでは、地下の漏水も探知して修復する技術を指導しています。」と横浜市水道局の板谷秀史専門家は当時の様子や現在の取組を語ります。

無収水削減計画の策定を指導する板谷専門家（写真：JICA）

調査から修復までの作業をJICA専門家とともに行い、「無収水はこうすれば減らせる」という経験を共有できたことは、LWBにとって将来への大切な指針となりました。リロングウェ市で指導に当たっている関元伸一専門家は次のように語ります。「同市は地盤が固く水道管を地下に埋設することが難しく、地上にむき出しになることがあり、これが漏水や盗水の原因となります。さらに、漏水修理の技術や機材が不足しているといった多くの課題もありました。私たちが技術指導を行う中でともに成功体験を積み上げたことにより、LWBの職員も、今では工夫すれば自分たちにも無収水を減らせると意識が変わってきています。」

地下漏水探知の技術を指導する関元専門家（写真：JICA）

「日本国内でも同様ですが、無収水対策の取組には終わりがありません。たとえば漏水した水道管を一度修復しても、その後老朽化が進み、再び漏水が増えていきます。ですから、私たちが帰った後、LWBが自力で活動を継続していくことこそが本当に重要であり、現在、持続性の意識を強く持ちながら、技術移転を行っています。」と板谷専門家は語ります。

日々の地道な努力を積み重ねて得られた地方公共団体をはじめとする日本の経験と技術が、マラウイにおいて、水道サービスと人々の水・衛生環境の向上のために大きく貢献しています。

注1　給配水管の老朽化による漏水、違法な盗水および水道メーターの不良などが原因で、料金を請求できない水。

注2　上水道の塩素消毒が新型コロナ対策に有効であることから調査を実施。残留塩素とは、浄水場などで水道水を作る過程で、消毒のために注入した塩素剤が、水道水の中で塩素イオンとして残留している状態。塩素イオンはウイルスや病原菌を殺菌するため、水道水の中に常に存在するように管理することが重要。

第8回、11月に第9回のワークショップをオンラインで開催し、分散型汚水処理・浄化槽と水系感染症や自然災害に関するテーマや、分散型汚水処理における共通課題である汚泥の清掃・搬送・処理処分に関するテーマを取り上げて発表と活発な討議を行いました。また2021年2月にはラオス、3月にはスリランカとカンボジアにおいて現地政府との共催でウェブセミナーを開催し、浄化槽のハード・ソフト両面の提案活動を実施し、途上国における浄化槽の普及を後押ししています。

(3) 万人のための質の高い教育

世界には小学校に通うことのできない子どもが約5,800万人もいます。中等教育も含めると、推定約2億5,600万人（全体の16.8%）[注50]が学校に通うことができていません。特に、2000年以降、サブサハラ・アフリカでは、学校に通うことのできない子どもの割合が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校閉鎖により、多くの子どもが影響を受けています。とりわけ、障害のある子ども、少数民族や不利な環境に置かれたコミュニティの子ども、避難民や難民の子ども、遠隔地に住む子どもが取り残されるリスクが最も高くなっており、学校閉鎖に伴う子どもの栄養不足、早婚、ジェンダー平等などへの影響も懸念されています。

SDGsの目標4として、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられており、国際社会は、「教育2030行動枠組」[解説]の目標の達成を目指しています。

日本の取組

日本は、開発途上国の基礎教育[注51]や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野で支援を行っています。

日本は、「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ～包摂的で強靱（きょうじん）かつ革新的な社会を創造するための質の高い教育～」（2019年G20大阪サミット）に基づき、2019年から2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者を支援する「教育×イノベーション」イニシアティブを推進しました。2030年までにすべての子どもが質の高い初等・中等教育を修了できるようにするためには、支援を加速化させるイノベーションが不可欠です。日本は、このイニシアティブを通じて、基盤的な学力を育む教育やSTEM教育[注52]、eラーニングの展開などの支援を一層強化していきます。

また、日本は、「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」[解説]に対して、2008年から2021年までに総額約3,771万ドルを拠出しています。GPEのパートナー国では、2015年以降にその支援した子どもは約3,270万人に及び、これら子どもの4人に3人は初等教育を修了しました。2021年7月に開催された世界教育サミットにおいて、日本は、GPEへの支援継続も含め2021年から2025年までの5年間で15億ドルを超える教育分野に対する支援と、750万人の途上国の女子の教育および人材育成のための支援を表明しました。

マダガスカルでの技術協力「みんなの学校プロジェクト」において、遊びを交え、読み書きを楽しく学ぶ子どもたちの様子（写真：JICA）

TICAD7（2019年）では、アフリカに対する教育・人材育成分野の取組として、理数科教育の拡充や学習環境の改善を通じて300万人の子どもたちに質の高い教育を提供することや、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）[注53]およびケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学への支援などを通じて、科学技術イノベーション分野で5,000人の高度人材を育成することを発表しました。E-JUSTにおいては、アフリカから

注50 「Global Education Monitoring Report 2021」209ページ、413ページ、427ページ。https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000379875

注51 生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

注52 Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）のそれぞれの単語の頭文字をとったもので、その4つの教育分野の総称。

の留学生150人を受け入れることを発表し、2020年中に31名のアフリカ人留学生が新たに入学しました。

このほか、ニジェールをはじめとする西アフリカ諸国を中心として、日本は2004年から、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、子どもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」を実施しており、世界銀行やGPEなどとも連携して、同プロジェクトの普及を各国全土に拡大しています。2021年12月までに8か国において、70,646校の小学校で導入されています。

また、エジプトにおいては、「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」の下、2017年2月から現地の学校での日本式教育の導入が進められており、2021年10月までに、「エジプト日本学校」が新たに48校開校しました。また、日本式教育モデルである「特活プラス」が導入され、掃除、日直、学級会など、感性や徳性を含む調和的な人格形成を目的とした全人的教育の中心となる小中学校での特別活動が実施されており、このような活動を行うために必要な経営に関する支援のほか、幼稚園での遊びを通じた学びの導入についても支援を行っています。

日本は、アジア太平洋地域において、国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出している信託基金を通じて、「アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）」の年次開催や、教育の質の向上、幼児教育の充実、ノンフォーマル教育の普及および教員の指導力向上など、SDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。また、日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および日本の高等教育機関等への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、途上国の人材育成を支援しています。

■持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

「持続可能な開発のための教育解説：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が、UNESCOを主導機関として、2020年1月から開始されました。ESDは、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsのすべてのゴールの実現に寄与するものであり、日本は、ESD提唱国として、その推進に引き続き取り組むとともに、UNESCOへの信託基金を通じて、世界でのESDの普及・深化へ貢献しています。また日本は、同信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う機関または団体を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」をUNESCOと共に実施しており、これまでに18団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

ベトナム・ダクラク省の幼稚園において、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて増設された教室で学ぶ園児たち

注53 エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）は、「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定（二国間協定）」（2009年）に基づいて設立。同協定に基づき、日本は、日本型工学教育の特徴である「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育」を提供する大学としてE-JUSTの開設・運営を支援。現在は、E-JUSTが今後、中東・アフリカ地域における産業・科学技術人材を育成するエジプト国内のトップレベルの研究大学としての基盤を確立することを目指し、技術支援を実施している。

ベトナム

ビントゥアン省、アンザン省の小学校のインクルーシブ教育研修システムの構築事業（第3年次）

日本NGO連携無償資金協力（2019年3月～2020年3月）

ベトナムでは、特別支援学校が各省[注1]に1校しかなく、定員が限られているため、障害のある児童が学校へ通えないケースが多く存在します。障害のある児童のうち、一部は公立小学校に通っており、ベトナム政府もそれを推奨していますが、教員は障害に対して理解が乏しく、教育現場は混乱していることが分かりました。そこで特定非営利活動法人アジア・レインボーは、日本NGO連携無償資金協力を通じて、障害のある児童も適切な教育を受けられるよう、ベトナム南部に位置するビントゥアン省とアンザン省の2省で公立小学校教員に対してインクルーシブ教育[注2]の研修システムの構築に取り組みました。

ビントゥアン省の小学校におけるインクルーシブクラスの様子（写真：アジア・レインボー）

今回の事業では、ビントゥアン省とアンザン省のキーティーチャー[注3]60名に対し、日本の専門家が個別教育計画書（IEP）[注4]の作成方法などを含むインクルーシブ教育の育成研修を実施しました。その後、キーティーチャーがそれぞれの省に戻り、省内各地区の教員に対して研修を行うことで、2省の全教員がインクルーシブ教育の研修を受ける体制を構築しました。その他にも総計600名の障害のある児童、両親、および教員に対してカウンセリングを行い、現状を的確に把握しながら活動することに努めました。

インクルーシブ教育の研修を受けた教員がビントゥアン省の小学校で授業を行う様子（写真：アジア・レインボー）

その結果、事業実施前は38%であったアンザン省の障害のある児童の初等教育就学率は、事業実施後には87%まで上昇し、ビントゥアン省でも68%から95%に改善されました。また、教育の現場からも、「研修を受けた教員の指導により、障害のある児童は以前よりリラックスして学習できており、以前は障害のある児童が留年する事例もあったが、現在は皆進級できている。」などの声が寄せられています。

このように日本は、障害のある児童が将来の可能性を引き出せるよう、教育機会の提供に貢献しています。

注1 ベトナムの行政区画の一つで県より上位のもの。
注2 人間の多様性を尊重し、障害のある者とない者がともに学ぶ仕組み。
注3 ベトナム各省の教育局が小学校の校長・副校長・教育局の職員から選任した、各省を代表する指導者。
注4 障害のある児童一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくことを目的とした教育計画書。

用語解説

教育2030行動枠組（Education 2030 Framework for Action）
万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択された「EFAダカール行動枠組」の後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）
開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI：Fast Track Initiative）から改称された。

持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）
持続可能な社会の創り手を育む教育。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsのすべての目標達成に向けた鍵となることが確認され、2019年の第74回国連総会決議で採択された「ESD for 2030」においても、そのことが再確認された。「ESD for 2030」は、「国連ESDの10年（UNDESD）」（2005年から2014年）、および「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015年から2019年）の後継プログラムであり、2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組。

(4) ジェンダー・包摂的成長

ア　女性の能力強化・参画の促進

「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」（詳細は27ページを参照）では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させるとともに、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、開発途上国の持続可能で包摂的な経済成長にも寄与するものです。

日本の取組

女性の人権侵害のない世界にしていくため、（ⅰ）女性の権利の尊重、（ⅱ）女性の能力発揮のための基盤の整備、（ⅲ）政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、日本は国際社会において、ジェンダー主流化 注54 と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

日本は、2018年、女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi） 注55 に5,000万ドルの拠出を行い、2021年6月時点で、52か国で11,181の女性が経営・所有する中小企業に支援を実施しています。具体的には、7,069の女性が経営・所有する中小企業が資金援助を受け、6,722が経営に必要な技術や知識習得のための研修を受講しました。また、世界銀行によると、途上国では女性が経営する中小企業の70%が金融機関から資金調達ができない、もしくは劣悪な借り入れ条件を課されてしまうため、We-Fiを通じて、性差別のない法制度整備の促進や、女性経営者が資金や市場に平等にアクセスできるよう支援を行っています。

ボリビアにて、SNSなどを使ったデジタルマーケティング能力強化により小規模ビジネスを営む女性のエンパワーメントを支援する様子（写真：JICA）

インド・ヒマーチャル・プラデッシュ州の村民に豆乳および豆腐の作り方を紹介して栄養指導を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2020年には約2,200万ドル、2021年には約2,100万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組に貢献しています。たとえば、トルコでは、イスタンブールとイズミルのシリア難民キャンプの823人の女性たちに対して、心や社会生活に関する相談支援を行いました。また、難民も、難民を受け入れるトルコ人のコミュニ

注54　あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策および事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。開発分野においては、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのこと。

注55　2018年のG20ハンブルク・サミットにて立ち上げを発表。同イニシアティブは、途上国の女性起業家や、女性が所有・経営する中小企業等が直面する、資金アクセスや制度上の様々な障壁の克服を支援することで、途上国の女性の迅速な経済的自立および経済・社会参画を促進し、地域の安定、復興、平和構築を実現することを目的としている。

一般公募

ガーナ (1) 児童労働の撤廃と予防への支援、(2) ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査

(1) ACE資金(2009年～)、(2) JICA基礎情報収集・確認調査(2020年10月～2022年3月)

日本に輸入されるカカオ豆の約7割はガーナで生産されていますが、同国が位置するサブサハラ・アフリカ地域では児童労働の実態が指摘されています。世界の児童労働者数は1億6,000万人、その7割が農林水産分野での労働に従事していると言われますが[注1]、子どもたちを守り、教育の機会を保障する対策が求められています。

このような状況を受け、特定非営利活動法人ACE（以下、ACE）は、現地NGOと協力し、コミュニティ・レベルで児童労働を根本的に解決するモデルを作りながら、教育支援、貧困家庭の自立支援、学校やインフラの整備など、様々な支援を行ってきました。また、チョコレートを食べる人と作る人がみんな一緒に幸せになれるよう、日本の企業や消費者と協力して、その寄付によって子どもたちを児童労働から守る活動を推進しています。

さらに、コミュニティ・レベルで確立した児童労働の予防・解決モデルを国レベルに広げる取組として、ACEは2018年からガーナ政府と連携して「児童労働フリーゾーン(CLFZ)」制度の構築を進めています。CLFZ制度は、ガーナを児童労働のない国にすべく、国家戦略の一つに掲げられていたものの、政府の取組としてなかなか実行に移されていませんでした。

そこで、ACEとデロイト・トーマツコンサルティング合同会社が技術面・財政面からガーナの雇用労働省を全面支援し、国際労働機関（ILO）やNGOなどとも連携した上でCLFZガイドライン[注2]を作成し、2020年3月に施行されました。このガイドラインにより、児童労働を日常的に監視・予防し、問題が起きた時にコミュニティの住民と地方公共団体が協力し、地域全体で対応するための基準ができました。児童労働に関する活動は、ガイドラインに沿って行うことが推奨されており、国全体に児童労働撤廃の取組が広がることが期待されています。

ACEは、制度導入後も、アイ・シー・ネット株式会社と共同事業体を組んで、児童労働の撤廃に向けた課題や支援ニーズを特定するための調査や分析をJICA事業として行っています。また、国際機関、産業界、NGOなどの多様なアクターとの連携や、JICAの「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」[注3]との連携も視野に入れながら、CLFZの普及地域を拡大し、児童労働撤廃に向けた活動が推進されています。

CLFZ導入に向けての郡レベルのコンサルテーション・ミーティングの様子（写真：ACE）

注1 児童労働の世界推計（2017-2020）（ILO・UNICEF, 2021年6月）
注2 同ガイドラインでは、児童労働の予防と解決が進む地域をCLFZと定義し、児童労働発生率が10%未満、コミュニティ・レベルでの児童労働モニタリングの仕組の有無、貧困家庭および子どもを支援する行政サービスが機能していること等、一定の要件を満たし児童労働が無い状態を維持することができる地方公共団体（郡）をガーナ政府がCLFZとして認定する。
注3 カカオを取り巻く多くの課題を解決するために、企業、NGOなどあらゆる関係者が知見を共有し協働していく場として、2020年1月にJICAが設立。

ティも経済的に厳しい状況に置かれており、経済的な自立のための支援が必要との観点から、キャリア・アップのための研修や、金融に関する知識の向上、SNSの発信方法習得のための研修を行ったほか、手工芸による玩具生産の技術を習得するための訓練を実施しました。さらに、共存する異なる民族の女性たちが、ワークショップや小旅行に参加し、対話の機会を重ねることにより、平和的共存や平和維持の重要性に関する認識を高めました。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過（かんか）できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC）との連携を重視しています 注56 。2021年、日本は同事務所に対し、約90万ドルを拠出し、新型コロナの流行が拡大しているレバノン、ヨルダン、イラクを含む中東において、被害女性に対するオンラインでの支援を拡充しつつ、防護服等の配布などを通じて、性的暴力の被害に遭った女性の保護に貢献しています。

また、日本は、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）解説に、2020年および2021

注56 紛争下の性的暴力防止に関する日本の取組については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000129.html）にも掲載しています。

年にそれぞれ200万ユーロを拠出し、理事会メンバーとして、コンゴ民主共和国、イラク、ギニアをはじめとする紛争影響地域での紛争関連の性的暴力生存者支援に積極的に貢献しています。

2000年に採択された国連安保理決議1325号（女性・平和・安全保障、及び関連決議）の実施のため、日本は行動計画（2015年）を策定し、国際機関や二国間支援を通して紛争影響国や脆弱国の女性支援を実施しています。G7の枠組みではG7WPS 注57 パートナーシップ・イニシアティブ（2018年）の下、日本はスリランカをパートナー国として2019年から同国の女性・平和・安全保障に関する行動計画策定支援や、その事業として26年間の内戦で取り残された寡婦世帯を含めた女性の経済エンパワーメント支援を行っています。本パートナーシップによる生計支援により経済的に立ち直るきっかけになるとともに、地域の平和構築・回復にも貢献しているとスリランカ政府からも歓迎されています。

紛争関連の性的暴力生存者支援事業によって、自分の裁縫店を持ち、経済的自立ができた女性の様子（写真：GSF）

用語解説

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）

2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師およびナディア・ムラド女史が中心となって創設した基金。紛争関連の性的暴力によって傷ついた生存者の多くが公式な償いを受けていないという状況を背景に、生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を目的としている。生存者支援や救済のための司法制度の整備に関する啓発活動を行っている。2021年9月、日本はGSFおよび理事会メンバー（フランス、英国、韓国等）等とオンラインの活動紹介イベントを共催。

イ　格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。また、新型コロナの感染拡大は、特に社会的に脆弱な立場に置かれているすべての人びとの生存と生活に大きな影響を与えています。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、一人ひとりの保護と強化に焦点を当てた人間の安全保障の考え方が重要です。

日本の取組

■障害者支援

社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが社会に参加し、包容されるよう、日本のODAでは、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮しています。障害者権利条約第32条 注58 も、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています。

障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術や経験を、ODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています（65ページの「案件紹介」も参照）。

たとえば、日本は、鉄道建設、空港建設の設計にお

南アフリカでの技術協力「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」でのグループディスカションの様子（写真：JICA）

注57 G7 Women, Peace and Securityの略。
注58 日本は2014年に締結した。

いてバリアフリー化を図るとともに、リハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行うなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています（81ページの「国際協力の現場から」も参照）。また、障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、JICA海外協力隊の派遣などを通じ、幅広い技術協力も行っています。

■子どもへの支援

一般に、子どもは脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などに加え、新型コロナの影響もあり、世界各地で多くの子どもたちが苛酷な状況に置かれています。また、子どもの難民や国内避難民も急増しており、日本は二国間の支援や国際機関を経由した支援など、様々な形で人道支援や開発支援を行っています（67ページの「案件紹介」も参照）。2021年には、国連児童基金（UNICEF）を通じて、アジア、中東、アフリカ地域等の86か国において、新型コロナへの感染防止のための物資供与や保健従事者への技術協力、感染リスク啓発活動などを支援しました。

ガーナにおける「児童労働フリーゾーン設置のための手順およびガイドライン文書」の施行を宣言する会合の様子（写真：特定非営利活動法人ACE）（本事業の詳細は67ページの「案件紹介」を参照）

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力 注59 では、特に草の根レベルで住民に直接裨益するような協力を行っており、小・中学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、井戸や給水設備の整備などを通じて、子どもたちの生活状況の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

ニカラグアのハリケーン被災地にて、緊急無償資金協力による支援で配給された給食を食べる子どもたちの様子

たとえば、現在、タイにおいて、シーサケット県クカン郡に位置し、児童が多く通学するニコム3（グロムプラチャーソンクロ）学校において、幼児教育用の校舎建設に協力しています。この協力によって、教室不足で適切な環境下で授業を受けられていなかった児童の学習環境が改善されることが期待されます。また、アルメニアにおいては、ロリ州マーガホヴィト村にある義務教育課程の児童が通う村立学校において遊具や運動施設を整備する協力を行いました。これにより、同学校に通う児童や近隣の子どもたちの心身の健全な発育や発達、運動能力の強化、健康維持などに貢献することが期待されます。

ほかにも、無償資金協力「カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画（UNICEF連携）」においては、約2,600名の政府関係者とソーシャルワーカー・医療関係者等が研修を受けました。これにより、教育現場等における身体的暴力の減少および身体的暴力を受けた児童が専門官などに相談しやすい環境の整備が期待されます。

(5) 文化・スポーツ

国を象徴するような文化遺産は、観光資源として周辺住民の生活向上に有効に活用できます。一方で、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在し、このような文化遺産を守るための支援が必要とされています。また、こうした開発途上国の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取

注59 事業の概要や実績の詳細については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/）に掲載しています。

り組むべき課題でもあります。

スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するのみならず、相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、および規範意識を育むことに貢献しており、スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

マダガスカルにて柔道の指導を行うJICA海外協力隊員（写真：久野真一／JICA）

日本の取組

日本は、文化無償資金協力解説を通じて、1975年から、途上国の文化（スポーツを含む）高等教育の振興、文化遺産の保全などのための支援を実施しています。文化無償資金協力によって整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。2021年には、日本語教育を含む教育分野、文化遺産保存分野、スポーツ分野への支援を含む14件の文化無償資金協力を実施しました。

また、日本は、UNESCOに設置した「日本信託基金」等を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。2021年度は約7億円を拠出し、その中から文化遺産分野の事業を複数実施しています。特に、将来、自らの手で自国の文化遺産を守っていけるよう、日本は途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催などにより、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく日本信託基金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制作りなどの支援を行っ

マラウイ

マラウイへのJICA海外協力隊派遣50周年 ―素振りがつないだ日本とマラウイの絆

JICAボランティア派遣事業（1971年から現在）

アフリカ南東部のマラウイにJICA海外協力隊[注1]7名が初めて派遣されてから、2021年8月で50年が経過しました。マラウイへの累計派遣隊員数はのべ1,897名（2021年10月末時点）であり、世界で最も多くの隊員が派遣された国となっています。JICA海外協力隊は、現地の人々が抱える問題に共に取り組み、様々な分野でマラウイの発展に貢献してきました。また、配属先で担当職種に関する活動を行うだけでなく、人々と共に生活し、同じ言葉を話し、地域に溶け込みながら様々な協力や交流も行ってきました。

首都のショッピングモールにて開催された、協力隊マラウイ派遣50周年記念写真パネル展（写真：JICA）

1992年、南部の都市ブランタイヤの病院に派遣された栄養士の隊員が、活動の合間の息抜きに庭先で剣道の素振りを行っていたところ、その姿に近所の子どもたちが興味を持ち、一緒に練習をするようになりました。その隊員の帰国後も、その時々の隊員が子どもたちと一緒に練習を続け、やがて子どもたちは成長とともに剣道の指導者となりました。

これまでマラウイに剣道の指導を目的とした隊員が派遣されたことはなく、また防具や施設が十分に整備されている訳でもありません。しかし、各分野で派遣された隊員が、現地での暮らしの中でマラウイの人たちと一緒に練習を行ってきたことが、マラウイでの剣道の普及に繋がりました。その結果、1999年にはマラウイ剣道協会が設立され、その後も隊員を通じた剣道交流や文化交流が継続されています。2022年には剣道（庭先での素振り）が始まってから30周年を迎えます。

1993年頃、子どもたちへ剣道指導を行うJICA海外協力隊（写真：JICA）

「JICA海外協力隊が現地で活動している」という事実が、マラウイと日本の友好親善、相互理解に繋がり、日本の「顔の見える協力」として高く評価されています。

注1　当時の名称は「青年海外協力隊」。

ています。

ほかにも、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2021年はインドネシアの専門家を対象に文化財建造物の写真記録に関する研修等をテレビ会議形式で実施しました。

また、日本は、2021年に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」注60を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を行いました注61。このほか、スポーツ分野において23名のJICA海外協力隊員を派遣しました（南スーダンでの日本の取組について118、119ページを、JICA海外協力隊の活躍については、70ページの「案件紹介」を参照）。

用語解説

文化無償資金協力

開発途上国における文化（スポーツを含む）・高等教育振興、および文化遺産保全に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、途上国の文化・教育の発展および日本とこれらの諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解の増進を図るための無償資金協力。途上国の政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体等を対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みがある。

(6) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、SDGsでも言及されており、近年の異常気象や大規模自然災害等の発生も受け、国際社会が連携して取り組むべき一刻を争う重要な課題です。これまでも日本は、こうした問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、世界最大のドナー国として、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約などの主要な国際環境条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）解説を通じた開発途上国支援も行っています。

日本の取組

■海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業および人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年のG20大阪サミットで日本が主導した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は、2021年12月時点では87の国と地域に共有されています。同ビジョンの実現に向け、日本は、（ⅰ）廃棄物管理（Management of Wastes）、（ⅱ）海洋ごみの回収（Recovery）、（ⅲ）イノベーション（Innovation）、（ⅳ）能力強化（Empowerment）に焦点を当てた、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブのもとで、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、開発途上国における廃棄物管理に関する能力強化およびインフラ整備などを支援しています（タイにおける海洋プラスチック汚染研究の拠点形成の取組については、73ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

2021年、日本は、国連環境計画（UNEP）を通じた支援として、同アジア太平洋地域事務所による海洋プラスチック対策プロジェクトにおいて、インドシナ半島のメコン川下流域および南西アジア地域の住民への啓発活動を実施し、また、プラスチックの海洋流出を監視するための手法を開発しました。また、科学的根拠に基づいた政策立案を可能とするため、プラスチックごみのサンプリング調査および流出経路に関する科学的分析を実施し、その結果に基づいた政策提言やガイドラインの作成を行っています。さらに、日本のIT企業と連携して流出経路地図を作成し、約3,000か所の流出ポイントを特定し、広く一般にも使用可能

注60 スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム（https://www.sport4tomorrow.jpnsport.go.jp/jp/）

注61 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外務省の取り組み（https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page24_000800.html）

となるよう同地図を専用サイト 注62 で公開しました。

このほかにも、日本は、2018年の日・ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援を拡大する一環として、2019年以降、ASEAN諸国における海洋プラスチックごみ削減を中心とする環境保全のための人材育成、啓発および広報活動なども実施しています。

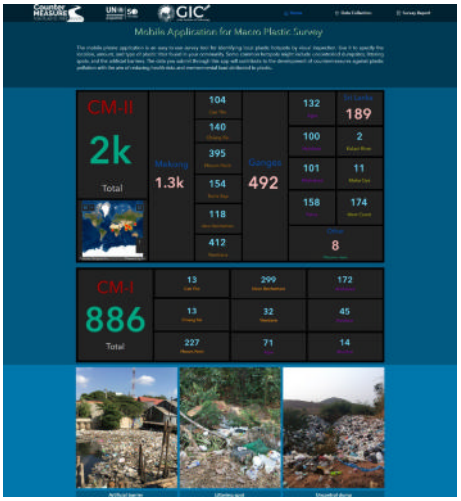

UNEPによる海洋プラスチック対策プロジェクトによって専用サイトで閲覧可能となったプラスチックの流出状況（写真：UNEP）

たとえば、2021年には、日・ASEAN統合基金（JAIF）注63の拠出のもと、海洋プラスチックごみ問題に関するテレビ番組の作成、プラスチック資源循環促進に関する支援およびASEAN各国の行動計画策定等を通じた海洋ごみ削減のための能力強化支援を行っています。ODA事業としては、2021年1月および11月に開催した研修（オンライン）に、タイから2名、ミャンマー、ラオス、マレーシア、インドネシア、カンボジア、ベトナムから各1名の合計8名が参加し、第1回では調査手法と分析手法を、第2回では日本における海洋プラスチックごみの資源循環推進のための企業や自治体、地域の取組などについて学びました。

■海洋資源の保全

ASEAN地域においては、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）との協力のもと、JICAを通じて違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported, Unregulated）漁業対策に関する研修やワークショップを実施しています。IUU漁業による規制閾値（いきち）を超えた漁獲による魚類の生態系への影響を抑えることで、ASEAN諸国にとって基幹産業の1つである漁業の持続可能性および漁業コミュニティの持続可能な発展を後押しすることにつながります。

■気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。先進国と途上国のすべての国が排出削減に取り組む枠組みとして、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年）において「パリ協定」が採択され、2016年に発効しました。

2020年10月、日本は、新型コロナの感染が拡大し、持続可能でレジリエントな回復に注目が集まる中、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021年4月には2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減すること、また50%の高みに向けて努力を続けることを宣言しました。2021年10月には、これらの目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」注64および「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連に提出しました（カーボンニュートラルに関する日本の取組について、74ページの「開発協力トピックス」を参照）。

2021年10月31日から11月13日には、新型コロナの影響によって開催が延期されていた、国連気候

2021年11月にCOP26世界リーダーズ・サミットでスピーチを行う岸田総理大臣（写真：内閣広報室）

注62 「Mobile Application for Macro Plastic Survey」（https://arcg.is/1DOOWW）

注63 91ページの 注4 を参照。

注64 締約国は、温室効果ガス排出削減目標やそれを達成するための対策をNDCとして定め、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出することになっている。

匠の技術、世界へ 3

海洋プラスチック問題の実態解明に挑む日本とタイのアカデミア

～科学的根拠に基づく政策立案への知的貢献～

近年、プラスチックごみによる海洋汚染への世界的関心が高まっています[注1]。プラスチックは今や私たちの生活に欠かせないものとなり、水道がない地域に飲料水を運ぶことを可能にするなど、脆弱（ぜいじゃく）な立場に置かれた人を含め、開発途上国においても多くの人々の生活を支えています。しかし、プラスチックは使用後、適切に処理されずに自然界に流出すると生態系に深刻な影響を与えるおそれがあり、対策が急務となっています。海洋プラスチックごみの研究は約10年前から世界的に取り組まれていますが、流出経路や海洋環境に与える影響など、科学的に解明されていない部分が大きいのが現状です。

このような状況を受け、九州大学の磯辺篤彦（いそべあつひこ）教授とタイ・チュラロンコン大学のウィヤカーン・ワラノップ教授をはじめとする研究チームは、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）[注2]によるプロジェクト「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」を開始し、タイの研究拠点から、海洋プラスチック汚染のホットスポット[注3]である東南アジア海域における発生経路や発生量などの科学的調査・分析を行っています。

マイクロプラスチックを採取している様子（写真：九州大学）

「この問題を解決するためには、まず海洋プラスチックごみの発生量や発生経路を正確に把握する必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響で、日本の研究者は現在、渡航できないため、タイの研究者がドローンなどの新しい技術も用いながら、陸・川・海でモニタリングを行っており、調査結果をオンラインで確認しながら議論を重ねています。」と磯辺教授は語ります。

タイ側の代表者であるウィヤカーン教授は、タイ国政府派遣留学生として日本の高校に留学し、博士号取得まで13年半もの間、日本で勉学に励みました。ウィヤカーン教授は、「本プロジェクトを通じて日本の研究技術が活用され、タイと日本の若い研究者が育っていってほしいです。研究機関の能力強化と人材育成も本プロジェクトの重要な目的の一つです。」と話します。本プロジェクトがきっかけとなり、2022年4月、チュラロンコン大学に九州大学のサテライト研究センター「海洋プラスチック研究センター（COPS）」が開設される予定です。

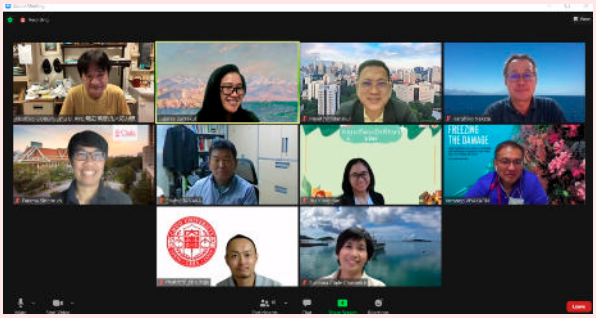
新型コロナのためオンラインで行われた日本とタイの研究者による会議の様子（左端上段が磯辺教授、右端中段がウィヤカーン教授）（写真：九州大学）

「科学技術振興機構（JST）からも支援を受け、既に周辺国の海外研究機関との連携が広まっています。プラスチックごみ対策はプラスチックを一度にすべて無くせば良いという単純な問題ではありません。特に、脆弱な立場に置かれた人々の生活に与える影響も考慮しながら、すべての人が納得した上で、削減の取組を進める必要があります。そのためには、科学的な根拠に基づく合意形成が不可欠です。本プロジェクトを通じ、世界に発信する研究拠点を築き、タイが途上国でのプラスチックごみ削減のロールモデルとなることを期待しています。」と磯辺教授は語ります。

プラスチックごみ問題の解決のため、日本とタイの科学者の連携が東南アジア、ひいては日本を含む世界全体に広がることが期待されています。

注1 第Ⅱ部3（6）環境・気候変動対策を参照。
注2 39ページの用語解説を参照。
注3 汚染物質の濃度が高い部分・地域。

開発協力トピックス 4

2050年カーボンニュートラル実現に向けた日本の取組と日本の開発途上国への支援

気候変動問題は、地球規模の喫緊の課題です。日本は2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、その取組を進めています。

2021年4月の地球温暖化対策推進本部において、日本は、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。この目標はこれまでの目標を7割以上引き上げるものであり、同じく4月に開催された米国主催の気候サミットにて世界に表明し、米国を始め、各国から歓迎の意が表されました。

2050年カーボンニュートラルおよび2030年度の目標の達成に向けた施策の具体化も進みました。2021年10月には、新たな地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等を決定し、さらに、新たな削減目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」[注1]および2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組等を示した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

諸外国との連携・協力も加速しています。2021年4月16日、日米首脳会談で立ち上げた「日米気候パートナーシップ」では、(1) 野心的な気候変動対策とパリ協定の実施に関する協力・対話、(2) 気候・クリーンエネルギー技術およびイノベーション、(3) 第三国、特にインド太平洋諸国における脱炭素社会への移行の加速化に関する協力の三つの柱の下で取組を推進することを確認しました。また、5月27日には、日EU定期首脳協議において、開発途上国が気候中立で強靱な社会へ移行するための協力の推進を含む気候および環境分野の協力枠組みである「日EUグリーン・アライアンス」を立ち上げました。

6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、2021年から2025年までの5年間に官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を実施することとし、気候変動の影響に脆弱な国に対する、適応分野[注2]の支援を強化していくことを表明しました。また、同サミット首脳コミュニケでは、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援の2021年末までの終了にコミットしました。

COP26の会場に設置された地球のモチーフ「The COP26 Globe at the Hydro.」(写真：Karwai Tang/UK Government)

さらに2021年10月から11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、岸田総理大臣は、気候変動という人類共通の課題に日本として総力を挙げて取り組んでいく決意を述べました。また、途上国の取組を支援するため、先進国全体で年間1,000億ドルという資金目標[注3]の達成に貢献していくため、日本は以下4点の新たなコミットメントを表明しました。

(1) 再生可能エネルギーを最大限導入しながら、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」を通じ、アジアを中心に化石燃料を使用する火力発電を、アンモニア、水素などを燃料とするゼロエミッション火力発電に転換するため、1億ドル規模の先導的な事業を展開する。

(2) 先進国全体での年間1,000億ドルの資金目標の不足分を率先して補うべく、2021年6月のG7コーンウォール・サミットで表明した支援に加え、アジア開発銀行（ADB）などと協力し、アジアなどの脱炭素化支援のため革新的な資金協力の枠組みの立ち上げなどに貢献し、新たに今後5年間で最大100億ドルの追加支援を行う用意があること。

(3) 2025年までの5年間で適応分野での支援を倍増し、官民合わせて約148億ドルの適応支援を実施すること。

(4) 2025年までの5年間で森林分野に官民合わせて約2.4億ドルの支援を実施すること。

日本は、国際社会へのコミットメントを着実に実行し、日本としての取組および途上国の取組の後押しを通じ、引き続き気候変動対策に積極的に貢献していきます。

COP26世界リーダーズ・サミットでスピーチを行う岸田総理大臣（写真：内閣広報室）

注1 72ページの 注64 を参照。
注2 75ページの 注65 を参照。
注3 先進国は、2020年までに途上国への官民合わせて年1,000億ドルの支援を、2009年のCOP15で合意。その後、2015年のCOP21でこれを2025年まで継続することに合意。

変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が英国・グラスゴーで開催されました。COP26では、交渉が続いていたパリ協定6条（市場メカニズム）のルールについて日本の提案がベースとなって合意された他、各国の温室効果ガス排出量やNDCの進捗報告様式や、NDCの共通の実施時間枠も合意に至り、パリ協定実施指針が完成したことで、パリ協定を着実に実施し、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展がありました。

日本は、途上国における気候変動対策支援にも積極的に取り組んでいます。2021年6月のG7コーンウォール・サミットでは、2021年から2025年までの5年間において、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を実施することとし、気候変動の影響に脆弱な国に対する、適応分野 注65 の支援を強化していくことを表明しました。

さらに、岸田総理大臣は、11月2日、COP26の首脳級会合である世界リーダーズ・サミットに出席し、今後の気候変動対策の推進に向けた日本の取組を表明しました。途上国支援については、6月のG7コーンウォール・サミットで表明した支援に加え、新たに5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意を表明するとともに、適応分野の支援を従前のコミットメント（ACE2.0）の水準より倍増し、5年間で1.6兆円相当の適応支援を実施していくことを表明しました。

多国間支援に関して、日本は、世界最大の多国間気候基金である「緑の気候基金（GCF）」解説を通じた途上国支援を行ってきました。日本は、同基金に最大30億ドルの拠出を表明しており、同基金の第2位のドナー国として、気候変動の影響に脆弱な国々への支援に力を入れています。GCFでは、2021年12月までに190件の案件がGCFの支援事業として承認・実施されており、全体で20億トンの温室効果ガス削減と、適応策支援による6.1億人の裨益が見込まれています。また、日本からは、JICA、三菱UFJ銀行および三井住友銀行が、GCF の事業案件を形成する「認証機関」として承認されており、これまでに三菱UFJ銀行による2つの事業案件（チリにおける太陽光・揚水水力発電計画（2019年7月）およびサブサハラ・南米7か国における持続可能な民間森林事業支援（2020年3月））と、JICAによる2つの事業案件（東ティモールにおける森林保全案件（2021年3月）およびモルディブにおける気候強靱性強化案件（2021年7月））が採択されました。

沖縄電力の訓練施設を訪問し講義を受ける太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト本邦研修参加者の様子（写真：沖縄エネテック）

さらに、日本は、国際社会全体としてカーボンニュートラルを達成するため、2021年10月に開催された世界銀行・IMF年次総会の際、国際開発金融機関（MDBs）に対して、途上国における野心的なエネルギー計画等の策定と執行に係る支援と、温室効果ガスを削減する観点から最良のプロジェクトへの支援を要請する「MDBsのエネルギー支援に係る日本の提案」を公表しました。

これに沿って、日本は、COP26において、途上国における石炭火力からの移行を支援するアジア開発銀行（ADB）のエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）や世界銀行に設置されている気候投資基金の資本市場メカニズムの立ち上げに貢献するなど、MDBsと連携して、途上国におけるエネルギー移行に係る支援の取組を支援しています。

二国間の支援の具体例としては、サモアにおいて太平洋気候変動センターの設立を支援し、気候変動対策に関する専門家を派遣しています。日本は同センターを通じて気候変動に脆弱な太平洋島嶼国の人材育成に努めています（86ページの「国際協力の現場から」も参照）。

また、途上国などにおける気候変動対策支援の一つとして、優れた脱炭素技術などを、途上国をはじめとする世界に展開していく「二国間クレジット制度

注65 気候変動対策には、省エネルギー、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー活用による温室効果ガス排出削減および植物による二酸化炭素吸収などを指す「緩和」と、気候変動によってすでに起こっている悪影響（例：海面上昇、旱魃）の防止・軽減のための取組である「適応」の2つの方法がある。

(JCM)」解説を推進しています。これにより、途上国の温室効果ガスの削減に貢献し、その成果を二国間で分け合うことが可能になります。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、これまでに17か国との間でJCMを構築しました。2021年末までに、モンゴル、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、サウジアラビア、タイ、ケニアにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する38件のプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での排出削減に寄与しています。

アジアを中心として、COP26において各国がカーボンニュートラルを宣言する中、日本としても世界の脱炭素移行を支援することが重要です。2021年10月27日に開催された日ASEAN首脳会議において、岸田総理より発表した「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0」に基づき、ASEAN地域における脱炭素移行に向けて、包括的な協力を実施します。

日本は引き続き、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向けて、国際社会を主導していきます。

■生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、生物多様性条約解説第10回締約国会議（COP10）（2010年）を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、愛知目標 注66 の達成に向けた開発途上国の能力開発などを支援するため、生物多様性日本基金 注67 に拠出しており、条約事務局において、生物多様性保全に関するウェビナーの開催などが進められています。新型コロナにより延期となっていた第15回締約国会議（COP15）は2021年10月に第1部が開催され、2022年に第2部が開催される予定となっています。第1部では、山口環境大臣より、「生物多様性日本基金」の第2期として総額1,700万米ドル規模の国際支援を行うことを表明しました。このCOP15第2部では、愛知目標に替わる次の世界目標を含む、ポスト2020生物多様性枠組が策定される予定であり、日本も議論に参加し、貢献しています。

また、近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に参加するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力してこの問題の解決に取り組んでいます。具体的な取組として、日本はゾウの密猟対策を実施するための施設の建設などを支援しています。

チュニジアの農業協同組合でエッセンシャルオイルを抽出している様子。円借款を通じてチュニジアの森林再生とその持続的管理、自然環境改善を支援。（写真：JICA）

■熱帯林の保全

熱帯林は世界の森林の約半分を占め、気候変動対策や生物多様性保全に重要な役割を持っています。日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）の本部を横浜に誘致し、これまで30年間以上にわたって、同機関を通じて熱帯林の持続可能な経営および合法で持続可能な熱帯木材貿易を支援してきました。最近では、日本からの任意拠出により、近年頻発（ひんぱつ）・深刻化する熱帯地域の森林火災に対する対策事業や、熱帯木材生産国における持続可能な森林経営を行う人材の育成事業、違法伐採に対処するための木材追跡システムの整備等が行われています（77ページの「案件紹介」も参照）。

■環境汚染対策

開発途上国では、有害な化学物質の規制措置が整備されていないことが多く、環境汚染や健康被害などを引き起こしている例もあります。日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、そ

注66 2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。

注67 愛知目標の達成のため、開発途上国の能力養成を行うことを目的としてCOP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。

れらを途上国の公害問題を解決するために活用しています（ボリビアの帰国研修員による環境保全とエコツーリズムの取組について、109ページの「国際協力の現場から」を参照）。また、化学産業における環境管理技術、環境負荷化学物質の分析技術およびリスク評価、化学物質の微量分析技術等において、途上国への専門家の派遣および途上国からの研修員の受入れなどの技術協力を行っています。

水銀に関する水俣条約外交会議（2013年）で採択された「水銀に関する水俣条約」は2017年8月に発効しました。日本は、水俣病 注68 の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。2021年12月には、UNEP-ROAPを実施機関とし、33の国と地域の参加の下で水銀モニタリングに関するオンライン研修を行うなど、途上国に対する支援を行いました。

廃棄物管理分野において、日本は「マリーン・イニシアティブ」に基づき、世界において、廃棄物管理人材を2025年までに10,000人育成することとし、2021年末までに約6,000人を育成しました。

また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム

インドネシア、ペルー　熱帯木材生産林における火災の予防と管理

ITTO拠出金（2021年2月～2022年1月）

国際熱帯木材機関（ITTO）は、熱帯林の持続可能な森林経営の促進と合法的に伐採された熱帯木材貿易の拡大と多角化を促進している国際機関です。国連貿易開発会議（UNCTAD）の後援の下、日本政府と横浜市による強力な支援を受けて1986年に設立され、横浜市に本部が置かれました。地球温暖化が進む中、森林による温室効果ガス吸収を通じた気候変動緩和への効果が期待されており、ITTOの取組も重要になっています。ITTO職員の半数近くが日本人であり、プロジェクト管理から財務・総務に至るまで、様々な業務に携わっています。

ITTOは、長年に亘り、熱帯地域において、統合型森林火災管理[注1]の発展に向けた政策形成や人材育成などの活動を行ってきました。この取組の一環として、ITTOは2021年、日本政府の支援を受け、インドネシア[注2]およびペルー[注3]において、統合型・参加型アプローチを通じた森林火災管理を目的とするプロジェクトを実施しました。

長く続く日照りや熱波は森林火災を深刻化させ、カリマンタン島やアマゾン地域ではこれが森林の減少と劣化を招く大きな原因となっています。両プロジェクトでは、森林火災に特に脆弱である両地域を対象として、焼き畑などを行う先住民、農家を含む地域住民および林業関係者などに、持続可能な森林資源の利用の重要性や農林業における火災の予防と適切な管理に関する啓発および研修を行いました。また、消防など関係当局の

インドネシアの西カリマンタン州で火災発生現場へ向かう消防隊隊員の様子（写真：インドネシア環境林業省）

ペルー、フニン州での森林火災の消火活動の様子（写真：ペルー国家森林・野生動物局）

能力強化や、ICTを活用した火災早期警戒・火災監視システムの導入、地域住民、林業関係者、関連NGO、地方・中央関係機関など森林火災防止のための地域の全ての関係者による情報交換と対話を通じた協力体制の強化などを実施しました。2021年12月時点で火災対応にあたる地域住民向けに4つの研修コースが実施されており、焼却によらない農業廃棄物処理についての手引きが作成の最終段階にあります。このような活動成果によって、地域住民が持続可能な方法で生計を立てる機会が増えつつあります。

本プロジェクトによって、カリマンタン島およびアマゾン地域の森林火災が適切に管理され、熱帯林資源が保全されることを通じ、気候変動の防止や生物多様性の改善・保全にも貢献することが期待されています。

注1 統合型森林火災管理（Integrated forest fire management：IFFM）とは森林火災を管理するための体系的なアプローチ。従来の防火・消火の取組に加え、一手段としての計画的な火入れの実施、住民参加や森林法施行が含まれる。
注2 南スマトラ州、中部カリマンタン州及び南カリマンタン州。
注3 カハマルカ州、ワヌコ州、フニン州、パスコ州及びウカヤリ州。

注68 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式に確認された。

(ACCP)解説」では、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、モザンビークのウレネ廃棄物最終処分場への支援を行っています。大雨によって廃棄物の山が崩落した事故を受け、日本は、見返り資金の活用によるパイロット工事や専門家の現地指導により、日本が開発しアジア・アフリカなど世界各地で導入が進んでいる「福岡方式」を同処分場に適用することで、再崩落の防止および今後の安全対策を支援しています。2019年より開始していた最初の安全対策工事については、2020年10月に完工しました。

ドミニカ共和国でリサイクル率向上のために活動しているJICA海外協力隊員（写真：JICA）

用語解説

地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）

開発途上国の地球環境保全に資するプロジェクトに対し、主に無償で資金を供与する多国間の資金メカニズム。1991年に設立され、日本を含む184か国が参加（2021年12月時点）。世界銀行が参加国からの拠出金を管理。国際開発金融機関（世界銀行、ADB等）、国連機関（UNDP、UNEP等）など18の実施機関を通じ、生物多様性保全、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策、および化学物質および廃棄物対策の5分野を支援。国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、および水銀に関する水俣条約の5条約の資金メカニズムに指定されている。

緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応に関する活動を支援する多国間気候基金。

二国間クレジット制度（JCM：the Joint Crediting Mechanism）

優れた脱炭素技術や製品、システム、サービス、インフラを開発途上国などに提供し、温室効果ガス削減プロジェクトなどを通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、実現した削減分を「クレジット」として、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）

生物多様性問題に対して地球規模での取組を進めるため、1992年に採択された条約。(1) 生物多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること）、(3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform）

2017年に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGsの達成を促進することなどを目的として、JICA、横浜市、UNEPおよび国連人間居住計画（UN-Habitat）とともに設立。アフリカの42か国89都市が加盟しており、全体会合の開催や、各種ガイドライン・教材等の作成、スタディツアーの企画などを実施している。

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

災害に対して脆弱な開発途上国では、災害が経済や社会全体に深刻な影響を与えています。このため、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求められており、中でも、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」を推進することが重要となっています。

また、近年、都市の運営に関わる様々な問題が注目されています。たとえば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物の処理、大気・水などの汚染、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが重要な開発協力課題となっています。

そこでSDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

日本の取組

■防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています（81ページの「国際協力の現場から」、80ページ、97ページおよび107ページの「案件紹介」を参照）。第3回国連防災世界会議（2015年）において採択された「仙台防災枠組2015-2030」には、「防災の主流化」、事前防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が多く取り入れられました。

現在は、2019年に発表された、日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、防災に関する日本の進んだ知見と技術を活かし、誰もが安心して暮らせる災害に強い国際社会の発展に貢献しています。具体的には、洪水対策などにより、2019年から2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援を行うことに加え、行政官や地方リーダー計4万8,000人の人材育成、および次世代を担う子どもたち計3万7,000人に対する防災教育の実施を推進しています。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測などの分野での人材育成が進み、各国における「防災の主流化」に寄与しています。

エクアドルの津波避難計画策定ワークショップで指導を行う専門家の様子（写真：JICA）

このほか、日本の呼びかけにより、2015年の国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2016年より日本各地で「『世界津波の日』高校生サミット」が開催されているほか、2021年11月5日、日本は国連防災機関（UNDRR）と共催で、国連本部において津波防災の重要性を訴える啓発イベントを開催しました。

また、日本は、UNDPと緊密に連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や津波避難訓練などを支援する事業を実施しています。同事業 注69 では、2018年12月から2021年2月までの期間に、パラオで9月を防災月間とする大統領令が発出されるなど防災の制度化が推進されたほか、教師等の研修、15か国265の学校で津波防災計画の策定・改定、津波教育プログラムを実施し、100,119名の生徒、教師、および学校関係者が津波避難訓練に参加しました。このほか、2021年にはアラブ諸国（エジプト、レバノンおよびヨルダン）を対象として、UNDRRを通じて、新型コ

注69 フェーズ2の対象国はアジア太平洋地域の18か国（うち5か国は新規）。

ロナ等の感染症をも考慮した「より良い復興」のための防災戦略策定にかかる技術支援も実施しています。

加えて、2016年から毎年、国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所との協力で、自然災害に脆弱な途上国の女性行政官などを対象に、特に津波発生時の女性の役割やリーダーシップに関する人材育成支援を実施しています。同事業には、2021年までに太平洋・インド洋島嶼（とうしょ）国26か国から287名が参加しました。

また、日本は、「防災ICTシステムの海外展開」にも取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、コミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能であり、途上国の防災能力の向上に貢献しています。

■持続可能な都市の実現

日本は、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています（81ページ、109ページの「国際協力の現場」からも参照）。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、福岡に所在するアジア太平洋地域本部と連携し、日本の福岡県が有する防災技術等を開発途上国に導入するための支援などを実施しています。

（8）食料安全保障および栄養

「世界の食料安全保障と栄養の現状2021」注70によると、2020年には新型コロナの影響などにより、2019年に比べて栄養不良人口が1億人以上増加し、

グアテマラ　中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ2

技術協力プロジェクト（2015年7月～2020年6月）

中米地域は地震や火山災害、風水害など、日本と同様に様々な自然災害のリスクを抱えており、日本は自らの知識と経験を活かしながら、同地域に対して防災に関する様々な支援を行っています。2007年から中米6か国注1を対象に開始された「中米広域防災能力向上プロジェクト（BOSAI）」では、廃タイヤを利用した堤防作りなどコミュニティのレベルで実施できる取組を着実に進めてきました。2015年からは、こうした成果を各国の国内および中米地域全体で広げていくため、フェーズ2が開始されました。

住民に火山の防災マップについて説明する日本人専門家チーム（写真：JICA）

フェーズ2の対象国の一つであるグアテマラでは、国家災害対策調整委員会を対象に火山防災能力を強化するための取組が行われました。火山ごとに火山防災協議会が設置され、防災機関や火山観測機関、県や市などの関係者が一堂に会して対策を進めることができるようになったほか、火山の防災マップが更新され、災害時に必要な情報が一挙に把握できる体制が整えられました。また、火山周辺の住民が無線やSNSを通じて行政の防災担当者に火山の様子を連絡する仕組みを立ち上げたり、住民から聞き取りを行った過去の災害体験を記録し、教材として活用したりするなど、住民参加型の取組も進められ、住民の防災意識も次第に向上していきました。

2018年にフエゴ火山が噴火した際には、研修を受けた住民が危険を察知し、周囲の住民の避難を促したり、講習で学んだ応急手当を実践したりするなどの具体的な成果が見られました。その後、噴火によって明らかになった観測・避難警戒用機器およびインフラなどの問題を教訓にプロジェクトの改良も行われました。

本プロジェクト終了後も、効率的な避難所運営に向けた訓練など、日本の知見と経験が活かされた防災の取組がグアテマラの住民自身によって続けられています。

国家災害対策調整委員会の職員が市役所職員や日本人専門家と検討しながらタイムラインを作成している様子（写真：JICA）

注1　グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカ、パナマおよびニカラグア（ニカラグアは2008年12月から対象）。

注70　国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、WFP、UNICEF、およびWHOが共同で作成した報告書。

国際協力の現場から

災害時でも誰一人取り残さない！

～アジア太平洋地域における「障害インクルーシブ防災」の普及に邁進する日々～

どのような国でも全人口の15パーセントの方々が何らかの障害を持っているとされています[注1]。この推計によれば、アジア太平洋地域では現在、約6億9千万人の障害者がいる計算になります。私が、タイのバンコクに本部を置く国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP（エスキャップ））に着任した2002年当時、この数字は6億5千万人でした。私にとっては膨大すぎてつかみどころのない数字でしたが、障害を持つこれらの人たちの権利を向上させるため仕事を頑張ろうと決意を新たにしたことが、今となっては懐かしいです。

ESCAPはアジア太平洋地域の加盟国・地域など[注2]を対象に、経済・社会発展全般の法整備支援を様々な方法で展開しています。障害者に関しては、日本政府の主導で、1993年から「アジア太平洋障害者10年[注3]」というフレームワークの下、障害者の人権実現と社会・経済発展への参画を政策レベルで図る取組を開始し、アフリカや中南米など他の地域にはない取組を現在も続けています。

そうした中、私は、日本政府の支援の下、アジア太平洋地域の障害者の命にかかわる喫緊の課題である防災において、「障害インクルーシブ防災」（障害者の視点を反映させた防災）を実現するための技術支援プロジェクトに2014年以降、携わってきました。

障害者が自然災害で被災した場合の死亡率は一般被災者より高いと言われています。これは、日頃の避難訓練や事前の備え、避難所や仮設トイレなどの施設のバリアフリー化、発災後のテレビやインターネットの手話通訳・字幕を通じた情報提供、知的障害者・発達障害者・自閉症の方々を含む様々な障害者のための配慮が十分でないことが原因です。また、各国の一般的な政策の中では、どうしても障害者の視点を反映させる＝「障害インクルージョン」は重視されていません。

こうした状況を改善するため、まず2014年に、災害発生の頻度が高いインドネシア、バングラデシュおよびフィリピンの防災に携わる行政官や様々な障害者団体などが参加する会議を仙台で主催し、参加者との議論の結果、「障害インクルーシブ防災」という視点を、翌年に採択された仙台防災枠組2015-2030[注4]に盛り込む機運を作りました。その結果、仙台防災枠組では、災害から大きな影響を受ける重要な社会集団として障害者を認め、障害者を含め誰もが使いやすい物とシステムをつくるユニバーサル・デザインという考え方や、障害者などの当事者を政策策定の初期段階から参画させる重要性などが提言されるなど、大きな進歩がありました。

バングラデシュで開催された「障害インクルーシブ防災」の会議に出席した筆者（写真：バングラデシュ障害と開発センター）

現在進行中のプロジェクトでは、各国の防災行政の日頃の業務の中に障害者の視点を盛り込むための支援を実施しています。災害が頻繁に発生するものの、「障害インクルージョン」の視点が、防災行政に最前線で従事する担当者の行動様式や考え方に今一歩浸透していないと思われる4か国を選び、それぞれの言葉で、それぞれの文化と風土に合ったオンライン教育プログラムを作成しています。

コロナ禍で、災害発生後の対応にも困難が生じがちな状況の中、私は、SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」が活かされる現場はここであると信じて、「障害インクルーシブ防災」を実現するため、引き続き頑張っていきます。

国連アジア太平洋経済社会委員会　社会問題担当官
秋山愛子（あきやまあいこ）

注1 世界障害レポート（世界保健機構（WHO）・2011年）https://www.who.int/teams/noncommunicable-diseases/sensory-functions-disability-and-rehabilitation/world-report-on-disability
注2 49の加盟国・地域と9の準加盟メンバーの計58。
注3 2003年、2013年にもそれぞれ10年延長されている。
注4 2015年に開催された第3回国連防災世界会議において採択された（詳細は第Ⅱ部（7）防災を参照）。

世界の7.2億人から8.11億人が栄養不良に陥っているとされています。これは、世界の約10人に1人が栄養不良に直面していることを示しており、同報告書は、2030年までのSDGs達成には並大抵ではない努力が必要であると言及しています。また、食料安全保障[注71]を確保するためには、食料システムの変革が不可欠であるとも指摘しています。

日本の取組

日本は、フードバリューチェーン[解説]の構築を含む農林水産業の振興に向けた協力を重視し、地球規模課題として食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対して食料支援を行い、中長期的には、飢餓（きが）といった食料問題の原因除去および予防の観点から、途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています（小規模農家に対する支援については111ページおよび133ページの「案件紹介」も参照）。

ナイジェリアで実施されている若年層向けの農業就業トレーニングを視察する国際農業開発基金（IFAD）の日本人職員（JPO派遣）（写真：IFAD）

■国連食料システムサミット

2021年9月、食料の生産、流通および消費などの一連の過程からなる「食料システム」の変革を通じた、新型コロナ拡大の影響からの回復および2030年までのSDGs達成を目的として、「国連食料システムサミット」が初めて開催されました。日本は、（ⅰ）イノベーションやデジタル化の推進および科学技術の活用による生産性の向上と持続可能性の両立、（ⅱ）恣意的な科学的根拠に基づかない輸出入規制の抑制を含む自由で公正な貿易の維持・強化、（ⅲ）各国・地域の気候風土や食文化を踏まえたアプローチ、を重視しながら、世界のより良い「食料システム」の構築に取り組んでいく旨を表明しました。

■食料支援と栄養改善への取組

日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、食糧援助を行っています。2021年には、25の国・地域に対し、日本政府米を中心に総額74億円の支援を行いました。

二国間支援に加え、日本は、国際機関と連携した食料支援にも取り組んでいます。たとえば、WFPを通じて、教育の機会を促進する学校給食プログラムや、農地や社会インフラ整備への参加を食料配布により促す取組を実施しています。また、2021年には水害被害を受けたラオス中南部地域に対し、農業インフラ整備用の物資・資機材の供与や防災能力向上のための研修を実施するための支援を行いました。WFPは2020年に世界84か国で約1億1,150万人に対し、約420万トンの食料を配布するなどの活動を行っており、日本は2020年、WFPの事業に総額約1億9,613万ドルを拠出しました。

さらに、日本は、国際開発金融機関（MDBs）への拠出などを通じ、途上国の栄養改善を支援しており、2021年には世界銀行のGFF（Global Financing Facility）[解説]および栄養改善拡充のための日本信託基金[解説]に対し、計7,000万ドルの追加拠出を表明しました。また、開発政策において栄養を主流化する観点から、2021年12月に日本がホストした世界銀行グループの国際開発協会（IDA（アイダ））第20次増資では、栄養を含む人的資本の強化を重点分野に盛り込みました（IDA第20次増資について、9ページの「開発協力トピックス」を参照）。

■東京栄養サミット2021

日本政府は2021年12月7日および8日に「東京栄養サミット2021」を主催しました。世界で10人に1人が飢えや低栄養に苦しむ一方で、3人に1人は過体重や肥満といった過栄養の状態にある「栄養不良の二重負荷」という世界全体の課題を取り上げるとともに、新型コロナによる世界的な栄養状況の悪化に対応すべく、（ⅰ）健康、（ⅱ）食、（ⅲ）強靱（きょうじん）性、（ⅳ）

注71 すべての人がいかなるときにも十分で安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態のこと。

説明責任、(v) 財源確保の5つのテーマについて議論を行いました（東京栄養サミット2021について、56ページの「開発協力トピックス」を参照）。

会合の結果、65か国の政府や60社の民間企業を含む215のステークホルダーからのエンドースを得て成果文書「東京栄養宣言（コンパクト）」を発出し、栄養改善に向けて国際社会が今後取り組むべき方向性を示しました。さらに、66か国の政府、26社の民間企業、51の市民団体を含む181のステークホルダーから396のコミットメント（それぞれの政策的・資金的意図表明）が提出され、岸田総理大臣が発表した3,000億円以上の栄養関連支援を含め、各国政府を含むステークホルダーから270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されました。このように幅広いステークホルダーによる具体的な行動を促進することにより、世界の栄養改善に向けた取組をリードしました。

また、同サミットに際して、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問および狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問が、各国・地域の科学技術顧問 注72 とともに、人と地球の健康に資する食料システム転換のための科学技術・イノベーションの世界的な利活用の促進に係る共同声明を発出しました。

■フードバリューチェーンの構築と農林水産業の振興

開発途上国では、生産した農産物の買い取り価格が安いことなどが多くの農家が貧困から抜け出せない要因の一つとなっています。日本は、民間企業と連携しながら、途上国におけるフードバリューチェーンの構築を推進しており、2021年度には、「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」に基づき、パラオと二国間政策対話を、ベトナムおよびタイとワークショップなどを実施しました。

また、日本は、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視しており、その発展に積極的に貢献しています（ガーナにおける児童の人権に配慮した農業のための取組について67ページ、アフリカにおける農業のDX化について133ページの「案件紹介」も参照）。具体的には、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）解説 フェーズ2の下、RICEアプローチ解説 において、灌漑施設の整備や、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）解説 を含む優良品種に係る研究支援や生産技術の普及支援など、生産の量と質の向上に向けた取組が進んでいます。

JICA東ティモール事務所の職員と同国農業水産省の職員が稲作技術向上に向けた調査を行っている様子（写真：JICA）

ほかにも、自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、日本は、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ解説 を通じ、2021年までにアフリカ以外の国も含む29か国を対象に、技術指導員18,013人、小規模農家183,042人に対して、市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施してきました。

■多国間協力による食料安全保障

日本は、「農業市場情報システム（AMIS：Agricultural Market Information System）」 注73 を支援する取組を行ってきました。国際的な農産品市場の透明性向上を通じた食料安全保障の向上に貢献するべく、日本の情報を共有するとともに、AMISへの事業費の拠出を行っています。

そのほか、日本は、途上国の食料生産基盤を強化するため、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、WFPなどの国際機関を通じた農業支援を行っています。たとえば、日本は、FAOを通じて、途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備に対する支援などを実施しています。加えて、15の国際農業研究機関からなるCGIARが行う品種開発などの研究を支援しています。

また、日本は、こうした農業支援に加えて、国際獣疫事務局（OIE）やFAOを通じた動物衛生の向上に

注72 米国、英国、イタリア、インド、欧州対外行動庁、オランダ、カナダ（ケベック州政府）の外務省・外交機関・政府関連の科学技術顧問。

注73 2011年に食料価格乱高下への対応策としてG20が立ち上げた、各国や企業、国際機関がタイムリーで正確かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格など）を共有するためのシステム。

も貢献しています。たとえば、口蹄疫（こうていえき）、ASF（アフリカ豚熱）などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症に対処するため、OIEとFAOが共同で設置した「越境性動物疾病の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」の下、アジア・太平洋地域を中心に、動物衛生分野での国際機関の取組を支援しています。

用語解説

GFF（Global Financing Facility）
母子保健分野の資金リソースを拡充するために、2015年に世銀や国連などが立ち上げたイニシアティブ。女性や子供の栄養状態改善を含む母子保健分野の政策の策定や、実施能力の向上のための技術支援を実施している。策定された計画の実行について、世銀の低利融資などを受けることをGFFによる支援の条件とすることで、資金動員効果を企図している。

栄養改善拡充のための日本信託基金
重度栄養不良国での栄養対策への投資を拡大し、栄養不良対策の実施のための能力開発を行うことを目的に、2009年に設立された基金。重度栄養不良国に対し、栄養改善に係る政策の策定や、実施能力の向上のための技術支援を行い、当該国や世銀などによる栄養関連の投資を後押ししている。

フードバリューチェーン
農家をはじめ、種や肥料、農機などの資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに農産物の付加価値を高められるような連鎖をつくる取組。たとえば、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などがある。

アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）
稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携して活動することを目的とした、ドナー（援助国、アフリカ地域機関、国際機関など）が参加する協議グループ。アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するため、2008年のTICAD IVにおいて日本が提唱し、立ち上げ、2019年のTICAD7ではフェーズ2を立ち上げた。

RICE（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）アプローチ
CARDフェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動や人口増に対応した生産安定化、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための農業経営体系の構築が挙げられる。

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）
1994年、CGIARのアフリカ稲センター（Africa Rice Center）が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、従来の稲よりも（ⅰ）収量が多い、（ⅱ）生育期間が短い、（ⅲ）乾燥（干ばつ）に強い、（ⅳ）病虫害に対する抵抗力がある、などの特長がある。日本は1997年から国際機関やNGOと連携し、ネリカ稲の新品種の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を実施するとともに、農業専門家やJICA海外協力隊を派遣した栽培指導や、アフリカ各国の研修員の日本国内での受入れを行っている。

小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチ
2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチ。野菜や果物などを生産する農家に対し、「作ってから売る」から「売るために作る」への意識変革を促し、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指すもので、アフリカを中心に世界各国で同アプローチを取り入れた活動を実践している。

責任ある農業投資（Responsible Agricultural Investment）
途上国の農村部における、国内外の投資家による農業投資と、農業投資によって生じる意図せざる負の影響（食料安全保障や土地所有権など現地住民の権利が脅かされる事態など）の調和を図ることで、農民を含む現地住民の貧困削減と、投資家の利益の最大化、および両者のリスクの最小化を目指すもの。G8ラクイラ・サミット（2009年）において日本が提唱し、FAO、IFAD、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）、世界銀行の4つの国際機関で「責任ある農業投資原則（PRAI）」が策定された。2014年の世界食料安全保障委員会（CFS）では、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFS-RAI）」が採択された。

（9）資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は2019年時点で約7.6億人、特にサブサハラ・アフリカでは、同地域人口の46％に上るといわれています。電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

日本の取組

日本は、開発途上国の持続可能な開発を推進するため、近代的なエネルギー供給を可能にする支援を提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでい

インド

ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト（フェーズ2）

技術協力プロジェクト（2017年3月～2022年2月）

ヒマラヤ山脈の麓に位置するインドのヒマーチャル・プラデシュ州では、灌漑施設が整備されていないため、雨水に依存した穀物栽培が中心の農業が行われ、生産量も自給用にとどまっていました。また、8割が小規模農家のため、農家の所得向上が課題になっていました。

同州は標高が300メートルから7,000メートルと高低差が大きく、気候が冷涼なため、デリーなどの近隣の大都市とは野菜や果物などの収穫時期が異なり、端境期[注1]に出荷することができます。従来の穀物だけでなく、こうした野菜などの商品価値の高い作物も栽培できるよう、日本は、2007年から始めた開発調査を皮切りに、灌漑施設や農道の整備を有償資金協力で、日本人専門家による人材育成などを技術協力で、スキームを組み合わせながら継続的に支援してきました。2017年からは収穫後の処理・加工とマーケティングを強化する第2弾の技術協力プロジェクトも始まり、より高値で売れる農産物を作るための支援が行われています。

永田専門家と農業普及員が女性グループに野菜の接ぎ木苗の作り方を指導する様子（写真：JICA）

これらのプロジェクトの下で同州に派遣されている永田洋子専門家は、野菜栽培・収穫後処理の技術指導を通じ、同州農業局の活動を支援してきました。永田専門家の実父である永田照喜治氏が考案した「永田農法[注2]」を始めとする日本の農業技術を活用しつつ、農業普及員や農家の理解を得ながら現地の条件に見合った適切な技術の選定から導入、実践までを支援しています。

これまでの日本の支援により約1万4千の小規模農家の所得が向上したほか、収穫された野菜を使った栄養改善の取組も始まるなど、様々な成果が現れています。第2弾の本プロジェクトを通じて、作物の多様化および高付加価値化を引き続き促進することにより、これらの農家のさらなる所得向上が期待されています。

永田専門家と農業普及員が農民にオクラの栽培技術を指導する様子（写真：JICA）

注1 野菜や果物などの農産物が市場に出回らなくなる時期。
注2 与える水や肥料を極力少なく育てる農法。

ラオスの電力輸出や安定供給のための系統計画策定や運用を強化するための技術協力での発電所視察の様子（写真：JICA）

ます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備も支援しています。

たとえば、2021年、日本は、国土が広い海域にまたがり、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国地域において、エネルギー安全保障および低・脱炭素社会実現の観点から、グリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。ドミニカ共和国においては、輸入化石燃料に電力供給源の多くを依存する同国のエネルギー効率化を支援するため、円借款により、全国の公道における街灯のLED化などを支援しており、同国の公共セクターの省エネルギー化の促進および温室効果ガス排出量の削減に貢献しています（86ページの「国際協力の現場から」も参照）。

また、日本は、石油・ガス・鉱物資源などの開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みである「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」を支援しています。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、資源産出国政府は採取産業から受け取った金額を、それぞれEITIに報告しています。47の資源産出国と、日本を含む多数の支援国に加え、採取企業やNGOが参加しており、資金の流れを透明化することで、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる、責任ある資源開発の促進を目指しています。

国際協力の現場から

4 沖縄の経験と技術が太平洋島嶼国のハイブリッド発電を実現

～電力に脆弱性を抱える島嶼国へ安定的かつクリーンで低コストな発電技術を～

太平洋地域の島嶼国の多くはディーゼル発電を主流としていますが、燃料のほぼ100％を輸入に頼っており、輸送コストや価格の高騰による影響を受けやすく、エネルギー安全保障上の問題となっています。また温暖化対策としても太陽光や風力などの再生可能エネルギーへの転換が求められています。

このような状況を受け、フィジーを拠点に、ミクロネシア、マーシャル、キリバス、ツバルの5か国の電力公社を対象とした「太平洋地域ハイブリッド発電システム[注1]導入プロジェクト」が2017年に開始されました。

「ディーゼル発電は安定した電力供給が可能ですが、燃料費や発電設備のメンテナンスコストが高く、電力公社の負担が大きくなります。一方、太陽光発電などの再生可能エネルギーは低コストでクリーンですが、発電出力が気象条件に左右されるため、適切に計画しなければ電力供給が安定しません。安定性と低コスト、この2つの発電方式の利点を活かせるのが、ハイブリッド発電システムです。対象国政府は、温暖化やエネルギー問題への意識も高く、プロジェクトに寄せられる大きな期待を感じています。」と本プロジェクトのチーフアドバイザーを務める小川忠之JICA国際協力専門員は話します。

プロジェクトでは、ハイブリッド発電システムの導入促進を図り、プロジェクト終了後も各国電力公社の技術者によって適切な設備の維持管理を行えるようにするため、各国で中心となる技術者をコアトレーナーと位置づけて指導しています。また、フィジー電力公社（EFL）の研修センターを地域の南南協力の拠点とするため、沖縄の専門家が日本の島嶼部での経験を踏まえた知識と技術を伝えています。

各国技術者とのオンライン研修の様子（写真：沖縄エネテック）

現在は新型コロナウィルス感染症の影響もあり、テレビ会議システムを活用して、ディーゼル発電の稼働効率の向上やハイブリッド発電システムの導入・維持管理についての研修を実施しています。「遠隔研修でも、講義資料をより充実させたり、理解度の確認テストを行うなど工夫を凝らし研修の効果は確実に上がったと思います。現地で分からないことがあると、オンラインで連絡が来て直接アドバイスを行える等の利点もあります。」と語るのは、技術指導で中心的役割を果たす沖縄エネテックの掛福ルイスさんです。こうしたきめ細やかな指導の結果、各国で太陽光発電の効率が向上し、ディーゼル発電機の燃料消費率が改善されるなどの具体的成果も出ています。

また、研修では、安全管理や整理整頓など、発電に携わる各国電力公社職員の意識変革にも努めました。「継続的な指導の結果、発電所内が整理整頓されるようになったり、研修に参加した技術者の安全に関する認識が高まり、安全靴を購入したという話を聞いて、彼らの前向きな思いを感じました。」と掛福さんは語ります。

太平洋地域全体でプロジェクトへの関心は高く、2021年3月、フィジーEFLの技術者が講師となり、当初対象国となっていなかった7か国[注2]向けの地域研修を実施しました。沖縄の経験に基づいたノウハウがフィジーに蓄積され、EFLを拠点として、太平洋地域全体にハイブリッド発電システム導入に向けた取組が広がりつつあります。

キリバスの技術者にエンジンの部品測定を指導する様子
（写真：沖縄エネテック）

注1　ディーゼル発電と再生可能エネルギー（太陽光・風力など）から2つ以上の方式を組み合わせて行う発電形態のこと。
注2　クック、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ。

(10) SDGs達成のための科学技術イノベーション（Science, Technology, and Innovation for SDGs：STI for SDGs）

現在、世界では、製造業やサービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野で情報通信技術（ICT）注74、人工知能（AI）、ロボット技術などが活用され、社会変革が生じています。

国連は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（パラグラフ70）に基づき、国連機関間タスクチーム（UN-IATT：UN Inter-agency Task Team on STI for SDGs）を設立し、各国との連携の下、地球規模でのSTI for SDGsを推進しています。2021年もSDGsに関する国連STIフォーラムが開催され、限られた資源を最大限活用しながらSDGsを実現するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

日本の取組

日本は、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎として、開発途上国が抱える課題解決のため、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」注75などを通じて、科学技術面での協力に取り組んでいます。たとえば、2021年に実施されたウクライナにおけるチェルノブイリ災害後の環境管理支援技術の確立は、SATREPSによる課題解決の好例といえます（SATREPSによる具体的な取組については73ページおよび135ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

加えて、途上国におけるSDGs達成に貢献しうる日本の優れた科学技術の活用を促すための「STI for SDGsプラットフォーム」の構築に向けた調査・分析を進めています。

2021年9月2日、松本外務大臣科学技術顧問が、鷲尾外務副大臣（当時）に対し、「地球の健康（planetary health、地球環境と人間の健康の連関）：食料システム転換のための科学技術」とした提言とSTIショーケース（事例集）を提出

UN-IATTはSTI for SDGsのためのロードマップ策定を世界各国で促進させるため、エチオピア、ガーナ、ケニア、インド、セルビアの5か国をパイロット国として、「グローバル・パイロット・プログラム」を実施しています。このプログラムにおいて、日本は、2020年度から世界銀行への拠出により、ケニアに対して、農業分野での支援を実施しています。

また、2021年、科学技術外交推進会議注76は、国連食料システムサミットおよび東京栄養サミット2021に向け、「地球の健康（planetary health、地球環境と人間の健康の連関）：食料システム転換のための科学技術」とした提言を発信しました。また、この提言に基づき、飢餓（きが）・栄養不良を改善し地球環境にも配慮した食料システム転換に資するものとして、日本の強みを活かしたSTI事例をとりまとめたSTIショーケースを発信しました。

注74 4ページの注5参照

注75 39ページの用語解説を参照。

注76 外務省では、松本外務大臣科学技術顧問（外務省参与）と、科学技術外交の関連分野における学識経験者による「科学技術外交推進会議」が、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、各国の科学技術顧問・国内外の科学技術分野の関係者との間で連携やネットワークの強化を図りながら、各種外交政策の企画・立案における科学技術の活用などについて外務大臣および関係部局に対し助言を行っている。

第Ⅲ部

地域別の取組

ドミニカ共和国の日系日本語学校で、移民の歴史について授業を行う日系社会青年海外協力隊員（写真：JICA）

1 東アジア地域 90
2 南西アジア地域 96
3 大洋州地域 100
4 中南米地域 104
5 欧州地域 110
6 中央アジア・コーカサス地域 112
7 中東・北アフリカ地域 114
8 アフリカ地域 117

第Ⅲ部　地域別の取組

1 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国（LDCs）、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように市場経済化を進める国など様々な国が存在します。

日本の取組

日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、開発課題の変化に対応しながら、支援の重点化を図りつつ、協力を行っています。日本は、質の高いインフラ投資を通じた経済社会基盤整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。近年は、基本的な価値を共有しながら、開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解を推進し、地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。アジアを「開かれた成長センター」とするため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

シハヌークビル港の様子。同港はカンボジア唯一の大水深港であり、カンボジアのコンテナ貨物輸出入の約7割を担っている（写真：JICA）。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、東アジア地域でも多くの国が社会的・経済的に大きな打撃を受けました。日本は、新型コロナの発生以降、東アジアの11か国に対し、総額約380億円の保健・医療関連機材の無償供与、技術協力を行っているほか、経済的影響を踏まえ、5か国に対し総額2,200億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を供与しています。また、2021年12月時点で、ベトナム、インドネシア、およびタイ等に対し、二国間およびCOVAXファシリティ 注1 経由で約1,800万回分以上の日本で製造するワクチンを供与しました。

■東南アジアへの支援

ASEAN諸国 注2 は、日本のシーレーンに位置するとともに、2020年10月時点で約14,500の日系企業（事業所数）が進出するなど経済的な結びつきも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。ASEANは、「ASEAN共同体」（2015年）を宣言し、域内の連結性強化と格差是正に取り組んでいます。また、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」解説（2019年）には、法の支配や開放性、自由、透明性、包摂（ほうせつ）性がASEANの行動原理として謳（うた）われており、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な原則を共有しています。2020年11月の日ASEAN首脳会議では「AOIP協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を発出し、このことを確認するとともに、AOIPに記載された4分野（海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等）における実質的な協力およびシナジーの強化を通じて日ASEAN戦略的パートナーシップを一層強化することで一致しました。さらに、2021年11月の日ASEAN首脳会議では、共同声明の実施に関する具体的なAOIP協力の進捗を示すプログレス・レポートを発出しました。（33ページの「開発協力トピックス」も参照）。

日本は、このようにASEANの取組を踏まえて協力を進めていますが、連結性強化と格差是正を柱としつ

注1　8ページの用語解説を参照。

注2　ASEAN構成国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国（ただし、シンガポール、ブルネイはODA対象国ではない）。

つ、インフラ整備、法の支配、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築などの様々な分野でODAによる支援を実施し、これまで、ASEAN諸国に対して累計で約19兆円を供与してきました。また、開発分野において、民間や開発金融機関の資金力を活用する重要性が増していることも踏まえ、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」（2019年日ASEAN首脳会議）を立ち上げました。同イニシアティブの下、質の高いインフラ投資、金融アクセス・女性支援、グリーン投資の分野において、中小企業支援等に関する民間セクターへの投融資拡大を通じ、ASEAN諸国の経済再生に貢献しています。また、2019年から2022年までの3年間でASEAN向けを中心として官民合わせて30億ドル規模の資金動員を目指し、JICAを通じて12億ドルの出融資を行うよう推進しています。2021年12月時点で、ASEAN諸国向けには11件が採択され、約449億円の出融資を行っています。

訪日中のソン・ベトナム外務大臣と外相会談を行った林外務大臣（2021年11月）

連結性の強化に関しては、日本は、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン2025」解説（2016年ASEAN首脳会議）に基づいてASEANの連結性強化を支援しており、ASEANの一体性・中心性の強化を後押しするため、日ASEAN技術協力協定（2019年）に署名しました。同技術協力協定に基づき、2020年度までにサイバーセキュリティ（詳細は52ページを参照）、港湾運営および海洋プラスチックごみ対策に関する研修を実施し、さらに2021年度には国際公法、物流、犯罪者処遇等に関する研修を実施しました。また、「日ASEAN連結性イニシアティブ」（2020年日ASEAN首脳会議）に基づき、計約2兆円の陸海空の回廊（かいろう）連結性プロジェクトを中心にハード面でASEAN連結性強化を支援し、ソフト面では2020年から3年間で連結性強化に資する1,000人の人材育成を行っています。

インフラ整備に関しては、日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注3と東南アジア諸国に対するこれまでの支援の経験も踏まえ、「質の高いインフラ投資」の普及に努めています。その一例として、カンボジアにおけるシハヌークビル港への支援が挙げられます。シハヌークビル港はカンボジアの輸出入コンテナ貨物の約7割を取り扱うカンボジア唯一の大水深港です。カンボジアの堅調な経済成長を背景としたコンテナ貨物取扱い量の増加により、当該港のコンテナ貨物取扱い能力はひっ迫しつつあるため、カンボジア政府からの要請を受け、新コンテナターミナルの整備を円借款にて実施しているほか、併せてJICA専門家の派遣や技術協力プロジェクトの実施を通じた同港の港湾運営の効率化についても支援しています。このように、ハード・ソフト一体となった支援を実施することにより、当該港の貨物取扱い能力の向上を図り、カンボジアにおける物流機能の強化に貢献しています。

また、防災・災害医療分野に関しては、2009年以降、引き続き日・ASEAN統合基金（JAIF）注4により、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）に対して、統合防災ICTシステムの構築、ASEAN緊急災害ロジスティックシステム（DELSA）構築、ASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）の能力構築、AHAセンターエグゼクティブ（ACE）プログラム等を通じたASEANにおける防災・災害対応能力の強化に貢献しています。日本は2016年からASEAN災害医療連携強化プロジェクト（ARCH）注5を実施しており、ASEAN各国の災害医療チームが参加する

注3 31ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

注4 ASEAN共同体の設立を目指し、域内格差の是正を中心に統合を進めるASEANの努力を支援するため、2006年に設置された基金。日本は、2005年の日・ASEAN首脳会議において総額75億円（約70.1百万ドル）を拠出することを表明し、その後、2013年に「JAIF2.0」に総額1億ドルを拠出した。2019年および2020年にも「JAIF2.0」に追加拠出をしている。

注5 「One ASEAN, One Response：ASEAN Responding to Disasters as One」（2014年ASEAN防災担当大臣会議）の方針を実行できる仕組みづくりのためのプロジェクト。2017年にはARCHで取り組んでいる活動の必要性が明確に盛り込まれた「災害医療にかかるASEAN首脳宣言（ALD）」（2017年）が採択された。

地域連携合同演習の開催や災害医療に関する標準手順書の作成など、多くの成果を出しています。また、世界保健機関（WHO）との研修の共同開催などを通じて、災害医療チームの世界基準にものっとったASEAN地域の災害医療分野の連携能力強化を進めています。

また、日本は、ASEAN感染症対策センターの設立のため、2020年、JAIFに約55億円（5,000万ドル）を拠出するとともに、技術協力による専門家派遣や研修を実施するなど、同センターの設立を全面的に支援しており、ASEAN地域における公衆衛生緊急事態への対応や新興感染症対策の準備・探知・対応能力の強化に貢献しています。2021年10月にはセンター運営の担い手となるASEAN各国の公衆衛生担当者向けの研修をオンラインで実施しました。これに加えて、日本はワクチン開発や医療物資調達を目的とした「新型コロナに関するASEAN対応基金」に対し、APT（ASEAN+3）基金からの拠出に加え、日本として100万ドルを拠出しました。

さらに、人材育成分野に関しては、「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」（2018年日ASEAN首脳会議）に基づき、2019年から5年間で、AI等のデジタル分野を含め、8万人規模の人材を育成することとしています。また、ASEAN地域における産業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）」をタイに設立して、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施しています。加えて、日本は、ASEANを含むアジア諸国との間で、日本の大学院等への留学、日本企業でのインターンシップ等を通じ、高度人材の環流を支援し、日本を含むアジア全体のイノベーションを促進するための「イノベーティブ・アジア」事業を行っており、2017年度から2021年度までの5年間にわたりアジア全体から受入れを行っています。

東ティモールにおける「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」で稲作地を視察するJICA専門家（写真：JICA）

また、東ASEAN成長地域（BIMP-EAGA）注6に対して、日本は経済協力、投資セミナー開催、招聘（しょうへい）事業や「BIMP-EAGA+日本」対話の実施等に取り組んでおり、2021年にはインドネシア・パプア州のビアク島で漁港施設・市場が完工しました。

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域注7に関しては、2009年以来、日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催しています。そのうち、おおむね3年に一度、日本で会議を開催し、地域に対する支援方針を策定しています。

日本は、メコン地域の経済成長に欠かせない連結性強化を重視して取り組んでおり、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスのビエンチャン国際空港の機能改善、ベトナムのホーチミン市都市鉄道の建設、タイのバンコク都市鉄道（レッドライン）の建設など、「東京戦略2018」注8のもとでのプロジェクトを着実に実施しています。

また、「2030年に向けた日メコンSDGsイニシアティブ」（2019年第11回日メコン首脳会議）に基づき、メコン地域の潜在力を最適な形で引き出すため、国際スタンダードにのっとった質の高いインフラ投資も活用しながら、（ⅰ）環境・都市問題、（ⅱ）持続可能な天然資源の管理・利用、（ⅲ）包摂（ほうせつ）的成長の3つを優先分野として取り組んでいます。その具体的な取組としては、「草の根・メコンSDGsイニシアティブ」（2020年第13回日メコン外相会議）を通じて、メコン諸国の地域に根差した経済社会開発およびSDGsの実現を支援しています。2021年12月には第1回日メコンSDGsフォーラムを開催し、各国における課題と取組を共有し、意見交換しました。日本としては、メコン地域をより持続的で、多様で、包括的なものとするため、引き続き「2030年に向けたSDGsのための日メコンイニシアティブ」の下、メコン地域におけるSDGsを推進していきます。

また、新型コロナの影響でメコン諸国の経済が打撃

注6 1994年、ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピンによって当該4か国の開発途上地域の経済成長のため設立された地域枠組。
注7 カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国に及ぶ地域。
注8 2018年の第10回日メコン首脳会議（東京）で採択された。日本の日メコン協力の方向性を示す。

ベトナム・ロンアン省の小学校において、草の根・人間の安全保障無償資金協力により建設された校舎で学ぶ生徒たち

を受け開発資金が不足する中、民間企業等が行う開発事業の実施を後押しするため、「メコンSDGs出融資パートナーシップ」（2020年第12回日メコン首脳会議）、をはじめとする「5つの協力」（（ⅰ）民間セクターに対する出融資の推進、（ⅱ）小さなコミュニティに行き渡る草の根の無償資金協力、（ⅲ）法の支配に関する協力、（ⅳ）海洋に関する協力、（ⅴ）サプライチェーン強靭化に関する協力）を推進しています。

ミャンマーにおいては新型コロナの影響や2021年2月のクーデター発生により、人道状況が急激に悪化しており、ミャンマー国民への人道支援が喫緊の課題になっています。日本としても、こうした状況を改善させるべく国際機関等を通じた支援を積極的に行っており、2021年中には、食料、栄養、保健、水・衛生等の分野における支援、および新型コロナへの対応のための救急車や酸素濃縮器の供与等を実施しました（約2,100万ドル）。また、2022年2月には追加的な支援決定を発表し、国際機関やASEAN事務局を通じて、食料、シェルター・マットレス等の生活物資、医療資材などをミャンマー国民に届けていくこととしています（約1,850万ドル）。今後も現地の状況と人道上の必要性・緊急性を踏まえ、国際機関やASEAN事務局と連携しながら支援を必要とするミャンマー国民に届く人道支援を積極的に行っていきます。日本政府として、困難に直面しているミャンマー国民にしっかり寄り添っていきます。

タイ　カンチャナブリ県サンクラブリ郡における医療機器整備計画
草の根・人間の安全保障無償資金協力（2016年9月～2017年5月）

ミャンマーと国境を接しているタイのカンチャナブリ県サンクラブリ郡には、その立地状況と歴史的背景から、国境付近一帯で生活している少数民族とともに、ミャンマーからの移民・難民が多く暮らしています。元来、同地域の医療環境は脆弱であったことに加え、特にこうした人々は、無国籍あるいは経済的な理由から、適切な医療にアクセスすることができていませんでした。そこで、日本人看護師の陣野代利子さんはタイ人の夫と共にサーンジャイディークリニックを開設し、国籍、民族、経済状況などにかかわらずすべての患者を受け入れてきました。

引渡し式典の様子

しかしながら、同地域には農業や工場などで働く人が多く、外科的治療を必要とする患者が多いにもかかわらず、同クリニックには医療器材が十分に整備されていないことから、提供できる医療が限られており、簡易的な手術も実施できない状況にありました。

供与された機材を使用し、患者を診察している様子

このような状況を改善するため、日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、同クリニックに対し、医療機器および手術室の整備を行いました。これにより、2019年には約500人が外科手術を受けることができるようになるなど、社会的に弱い立場にいる人により良い医療が提供できるようになりました。

人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の実現のため、日本はそれぞれの地域に密着しながら、「誰の健康も取り残さない」保健・医療支援を引き続き実施していきます。

■対中ODAの終了

対中ODAは近年も日中関係強化に大きな役割を果たしてきましたが、2018年、安倍総理大臣（当時）が、対中ODAの新規採択を2018年度をもって終了し、開発分野における対話や人材交流などを進めることを発表しました。既に採択済みの継続案件も、2022年3月末をもってすべて終了する予定です[注9]。

用語解説

インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP：ASEAN Outlook on the Indo Pacific）

インド太平洋におけるより緊密な協力のためのビジョンを創り出し、ASEANを中心とした地域枠組みを強化するイニシアティブ。新たなメカニズムの創設や既存のメカニズムの置き換えを目的とするものではなく、現在および将来の地域と世界に発生する課題により良く対処するため、ASEAN共同体の構築プロセスを強化することを意図したもの。日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な共通点を有している。

ASEAN連結性マスタープラン2025（MPAC 2025：Master Plan on ASEAN Connectivity 2025）

「ASEAN連結性マスタープラン」（2010年採択）の後継文書として、2016年のASEAN首脳会議にて採択された、ASEAN連結性強化のための行動計画。「ASEAN2025：共に前進する」（2015年採択）の一部と位置付けられている。同文書は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を5大戦略としており、それぞれの戦略のもとに重点イニシアティブが提示されている。

日本の開発協力の方針　東アジア地域の重点分野

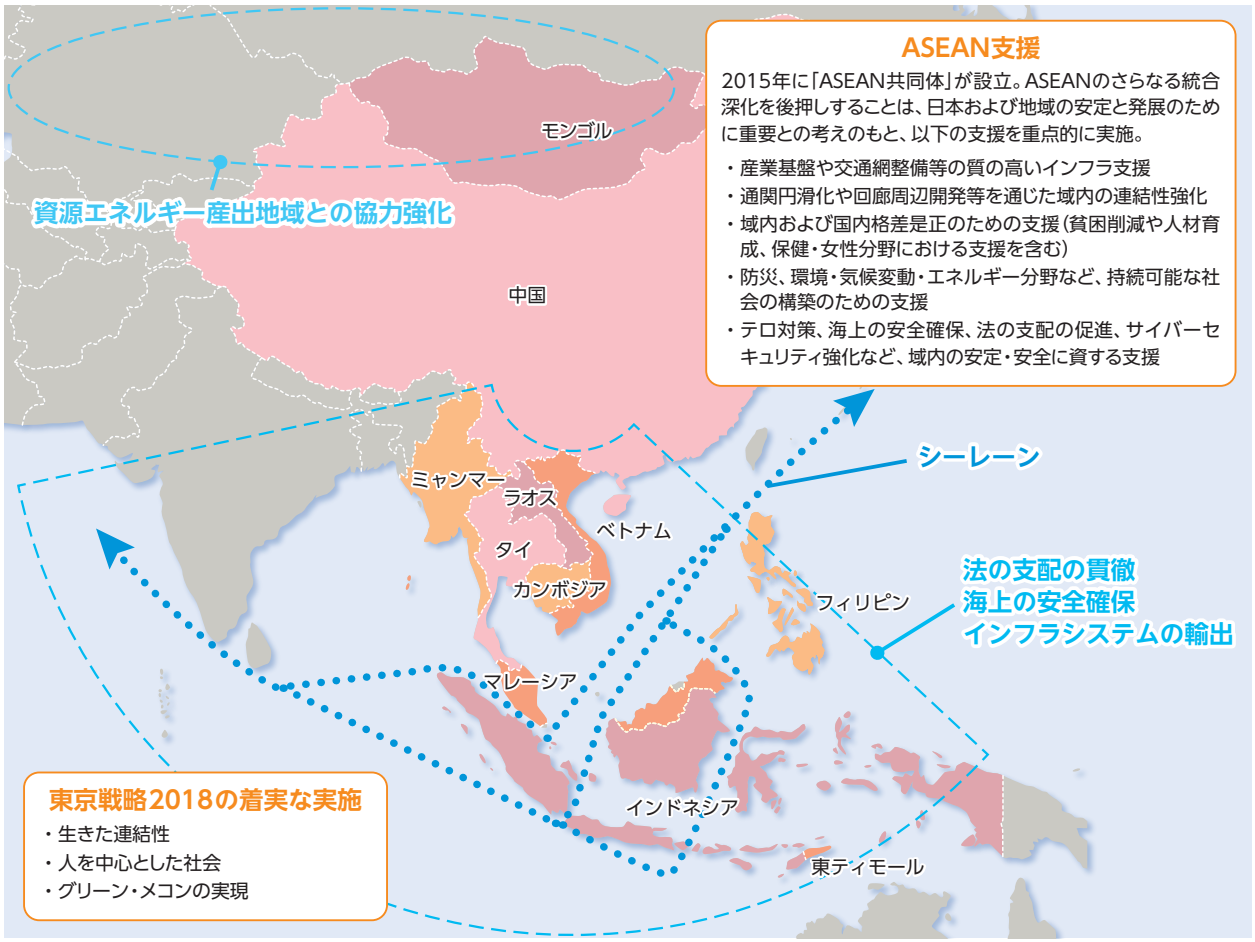

注9　2022年1月現在継続中であり2022年3月末に終了予定の案件は、技術協力3件、JICA海外協力隊員2名の派遣および草の根技術協力1件。

開発協力トピックス 5

マレーシアの経済・社会の発展を支えた東方政策と日本のODA

～共に創りあげた40年の成果を踏まえて～

2022年はマレーシアで東方政策（Look East Policy）が開始されてから40周年に当たります。東方政策は、学生の日本留学や行政官の日本での研修を通じて、マレーシアの人々が日本の労働倫理、勤労意欲、道徳、経営能力等を学ぶことで、自国の経済社会の発展と産業基盤の確立を目指すマレーシアの政策です。日本政府は、マレーシア政府による本政策の導入以降40年にわたり一貫してこの東方政策に協力を行ってきました。

たとえば、留学生派遣事業では、日本へ留学予定の学生たちへの日本語予備教育を行う講師を日本から派遣し、留学生が日本での授業にスムーズに対応できるよう支援を行っています。また、行政官向け研修においては、若手行政官の日本企業での実務研修である産業技術研修プログラムや、管理職行政官を対象に地方自治体や民間企業などで研修を行う経営幹部実務研修等の実施を支援するとともに、2015年からは東方政策の第2段階として立ち上げられた「東方政策2.0」の下で最先端産業技術等の分野での研修も行っています。

これまでに約2万6,000人がマレーシア政府から日本に派遣されており、2021年12月末時点でマレーシア政府各省庁の次官級ポストのうち6割以上が、本政策に基づく日本留学・研修の経験者となっています。

日本政府は東方政策への支援と同時に、マレーシアの経済・社会の発展のため、ODAを通じた道路、電力、上水道等の基盤インフラの長期計画策定や整備に加え、産業技術の改善を支援してきています。また、マレーシア国内での産業人材育成も支援しており、古くは職業訓練指導員・上級技能訓練センター(CIAST)[注1]に対する支援、最近では日本式工学系高等教育を実践する大学として設立されたマレーシア日本国際工科院（MJIIT）に専門家派遣等の支援を行うなど、マレーシアの経済・社会を踏まえ、日本の支援の軸も職業訓練から高等教育へ移ってきています（MJIITについては37ページも参照）。

KLタワーから望むクアラルンプールの街並み

MJIITでの指導の様子

こうした東方政策と日本のODAによる支援を組み合わせた取組は、日本の経験・知見を踏まえつつ相手国のオーナーシップを尊重し、相手国の実情・ニーズに見合った支援を行う日本の開発援助の特長を体現したものであり、これらの取組により、マレーシアの経済・社会は順調に発展しました。

また、東方政策で学んだ留学生や行政官は帰国後に日本企業に就職したり、政策立案に日本での経験を活かしたりして、マレーシア経済だけでなく、両国の相互理解、友好促進に貢献しています。東方政策で培われた多層的な人材交流は、日本企業がマレーシアに進出する際の支えともなり、2021年12月現在、約1,500社が活動しています。

このように、東方政策は、マレーシア独自の政策でありつつも、日本とマレーシアが共に創りあげてきたプロジェクトであるとも言えます。日本政府は、今後も東方政策と連動しつつ、2025年までに高所得国入りを目指すマレーシアの経済・社会の発展を支援していきます。そして、マレーシア政府と連携しつつ、南南協力[注2]などを通じて、40年間の東方政策およびODAの成果を他国との協力にも活かしていきます。

注1　専門労働者の育成を目的とし、1982年8月から91年3月まで実施。1993年末までに1万826人が訓練を受けた。
注2　106ページの用語解説を参照。

2 南西アジア地域

南西アジア地域は、インドなどの巨大な市場を抱え、大きな経済的潜在力を有しています。東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置するため、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のためにも戦略的に重要な地域です。

一方、この地域には、インフラ整備、初等教育制度や保健・医療制度の整備、法制度整備、自然災害への対応などにおいて、取り組むべき課題が依然として多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、世界の貧困層の約３分の１が南西アジア地域に住んでいると言われています 注10 。

日本の取組

日本は、南西アジア地域の有する経済的潜在力を活かすとともに、貧富の格差是正に対応するため、多岐にわたる支援を行っています。

2021年の新型コロナウイルス感染症への対応としては同年12月時点で、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、およびモルディブに対し、COVAXファシリティ 注11 経由で約773万回分の日本で製産したワクチンを供与しました。また、ブータン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカおよびインドに対してワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」としてコールド・チェーン整備のための緊急無償資金協力を実施したほか、2021年４月以降に感染が急拡大したインドには人工呼吸器等の医療機材を供与しました。

さらに、新型コロナの感染拡大の影響を受けたインドとバングラデシュの危機対応を財政面で支援するため、それぞれ300億円と400億円の新型コロナウイルス感染症危機対応を支援するための円借款を供与しました（インドにおける新型コロナ感染の急拡大に対する緊急援助については第Ⅰ部を参照）。また、パキスタン、ネパール、モルディブに対して、新型コロナ危機への対応に関するパリクラブ 注12 の合意に基づき、債務救済措置を行っています。

近年、インドは日本の円借款の最大規模の供与相手国であり、日本はインドにおいて、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸、投資環境整備や人材育成などの経済社会インフラ整備の支援を行っています。また、持続的で包摂（ほうせつ）的な成長への支援として、生計向上に資する森林セクターへの支援、保健・医療体制整備や貧困対策など、様々な分野での支援を通じ、インドの成長において大きな役割を果たしています。

日本の支援により建設されたインドのヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター（写真：JICA）

2021年３月には、デリーやベンガルール、コルタカにおける地下鉄建設、連結性向上に資する道路建設、農家の所得向上のための農業生産基盤整備等に取り組む案件を含む、計７件の総額約2,760億円の円借款を供与しました。

また、2021年７月には日本の支援により建設されたヴァラナシ国際協力・コンベンションセンターの開所式が開催され、菅総理大臣（当時）から、同センターの完成を祝し、日印友好の新たなシンボルに同センターがなることを期待する旨のビデオ・メッセージを送りました。さらに、2021年９月の日印首脳会談では、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道整備計画の着実な進展に向けて協力を進めていくことを確認しました。同計画が完了すれば、現在、在来線特急で最短でも７時間必要なムンバイ・アーメダバード間の移動が２時間に短縮でき、料金は航空運賃の約半分にな

注10 出典：下記世界銀行ホームページ（ただし、同ホームページにはアフガニスタンが含まれている）。
https://www.worldbank.org/ja/country/japan/brief/south-asia
https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2018/09/19/decline-of-global-extreme-poverty-continues-but-has-slowed-world-bank

注11 8ページの用語解説を参照。

注12 34ページの 注8 を参照。

ることが見込まれます。

近年発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加しているバングラデシュとの間では、「日・バングラデシュ包括的パートナーシップ」を推進するとともに、（ⅰ）経済インフラの開発、（ⅱ）投資環境の改善、および（ⅲ）連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想のもと、開発協力を進めています。2021年11月には、日本はバングラデシュに対して、上述の新型コロナウイルス感染症危機対応の円借款に加え、連結性向上や経済インフラ整備のための支援として「ダッカ都市交通整備計画（1号線）（第二期）」など3件、総額約2,920億円の円借款を供与しています。また、同年12月には、同国の将来を担う若手行政官の人材育成のための2件、総額約29億円の無償資金協力を供与しました。

なお、ミャンマー・ラカイン州からの避難民については、日本はバングラデシュ政府が避難民を長期にわたって受入れていることを評価するとともに、今後もホストコミュニティの負担軽減を含めた支援を継続していく旨を外相会談等で伝えており、ホストコミュニティおよび避難民に裨益（ひえき）する様々な支援を行ってきています。2021年の新たな支援としては、給水システムの整備や保健・医療体制強化のため国際機関を通じ

日本の支援により整備を行っているダッカ市の都市高速鉄道（MRT）。バングラデシュの国旗を取り入れたデザインの車両が市内を走行し人々の生活を支える（写真：JICA）。

一般公募

バングラデシュ (1)コミュニティ防災力向上支援事業、(2)北ダッカ市における学校を中心とした地域の災害対応能力向上支援事業（第1年次）

(1)JICA草の根技術協力（2016年4月～2019年4月）、(2)日本NGO連携無償資金協力（2020年3月～実施中）

バングラデシュの首都ダッカでは、急激な都市化と人口増加が進み、地震、火事、豪雨による洪水など、都市型災害のリスクが高まっています。しかし、人々の防災への関心は低く、たとえば初期消火、通報および避難の遅れ、火災現場の人だかりが消防の消火活動を妨げるなど、本来ならば被害を最小限にとどめることができたはずの災害を防げずに大きな被害が出ていました。

そこで、特定非営利活動法人SEEDS Asiaは、2016年から、災害に負けない人とコミュニティをつくるため、JICA草の根技術協力や日本NGO連携無償資金協力を通じて、北ダッカ市役所とともに地域住民の防災能力向上に取り組んできました。

具体的には、防災を担う各地域の住民グループ（マンション管理組合や青少年グループなど）のリーダー向けに防災研修を実施したほか、地域住民が当事者意識を持ち、自助・共助の能力を向上させ、日頃の生活に防災活動を取り入れることを目指して行う地域の防災計画づくりを支援しました。これらの活動で参考にしたのは、阪神・淡路大震災後に神戸で広まった防災福祉コミュニティです。事業を通じて、12のダッカ版防災コミュニティが誕生しました。

防災コミュニティによる消火訓練の様子（写真：SEEDS Asia）

「防災まちあるき」マップを作成するダッカの防災コミュニティ（写真：SEEDS Asia）

ダッカの防災コミュニティは、現在も活動を継続、発展させています。ハザードマップ作成のための「防災まちあるき」や消火訓練等を実施するだけでなく、各防災コミュニティをネットワーク化し、各地域の課題や取組の共有、災害発生時の助け合い協定を結ぶなどのつながりを強めています。また、新型コロナウイルス感染症の流行後には、簡易手洗い場の設置、食料支援、マスク配布や啓発活動を真っ先に展開しました。

さらに2020年度からは、SEEDS Asiaは学校を中心とした地域の災害対応能力向上の事業を新たに実施しており、防災コミュニティのリーダーたちが地域を代表して学校に知見を共有するなど、神戸からの学びをきっかけに、ダッカにおいて防災の輪が広がっています。

た無償資金協力を行っています。また、日本のNGOによる支援として、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じて生活に必要な物資の配布、衛生環境の改善、医療提供、女性および子どもの保護などにも取り組んでいます（WFP日本人職員の活躍については12ページ、JPFを通じたインドおよびネパールへの支援については6ページおよび8ページも参照）。

アジアと中東・アフリカをつなぐシーレーン上の要衝に位置するスリランカは、伝統的な親日国であり、日本は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて、特にインフラ整備を通じた連結性強化や海洋分野で同国との協力強化を進めています。また、日本は、過去の紛争の影響で開発の遅れている地域を対象に、生計向上や農業分野を中心とした産業育成・人材育成などの協力、および災害対策への支援を継続しています。2021年には、新型コロナの流行により帰還したスリランカ人移民労働者の社会経済的再統合を支援するための無償資金協力を国際移住機関（IOM）と連携で実施しました。

モルディブは、スリランカ同様、インド洋シーレーンの要衝に位置しており、日本は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて同国との協力強化を進めています。2021年には、海難救助や海上犯罪の対応能力を強化するための海上救助コーディネーションセンター建設、保健・医療体制強化のための救急艇の供与、新型コロナの流行により主要産業である観光業が打撃を受けたモルディブ経済の多角化のための農業振興支援の無償資金協力を行っています。

パキスタンは、世界第5位の人口を有し、アジアと中東の接点に位置するという地政学的重要性を有するとともに、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っており、同国の安定的な発展は周辺地域、ひいては国際社会全体の平和と安定の観点からも重要です。2021年には、同国の保健・医療体制を強化するため、シンド州において母子保健医療施設を拡充する無償資金協力に加え、アフガニスタンと並び野生株ポリオウイルスが常在する同国のポリオ撲滅に向けたワクチン接種を支援するための無償資金協力も供与しています。その他、気象レーダーの設置や浄水場・送配水施設の整備等を支援する無償資金協力等を実施しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力により機材を供与した、パキスタンの聴覚障害者特別支援学校にて、手話で交流する生徒たちの様子

ジャパン・プラットフォームの「ネパール南西部における新型コロナウイルス対応能力強化のための医療機材・物資配布支援」事業において、新型コロナ対策について協議するガンジ市保健所副所長とプロジェクトマネージャーの様子（写真：特定非営利活動法人ADRA Japan）

伝統的な親日国であるネパールの民主主義の定着、安定と繁栄は、日本にとり、政治的・経済的に重要な南西アジア地域全体の安定を確保する上でも重要です。2015年の大地震後、日本は同国における「より良い復興（Build Back Better）」の実現を後押しています。2021年12月にはネパール復興国際会議2021がカトマンズで開催され、本田外務大臣政務官がビデオメッセージを通じて、日本の自然災害に関する経験と教訓に基づいて、ネパールの復興に貢献できたことを紹介しました。日本の支援によって、橋、病院などの公共インフラ施設が完工済みであるほか、2021年10月までに住宅（計約8万5千戸）、学校（計約210校）が完工しました。加えて、同国政府の災害リスク削減に係る能力強化や建築基準にのっとった建物の普及などに係る各種技術支援を実施中です。そのほか、2021年には同国における公立高次病院の医療機材整備を含む3件の無償資金協力を供与しました。

ブータンに対する日本の開発協力は、特に農業生

産性の向上、道路網、橋梁（きょうりょう）等の経済基盤整備や、人材育成といった分野で、着実な成果を上げています。2021年には、防災対策や水資源管理に必要な地理空間情報を整備するための無償資金協力を供与しています。

ブータンにおける「中西部地域園芸農業振興プロジェクト」の研修にて果樹の結実管理を指導するJICA専門家（写真：JICA）

日本の開発協力の方針　南西アジア地域の重点分野

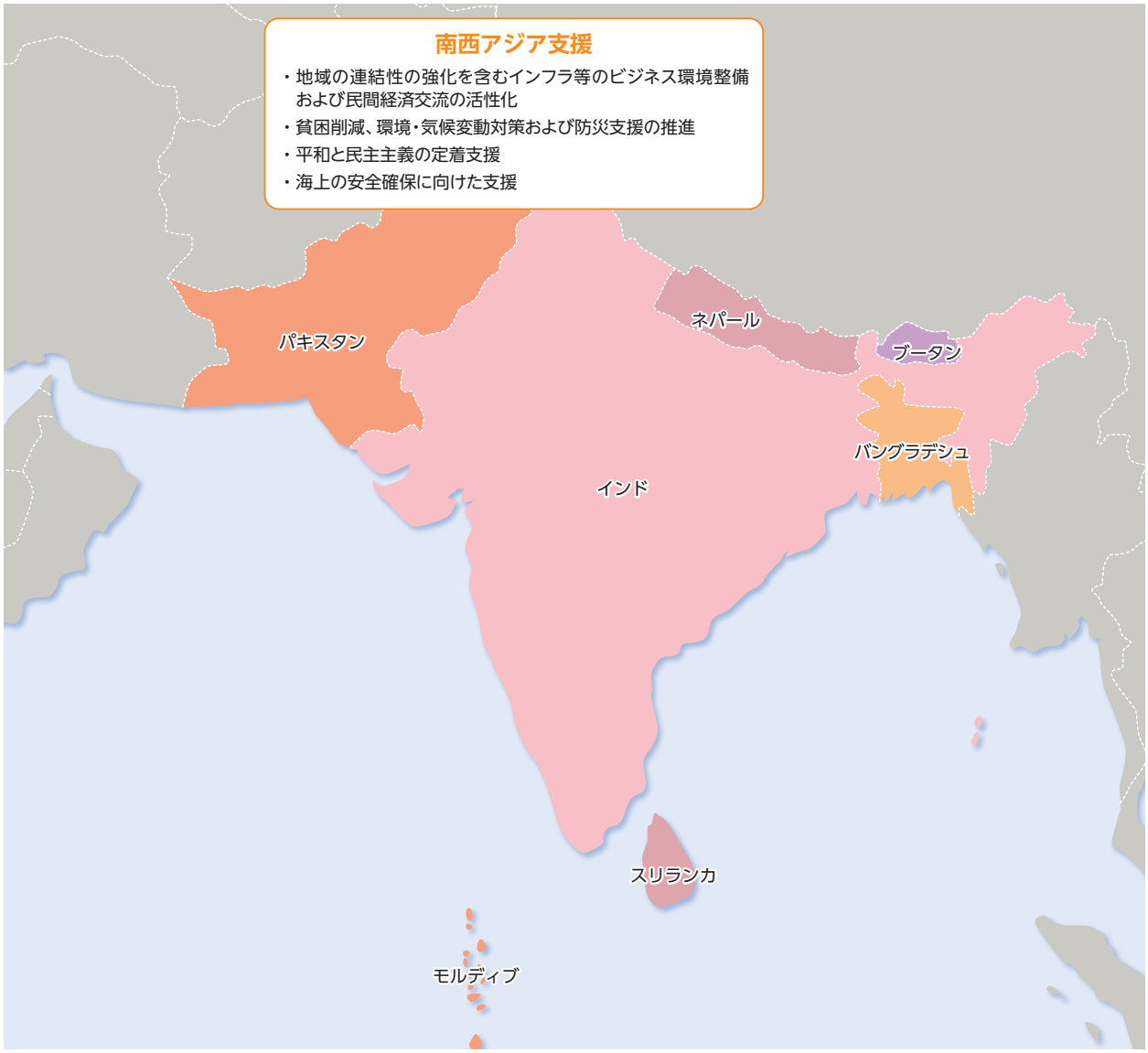

3 大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であり、歴史的にも深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（EEZ）注13を持ち、海上輸送の要であるとともに、かつお・まぐろ漁業に必要不可欠な漁場を提供しています。

一方、太平洋島嶼国は比較的新しく独立した国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。また、経済が小規模で第１次産業に依存していること、領土が広い海域にまたがっていること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の課題を抱えています。

日本の取組

太平洋島嶼国の政治的安定と自立的経済発展のためには、各国の社会・経済的な脆弱性を克服するための支援のみならず、地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）注14との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに、太平洋島嶼国との首脳会議である太平洋・島サミット（PALM）を開催しています注15。

2021年7月にはPALM9をテレビ会議方式で開催し、今後３年間の重点分野として、（ｉ）新型コロナウイルス感染症への対応と回復、（ii）法の支配に基づく持続可能な海洋、（iii）気候変動・防災、（iv）持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、（ｖ）人的交流・人材育成の５つを中心に議論を行い、首脳宣言および附属文書の「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」などを採択しました（103ページの「開発協力トピックス」も参照）。

PALM9の関連行事として開催された第３回日本・太平洋島嶼国経済フォーラムに出席する三宅外務大臣政務官（2021年11月）

また、2021年６月、関係省庁間会議である「太平洋島嶼国協力推進会議」において、オールジャパンでの太平洋島嶼国への取組を強化する方針がとりまとめられました。

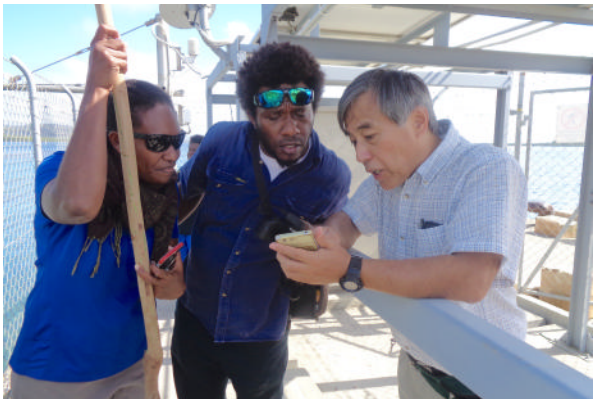

バヌアツで実施中の技術協力「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」において、津波用監視カメラを設置して映像を確認している様子（写真：JICA）

また、新型コロナの感染拡大を受け、日本は2021年末までに、キリバス、サモア、ソロモン、トンガおよびフィジーに対し、約32万回分の日本製ワクチンをCOVAXファシリティ注16経由で供与しました。ほかにも、大洋州地域全体で、保健・医療関連機材の供与や、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールド・チェーン注17整備、ワクチン接種を実際に行う医療従事者の確保などを支援し、保健・医療体制の強化に貢献しています。さらに、経済の回復を支援するため、ソロモン、パプアニューギニアおよびフィジーに対して総額425億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を供与しました。

また、2022年１月15日に発生した火山噴火および津波による被害を受けたトンガに対して、人道的観

注13 自国の領海の外側に設定できる経済的な権利が及ぶ水域。

注14 PIF加盟国・地域は、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル、パラオ、クック、ニウエ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニアの16か国および２地域。

注15 2010年以降は、PALMの１年半後をめどに外務大臣が共同議長の下、PALM中間閣僚会合が開催されている。

注16 ８ページの用語解説を参照。

注17 ２ページの注1を参照。

点および同国との友好関係に鑑み、JICAを通じた緊急援助物資の供与に加え、その輸送のために国際緊急援助隊（自衛隊部隊）を派遣しました。さらに、約244万ドルの緊急無償資金協力を実施することも決定しました。

緊急援助物資を輸送するためトンガの空港に到着した自衛隊機を出迎えるフアカヴァメイリク首相（中央）（2022年1月）

日本は、今後も保健・医療システムの強化や新型コロナの影響を受けた経済の回復のための支援、さらには災害などの緊急事態における支援を米国、オーストラリアやニュージーランド、その他のパートナーとも連携しつつ行っていきます。これらの取組により、ポスト・コロナ時代に向けて、強靭で安定かつ繁栄した大洋州地域をともに構築していきます（自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現のための取組については33ページの「開発協力トピックス」、ソロモンにおけるヘルシービレッジの取組については以下の「案件紹介」を参照）。

ソロモン

ソロモンヘルシービレッジ推進プロジェクト
技術協力プロジェクト（2016年6月～2021年6月）

ソロモンでは、住民は伝統的に自給自足で生活していましたが、近年、輸入品が持ち込まれ、住民の食生活を大きく変えました。このため、生活習慣病が急増し、現在、死亡理由の6割以上を占めます。

こうした状況を受け、日本は、マラリア対策や、水問題や衛生環境の改善と並んで、低栄養・生活習慣病予防に重点を置き、ガダルカナル州とマキラ・ウラワ州で保健サービスの強化や政策の策定、村の保健ボランティアの育成などに尽力しました。そして、住民が自ら健康改善に取り組む仕組み（ヘルシービレッジモデル）を国家制度として体系化する支援を行いました。

たとえば、身体測定を行ってBMI[注1]を提示することで住民の健康意識を高めたり、保健ボランティアが住民に実際の食材を見せながら、生活習慣病や三大栄養素を解説するなど、地道な活動を続けました。その結果、対象村住民の生活習慣病に対する知識が向上し、事業実施前と比べ、乳幼児の発育阻害[注2]の割合の減少（25.5%から22.8%）や、住民の平均血糖値の低下（6.55mmol/Lから6.22mmol/L）が見られました。

野菜や果物の摂取を増やすため、新たに家庭菜園を設置（写真：JICA）

子どもの身長測定を行っている様子（写真：JICA）

さらに、村では加工食品の消費増加に伴いゴミ問題が深刻化していたことから、保健ボランティアを中心に村の清掃活動を定期的に実施しました。その結果、村の衛生環境が改善し、蚊が減少したことがマラリア対策にも繋がり、住民自らの健康に対する意識が向上するなど副次的な効果が現れました。ソガバレ首相も、本プロジェクトの具体的成果を所信表明演説の中で言及し、高く評価しました。

現在は、本プロジェクトを通じ設立された国家健康設定委員会が中心となり、ヘルシービレッジモデルの他州への展開を進めています。このように日本の取組が地域に根付くことで、より良い環境と健康状態を目指した活動の継続が期待されます。

注1 肥満度を表す体格指数。
注2 日常的に十分な食事・栄養を取れないため慢性栄養不良に陥り、年齢相応の身長まで成長しない状態。

日本の開発協力の方針　大洋州地域の重点分野

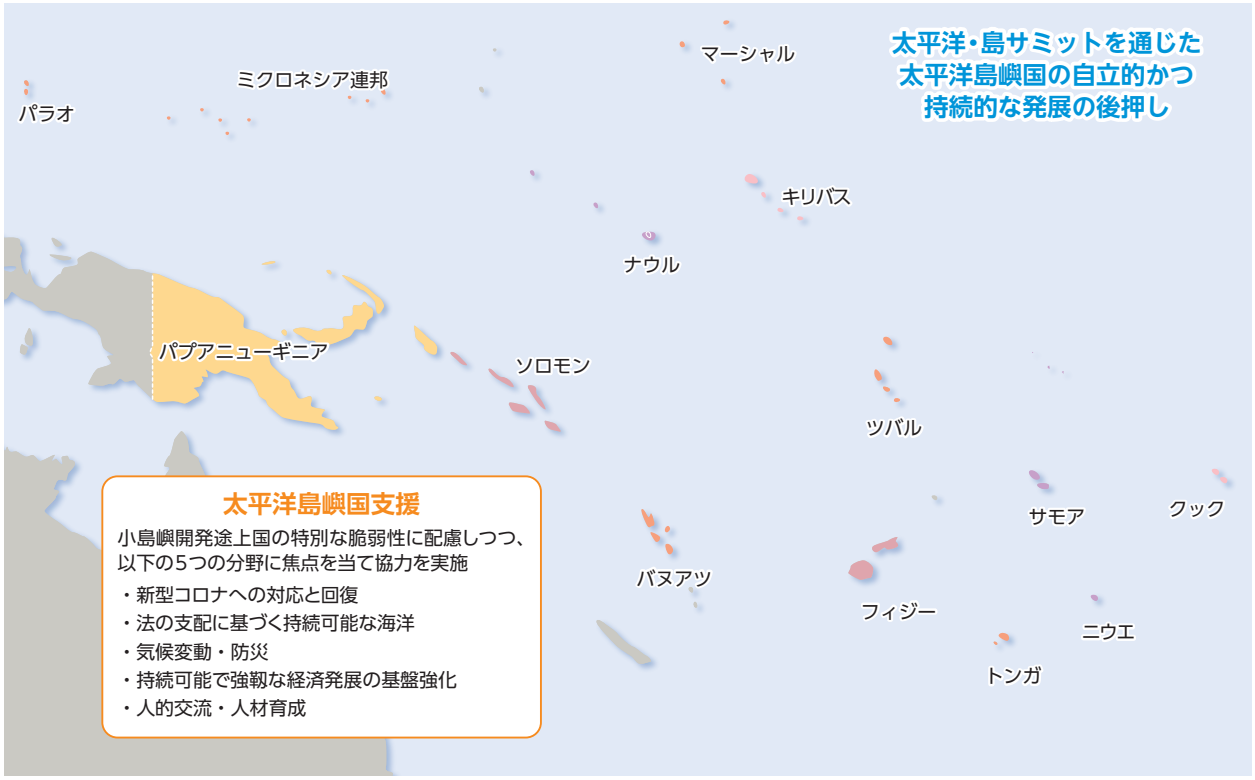

開発協力トピックス 6

PALM9の開催と太平洋地域への日本の開発協力

2021年7月2日、第9回太平洋・島サミット（The Ninth Pacific Islands Leaders Meeting：PALM9）が、テレビ会議方式により開催されました。太平洋・島サミットは1997年から3年に一度開かれている首脳会議で、太平洋島嶼国が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国のパートナーシップを強化することを目的としています。PALM9は日本とツバルとが共同議長を務め、太平洋に点在する14の島国（太平洋島嶼国）にオーストラリア（豪州）、ニュージーランドなどを加えた17か国・2地域[注1]が参加しました。

PALM9において、菅総理大臣（当時）は、日本と太平洋島嶼国の間の協力を更に強化する政策である「太平洋のキズナ政策」を発表しました。日本は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を進めていますが、太平洋島嶼国との関係では2019年に関係省庁事務レベル会議として「太平洋島嶼国協力推進会議」を立ち上げるなど、太平洋島嶼国に対するオールジャパンでの取組を強化してきており、これを「太平洋のキズナ政策」と名付けました。

同政策の下、今後3年間の重点分野として、(1) 新型コロナウイルス感染症への対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の5つを打ち出すとともに、5,500名以上の人的交流・人材育成などを含むコミットメントを発表しました。さらに、今後日本が太平洋島嶼国と共に取り組んでいく具体的取組が、「PALM9首脳宣言」の附属文書である「共同行動計画」にとりまとめられました。太平洋島嶼国からは、PALMがこれまで果たしてきた役割に対する高い評価とともに、PALM8における日本のコミットメントの実現および、5つの重点分野に関する日本の新たなコミットメントに対して謝意が表明されました。

気候変動対策の人材育成拠点となるサモアの太平洋気候変動センター（写真：JICA）

今後3年間、日本は、5つの重点分野を中心に各国のニーズに沿った支援を実施していきます。例えば、(1)「新型コロナへの対応と回復」については、医師や病床数が少ないなど、脆弱な医療体制の改善に向けて、関係国や機関[注2]と連携して新型コロナワクチンの配布、管理、接種の支援を継続するとともに、医療施設の整備や質の高い医療機材の供与、保健医療従事者の人材育成などの支援を実施していきます。ワクチンについては、他のドナー国とも調整しつつ、COVAXファシリティを通じ供与しています。また、(3)「気候変動・防災」については、太平洋島嶼国は、サイクロンなどの自然災害に見舞われやすく、気候変動の影響を受けやすいため、気候変動に関する人材育成の拠点として日本の支援により2019年にサモアに開設された太平洋気候変動センターでの研修を継続していくほか、災害に対して強いインフラ整備や防災関連の機材の供与などを実施します。さらに (5)「人的交流・人材育成」について、将来のリーダーとなる太平洋島嶼国の若手行政官のインターンシップの受け入れを日本の行政機関で行うなど、日本の強みである技術協力や研修事業を始めとする人材育成支援を実施していきます。

このような支援を通じて、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押ししていきます。

PALM9に出席した菅総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

注1 参加国および地域は、日本、島嶼14か国（ツバル、クック、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア連邦、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ）、豪州、ニュージーランド、ニューカレドニアおよび仏領ポリネシア。

注2 豪州、ニュージーランド、米国やアジア開発銀行（ADB）、世界保健機関（WHO）、COVAXファリシティなど

4 中南米地域

巨大市場である中南米は、通商戦略上、重要な地域です。また、民主主義が根付き、鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあることから、国際社会での存在感を着実に高めています。一方で、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多数残されていることも特徴の一つです。200万人を越える日系人の存在もあり、日本との人的・歴史的な絆は伝統的に強く、日本は中南米地域と長い間、安定的な友好関係を維持してきました。

茂木外務大臣（当時）が訪問先のグアテマラでブロロ外務大臣とハリケーン災害復興支援のための無償資金協力に関する書簡を交換する様子（2021年7月）

日本の取組

茂木外務大臣（当時）は、2021年に2回（1月および7月）の出張を通じ、歴代外務大臣の中で最多となる中南米8か国を訪問し、新型コロナウイルス感染症対策や防災分野などで今後も協力していくことを表明しました。また、中米統合機構（SICA）およびカリブ共同体（CARICOM）との外相会合では、これらの分野に加えて環境・気候変動分野の協力、さらにSICAとは中米移民支援における協力も進めていく旨を表明しました。岸田内閣発足後も、11月にはコロンビアの副大統領兼外相およびパラグアイの外相が訪日し、総理表敬訪問や外相会談などを実施し、12月にはブラジルと外相電話会談、アルゼンチンと外相テレビ会談を実施するなど、日本は中南米地域とのさらなる関係強化に努めています。

■防災・環境問題への取組

中南米地域は、豊かな自然に恵まれる一方、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援が重要です。

日本は、2021年、マグニチュード7.2の地震により被害を受けたハイチに対し、緊急援助物資の供与を行うとともに、食料、水・衛生分野などの人道支援を行うため、325万ドルの緊急無償資金協力を実施しました。また、2021年にハリケーン被害のあったニカラグア、ホンジュラス、グアテマラに対して、災害復興関連機材の供与を行いました。加えて、火山噴火被害を受けたセントビンセントに対しては、緊急援助物資の供与を行うとともに、避難所の改修や食料などの支援として158万ドルの緊急無償資金協力を実施しました。さらに、カリブ海の国々や地震が頻発するメキシコ、エクアドル、ペルー、チリをはじめとする太平洋に面した国々に対して、日本の防災分野の知見を活かした支援を行っています。

中米域内においては、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」が大きな成果を上げています（80ページの「案件紹介」も参照）。このほか、カリブ諸国に対して、日本は、自然災害や気候変動に対する小島嶼開発途上国特有の脆弱性を克服するための支援として、1人当たりの所得水準とは異なる観点から支援を行っており、災害に強靱な橋梁や緊急通信体制の整備、災害対策能力強化に資する機材の供与などに加え、洪水対策・防砂専門家の派遣などを行っています。

また、日本は、環境問題に関して、気象現象に関する科学技術研究や生物多様性の保全、リモートセンシングを利用したアマゾン熱帯林の保全、廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。省エネルギー化の促進および温室効果ガスの排出削減の分野においても、日本は太陽光発電の導入支援を多くの国で実施しており、2021年にはドミニカ共和国やパラグアイに対し、エネルギー効率化のための円借款を供与しました（109ページの「国際協力の現場から」も参照）。

■経済・社会インフラの整備

日本は、中南米地域の経済・社会インフラ整備を進めるため、都市圏および地方における上下水道インフラの整備を積極的に行っています。また、官民連携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T方式）の普及

ニカラグアのハリケーン被災地において日本の支援により給食が配られている様子（写真：WFP）

に取り組んでおり、2021年12月時点で中南米の14か国が日本方式を採用しています。日本は、日本方式を採用した国々に対して、円滑な導入に向けた技術移転や人材育成を行っています。

■保健・医療および教育分野での取組

保健・医療分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。同地域は医療体制が弱く、非感染性疾患、HIV／エイズや結核などの感染性疾患、熱帯病などが未だ深刻な状態です。また、新型コロナの感染拡大により、迅速で的確な診断と治療が可能な体制の確立が求められています（エクアドルにおけるUHC達成に向けた取組について、60ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

2021年、日本は、新型コロナ対策支援として、グアテマラ、ハイチ、ジャマイカ、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、キューバに対し、コールド・チェーン 注18 などの整備のための無償資金協力を行いました。また、ドミニカ共和国およびホンジュラスに対し、新型コロナ危機対応のための借款を供与したほか、ニカラグアに対して日本で製造したワクチン約50万回分を供与しました。さらに、こうした2国間での支援に加え、米州開発銀行（IDB）の日本信託基金を通じて、能力強化支援や物資提供なども実施しました。

ほかにも、日本は、中南米各国の日系社会に対して、日系福利厚生施設への支援や研修員の受入れ、JICA海外協力隊員の派遣などを継続して実施しています。

今も貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要です。日本は、2021年、数学・算数教育の技術協力を実施しています。

■南南協力や地域共同体との協力

ブラジル、メキシコ、チリおよびアルゼンチンの4か国は、南南協力解説で実績を上げています。日本は、これらの国とパートナーシップ・プログラムを交わしており、たとえば、アルゼンチンと協力し、2021年においても中南米やアフリカにおいて中小企業支援を実施しました。チリでは、三角協力を通じて中南米諸国の防災に資する人材育成を行っており、4,000人の当初目標を超えて、5,169人の人材育成を達成しました（107ページの「案件紹介」を参照）。また、ブラジルでは、日本の長年にわたる協力の結果、日本式の地域警察制度が普及しています。その経験を活用して、現在では三角協力の枠組みで、ブラジル人専門家が中米諸国に派遣され、地域警察分野のノウハウを伝えています。

また、日本は、より効果的で効率的な援助を実施す

パルド駐日コロンビア大使の表敬を受ける小田原外務副大臣（2021年11月）

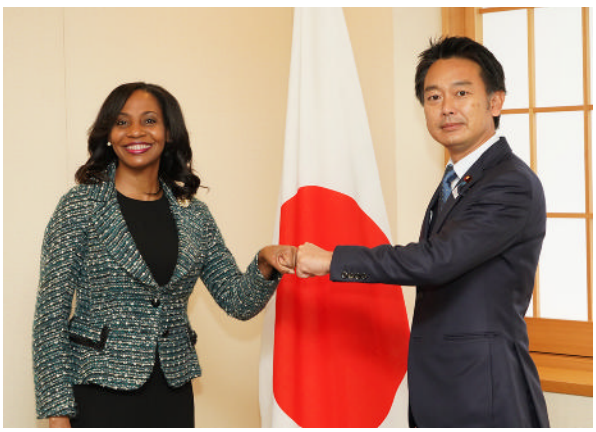
リチャーズ駐日ジャマイカ大使の表敬を受ける上杉外務大臣政務官（2021年12月）

注18 2ページの 注1 を参照。

るため、中南米地域に共通した開発課題について、SICAやCARICOMといった地域共同体とも協力しつつ、地域全体に関わる案件の形成を進めています。

■中米移民、ベネズエラ難民・移民支援

中米地域は、貧困や治安の悪さから逃れて米国やメキシコへの移住を目指す移民の問題を抱えています。日本は、移民発生の根本原因である貧困、治安、災害などの分野における支援を実施しています。また、メキシコ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラスに対し、国際移住機関（IOM）や国連世界食糧計画（WFP）と連携し、移民の自発的帰還の促進や移民流出防止、帰還移民の社会への再統合のための支援を行っています。

また、ベネズエラの経済・社会情勢の悪化により、2021年12月までに約600万人のベネズエラ難民・移民が主に周辺国に流出し、受入れ地域住民の生活環境が悪化したり、地域情勢が不安定になる状況が発生したりしましたが、対応が十分にできていないことが課題となっています。日本は、ベネズエラ避難民を受け入れているコロンビアおよびペルーに対し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）やIOMを通じて、脆弱（ぜいじゃく）な人々の保護や職業訓練などの社会的統合支援を行っています。また、悪化するベネズエラ国内の人道状況を踏まえ、国連児童基金（UNICEF）を通じ、同国内の子どもおよび妊産婦に対する定期予防接種を支援する協力を行っています。

ドミニカ共和国で日本の支援によって完成した上水道の通水状況を確認する様子

用語解説

南南協力（三角協力）

より開発の進んだ開発途上国が自国の開発経験、人材、技術、資金、知識などを活用して、ほかの途上国に対して行う協力。自然環境・言語・文化・経済事情や開発段階などが似ている国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関がこのような途上国間の南南協力を支援する場合は「三角協力」という。

チリ

中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト（KIZUNAプロジェクト）

技術協力プロジェクト（2015年3月～2020年3月）

チリは、日本と同じ環太平洋火山帯[注1]に位置し、地震や津波、火山の噴火など様々な自然災害が多く発生する国です。1960年には、観測史上世界最大となるチリ地震の後に、環太平洋全域に津波が襲来し、日本でも大きな被害がありました。こうした経緯もあり、日本は、1960年代から、災害に関する観測技術の向上や耐震基準の改定、防災に携わる人材・組織の育成等を通じて、チリ政府に対し防災分野での協力を行ってきました。

その中でも、KIZUNAプロジェクトは、日本とチリが培ってきた防災分野の技術と知見を中南米地域に普及させるとともに、各国の技術や経験を共有して国際的なネットワークを構築することを目的とした三角協力[注2]のプロジェクトです。

日本の消防関係者の協力を得て実施された救急救助研修の様子（写真：JICA）

日本からも専門家を派遣し、チリ政府や大学、地域社会等と連携しながら、中南米・カリブ地域の研究者や行政官を対象にした研修やセミナーを実施しました。その結果、地域全体で当初目標の2,000名を大きく上回る5,169名の専門家・行政官を養成し、彼らは自国の防災対策を担う人材として、域内のネットワーク構築にも大きな成果を上げました。

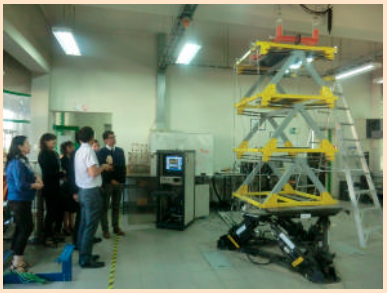

研修員が耐震工学研究室を見学している様子（写真：JICA）

KIZUNAプロジェクトはチリ政府からの評価も高く、日本の協力がチリの防災体制強化に大きく貢献しただけではなく、中南米地域への協力に発展したモデルケースです。2021年からその後継プロジェクトも開始されており、今後、中南米地域全体の防災対策のさらなる強化につながることが期待されます。

注1 太平洋の周囲を取り巻くように並ぶ火山帯のことで、日本列島を含め火山列島や火山群の総称。
注2 106ページの用語解説を参照。

日本の開発協力の方針　中南米地域の重点分野

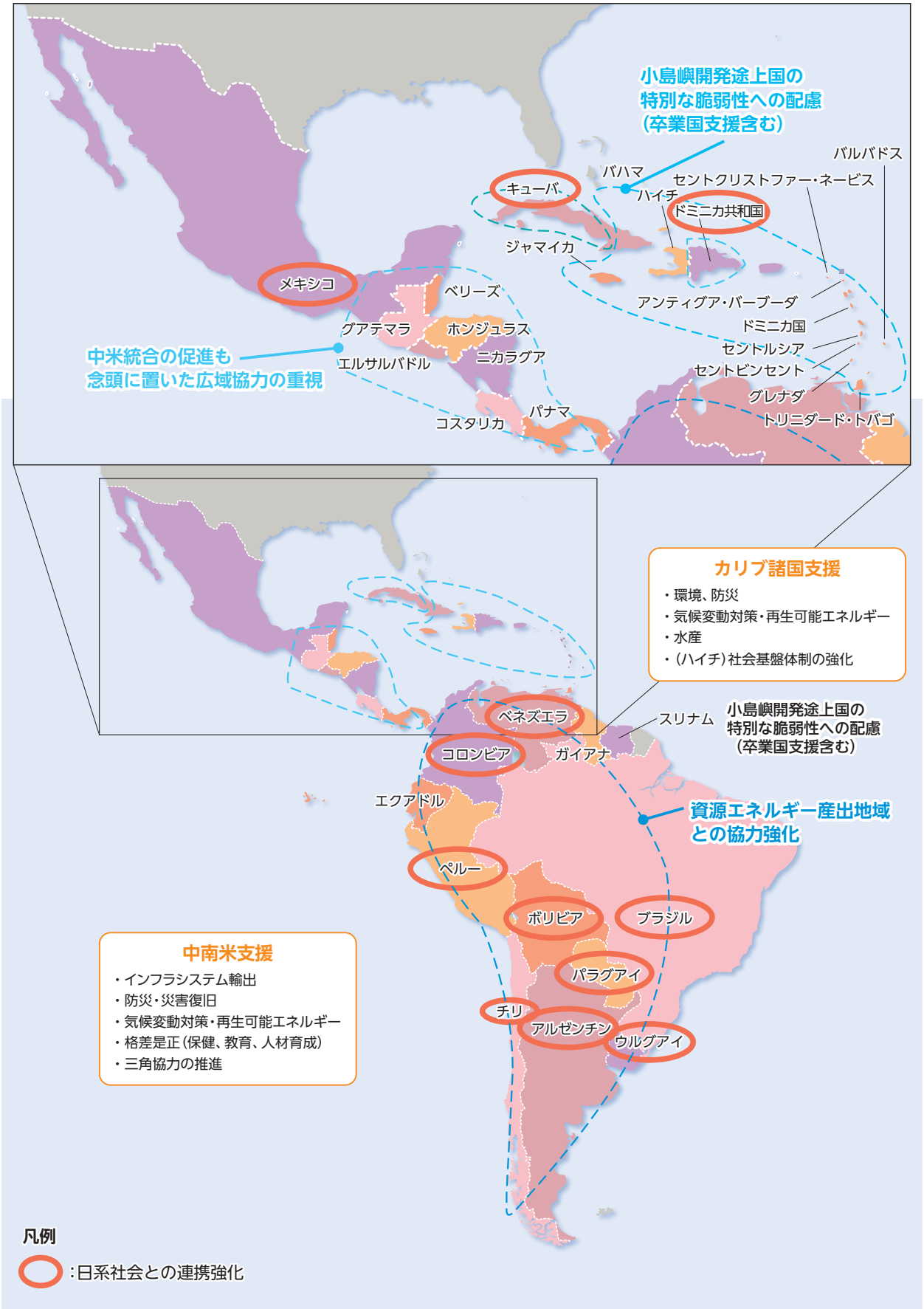

国際協力の現場から

5 日本の技術や知見を活かし ボリビアの環境改善に取り組む！

～JICA帰国研修員が結成したECO-TOMODACHIの活躍～

ボリビアでは、標高3,000メートルを超える高地にあるウユニ塩湖などの観光地において、観光客が持ち込んだごみが散乱していたり、利用可能なトイレが不足するなど、環境や衛生状況の改善が喫緊の課題となっています。JICAボリビア事務所は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大で停滞した観光業の活性化を目指し、これらの環境改善に向けた協力を行っています。具体的には、ラパス県庁とともに観光事業者を対象とした衛生管理研修を実施するなど、観光資源を守り、持続的に発展していくための基盤づくりをサポートしています。

こうしたサポートの一環として、日本でJICAの研修を受けた6名のボリビア人が、2017年に「ECO-TOMODACHI」というグループを結成しました。ECO-TOMODACHIは、地方公共団体、民間企業やNPOなどと協力して、ボリビア各地で廃棄物管理や衛生環境の改善、環境教育の促進など様々な活動を行っており、持続可能な観光開発も進めています。

ECO-TOMODACHIのロゴマーク（写真：JICA）

JICAの課題別研修で廃棄物管理と有機ごみのコンポスト[注1]（堆肥化）を受講した彼らは、日本で習得した技術や知見をボリビアで実践し、現地の環境に適した形での実用化と普及に取り組んでおり、JICAがその活動を支援しています。ECO-TOMODACHIには、JICA帰国研修員でなくとも加わることができ、今やそのネットワークは大きく広がり、廃棄物管理や衛生環境の改善に関する日本の技術がボリビア各地で活かされています。

廃棄物管理とコンポストの普及活動を積極的に進めているECO-TOMODACHI結成メンバーの一人であるエンシナス・エドイン氏は、「ボリビアの地方公共団体レベルでの廃棄物処理に関する法律は2015年にできたばかりで、当初は国内での意識が低く、住民の協力を得るのも難しい状況でした。それでもJICAのサポートもあり、地道な活動を進めることで、ごみの処理と削減に取り組む地方公共団体や住民が増えてきました。」と語り、次のように続けます。「廃棄物管理とコンポストに関する日本の技術は、手間と時間はかかりますが、技術としては簡単で、自然環境への適用性が高いことが特徴です。循環型のコンポストによって、ごみを資源として野菜がつくれることを知ってもらうのはとても嬉しく、楽しいです。」

ECO-TOMODACHIの廃棄物処理専門メンバーが集合し、コンポストの技術を共有する様子（写真：JICA）

ウユニ市で観光業に取り組む市民向けのコンポスト研修を実施する帰国研修員のエンシナス・エドイン氏とコンポストコンサルタント（元JICA海外協力隊員）の様子（写真：JICA）

また、JICAボリビア事務所職員の渡辺磨理子（わたなべまりこ）氏は、「私たちは環境改善のための普及活動や技術協力、観光戦略の立案を行う中で、地域住民との意見交換を通じて、適切なサポート体制を築けるよう取り組んでいます。環境教育の一環として、日系企業、地方公共団体、ECO-TOMODACHIが共同で、コンポストの作成方法を学べる携帯アプリも開発しました。今後も各地域の声に耳を傾けながら、日系企業との連携スキームを進めていきたいです。」と、今後の活動について語ってくれました。

このほかにも、ECO-TOMODACHIとJICAの協力を得て、ボリビア登山・トレッキングガイド協会とアンデス登山救助隊が、国内外からの登山客の増加に伴う観光ルートのごみ処理やトイレ状況の改善に取り組んでいます。協会および救助隊は、登山ガイドや麓（ふもと）の住民への環境教育を通じて、排泄物をコンポスト化することで農業に役立てて循環させることを目指しています。観光地化が進む地域の高地住民の意識も高く、「ポスト・コロナの観光開発を見据えて、積極的に協力してくれます。」と、ECO-TOMODACHIメンバーとしてJICAとともに観光地の環境改善に取り組むAVENTURA観光専門学校のサコネタ・ダニエル学長も期待を寄せています。

中南米地域のJICA帰国研修員同窓会会長も務めるボリビアJICA帰国研修員同窓会会長のプリエト・パトリック氏は、「ボリビアには6,000人ものJICA帰国研修員がおり、日本での学びや経験を各地で共有しています。地方公共団体とともに推進している廃棄物管理や衛生環境の改善に係る取組に続き、観光地においても、その経験を活かして環境改善を進めていきたいと思います。また、約7万人ものJICA帰国研修員がいる中南米地域へも、将来的にボリビアのECO-TOMODACHIの経験を共有し、他の国でもECO-TOMODACHIのような活動が展開されればと思います。」と展望を語ってくれました。JICAとともに、日本の技術を活用して循環型社会を目指すECO-TOMODACHIの今後の活躍が大いに期待されています。

注1 Compost（堆肥）。生ごみや落ち葉、下水汚泥などの有機物を微生物の働きを活用して発酵・分解し、有用な堆肥をつくること。

5 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の多くの国々は、現在、市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいますが、様々な課題に直面しています。

日本の取組

日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配などの基本的価値を共有する国々との関係をさらに強化し、欧州全体の一層の安定と発展に貢献するため、経済インフラの再建や環境問題などへの取組を支援しています。

西バルカン諸国[注19]は、1990年代の紛争の影響で改革が停滞していましたが、ドナー国・国際機関などの復興支援および各国自身による改革の結果、復興支援の段階から卒業し、現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。結束する欧州を支持する日本は、欧州連合（EU）などと協力しながら開発協力を展開しており、「西バルカン協力イニシアティブ[注20]」（2018年）の下、同諸国がEU加盟を目指すために必要な社会経済改革などを支援しています（アルバニアにおける金融サービス向上の取組について、111ページの「案件紹介」を参照）。

ウクライナに対して、2021年においても日本は同国の自立的・持続的経済成長を後押しすべく、経済・投資環境整備、都市環境改善、保健や教育などの基礎的社会サービスなど、幅広い分野において支援を行っています。2014年以降、政府側と親露派武装勢力との散発的な衝突などにより情勢が不安定な同国東部に対しては、避難民への水・衛生分野の支援、シェルターの提供や住居修復、和解を促す側面支援を実施してきました。さらに、技術協力を通じて、財政・金融に関する支援や、行政機関の能力開発のための研修、不正・腐敗防止のための中立・公正な公共放送の運用支援、廃棄物管理能力向上の支援などを実施しています（ウクライナで活躍する国際機関日本人職員について、12ページを参照）。

北マケドニアにおいて技術協力「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト」で空中写真撮影のためドローンを操縦している日本人専門家（写真：JICA）

2021年、日本は、新型コロナウイルス感染症の対策支援として、アルバニア、コソボ、モンテネグロの3か国に対し、保健・医療関連機材を供与する総額3億円の無償資金協力を実施しました。

日本は、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国々は援助対象国から卒業したものとして支援を段階的に縮小するとともに、それらの国がドナー国として域内の開発途上国に対する開発協力に一層積極的に取り組むことを促しています。

注19 アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの6か国。
注20 西バルカン諸国のEU加盟に向けた社会経済改革を支援し、民族間の和解・協力を促進することを目的とする取組。

アルバニア

小規模農家金融包摂プロジェクト
技術協力プロジェクト（2017年10月～2022年6月）

アルバニアはEU加盟候補国ですが、依然として欧州で最も貧しい国の一つであり、貧困層の大半が農業に従事しています。農業はGDPの約20%を占める重要な産業ですが、家族経営の小規模農家が多く、農村部に点在していることから、金融機関にとってはサービスを提供するコストが高いため、農村部の銀行口座保有率は4割に満たないのが現状であり、融資を受ける人の割合も1割にとどまっています。そのため、貧困層の金融サービスへのアクセスを改善し、経済・生計基盤を確立することが課題となっています。

本プロジェクトでは、農村部で金融サービスを提供している同国のFED invest貯蓄信用協会をカウンターパートとして、オンラインでも利用可能な銀行口座の普及や金融リテラシーに関する研修の実施など様々な支援を行っています。それまでは何度も直接、銀行に行く必要があった手続きをオンラインでできるようになったことで、利便性が格段に向上し、公共料金も自動振替で支払うことができるようになりました。

農業投入材の販売店を営む女性（写真：JICA）

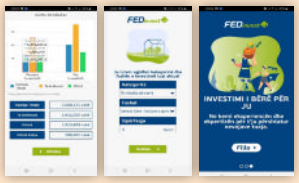
農業技術や農産品の市場価格を知ることができるオンライン上のシステム（写真：JICA）

また、農家の間で農業技術などに関する情報へのニーズが高まっていたことを受け、支援センターを設立し、オンラインで専門家に直接質問したり、農産品の市場価格などを把握したりできる仕組みも整えました。

さらに、本プロジェクトでアンケートを実施したところ、新型コロナウイルス感染症対策として取られた移動制限や商品流通の停滞などにより、種子や肥料といった農業投入材の価格が高騰し、経営が困難な状況にある農家が増加していることが分かりました。そこで、農業投入材の購入用に1農家あたり40,000アルバニアレク（約40,000円）の支援を実施したところ、感謝の声が多く寄せられたことから、第2弾の実施も決まり、計1,250世帯の農家に対して支援が届けられました。

農村部などの遠隔地でも「誰一人取り残さない」金融サービスの実現に向け、今後も農家のニーズに細かく対応しながら支援が続けられていきます。

日本の開発協力の方針　欧州地域の重点分野

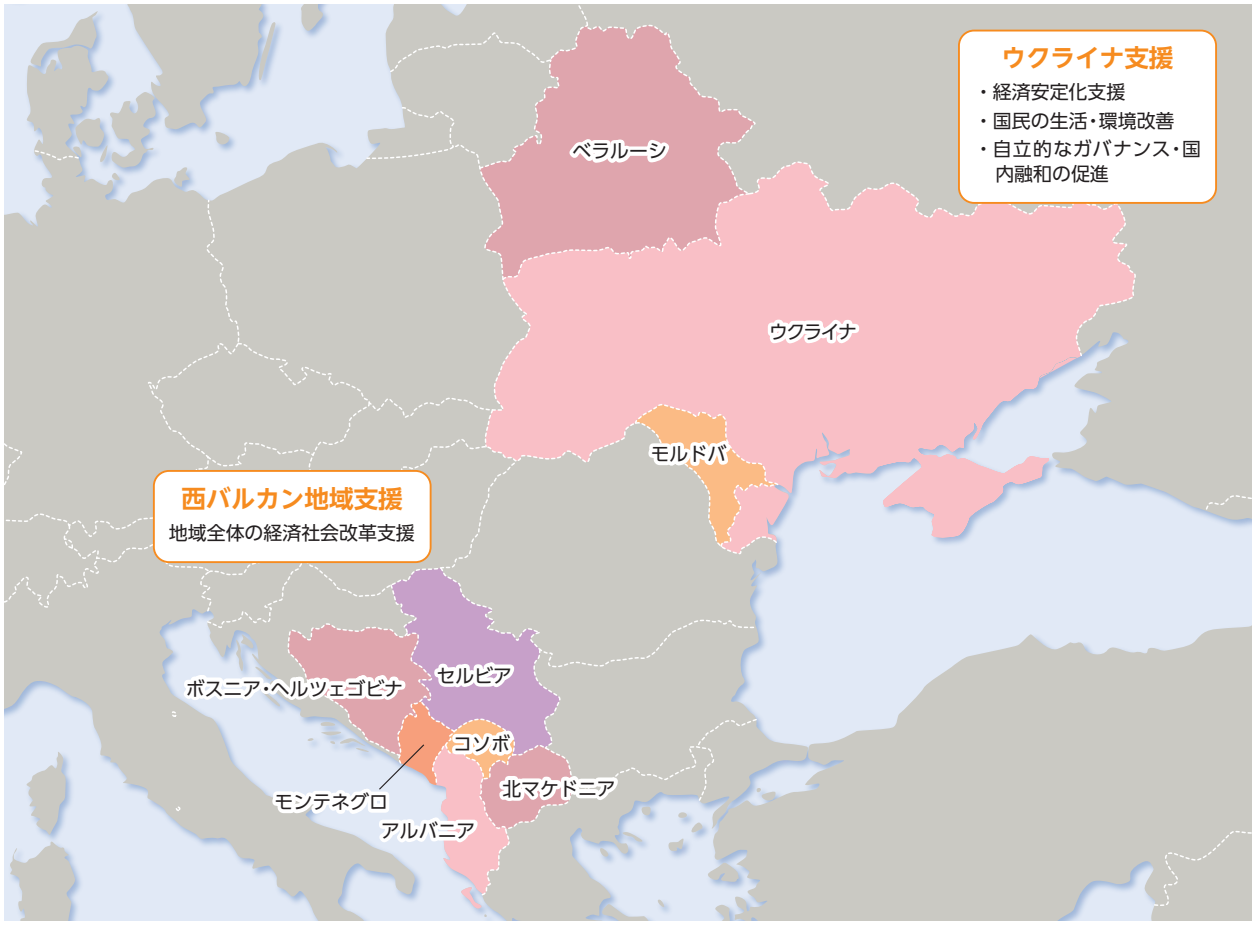

6 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置し、その発展と安定は、ユーラシア地域全体の発展と安定にも大きな意義を有しています。また、この地域は石油、天然ガス、ウランなどの豊富な天然資源を有する戦略的に重要な地域でもあります。

中央アジア・コーカサス諸国は1991年の独立以来、市場経済体制への移行と経済発展に向け取り組んできていますが、旧ソ連時代の経済インフラの老朽化や、市場経済化のための人材育成、保健・医療などの社会システムの構築などで課題を抱えています。

日本の取組

日本は、中央アジア・コーカサス諸国のこれらの課題解決に向けた取組を支援するため、インフラ整備、人材育成、保健・医療をはじめとする基礎的社会サービスの再構築など多様な分野で支援を行っています。

特に、中央アジア諸国との関係では、日本は2004年から「中央アジア＋日本」対話を立ち上げ、自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーである中央アジアの平和と安定に寄与することを目的とした域内協力を促進しています。コーカサス諸国との関係では、2018年に発表した「コーカサス・イニシアティブ」に基づき、（ｉ）国づくりを担う人づくり支援と、（ii）インフラ整備やビジネス環境整備を通じた魅力的なコーカサスづくりのための支援の２つの柱を基本方針としています。

インフラ整備関連の2021年の主な日本の支援としては、電力分野の改革を進めるウズベキスタンの取組を支援するため、1.95億ドルの財政支援借款を同国に供与したほか、キルギスにおいて、首都ビシュケクと第二の都市オシュを結ぶ幹線道路の地吹雪対策のため、約10億円の無償資金協力を行いました。

人材育成支援としては、日本は2020年までに中央アジア・コーカサス諸国から約11,600名の研修員を受け入れるとともに、同諸国に約3,200名の専門家を派遣しています。また、若手行政官の日本留学プロジェクトである人材育成奨学計画や、開発大学院連携プログラム、日本人材開発センターによるビジネス人材育成などを通じて、国づくりに必要な人材の育成を支援しています（キルギスにおける税務局職員の人材育成について、34ページの「案件紹介」を参照）。

基礎的社会サービスについては、日本は新型コロナウイルス感染症対策支援として、中央アジア・コーカサス地域の８か国に対して、保健・医療関連機材の供与のため、2021年12月までに総額約32億円の無償資金協力を実施しているほか、ウズベキスタンに対して150億円の緊急支援借款を供与しています。

その他、隣接するアフガニスタンの情勢を踏まえ、国境管理や麻薬対策などの支援も行っています。

カザフスタンを訪問し、ヌリシェフ外務省第一次官と会談する中西外務大臣政務官（当時）（2021年８月）

日本の開発協力の方針　中央アジア・コーカサス地域の重点分野

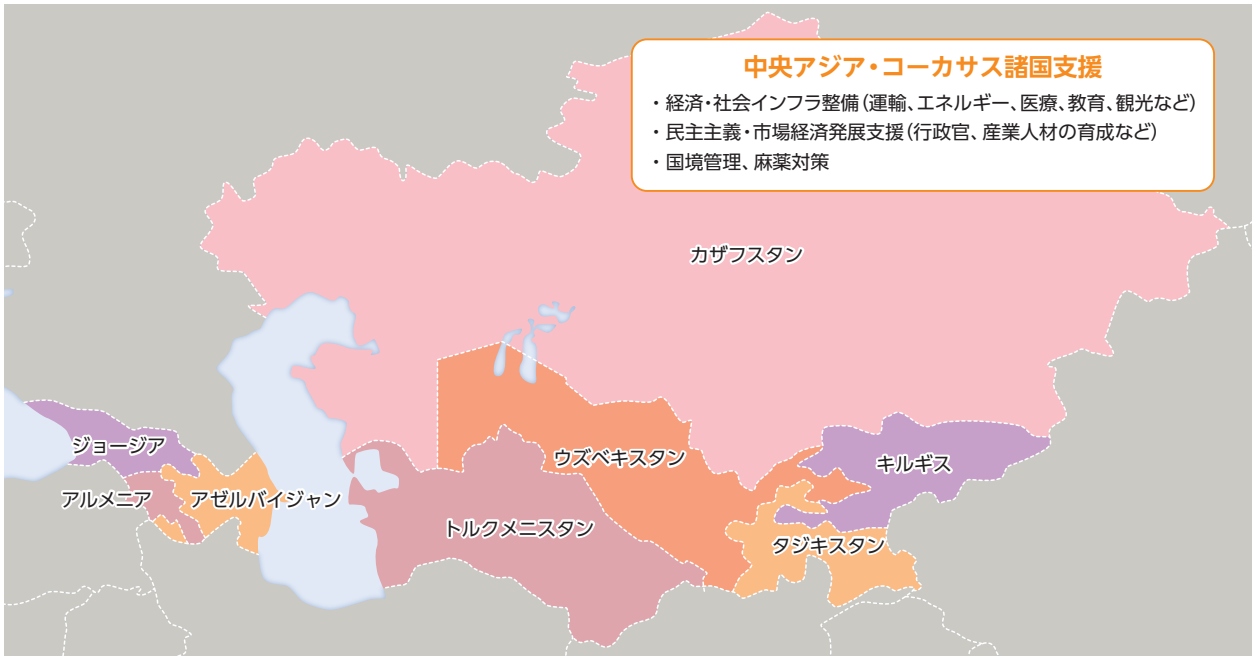

7 中東・北アフリカ地域

日本は原油輸入の約９割を中東・北アフリカ地域に依存しており、世界の物流の要衝である同地域は、日本の経済とエネルギーの安全保障の観点から、極めて重要です。また、高い人口増加率で若年層が拡大し、今後成長が期待される潜在性の高い地域です。

同時に同地域は、中東和平問題に加え、「アラブの春」以降の政治的混乱、イランを巡る緊張の高まりなど、様々な課題を抱えています。特に、シリアでは戦闘が継続し、多くの難民・国内避難民が生まれ、周辺国も含めた地域全体の安定に大きな影響を及ぼしていることに加え、2021年８月のアフガニスタンにおけるタリバーン復権後は、同国および周辺国においても人道ニーズが高まっています。また、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」のような暴力的過激主義の拡散のリスクも今なお各地に残存しています。

日本の取組

この地域の平和と安定は、日本を含む国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要です。持続的な平和と安定の実現に向けて、経済的支援や人材育成等を通じて支援していくことが求められています。

■新型コロナウイルス感染症に対する支援

2021年、日本は、新型コロナウイルス感染症の対策として様々な支援を実施しました。2021年７月、イランに対し、約291万回分の日本製ワクチンをCOVAXファシリティ経由で供与し、12月には新たにエジプトおよびシリアに対して供与するとともに、イランへの追加供与を決定しました。このほか新型コロナ対策に取り組むヨルダンに対する支援として、2021年11月に、新型コロナ危機対応緊急支援円借款の枠組みを通じ、110億円の円借款を供与しました。

アフガニスタンに関するG20首脳テレビ会議に出席する岸田総理大臣（写真：内閣広報室）

■シリア・イラク・レバノン、およびその周辺国に対する支援

国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2021年３月に開催された「シリアおよび地域の将来の支援に関する第５回ブリュッセル会合」において表明した、総額約２億ドルの支援を速やかに実施しました。この支援には、シリアおよびその周辺国に対する人道支援や社会安定化といった分野への支援が含まれています。

2021年８月、茂木外務大臣（当時）がトルコを訪問した際に、世界最大のシリア難民受け入れ国であるトルコに対し、難民の増加と滞在の長期化に伴って必要となる社会インフラ整備のための支援として、450億円の円借款の供与に関する交換公文が署名されました。

イラクに対しては、日本は、イラク経済の根幹である石油・ガス分野や基礎サービスである電力・上下水道分野において、円借款などを通じた支援や、研修・専門家派遣による人づくりへの支援を実施しています。加えて、イラクが安定した民主国家として自立発展するため、ガバナンス強化支援にも取り組んでいます（第Ⅱ部2-1（4）民主化支援を参照）。

2011年のシリア危機発生以降、日本のシリア・イラクおよびその周辺国に対する支援の総額は約32億ドル以上となっています。このように、絶えず人道状況が変化している同地域において、日本は時宜（じぎ）に即した効果的な支援を実施しています（第Ⅱ部2-2（1）平和構築と難民・避難民支援も参照）。

また、日本は、人材育成や難民の自立支援に向けた取組も行っています。日本は、将来のシリア復興を担う人材を育成するため、2017年度から2021年までに108名のシリア人留学生を受け入れました。

■イエメン支援

イエメンでは、紛争の長期化により、全人口の約８割が何らかの人道支援を必要する「世界最悪の人道危機」に直面しています。こうした中、日本は、これまで主要ドナーとして、2015年から2021年までの７年間で、国際機関を通じて総額約３億ドル以上の人道支援を実施してきました。また、2021年も国際機関を通じた人道支援に加え、イエメンの自立的な安定化

を後押しするための人材育成支援として、イエメンからの国費外国人留学生の受入れ、JICAによるイエメン人専門家を対象とした研修等、日本での教育・研修を実施しています。

■アフガニスタン支援

2021年8月のタリバーンによるカブール陥落（かんらく）以降、アフガニスタンおよび周辺国で人道ニーズが一段と高まっている中、日本として、米国およびドイツ共催のアフガニスタンに関する拡大閣僚会合（2021年9月、茂木外務大臣（当時）出席）、国連主催のアフガニスタンの人道状況に関するハイレベル閣僚級会合（同月、鷲尾外務副大臣（当時）出席）、イタリア主催のアフガニスタンに関するG20首脳テレビ会議（10月、岸田総理大臣出席）等の国際会議に積極的に参加し、日本の人道支援の方針を表明するとともに、援助従事者の安全や人道アクセスの確保の重要性を強調しました。

上記会合で表明した方針に基づき、日本は、2021年10月に国際機関を通じて、シェルター、保健、水・衛生、食料、農業、教育等の分野で6,500万ドルの緊急無償資金協力を行うことを決定し、2021年12月現在、事業を実施中です。本支援も含め、日本は2021年中にアフガニスタンに関し総額約2億ドル（約220億円）の支援を行いました。また、同年12月には、令和3年度補正予算において、国際機関経由で総額約1億900万ドルの追加的支援を決定しました。

日本は2001年以降、アフガニスタンの持続的・自立的発展のため、二度の閣僚級支援会合のホスト（2002年、2012年）や、人道、保健、教育、農業・農村開発、女性の地位向上など、様々な分野で開発支援を行ってきました。今後のアフガニスタン支援については、上述の人道支援を迅速に実施するとともに、国際社会と緊密に連携しながら、ニーズをしっかりと見極めた上で適切に対応していきます。

■中東和平（パレスチナ支援）

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、1993年のオスロ合意以降、総額21億ドル以上の支援を実施しています。具体的には、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その厳しい生活状況を改善するため、国際機関やNGOなどを通じた様々な人道支援を行ってきました。2021年5月にはパレスチナ武装勢力とイスラエルとの間で衝突があり、ガザ地区に大きな被害が出ましたが、これを受け、日本政府は食料、がれき除去、水・衛生、医療・保健などの分野での支援や新型コロナワクチンのためのコールド・チェーン 注21 整備、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を通じた食糧援助等により2,300万ドル規模の支援を実施しました。

日本は、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備と、パレスチナ経済の自立化を目指して、パレスチナの人々の生活の安定・向上、財政基盤の強化と行政の質の向上など、幅広い取組を行っています。2021年8月に茂木外務大臣（当時）がパレスチナを訪問した

「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」においてビデオメッセージを発出する本田外務大臣政務官（2021年11月）

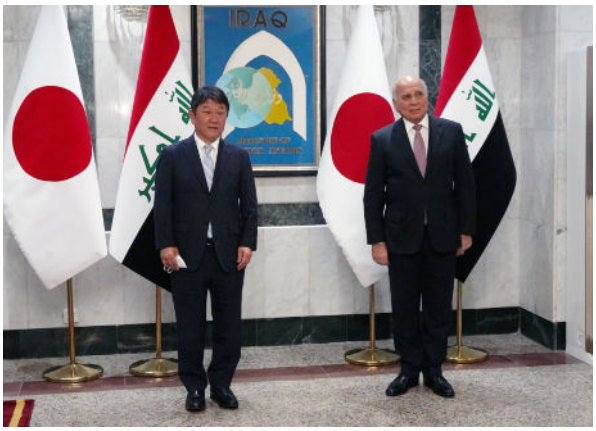

中東訪問の際にイラクのフセイン外務大臣と会談した茂木外務大臣（当時）（2021年8月）

注21 2ページの 注1 を参照。

際には、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）注22を訪問し、日本の支援によって建設されたパレスチナ・ビジネス繁栄センターの開所式に出席しました。さらに、新型コロナ感染拡大とその対策による社会経済への影響で大きく低迷したパレスチナ自治政府の財政事情を支援するため、2021年11月、10億円の無償資金協力を実施しました。

日本の開発協力の方針　**中東・北アフリカ地域の重点分野**

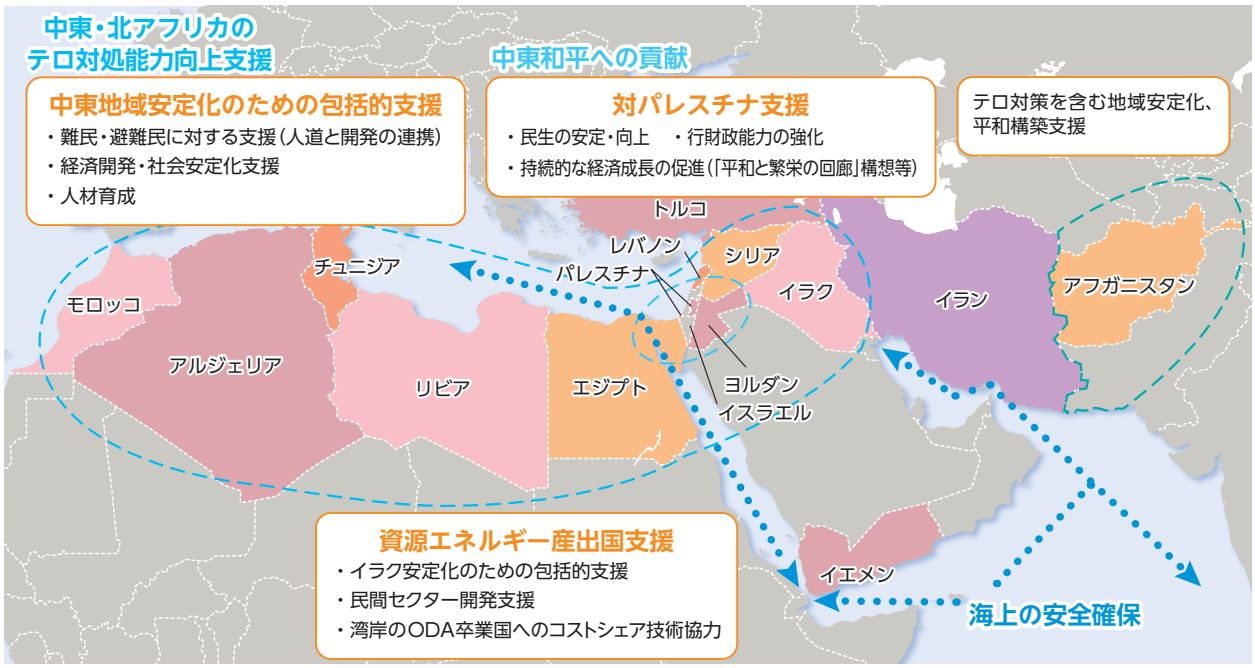

注22　日本独自の中長期的な取組として、2006年以降、日本は、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンとの4者による域内協力により、ヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）の開発支援に取り組んでおり、2018年5月には、パレスチナを訪問した安倍総理大臣（当時）がJAIPを訪問。

8 アフリカ地域

アフリカは豊富な天然資源と約13億の人口を背景に、大きなポテンシャルを有する大陸です。一方、貧困、脆弱（ぜいじゃく）な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な課題にも直面しています。こうした課題に対応するため、アフリカ諸国は、アフリカ自身の新たな開発アジェンダである「アジェンダ2063」注23に基づき、持続可能な開発に取り組んでいます。日本はアフリカ開発会議（TICAD（ティカッド））解説などを通じて、長年にわたり、アフリカの発展に貢献しています。

日本の取組

新型コロナウイルス感染症は、アフリカにおいても経済・社会に深刻な影響をもたらしています。日本は、新型コロナの感染拡大を防ぐとともに、経済・社会への影響に対処するため、アフリカ諸国に対し、コールド・チェーン注24整備のための保健・医療機材等の供与を含め、二国間および国際機関を通じて様々な支援を展開しています。また、2021年12月、岸田総理大臣は、アフリカに対し1,000万回分を目処としたワクチンを供与する意向を表明しました。

日本は、2022年開催予定のTICAD8を見据え、コロナ禍で浮き彫りとなったアフリカの様々な開発課題に積極的に取り組んでいます（マラウイでの無収水対策およびカメルーンでの住民主体の森林資源管理共創のための共同研究について、62ページおよび135ページの「匠の技術、世界へ」を、ICT技術を駆使したアフリカの農業強靱（きょうじん）化の取組およびガーナでの児童労働フリーゾーン構築のための取組について、133ページおよび67ページの「案件紹介」を参照）。

■経済

質の高い成長の実現のため、ABEイニシアティブ3.0注25などを通じて、ビジネスの推進に役立つ産業人材の育成を行っており、JICAを通じてアフリカの若者約1,600人に研修の機会を提供しています（ABEイニシアティブ元留学生の活躍については10ページも参照）。また、連結性の強化に向け、3重点地域注26を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んでいます（日本の具体的取組については、第Ⅰ部1（1）産業基盤整備・産業育成、経済政策および（4）職業訓練・産業人材育成、雇用創出も参照。ルワンダ・タンザニア間の道路改良計画・国境手続き円滑化の日本の支援については、120ページの「国際協力の現場から」を参照）。

ナイジェリア北東部において職業訓練を受ける国内避難民女性（写真：UNHCR）

■社会

TICAD7において表明した、UHCの拡大に向けた取組を一層推進していくため、日本は、300万人の基礎医療アクセスや衛生環境を改善し、健康保険の普及を進めるための取組を実施しています。日本は、ケニアにおける「UHCの達成のための保健セクター政策借款（フェーズ2）」や、ガーナにおける「栄養改善のための持続可能なシステムを通じたユニバーサル『栄養』ヘルス・カバレッジ計画（WFP連携）」等を通じて、UHCの推進に貢献しています（日本の具体的取組については、第Ⅱ部3地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進も参照。ザンビアでの病院整備およびストップ結核パートナーシップによるアフリカ30か国での取組について、57ページおよび58ページの「案件紹介」も参照）。

四半世紀を超える歴史を誇るTICADにおいて、長年、保健を重点分野として位置づけ、アフリカの保健・医療体制を支えるための様々な協力を積み重ねてきました。日本のこれまでの支援は、コロナ禍におい

注23 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された2015年、アフリカ連合（AU）首脳会合において採択。
注24 2ページの注1を参照。
注25 39ページの用語解説を参照。
注26 東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環にわたる3地域。

て真価を発揮しています（日本が支援しているガボンの研究機関のコロナ禍での活躍について10ページも参照）。日本としては、長年にわたる取組の成果に立脚し、今後ともアフリカの保健分野における国際的な連携の強化に主導的な役割を果たしていく考えです。

また、日本は、理数科教育の拡充や学習環境の改善により、300万人の子どもたちに質の高い教育を提供すべく取組を進めています。

日本が支援する「みんなの学校」プロジェクトで給食を配膳するマダガスカルの保護者ボランティア（写真：JICA）。

■平和と安定

日本は、TICAD7の際に提唱した「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」解説のもと、アフリカ主導の紛争解決努力を支援するとともに、紛争やテロなどの根本原因にアプローチすべく、制度構築などの支援を行っています。その一環として、2008年以降、アフリカ15か国内のPKO訓練センター等が裨益（ひえき）するプロジェクトに対し1.1億ドル以上の支援を行い、約60名の日本人講師を派遣し、施設の訓練能力強化や研修の実施などを支援しています。

2020年にエチオピア北部において発生した武力衝突により発生した多数の死傷者および避難民に対し、日本は、2021年2月に、同国ティグライ州の国内避難民等に対する支援として、660万ドル（7億2,600万円）の緊急無償資金協力を決定し、WFP、IOM、UNICEF、UNHCR、国連人道問題調整事務所（OCHA）、赤十字国際委員会（ICRC）を通じ、医療分野への支援、食料や衛生用品等の援助物資の供与等の支援を実施しました。さらに、12月にも、1,240万ドル（約13億3,920万円）の緊急無償資金協力として、UNHCR、WFP、IOMおよび国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じ、同国北部アファール州、アムハラ州およびティグライ州の国内避難民等に対し、生活必需品や食料の供与等の支援を実施することを決定しました。

サヘル地域においては、NAPSAの下、サヘル諸国の行政制度の脆弱（ぜいじゃく）性に焦点を当てながら、治安維持能力強化に繋がる機材の提供、制度構築に携わる人材育成、若者の職業訓練・教育機会の提供、PKO人材の育成強化に加え、難民・国内避難民・ホストコミュニティへの支援の継続を通じて、同地域の平和と安定に貢献しています。

数年前から情勢が不安定化していたモザンビークのカーボデルガード州では、2021年夏以降、南部アフリカ開発共同体（SADC）およびルワンダ治安部隊がテロ掃討作戦に従事しており、治安が改善しつつあります。日本は、モザンビーク政府が同州で抱えている課題である麻薬密輸および違法漁業の取締の強化のため、2021年8月に巡視艇供与に関する無償資金協力に係る交換公文の署名・交換を実施しました。また、2021年もWFPを通じた食糧援助を実施し、脆弱な状況にある避難民に対する人道支援を継続しています（モザンビークで活躍する国際機関日本人職員について、12ページおよび13ページを参照）。

南スーダンにおいて日本は、2011年の独立以来、同国の国づくりを支援しています。2011年11月以降、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、防衛省・自衛隊から、司令部要員および施設部隊を派遣してきました（施設部隊については2017年5月末をもって活動を終了）。

日本は、東アフリカの地域機構である「政府間開発機構（IGAD）」等を通じて、南スーダン自身のイニシアティブである和平プロセスへの支援も行っており、インフラ整備や人材育成支援、食糧援助などの支援と並んで、南スーダンにおける平和の定着と経済の安定化に大きな役割を果たしています。

また、国民の融和、友好と結束を促進するため、南

日本から南スーダンに帰国した選手たちの様子

スーダン文化・青年・スポーツ省による国民体育大会「国民結束の日」の開催への支援を、第1回大会（2016年）から毎年行っています。同大会に参加経験のある4名の選手は、東京オリンピック競技大会出場を目指して前橋市で長期事前合宿を行い、うち2名が東京オリンピック陸上競技の出場権を獲得しました。逆境をものともしない2名の力強い走りは、南スーダンおよび日本の国民に勇気と感動を与えました。4名の選手は、帰国後は、南スーダンで陸上競技の指導を行い、未来のアスリートの育成に努めています。

用語解説

アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド））

1993年に日本が立ち上げたアフリカ開発に関する首脳級の国際会議。国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アフリカ連合委員会（AUC）との共催により、アフリカ開発におけるアフリカ諸国の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」の理念を具現化するもの。2022年にTICAD8を開催予定。

アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA：New Approach for Peace and Stability in Africa）

2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、日本が提唱した新たなアプローチ。アフリカのオーナーシップの尊重および紛争やテロなどの根本原因に対処するとの考えのもと、アフリカ連合（AU）や地域経済共同体（RECs）などによる紛争の予防、調停、仲介といったアフリカ主導の取組、制度構築・ガバナンス強化、若者の過激化防止対策や地域社会の強靱化に向けた支援を行うもの。

日本の開発協力の方針　アフリカ地域（サブサハラ地域を含む）の重点分野

TICAD7における日本の取組（2019年8月）

①「経済」：200億ドルを超える民間投資の拡大に向け、アフリカにおけるビジネス環境改善に貢献するとともに、日本企業の進出とイノベーションを促進し、アフリカで生じつつある経済構造転換を後押しする。
②「社会」：生活の向上や経済成長の基盤となる人間の安全保障とSDGsの実現に向けて、強靭かつ持続可能な社会の構築に貢献する。
③「平和と安定」：経済成長・投資や生活向上の前提となる平和と安定の実現に向けたアフリカ自身による前向きな動きを後押しすべく、AU等主導の調停・紛争解決努力や制度構築支援を行うアフリカの平和と安定に向けた新しいアプローチ（NAPSA）を実施するとともに、日本らしい支援、特に地道で息の長い人づくり支援を行う。

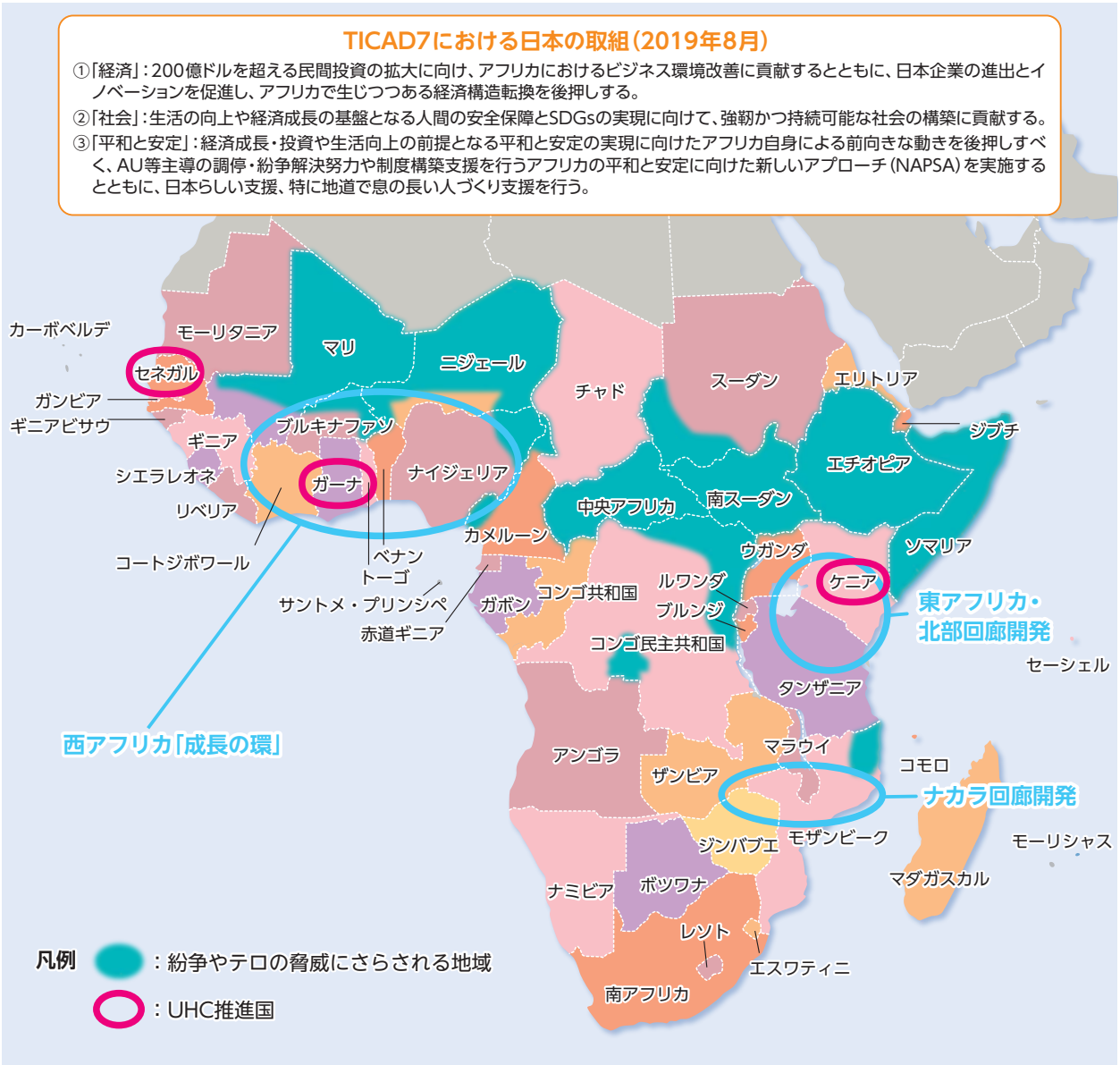

国際協力の現場から

6 地域間の連結性を強化し、ルワンダと周辺国の物流を促進！

～日本ならではの包括的な支援で東アフリカ全体の経済発展に貢献～

ルワンダは、1990年代前半の内戦終結以降、経済成長を続けています。一方で、道路交通インフラの老朽化と国境通関のコストが問題になっていました。ルワンダ東部に位置する交通ルートは、東アフリカ地域の主要な国際回廊[注1]の一部となっており、老朽化した橋梁や道路を改修し、国境管理能力を向上させることは、地域間の連結性の強化に繋がり、東アフリカ全体の経済発展を促進します。

日本は、2016年、約30年振りにルワンダに対する有償資金協力を再開し、アフリカ開発銀行（AfDB）との協調融資促進枠組みを活用して、有償資金協力「ルスモ-カヨンザ区間道路改良事業」を開始しました。本事業は、中央回廊[注2]全体（208km）の道路改修・拡張を、ルワンダ政府、AfDB、欧州連合（EU）と協同で実施するもので、日本は、同国とタンザニアを結ぶルスモーカヨンザ区間（92km）の工事を支援し、更なる広域インフラの整備と物流インフラの改善を推進します。

日本はこれまでも、内陸国であるルワンダの陸路輸送の問題解決に取り組んできました。2011年に着工した無償資金協力「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」を通じて、タンザニアとの国境付近に架かるルスモ橋梁を新設し、安全な相互通行を可能にしました。また、同時にワンストップボーダーポスト（OSBP）[注3]施設を整備し、税関手続の円滑化を図ることで、両国間の輸送コストの低減、貿易・投資の拡大に寄与しました。

無償資金協力のコンサルタントとして工事を監督した亀田均（かめだひとし）氏は、2か国同時に進めるプロジェクトは一筋縄ではいかなかったと語ります。当時、ルワンダとタンザニアとの関係は冷え込んでおり、「両国の理解と協力を得るために、双方の政府に根気強く説明したり、現地雇用の作業員たちがそれぞれ自国の国境内で作業ができるように配慮したりするなど、ひとつひとつ誠実に対応しました。」と振り返ります。事業後の評価によると、ルスモ国際橋の通関能力は施工前の約3倍に増えており、これに続く今回の有償資金協力によって、今まで行ってきた日本の支援がさらなる効果を発揮します。

ルスモ国際橋の改修・拡幅工事の様子（写真：JICA）

「ルスモ-カヨンザ区間道路改良事業」E/N署名式の様子（写真：JICA）

また、日本は、2017年に開始した技術協力「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」を通じ、新たに導入されたOSBPの運用に必要な技術指導を行っています。同プロジェクトでは、世界税関機構（WCO）の専門家と連携し、東アフリカ共同体（EAC）[注4]の税関職員の能力強化を通じ、通関手続の効率化と国境取締の能力向上に努めました。

このように、有償資金協力、無償資金協力、そして技術協力という様々なスキームを連携させた包括的な支援は、日本の開発協力の強みと言えます。JICAアフリカ部の氏家十穂（うじいえかずほ）氏は、「AfDBとの協調融資やWCOと連携した技術協力は、大きなインパクトを与えています。ルワンダにおける複数の事業の成果が、東アフリカ全体の経済発展に寄与することを願っています。」と語ります。

注1　国や地域の経済活動の中心となる重要幹線道路。
注2　内陸国の貨物輸送を目的とした、ルワンダからタンザニアを経てダルエスサラーム港へ続く回廊。
注3　通常、出国側・入国側両方の税関でそれぞれ実施する必要がある輸出入の手続きを共有・統合し1回で済ませるようにすることで、国境を通過する物流を効率化する通関業務の運営方式。
注4　ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、南スーダンの6カ国が加盟する経済共同体。

図表Ⅲ　二国間政府開発援助の地域別実績（2020年）

2020年（暦年）　（単位：百万ドル）

順位	援助形態／国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	国際機関経由	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
アジア地域合計		**440.63**	**260.97**	**483.84**	**1,185.45**	**9,021.00**	**5,429.22**	**3,591.78**	**4,777.23**	**10,206.45**
東アジア地域合計		305.37	107.71	301.87	714.95	4,459.05	3,772.64	686.41	1,401.36	5,174.00
(ASEAN合計)＊1		274.48	82.62	275.79	632.89	4,193.00	2,878.31	1,314.69	1,947.57	4,825.89
1	インドネシア	8.49	11.50	37.77	57.75	1,312.02	1,518.86	-206.84	-149.09	1,369.77
2	フィリピン	32.07	14.16	72.63	118.86	1,032.28	501.74	530.54	649.41	1,151.14
3	ミャンマー	71.89	31.39	47.10	150.39	943.13	－	943.13	1,093.52	1,093.52
4	ベトナム	25.25	5.19	43.66	74.10	546.33	545.24	1.09	75.18	620.42
5	モンゴル	19.19	2.09	15.74	37.02	261.54	35.44	226.10	263.12	298.56
6	カンボジア	87.29	10.69	22.21	120.19	151.04	11.11	139.94	260.13	271.23
7	タイ	1.29	3.49	24.26	29.05	191.50	204.71	-13.21	15.84	220.55
8	ラオス	48.09	4.02	20.56	72.66	16.70	5.84	10.87	83.53	89.37
9	東ティモール	7.47	0.99	6.20	14.67	4.50	－	4.50	19.17	19.17
10	マレーシア	0.09	2.20	7.55	9.84	－	90.82	-90.82	-80.98	9.84
11	中国	－	－	1.92	1.92	－	858.89	-858.89	-856.97	1.92
	東アジアの複数国向け＊2	4.23	22.00	2.23	28.45	－	－	－	28.45	28.45
南西アジア地域合計		95.73	79.06	154.78	329.57	4,134.77	1,485.03	2,649.74	2,979.30	4,464.34
1	バングラデシュ	17.33	32.72	24.66	74.71	2,056.12	120.62	1,935.50	2,010.21	2,130.83
2	インド	6.58	5.97	81.51	94.06	1,713.68	1,115.92	597.77	691.82	1,807.74
3	スリランカ	24.42	8.02	11.41	43.85	253.51	213.58	39.94	83.79	297.36
4	ネパール	16.68	6.32	16.87	39.86	47.74	4.91	42.83	82.69	87.60
5	モルディブ	10.79	1.99	1.48	14.26	46.83	0.56	46.27	60.53	61.09
6	パキスタン	9.09	17.91	9.88	36.88	16.10	28.46	-12.36	24.52	52.98
7	ブータン	10.84	2.51	8.55	21.89	0.78	0.99	-0.21	21.68	22.68
	南西アジアの複数国向け＊3	－	3.63	0.43	4.06	－	－	－	4.06	4.06
中央アジア・コーカサス地域合計		36.19	30.33	22.49	89.01	311.46	148.78	162.68	251.69	400.47
1	ウズベキスタン	2.82	5.14	7.83	15.80	297.04	41.67	255.37	271.17	312.83
2	タジキスタン	22.09	0.31	4.26	26.66	－	－	－	26.66	26.66
3	キルギス	6.11	9.53	6.75	22.39	0.33	9.86	-9.53	12.86	22.72
4	アゼルバイジャン	0.53	－	0.28	0.81	12.84	33.90	-21.05	-20.24	13.65
5	ジョージア	3.34	－	0.45	3.79	1.25	8.12	-6.87	-3.07	5.04
6	アルメニア	0.99	－	0.93	1.91	－	10.51	-10.51	-8.60	1.91
7	カザフスタン	0.31	－	1.15	1.46	－	42.68	-42.68	-41.22	1.46
8	トルクメニスタン	－	－	0.27	0.27	－	2.05	-2.05	-1.78	0.27
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	－	15.34	0.58	15.93	－	－	－	15.93	15.93
アジアの複数国向け＊4		3.35	43.88	4.70	51.92	115.73	22.77	92.95	144.88	167.65
大洋州地域合計		**123.46**	**10.75**	**32.76**	**166.97**	**162.14**	**10.72**	**151.42**	**318.39**	**329.11**
1	パプアニューギニア	22.14	1.16	6.76	30.06	96.62	8.63	88.00	118.06	126.69
2	フィジー	14.85	0.59	5.73	21.17	20.14	1.14	19.00	40.17	41.31
3	パラオ	12.61	3.78	1.23	17.63	15.48	－	15.48	33.10	33.10
4	トンガ	16.58	0.08	0.96	17.63	－	－	－	17.63	17.63
5	ソロモン	9.50	0.39	3.61	13.51	－	－	－	13.51	13.51
6	マーシャル	11.48	0.09	0.99	12.56	－	－	－	12.56	12.56

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A) − (B)	合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	国際機関経由	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)			
7	キリバス	11.92	0.18	0.40	12.50	−	−	−	12.50	12.50
8	バヌアツ	6.36	0.38	3.23	9.97	−	0.02	-0.02	9.95	9.97
9	サモア	7.38	0.18	1.97	9.52	−	0.93	-0.93	8.59	9.52
10	ミクロネシア連邦	5.43	0.16	1.95	7.53	−	−	−	7.53	7.53
11	ナウル	2.19	0.03	0.04	2.26	−	−	−	2.26	2.26
12	ツバル	1.95	0.02	0.06	2.04	−	−	−	2.04	2.04
13	ニウエ	0.12	0.02	0.03	0.17	−	−	−	0.17	0.17
14	[トケラウ]	−	−	0.00	0.00	−	−	−	0.00	0.00
	大洋州の複数国向け	0.53	3.62	5.76	9.91	29.90	−	29.90	39.80	39.80
中南米地域合計		**105.27**	**28.77**	**92.72**	**226.76**	**417.51**	**253.31**	**164.21**	**390.97**	**644.28**
1	ブラジル	5.43	0.82	8.29	14.54	142.82	84.62	58.19	72.73	157.36
2	メキシコ	7.52	0.09	5.17	12.78	100.00	−	100.00	112.78	112.78
3	エルサルバドル	0.45	4.68	3.70	8.83	53.92	21.04	32.88	41.71	62.76
4	パラグアイ	0.11	−	4.59	4.70	48.74	41.48	7.26	11.96	53.44
5	グアテマラ	2.89	−	3.24	6.13	35.87	14.58	21.29	27.42	42.00
6	ハイチ	17.17	6.76	1.77	25.71	−	−	−	25.71	25.71
7	ペルー	0.38	−	6.65	7.03	14.04	49.23	-35.18	-28.16	21.07
8	パナマ	5.80	−	13.46	19.26	−	9.80	-9.80	9.46	19.26
9	ホンジュラス	11.40	0.10	3.23	14.73	0.69	−	0.69	15.42	15.42
10	ボリビア	8.90	−	4.13	13.03	1.82	−	1.82	14.85	14.85
11	コスタリカ	0.05	−	1.92	1.97	12.51	16.82	-4.31	-2.34	14.48
12	キューバ	6.58	0.17	3.57	10.32	−	−	−	10.32	10.32
13	ガイアナ	9.70	−	0.19	9.90	−	−	−	9.90	9.90
14	コロンビア	5.59	−	2.74	8.33	−	−	−	8.33	8.33
15	ドミニカ共和国	3.30	−	4.72	8.02	−	4.03	-4.03	4.00	8.02
16	ジャマイカ	5.69	−	1.28	6.97	−	4.75	-4.75	2.22	6.97
17	エクアドル	2.02	−	4.05	6.07	−	4.63	-4.63	1.44	6.07
18	ニカラグア	2.08	−	3.24	5.32	0.45	−	0.45	5.77	5.77
19	アルゼンチン	0.22	−	2.91	3.13	−	1.17	-1.17	1.96	3.13
20	グレナダ	1.87	−	0.01	1.88	−	−	−	1.88	1.88
21	セントルシア	0.15	−	1.10	1.24	−	−	−	1.24	1.24
22	ベリーズ	0.21	−	0.70	0.91	−	−	−	0.91	0.91
23	ドミニカ国	0.47	−	0.17	0.64	−	−	−	0.64	0.64
24	セントビンセント	−	−	0.45	0.45	−	−	−	0.45	0.45
25	ベネズエラ	0.18	−	0.13	0.31	−	−	−	0.31	0.31
26	アンティグア・バーブーダ	0.09	−	0.05	0.15	−	−	−	0.15	0.15
27	スリナム	−	−	0.03	0.03	−	−	−	0.03	0.03
	中南米の複数国向け	−	16.12	7.75	23.87	6.66	1.15	5.51	29.38	30.53
欧州地域合計		**7.30**	**5.61**	**10.43**	**23.35**	**66.92**	**83.60**	**-16.69**	**6.66**	**90.26**
1	セルビア	1.00	−	2.15	3.15	44.94	1.27	43.67	46.82	48.09
2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.25	−	0.87	1.12	18.83	7.03	11.80	12.92	19.95
3	ウクライナ	0.78	4.31	2.98	8.07	0.47	15.18	-14.71	-6.64	8.54
4	コソボ	1.36	0.72	2.09	4.17	−	−	−	4.17	4.17
5	アルバニア	0.65	−	1.17	1.81	−	6.60	-6.60	-4.78	1.81
6	北マケドニア	1.32	−	0.09	1.41	−	4.90	-4.90	-3.49	1.41
7	モルドバ	0.72	−	0.55	1.26	−	−	−	1.26	1.26

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A) − (B)	合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	国際機関経由	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)			
8	モンテネグロ	0.94	−	0.09	1.03	−	−	−	1.03	1.03
9	ベラルーシ	0.29	−	0.00	0.29	−	−	−	0.29	0.29
	欧州の複数国向け*5	−	0.58	0.18	0.76	−	−	−	0.76	0.76
中東・北アフリカ地域合計		**76.09**	**424.43**	**58.00**	**558.52**	**1,377.29**	**784.46**	**592.82**	**1,151.35**	**1,935.81**
1	イラク	1.87	48.76	3.89	54.52	766.11	121.82	644.29	698.81	820.63
2	エジプト	12.44	6.49	15.74	34.67	276.50	219.11	57.39	92.06	311.17
3	ヨルダン	26.93	21.24	5.36	53.54	203.35	83.42	119.93	173.46	256.89
4	アフガニスタン	12.50	104.47	9.26	126.23	−	−	−	126.23	126.23
5	シリア	−	72.17	3.98	76.15	−	−	−	76.15	76.15
6	[パレスチナ]	2.72	52.91	6.36	62.00	−	−	−	62.00	62.00
7	モロッコ	6.93	1.28	3.35	11.57	49.53	90.93	-41.41	-29.84	61.09
8	チュニジア	7.81	1.75	3.34	12.90	46.58	82.57	-35.99	-23.10	59.47
9	トルコ	0.68	13.78	1.30	15.75	34.43	175.50	-141.08	-125.32	50.18
10	イエメン	−	47.54	0.21	47.75	−	−	−	47.75	47.75
11	レバノン	0.26	24.25	0.29	24.80	−	6.52	-6.52	18.28	24.80
12	イラン	−	11.12	4.09	15.21	−	3.79	-3.79	11.42	15.21
13	リビア	−	9.47	0.02	9.49	−	−	−	9.49	9.49
14	アルジェリア	0.05	1.46	0.15	1.65	−	0.75	-0.75	0.90	1.65
	中東・北アフリカの複数国向け*6	3.90	7.64	0.25	11.80	0.80	0.04	0.76	12.56	12.59
サブサハラ・アフリカ地域合計		**425.88**	**303.51**	**235.31**	**964.70**	**373.70**	**131.15**	**242.55**	**1,207.24**	**1,338.39**
1	ケニア	10.95	19.68	40.48	71.11	150.61	82.63	67.99	139.10	221.72
2	エチオピア	24.17	39.14	11.92	75.23	−	−	−	75.23	75.23
3	モザンビーク	18.12	8.48	10.32	36.91	35.81	1.40	34.41	71.32	72.72
4	コートジボワール	18.20	7.01	5.97	31.18	34.33	−	34.33	65.51	65.51
5	マダガスカル	13.93	2.73	7.64	24.30	40.16	−	40.16	64.46	64.46
6	ルワンダ	12.28	3.82	7.43	23.53	32.48	−	32.48	56.01	56.01
7	タンザニア	21.56	6.38	12.72	40.67	14.52	3.37	11.15	51.82	55.18
8	ブルキナファソ	30.25	9.49	3.69	43.42	9.78	−	9.78	53.20	53.20
9	ガーナ	32.01	3.85	13.90	49.75	1.57	−	1.57	51.32	51.32
10	コンゴ民主共和国	20.79	18.18	6.72	45.69	−	−	−	45.69	45.69
11	ウガンダ	11.85	4.09	11.10	27.03	16.98	1.61	15.38	42.41	44.01
12	セネガル	22.55	2.85	11.74	37.14	3.00	0.14	2.86	40.00	40.14
13	ジンバブエ	14.59	16.21	1.89	32.69	−	−	−	32.69	32.69
14	マラウイ	20.23	2.32	5.67	28.22	−	−	−	28.22	28.22
15	カメルーン	4.34	6.55	3.57	14.47	11.05	0.63	10.42	24.89	25.52
16	南スーダン	9.11	10.11	3.12	22.34	−	−	−	22.34	22.34
17	リベリア	19.66	0.27	2.03	21.96	−	−	−	21.96	21.96
18	ザンビア	6.18	1.00	10.00	17.18	3.83	0.85	2.98	20.16	21.00
19	ベナン	13.48	0.14	4.79	18.41	−	−	−	18.41	18.41
20	ソマリア	4.94	10.95	1.89	17.77	−	−	−	17.77	17.77
21	スーダン	0.59	10.63	5.63	16.86	−	−	−	16.86	16.86
22	モーリシャス	3.78	−	1.43	5.21	9.07	2.47	6.60	11.81	14.28
23	ジブチ	7.63	1.94	4.34	13.92	−	−	−	13.92	13.92
24	ナイジェリア	1.03	8.39	4.11	13.54	−	5.34	-5.34	8.20	13.54
25	ボツワナ	4.29	0.18	2.63	7.10	6.31	6.79	-0.48	6.62	13.41
26	ギニア	10.04	1.63	1.29	12.96	−	−	−	12.96	12.96
27	シエラレオネ	3.84	5.26	2.90	12.00	−	−	−	12.00	12.00

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助								
		贈与			計	政府貸付等		(A) − (B)	合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	国際機関経由	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)			
28	モーリタニア	8.99	2.28	0.43	11.71	−	−	−	11.71	11.71
29	ニジェール	7.90	1.25	2.04	11.18	−	−	−	11.18	11.18
30	中央アフリカ	−	10.79	0.05	10.84	−	−	−	10.84	10.84
31	南アフリカ	0.83	3.68	5.27	9.78	−	0.88	-0.88	8.90	9.78
32	マリ	5.80	2.36	0.71	8.88	−	−	−	8.88	8.88
33	チャド	2.81	4.64	0.10	7.55	−	−	−	7.55	7.55
34	アンゴラ	2.48	1.50	3.28	7.27	−	−	−	7.27	7.27
35	エスワティニ	4.28	2.47	0.23	6.98	−	1.89	-1.89	5.09	6.98
36	トーゴ	3.07	1.85	0.93	5.85	−	−	−	5.85	5.85
37	コモロ	4.78	0.81	0.11	5.70	−	−	−	5.70	5.70
38	ブルンジ	3.44	1.35	0.88	5.66	−	−	−	5.66	5.66
39	ギニアビサウ	−	5.27	0.05	5.32	−	−	−	5.32	5.32
40	コンゴ共和国	1.96	1.92	0.35	4.22	−	−	−	4.22	4.22
41	レソト	1.06	2.59	0.45	4.09	−	−	−	4.09	4.09
42	ガンビア	2.40	0.33	0.39	3.12	−	−	−	3.12	3.12
43	サントメ・プリンシペ	3.00	−	0.04	3.04	−	−	−	3.04	3.04
44	ナミビア	0.42	0.93	1.31	2.66	−	8.79	-8.79	-6.14	2.66
45	カーボベルデ	0.09	−	0.03	0.12	2.27	0.64	1.63	1.76	2.39
46	ガボン	0.27	0.14	1.87	2.28	−	−	−	2.28	2.28
47	エリトリア	1.40	0.50	0.17	2.08	−	−	−	2.08	2.08
48	赤道ギニア	−	−	0.08	0.08	−	−	−	0.08	0.08
	サブサハラ・アフリカの複数国向け*7	2.07	57.58	17.54	77.20	1.92	13.72	-11.81	65.39	79.11
複数地域にまたがる援助等		**112.14**	**758.58**	**1,492.56**	**2,363.27**	**1.48**	**−**	**1.48**	**2,364.76**	**2,364.76**
合計		**1,290.78**	**1,792.62**	**2,405.36**	**5,488.76**	**11,420.03**	**6,692.46**	**4,727.57**	**10,216.34**	**16,908.80**

(注)
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[−] は、実績が全くないことを示す。
・ここでいう「無償資金協力」とは、日本が実施している援助形態としての無償資金協力のうち、債務救済および国際機関経由の無償資金協力を除くものである。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
・[　] は地域名を示す。
＊1 (ASEAN合計) は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
＊2 「東アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
＊3 「南西アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊4 「アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
＊5 「欧州の複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊6 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
＊7 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。

第Ⅳ部
多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

長崎大学がガボンで実施している「公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト」（SATREPS）にて、新型コロナに関する研修を行っている様子（写真：JICA）

1 多様なアクターとの連携強化のための取組 126
2 開発協力の発信に向けた取組 138
3 開発協力の適正性確保のための取組 143

第Ⅳ部　多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

1　多様なアクターとの連携強化のための取組

（1）民間企業との連携

日本政府は、日本企業の持つ総合力が、外務省やJICAのODA事業等においてもさらに発揮されるよう、日本の民間企業の優れた技術・知識・経験・資金を効果的に活用するよう努めています。また、民間の知見やノウハウをODAの案件形成の段階から取り入れたり、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割を分担したりし、民間による投資事業等との連携を促進しています。民間企業との連携を強化して、より効率的・効果的な事業を行うことで開発効果を高めていきます。

ア　無償資金協力

日本政府は、開発途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本企業の製品を中心に途上国に供与することを通じ、日本企業の海外展開を支援しています。2021年には、たとえば、日本とカンボジアの産学で連携して研究や人材育成を行ってきたカンボジアの機関に対し、日本企業製品を供与することで、カンボジアにおける高度な技術者の育成とともに日本企業進出の基盤強化につながっています。

イ　日本の強みを活かす円借款の改善

日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するため、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）を導入し、適用範囲の拡大、金利引き下げなど制度を改善してきました。また、日本企業が参画する官民連携（PPP：Public- Private Partnership）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進するため、途上国政府の施策の整備と活用を踏まえエクイティバックファイナンス（EBF）円借款[注1]や採算補填（VGF）円借款[注2]なども導入しています。近年、日本企業の円借款事業の受注が増加しており、日本企業の海外展開の後押しにもなっています。

そのほか、日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ[注3]」のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化や新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善を行っています。たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を、重要案件については最短で約1年半にまで短縮しました。また、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款およびハイスペック借款[注4]を創設しました。また、日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ[注5]」において、手続迅速化のさらなる推進

音羽電機工業株式会社で研修を受けるルワンダ人留学生。同社は、中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用して、現地政府と協力しルワンダに雷害対策技術の普及を目指している。（写真：音羽電機工業（株）／JICA）

注1　EBF（Equity Back Finance）円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、途上国の公共事業を担う特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注2　VGF（Viability Gap Funding）円借款は、途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、途上国がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するもの。

注3　2015年に発表。日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、アジア開発銀行（ADB）との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、「質の高いインフラ投資」の国際スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

注4　2016年のG7伊勢志摩サミットにて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を取りまとめたことに基づき、「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するもの。

注5　2016年のG7伊勢志摩サミットで発表。アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、その後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

を発表し、フィージビリティ調査（F/S）開始から着工までの期間を最短1年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図るなど、迅速な円借款の案件形成ができるよう、引き続き制度改善に努めています。

ウ　民間提案型の官民連携支援スキーム

加えて、日本政府およびJICAは、民間企業の意見や提案を積極的に取り入れるべく、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」や「協力準備調査（海外投融資）」といった民間提案型の官民連携支援スキームも推進しています。

■中小企業・SDGsビジネス支援事業

中小企業・SDGsビジネス支援事業解説は、民間企業の自由な発想に基づいたアイデアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携を進めることを目的としています。2021年度は、年2回JICAホームページで公示を行い、企業から提出された企画書の内容を踏まえJICAが採択しました。

2021年は、29か国において合計86件の事業（基礎調査：19件、案件化調査：「中小企業支援型」40件、「SDGsビジネス支援型」11件、普及・実証・ビジネス化事業：「中小企業支援型」8件、「SDGsビジネス支援型」8件）が採択されました（60ページの「匠の技術、世界へ」も参照。事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ 注6 に掲載しています）。

■協力準備調査（海外投融資）

近年、官民協働による開発途上国のインフラ整備および民間事業を通じた経済・社会開発の動きが活発化

エジプト　JICA海外協力隊（民間連携）注1

（2019年1月～2020年1月）新延（にいのべ）　悠太（ゆうた）氏（パナソニック株式会社）

エジプトでは、全人口の95%が、同国の南北を貫くナイル川流域に集中しています。その中でも、経済的に貧しいエジプト中部から南部のエリアでは、住民がアクセスできる病院は限られています。こうした地域に医療サービスを効率よく提供するため、同国の慈善事業団体はナイル川に沿って病院船を運航し、川沿いに住む子どもたちを診察する船上病院プロジェクトに取り組んでいます。今まで延べ66,000人以上の子どもたちに無料で医療サービスを提供してきました。

私は所属企業であるパナソニック株式会社に籍を置いたまま、JICA海外協力隊（民間連携）隊員として慈善事業団体が取り組む今回のプロジェクトに参加し、船上病院運営のためのオペレーション統括と、プロジェクトの支援者を増やすためのマーケティングを担当しました。

日本のものづくり企業での勤務経験を活かし、医療設備の整備と管理、患者情報データシステムの構築、薬の在庫管理、待機列の形成などの診療体制の効率化を図ることで、着任前には船上で一日500人しか診療できなかったところを、1,500人診療できるように改善しました。また、マーケティングではSNSページの開設、運営スポンサー企業への営業活動、PRツールの作成に携わり、特に、SNSを通じて積極的な宣伝活動を行った結果、任期中に500人以上の新規支援者を獲得しました。

40度を超える中、熱中症予防のため診療待機者に水を提供する新延氏（写真：JICA）

船の中で子供を診察するボランティアの眼科医（写真：JICA）

隊員として培った現場運営能力、マーケティング力、アラビア語力と現地社会への理解を社会に還元すべく、自社に復職した後は中東地域に駐在し、同地域でのマーケティングを担当しています。日本のものづくり企業が提供する商品と価値を世界に広げることで、日本の産業全体をより元気に、また日本のブランド力が一層高まることを目標に取り組んでいます。

注1　128ページも参照。

注6　中小企業・SDGsビジネス支援事業について：https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html

しています。JICAは、海外投融資での支援を念頭に民間資金を活用した事業の形成を図るため協力準備調査（海外投融資）を実施しています。途上国における事業参画を検討している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査（F/S）を支援しています（事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ注7に掲載しています）。2021年はアジアおよびアフリカ地域において4件の案件が採択されています。

■「JICA海外協力隊（民間連携）」

2012年に創設した「JICA海外協力隊（民間連携）」では、これまでに120名が38か国に派遣され、企業の海外展開を積極的に支援しています（127ページの「案件紹介」も参照）。

図表Ⅳ-1　ODAを活用した官民連携支援スキーム

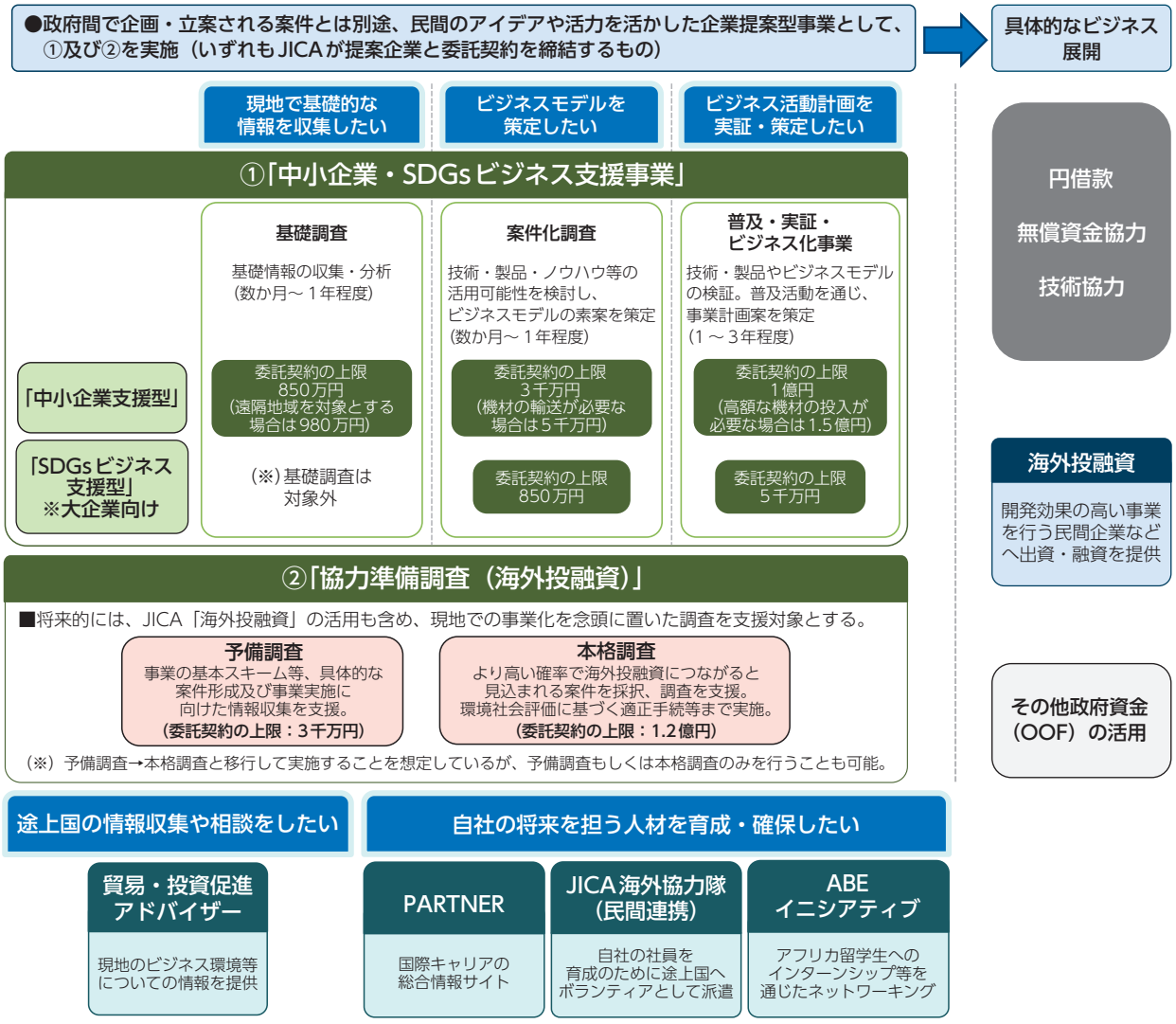

エ　海外投融資

海外投融資注8は、開発効果が高い事業を開発途上国で行う企業に対し、民間の金融機関から十分な資金が得られない場合に、JICAが必要な資金を出資・融資するものです（130ページの「国際協力の現場から」も参照）。2020年度末までに計47件の出・融資契約を調印しており、多くの日本企業も参画しています（事業の仕組み、対象分野・条件などについて

注7　協力準備調査（海外投融資）（旧 協力準備調査（PPPインフラ事業））：https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/psiffs/index.html

注8　支援対象分野は、（1）インフラ・成長加速、（2）SDGs・貧困削減、（3）気候変動対策。

は、JICAホームページ注9を参照)。最近の好事例としては、2019年に融資契約が調印されたパラオでの国際空港整備事業があります。政府として借入負担が大きくなる円借款事業の実施が叶わなかったパラオにおいて、日本の質の高いインフラ整備を生かすべく、パラオ初となる官民連携（PPP）事業として海外投融資での協力が実現したものです。また、対ASEAN海外投融資イニシアティブなどを通じ、新型コロナウイルス感染症の影響によって金融アクセスが困難となった女性事業者や中小零細企業に向けた支援に積極的に取り組んでいます（対ASEAN海外投融資イニシアティブについては91ページも参照)。

日本政府は海外投融資制度を継続的に見直し、改善しており、2021年は、2020年11月に改訂した「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」に基づき、関係省庁およびJICAによるプロセスの実効性をモニタリングしています。

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップの下で推進されています。開発協力の実施にあたっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC)、株式会社日本貿易保険(NEXI)、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、政府が、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒（しょくばい）としての役割を果たすことが重要です。

なお、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関も、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂（ほうせつ）的ビジネス解説を支援しています。

用語解説

中小企業・SDGsビジネス支援事業

民間企業からの提案に基づき、開発途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、途上国での課題解決に貢献するビジネスの形成を後押しするもの。さまざまな事業ステージに対応する支援メニューとして「基礎調査」、「案件化調査」、「普及・実証・ビジネス化事業」を実施。また、本事業は、「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つのカテゴリーに区分され、中小企業支援型については、日本の中堅・中小企業の海外展開を支援するのみならず、日本国内の経済や地域活性化を促進することも期待されている（128ページの図表Ⅳ-1も参照)。

包摂（ほうせつ）的ビジネス（Inclusive Business）

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

(2) JICA海外協力隊（JICAボランティア事業）

1965年に発足し、半世紀以上の実績を有するJICA海外協力隊（JICAボランティア事業）は、累計で98か国54,000人以上を派遣しています。まさしく国民参加型の事業であり、日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。

本事業は、途上国の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しており、国内外から高い評価を得ています(70ページの「案件紹介」を参照)。また、グローバルな視野を身に付けた協力隊経験者が日本の地方創生や民間企業の途上国への進出に貢献するなど、協力隊経験の社会還元という側面も注目されています。

ドミニカ共和国のサンファン・デ・ラ・マグアナ市で食育や乳幼児の成長に関する講習会を行っているJICA海外協力隊員（写真：JICA）

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国隊員の進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、より多くの人が本事業に参加し

注9 海外投融資の概要：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html

国際協力の現場から

7 日本の民間企業によるバングラデシュでの総合病院の設立・運営をJICAの海外投融資で支援

バングラデシュでは、医療施設や医療人材が慢性的に不足しているため、適切な検査や治療を受診するためには近隣国の医療機関に行かなければならないことも多く、国内の医療体制の整備が大きな課題となっています。

ベトナムやミャンマーなどでODA案件の実績があるシップヘルスケアホールディングス株式会社は、2013年にバングラデシュの大学病院を訪問した際、厳しい医療事情を目の当たりにし、総合病院の設立・運営を決意しました。「当時は、大学病院であっても患者が床で寝ているような状態で、十分な医療が施されておらず、バングラデシュの国民が自国内で適切な検査・治療を受けられる医療環境を何とかして整えたいと思いました。」と、同社の小林宏行（こばやしひろゆき）専務は語ります。

日本とバングラデッシュのスタッフの合同チームが薬剤管理についての会議を行う様子（写真：SAMSL）

2016年、同社は、現地法人Ship Aichi Medical Service Limited（SAMSL）を設立し、イーストウエスト医科大学病院[注1]の病床数を250床から650床に増やすための施設拡張と病院運営に着手しました。JICAは、2018年にSAMSLに対し出資を行い、日本の病院経営ノウハウを活かしてバングラデシュの医療水準を向上させるジャパンイーストウエスト医科大学病院における事業を後押しています。

本事業では、災害時でも医療機関が機能する必要があるとの思いから、病棟の改修・増築は最新の建築基準[注2]に沿って行い、安全への配慮から電気、空調、水設備等の病院インフラについても日本の病院と同じレベルの設備を導入しました。また、最新の検査・医療設備を導入し、IDカードを使った外来受付にするなど、日本式の受診・診察スタイルを取り入れています。

「日本式の病院運営は、患者と医療スタッフの動線を分けるなど、衛生面に配慮して設計されています。以前は院内で汚物と清潔な備品が一緒に置かれるなどの衛生上の問題がありましたが、日本式の動線を導入することで適切に管理できるようになりました。」と、小林専務は語ります。

日本人スタッフが患者役となりトレーニングを行う様子（写真：SAMSL）

長年の慣習や運用に慣れている現地スタッフの意識と行動を変えていくためには大きな苦労がありました。「体験したことのない新しいやり方を言葉だけで理解してもらうことは困難です。現地スタッフと一緒に作業を行い、新しい方法が良い結果を生むことを成功体験として実感すれば、その良さを現地の同僚にも伝えてくれます。現地スタッフの中からリーダーを継続的に育成することで、彼らが中心となり、スタッフ全体のレベルが少しずつ向上することを期待しています。」と、薬剤師の石井香好（いしいかすみ）さんは語ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、工事が遅延し、正式な開院は遅れていますが、2019年10月に試験的に開院し、その後、同国政府からの強い要請を受けて、2020年6月から政府指定の新型コロナ専用病院としての運営を開始しました。2021年9月末までに約1,600名以上の患者を受け入れ、1,500名が無事退院するなど、新型コロナ患者の治療にも大きく貢献しています。

注1 当時の名称。SAMSLの事業によりジャパンイーストウエスト医科大学病院と名称を変更して開院。
注2 2015年にJICAの支援により改訂作業が進められたバングラデシュの新耐震基準（案）。

先端医療機器の血管撮影装置（写真左）および内視鏡装置（写真右）を使って検査を行う様子（写真：SAMSL）

やすくなるよう努めています（現職参加の協力隊員の活躍については127ページの「案件紹介」を参照）。

新型コロナウイルス感染症への対応については、2020年11月から渡航を再開し、2021年12月までに32カ国に赴任しました。2021年度春募集は1年ぶりに実施しましたが、新型コロナの再拡大に伴い、計画的な新規派遣が困難となり、2021年度秋募集は延期しました。2022年度については、感染状況を踏まえながら募集を行う予定です。

(3) 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で地域住民が直接裨益する開発協力活動を実施しています。地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。NGOは、途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。外務省は、こうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーと位置付け、NGOが行う事業に対する資金協力、NGOの能力向上に資する支援、NGOとの対話の3点を柱に連携を進めています。

ア　NGOが行う事業に対する資金協力

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、様々な協力を行っています。

■日本NGO連携無償資金協力

日本政府は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も保健・医療、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾除去のための人材育成支援等、幅広いものとなっています。この枠組みを通じて、2020年度は日本の59のNGOが、34か国・1地域において、総額約58億円の事業を109件実施しました（65、97ページの「案件紹介」も参照）。

南アフリカのドゥエシューラ学区の12の対象校に図書室を設置。パソコン等の資機材を配備し、図書委員会生徒へのIT技能指導を行っている。（写真：特定非営利活動法人アジア・アフリカと共に歩む会）

■ジャパン・プラットフォーム（JPF）

ジャパン・プラットフォーム（JPF）解説は、日本のNGO、経済界および政府が協力し、NGOの緊急人道支援活動を支援・調整する組織です。2020年度には、イラク・シリア人道危機対応支援、南スーダン難民緊急支援、ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援、パレスチナ・ガザ地区人道危機緊急対応支援、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援、害虫被害緊急支援、イエメン人道危機対応支援、アフガニスタン人道危機対応支援など、19プログラムで93件の事業を実施しました。2021年10月時点で43のNGOが加盟しています（JPFによる難民・国内避難民支援については45ページも参照）。

■NGO事業補助金

外務省は、2020年度、開発協力事業の案件発掘・形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施する7つの日本のNGOに対し、NGO事業補助金を交付し、プロジェクト形成調査および事後評価、オンラインを含む国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■JICAの草の根技術協力事業

草の根技術協力事業は、日本のNGO/CSO、地方公共団体、大学、民間企業等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づいて提案する国際協力活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係の下に実施する共同事業です（制度

の詳細や応募の手続き等は、JICAホームページ注10を参照)。草の根技術協力事業は約90か国を対象に、毎年200件程度を実施しています。

イ　NGOの能力向上に資する支援

国際協力において、政府以外の主体の活動および民間資金活用の重要性が高まる中、日本のNGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化し、人材育成を図ることを目的として、外務省は、以下の取組を行っています。

■NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体（2020年度は15団体に委嘱）が、市民やNGO関係者から寄せられるNGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しました。

■NGOインターン・プログラム／NGOスタディ・プログラム

外務省は、人材育成を通じた組織強化を目的として、NGOインターン・プログラムおよびNGOスタディ・プログラムを実施しています。NGOインターン・プログラムは、将来的に日本の国際協力NGOで活躍しうる若手人材の育成を目的としており、2020年度は、計8人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

NGOスタディ・プログラムは日本の国際協力NGOに所属する中堅職員が国内外で研修を受け、研修成果を所属団体や他のNGOに広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に寄与することを目的としており、2020年度は、このプログラムにより5人が研修を受けました。

■NGO研究会

NGOが直面する共通の課題をテーマとして、調査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図ります。2020年度、「国際協力分野における性的搾取（さくしゅ）・虐待・ハラスメントからの保護に関する世界の動向調査と、日本の国際協力NGOにおける取組に向けたガイドライン等の策定・普及」および「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」の2つのテーマに関する研究会を実施しました。この活動の報告書や成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

ウ　NGOとの対話（NGO・外務省定期協議会およびNGO-JICA協議会）

NGO・外務省定期協議会解説は、2020年度は新型コロナ拡大の影響を受け全体会合は開催されませんでしたが、小委員会の「連携推進委員会」および「ODA政策協議会臨時会合」がそれぞれ1回ずつ開催されました（NGO・外務省定期協議会の詳細および議事録などについては外務省ホームページ注11を参照)。

また、JICAは、NGOとJICAの対話と連携を目的とするNGO-JICA協議会を実施しており、2020年度は2度オンラインにて実施され、1回目は36団体、2回目は94団体がそれぞれ参加しました（NGO-JICA協議会の詳細および議事録などについてはJICAホームページ注12を参照)。

(4) 地方公共団体との連携

開発途上国においては、急速な経済発展が進む中で、大都市のみならず、地方都市においても、都市化の進展とともに、水、エネルギー、廃棄物処理、都市交通、公害対策分野等の都市問題に対応するニーズが急増しています。このような中で、様々な分野で知見を蓄積している日本の地方公共団体が、途上国のニーズにきめ細かに対応することは、途上国の開発にとって大変有益です。このため、日本政府は地方公共団体のODAへの参画を推進してきました。また、地方公共団体も、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、地方の産業を含めた地方公共団体の海外展開を積極的に推進しています注13（具体的事例については、62ページの「匠の技術、世界へ」も参照)。

注10 https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html
注11 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/kyougikai.html
注12 https://www.jica.go.jp/partner/ngo_meeting/index.html
注13 ODAを活用した地方公共団体の海外展開支援：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/page23_000707.html

一般公募

ウガンダ、エチオピア、ナイジェリア、マリ

小規模農家のためのe-エクステンション・プラットフォーム構築

(1) 技術協力プロジェクト (2020年8月～実施中)[注1]
(2) 日本財団資金 (1986年～)

一般財団法人ササカワ・アフリカ財団（以下、SAA）は、1980年代初頭に東アフリカを襲った大飢饉をきっかけにアフリカの農業を支援するために設立された団体であり、35年にわたりアフリカの小規模農家に農業技術の普及に取り組んでいます。特にJICAと農業分野における連携協力の覚書を締結し、市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ[注2]などの技術協力プロジェクトを通じ、これまで農家の所得向上のための事業を行ってきました。

2020年、SAAは新型コロナウイルス感染症がアフリカの農業にもたらす影響に関する調査を実施しました。その結果、農家にとって種子や肥料の入手が困難になっている現状や、金融サービスや市場へのアクセスに影響が出ていること、各地方公共団体の農業普及員による農家への指導機会が減っていることが分かりました。これを受けて、SAAはアフリカ初のe-エクステンション・プラットフォーム[注3]構想を掲げ、中長期的な視点から、ICTを駆使しつつ、小規模農家とその関係者との情報格差を解消し、コミュニケーションを円滑化して、アフリカの食料システムのレジリエンス（強靭性）強化に取り組んでいます。

アプリでGPS情報に基づく栽培アドバイスを確認する農業普及員（ナイジェリア）（写真：SAA）

たとえば、ウガンダでは、現地のベンチャー企業m-Omulimisaが開発したアプリを通じて農業技術や市場・気象情報を農家に提供し、農家と農業普及員との双方向コミュニケーションを可能にしました。ナイジェリアでは、GPSに基づく栽培アドバイス・ツールを活用して適切な施肥等を行い、とうもろこしの単収[注4]が48%増加する成果を上げています。エチオピアでは、農家が病虫害被害の写真やSNSを送ると、農業普及員がアプリを通じて対応策をすばやく伝えることができるようになりました。これからも、これらのデジタルツールを活用し、農業のDX化を推進することを通じて、SAAのアフリカでの活動は続いていきます。

注1 生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト
注2 84ページの用語解説を参照。
注3 ICTを活用した技術移転、省人化農業、ロックダウンの影響による物流停滞への対応としての投入材へのアクセスの3点を重点分野とするSAAの取組。現地のベンチャー企業と連携しながらスマートフォンの農業普及アプリの導入やアプリの新規開発を行い、小規模農家の情報格差の解消を目指す。
注4 農産物の面積あたりの収穫量。

(5) 大学・教育機関との連携

日本政府は、大学が有する開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割など、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な側面において、大学と協力し、連携を図っています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力や円借款、草の根技術協力をはじめとする事業を推進しています。

一例をあげると、日本政府は、途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的として、人材育成奨学計画（JDS）を活用し、途上国の若手行政官等を留学生として国内累計41大学で受け入れており、これまでに入学した留学生は、修士課程と博士課程合わせて5,000名を超えます。また、タイにおける産業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）」の設立・運営を通じて、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施しています。さらに、ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクト解説を実施しており、日ASEAN大学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究などを行っています。

加えて、外務省・JICAは文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」を実施しており、日本と途上国の大学・研究機関等の間で国際共同研究が行われています（実績については37ページの「科学技術・イノベーション促進、研究開発」を、タイおよびカメルーンでの協力については73ページおよび135ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

こうした大学との連携は、途上国の課題解決における学術面での能力向上に寄与していることに加え、海外からの研修員が日本の大学で研修・研究すること

で、日本の大学の国際化にも貢献しています。

用語解説

ジャパン・プラットフォーム（JPF）

大規模災害時や紛争により大量の難民・国内避難民等が発生したとき等に日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を支援・調整することを目的として、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織。JPFは、日本政府から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民・国内避難民等が発生したとき等に、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を実施する。

NGO・外務省定期協議会

NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として、1996年度に設けられた。全体会議、ODA政策協議会と連携推進委員会の2つの小委員会で構成。

アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施している。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力の下、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

（6）諸外国・国際機関との連携

ア　主要ドナーとの対話

日本は、主要ドナーとの間で対話を実施し、お互いの優先課題・政策について意見交換を行っています。

2021年2月、第7回日EU開発政策対話を実施し、新興ドナーの問題、新型コロナウイルス感染症への対応、気候変動問題等について意見交換を行いました。4月には、日英開発政策対話を開催し、2021年のG7関連会合、新興ドナーの問題、新型コロナ対応、環境・気候変動、教育等について意見交換を行いました。

6月、第2回日中開発協力政策局長級協議を開催しました。冒頭、日本より、新型コロナの拡大以降、中国の対外援助は更に注目されており、今回の協議では様々な開発課題について率直に意見交換したい旨を述べました。その上で、新型コロナへの対応、マルチの枠組みの下での協力、統計、評価等について意見交換を行いました。

12月、鈴木外務副大臣はサマンサ・パワー米国際開発庁（USAID）長官とのテレビ会談を行いました。鈴木副大臣から、日本の開発協力政策における優先課題について説明し、米国と共に国際社会が直面する開発課題に取り組みたい旨を述べました。これに対し、パワー長官は、東京栄養サミット2021をはじめとする栄養分野への取組や、COVAXを通じた協力等の日本の貢献に対して謝意を表するとともに、両国の関係を一層強化していきたい旨を述べました。また、両者は、新型コロナへの対応や開発分野において日米間で協力していくことで一致しました。

パワー米国際開発庁長官と会談する鈴木外務副大臣（2021年12月）

イ　G7・G20開発問題における連携

2021年5月、ロンドンにおいて第1回G7外務・開発大臣会合が開催され、開発分野の諸課題が議論されました。日本からは茂木外務大臣（当時）が出席し、新型コロナによる危機を乗り越えるためには、G7として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の考えの下、開発途上国も含めた世界全体において、ワクチン・治療・診断への公平なアクセスを実現することが不可欠であることで一致しました。また、新型コロナにより特に影響を受けた女子教育を支える重要性と、コロナ禍の影響で一層深刻化している飢饉（きき）などの人道危機への対応について合意しました。さらに、気候変動に関し、先進国による年間1,000億ドル気候資金動員目標の2025年までの継続と、緩和と適応の均衡達成を目指すことを再確認しました。

6月に開催されたG7コーンウォール・サミットには菅総理大臣（当時）が出席し、新型コロナからのよ

匠の技術、世界へ 4

熱帯雨林の保護と先住民の暮らしを両立させる森林資源利用モデルの構築

～カメルーンとの共同研究で、森に暮らす人々の生活を向上～

カメルーン東南部の熱帯雨林には希少な動植物が数多く生息する一方、1990年代以降の木材輸出を目的とした森林伐採や、象牙や獣肉を目的とする乱獲などによって生物多様性や生態系の維持が難しくなっています。そこでカメルーン政府は、狩猟や森林伐採などを禁止する自然保護区を設置しました。しかしこの地域には、古くから自然と共存して狩猟採集を営んできた「バカ（Baka）」と呼ばれる民族が暮らしています。自然保護政策の結果、皮肉にも彼らの自給のための狩りまでもが非合法な狩猟と見なされることとなり、伝統的な生活様式の維持が難しくなっています。

そこで、コンゴ盆地に暮らす人々の生態について長く学際的研究を行ってきた、京都大学アフリカ地域研究資料センターの安岡宏和（やすおかひろかず）准教授を筆頭とする日本の研究者と、国立農業開発研究所（IRAD）を中心とするカメルーンの研究者が国際共同研究チームを発足し、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）の枠組みのもと、「在来知（ざいらいち）と生態学的手法の統合による革新的な森林資源マネジメントの共創（COMECA）」プロジェクトを開始しました。

本プロジェクトでは、カメルーン東南部にある国立公園の周辺地域を対象に、野生動物の生態調査を行います。そして、その調査結果と、住民の持つ在来知（科学的一般化が難しい、動植物の生態などに関する経験に基づく知恵や、それを生活に活かす実践的な技術）を融合させます。それによって、野生動物と非木材森林産物（NTFP）[注1]の持続可能な利用のための、政府への提言とロードマップを作成します。狩猟以外の現金収入手段を増やすため、IRADや住民などと協力しながら、ナッツなどNTFPの開発も行う予定です。

森林内に仕掛けた自動撮影カメラで実際に撮られた狩猟対象動物（ピータースダイカー）。（写真：コメカ・プロジェクト）

安岡准教授は次のように話します。「政府と住民が信頼関係を築き、協働して森林保全に取り組むには、森林資源の利用や管理に住民が主体的にかかわる仕組みづくりが必要です。彼らが野生動物の肉を食料や収入源とする慣習を継続しながら、同時に生物多様性を維持できるよう、私たちは在来知と科学の知識とを統合したマネジメント・モデルを構築し、保全当局と住民の間の橋渡しをしたいと考えました。」

2018年からフィールドワークを行っている本郷峻（ほんごうしゅん）特定研究員は、森に仕掛けたカメラで野生動物を撮影し、生息密度を推定して個体数把握の仕組みづくりに取り組んでいます。本郷氏は「今後は、住民の在来知を活かしたモニタリングができるよう、彼らが運用しやすい方法をともに探っていきます。」と語り、カメルーンのカウンターパート機関の教員や学生を実践的に指導しています。

「コンゴ盆地には南米アマゾンに次ぐ世界第二の規模を持つ熱帯雨林があり、狩猟採集民だけではなく様々な人々が暮らしています。プロジェクト開始後に新型コロナウイルス感染症が流行し、現地に渡航することが難しくなりましたが、森で暮らす人々の生活向上と生物多様性の保全が両立可能となるよう、本プロジェクトを着実に進めていきたいです。」と安岡准教授は語ります。

このように、コンゴ盆地熱帯雨林の持続可能な利用を可能にするため、日本とカメルーンの研究チームが科学と森の民の知恵とを組み合わせた森林資源マネジメント・モデルを、現地の人々と協力して構築する取組が進められています。

熱帯雨林の中を住民アシスタントとともにキャンプしながら、生態調査のための自動撮影カメラを設置している様子。（写真：コメカ・プロジェクト）

注1 森林地域で産出されるナッツやキノコ類、木の実など、木材以外のさまざまな産物。

G20ローマ・サミットに出席した岸田総理大臣（2021年10月）（写真：内閣広報室）

り良い回復の不可欠な要素の一つであるジェンダー平等について、また、より強靱（きょうじん）な回復に向けた方策として、世界経済の公正性や透明性を損なう非市場主義政策および慣行への共同のアプローチについて議論されました。また、パンデミック終結のために、G7として資金および現物供与を通じてワクチン10億回分に相当する支援を行うことにコミットしました。気候変動に関しては、日本は2021年から2025年までの5年間において、途上国に対して6.5兆円相当の支援を実施することと、適応分野の支援を強化していく考えを表明しました。

また、12月にリバプールにおいて第2回G7外務・開発大臣会合が開催され、林外務大臣が出席しました。経済パートナーシップに関し、12月3日に発出されたG7首脳声明に基づき、持続可能で強靭な質の高いインフラ投資および開発金融に関する共通の原則を再確認しました。また、新型コロナのオミクロン株による新たな、懸念すべき脅威について議論し、G7として、2022年の世界中でのワクチン接種に向けたコミットメントを再確認するとともに、地域のワクチン製造・規制能力を拡大し、保健システムを強化し、質の高いワクチン等の提供のために協力することにコミットしました。

G20においては、6月にイタリアのマテーラで、G20で初めての開発大臣会合が開催され、茂木外務大臣（当時）が出席しました。本会合では、SDGs達成に必要な資金の年間2.5兆ドルの不足といった資金ギャップの問題が新型コロナにより深刻化していることを受けて、資金ソースの多様化の必要性について、また、新型コロナの影響で地方におけるSDGs達成が一層困難になっていることを踏まえ、途上国の地域開発と地方におけるSDGs推進について議論が行われました。

第2回G7外務・開発大臣会合に出席するため就任後初となる外遊で英国を訪問し、英国のトラス外務・英連邦・開発大臣と会談した林外務大臣（2021年12月）

また、10月のG20ローマ・サミットには、日本から岸田総理大臣が出席しました。本サミットでは、公平性を増進させ、すべてのSDGsの進捗を加速できるような、世界中で持続可能、包摂（ほうせつ）的、強靭な復興を支援するためのグローバルな対応へのコミットメントが再確認されるとともに、回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識する旨が表明されました。

ウ　国際機関との連携

日本は、様々な開発課題に対応し、国際機関との連携による支援を円滑に進めるため、国連機関や主要な国際機関との対話を実施しています。2021年は、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国際移住機関（IOM）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）などとの定期的な政策対話を実施したほか、2021年7月には菅総理大臣（当時）および茂木外務大臣（当時）は、訪日したグランディ国連難民高等弁務官およびテドロス

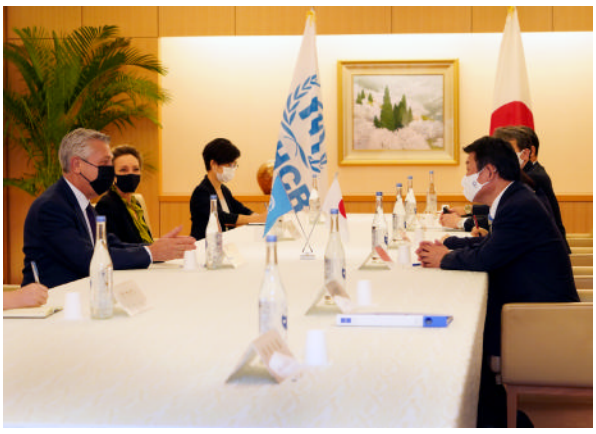

グランディ国連難民高等弁務官と会談する茂木外務大臣（当時）

世界保健機関（WHO）事務局長とそれぞれ会談しました（IOMで働く日本人職員について、141ページの「国際協力の現場から」を、国際機関で活躍する日本人職員については12ページ第Ⅰ部特集を参照）。

2 開発協力の発信に向けた取組

（1）情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

日本政府は、ODAに関する広報・情報発信について、次のとおり強化や工夫をしています。

ア　広報・情報発信の強化

外務省はODAホームページ注14をリニューアルし、2021年3月に公開しました。また、ODAメールマガジンの発行注15や、ツイッターなどのSNSを活用した広報も行っています（詳細は139ページの「開発協力トピックス」を参照）。

さらに、人気アニメ「秘密結社 鷹の爪」を起用したODA広報公式キャラクター「ODAマン」を活用し、アニメーション動画「鷹の爪団の 行け！ ODAマン」シリーズを配信したり、タレントで作家の又吉直樹（またよしなおき）氏を起用したドキュメンタリー動画を配信するなど、わかりやすく紹介しています注16。

また、毎年「国際協力の日」（10月6日）の前後には、外務省、JICAおよび国際協力NGOセンター（JANIC）の共催で、日本最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています（2021年は、10月9日（土）・10日（日）に対面（東京国際フォーラム）とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で開催）。

ODAマン（C）DLE
グローバルフェスタJAPANの様子（2021年10月）

海外においても、在外公館がODA事業の署名式や引渡式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなどの情報発信をしています。また、現地の報道機関向けに現場視察（プレスツアー）を実施しています。さらには、広報パンフレットの作成や開発協力白書（英語版）の配布、現地の言語によるSNSやホームページを通じた発信なども行っています。

イ　ODAの実施・評価に関する情報公開

日本政府は、「ODA見える化サイト」注17をJICAホームページ上に設け、事業概要、成果および事前・事後評価などを随時掲載しています（2021年10月時点で4,840件を掲載）。

また、外務省ホームページでは、新規ODA案件や統計資料などを掲載しているほか、ODA評価の結果なども公表注18しており、より効果的なODAの実施に努めています。

ウ　開発教育の推進

外務省は、国内の教育機関やNGOなどで、ODAをはじめとする国際協力について解説する「ODA出前講座」を開催しており、2021年は17件の講座を実施しました。また、JICAではJICA海外協力隊経験者などが講師となり、途上国での暮らしや経験談を語る「国際協力出前講座」や、国内拠点で学生の訪問を受け入れる「JICA訪問」、「JICA国際協力中学生・高

オンラインで実施した外務省職員によるODA出前講座の様子

注14 外務省ODAホームページ：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html
注15 ODAメールマガジン：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/bn.html
注16 アニメーション動画「鷹の爪団の行け！ODAマン」シリーズ：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/page22_001008.html
注17 ODA見える化サイト：https://www.jica.go.jp/oda/
注18 ODA評価：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

開発協力トピックス 7

ODA広報

世界で役立つ日本のODA、日本人の貢献をもっと知ってほしい！

●開発協力の情報発信

2020年に実施した内閣府世論調査[注1]では、持続可能な開発目標（SDGs）に対する意識の高まりなども受け、「今後の開発協力のあり方」について、回答者の85.7%が「積極的に進めるべきだ」または「現在程度でよい」と回答し、開発協力に対して前向きな評価を示しました。感染症や気候変動などの地球規模課題に国際社会と連携して対応するとともに、国際社会における日本の地位を高めていくためにも、この開発協力を推進するための公的資金であるODAは重要な外交的ツールとなっています。

外務省は、ODAの必要性や実際の姿を一層理解してもらうため、外務省ホームページ、メールマガジン、SNS、YouTubeなど様々なメディアを通じて積極的に広報しており、広く国民に届くような情報発信に努めています。

●ドキュメンタリーシリーズ

ODAのリアルな現場をドキュメンタリー動画で紹介する「ODAの挑戦者たち」シリーズ[注2]では、インドの地下鉄建設現場で奮闘（ふんとう）する女性エンジニア、ケニアのオルカリア地熱発電プロジェクトでトラブル解決に尽力する技術者、福井県若狭町の建設会社が取り組んだラオスの人材育成プロジェクト、札幌市の地質調査会社がボリビアの井戸補修に挑み、初の海外進出を通じて会社組織と社員とがともに成長できたと語る様子などを発信しています。

また、作家・タレントの又吉直樹（またよしなおき）氏をナビゲーターとして「人間の安全保障」をテーマに、防災、平和構築、保健・医療などの分野で活躍するフロントランナーとの対談を通じ、彼らの熱い思いへと迫る「世界の未来をつくる日本人たち」シリーズ[注3]を公開しています。

ドキュメンタリーシリーズ

●鷹の爪団の　行け！ODAマン

また、外務省のODA広報キャラクターとして、4年目を迎えたODAマン（138ページの広報・情報公開・情報発信の強化も参照。）も、世界で役立つ日本のODAを知ってもらうため、様々な動画を発信[注4]しています。2021年は道路、港湾、鉄道などインフラ分野の支援を取り上げた「発展への道にODAの巻」、「港湾整備でパートナー“シップ”！の巻」、「都市鉄道を通して未来を描くの巻」の3作品を公開しました。ODAの入門編として学校、大学の授業などでも是非ご活用ください。

鷹の爪団の行け！ODAマン

●グローバルフェスタJAPAN2021

2021年10月には、国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」[注5]を2年ぶりに開催しました。30回目を迎えた今回のテーマは、「多様性あふれる世界　思い描く未来を語ろう」。国際協力に携わるNGO、国際機関、企業、大学等による展示や活動報告をはじめ、多彩なゲストが登場するステージプログラムや体験イベントなどが対面参加とオンライン配信のハイブリッド形式で行われ、リアル（会場）・オンラインあわせて2日間で延べ1万人以上が参加・視聴しました。

外務省は、多様性や地方活性化・中小企業の海外展開、若者世代の参画をテーマにしたパネルディスカッションやトークセッションを実施。さらに、恒例の外務省フォトコンテストでは、過去最多の234点の応募があり、プロカメラマンの青木弘（あおきひろし）氏やライカカメラジャパン株式会社の米山和久（よねやまかずひさ）氏を審査員に迎えて、受賞作品を選びました。結果は、ODAホームページの開催報告[注5]をご覧ください。

注1　2020年10月から12月、内閣府が調査機関に委託し、日本全国の18歳以上の日本国籍を有する3,000名を対象に郵送法で令和2年度外交に関する世論調査が行われた（https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-gaiko/index.html）。
注2　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page24_000070.html
注3　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page23_001312.html
注4　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/page22_001008.html
注5　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/page23_001313.html

校生エッセイコンテスト」を実施するほか、展示施設「地球ひろば」を提供しています。

エ　ODAの現場体験

ODA事業への国民の理解を促進するため、JICAは教員や地方公共団体関係者などのODA現場体験にも力を入れています。

オ　議論や対話の促進

日本政府は、ODAを活用した中小企業支援等、ODAについて説明会を開催しています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAに関心を有する国民と対話する場を随時設けています。

(2) 開発協力人材・知的基盤の強化

日本政府は、国連関係機関で勤務する日本人職員数を2025年までに1,000人とする目標を掲げ、大学や国際機関駐日事務所などと連携しつつ、世界を舞台に活躍する人材の発掘・育成・キャリア構築を積極的に支援しています[注19]。「開発協力を担う人材の育成」（ODAに関する有識者懇談会提言）も踏まえ、中等・高等教育機関や既就職者を対象に、国際機関の採用制度を説明するセミナーを、国内外で開催しています。最近では主にオンラインで実施することにより、海外在住の現職の国際機関職員も登壇し、具体例を交えて紹介することが可能になっています。このほか、動画配信、国際機関の幹部や人事担当者によるセミナーの実施等も行っています。

また、日本政府は、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度を通じて（詳細は図表Ⅳ-2「日本人が国際機関職員になるための主な方法」を参照）、開発協力分野を含む国際機関で活躍する人材の育成に努めています（国際機関日本人職員の活躍については第Ⅰ部の12ページおよび13ページを、JPOから国際機関職員となった方のキャリアインタビューについては141ページの「国際協力の現場から」も参照）。外務省はこれまでに累計1,800名以上、2020年度は54名のJPOを派遣しました。このほか、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」[注20]も実施しています（詳細は46ページの「平和構築分野での人材育成」を参照）。

JICAでは、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」[注21]を通じ、省庁、JICAに加え、

図表Ⅳ-2　日本人が国際機関職員になるための主な方法

	空席公募*	JPO派遣制度**	国際機関側の若手育成・採用制度
実施機関	各国際機関	外務省	国連事務局、世銀など
年齢制限	特になし	35歳以下	制度による
求められる学歴	修士号以上 （※学士号＋追加的な職歴2年で応募可能なポストもある。）	修士号以上	制度による
求められる職歴	2年以上	2年以上	制度による
ポイント	毎日多くの国際機関から様々な空席公募が出るので、随時応募することができる。	正規の職員になるには、JPO任期後に空席公募を通じて採用される必要がある。	国連事務局、OECDや世界銀行グループが実施するヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）をはじめ、国際機関が実施する若手育成・採用プログラムが存在する。

* 国際機関職員の任期満了等によって空きが生じた場合に国際的に公募されるポストのこと。ポストの条件に自身の経歴等を照らし合わせて応募する。

**制度概要は本文を参照。国連関係機関で働く専門職以上の日本人職員の内、半数近くは外務省の実施するJPOの経験者であり、若手日本人が国際機関職員を目指すうえで非常に有効な手段。世界銀行グループのJPOのように、外務省以外が実施するJPOも存在する。

★それぞれの制度の詳細は下記ホームページをご覧ください。
空席公募：https://www.mofa-irc.go.jp/boshu/open-recruitment.html
JPO派遣制度：https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html
国際機関側の若手育成・採用制度（YPP）：https://www.mofa-irc.go.jp/apply/ypp.html

注19 外務省国際機関人事センター・ホームページ（https://www.mofa-irc.go.jp/）では、国際機関空席情報や国際機関で働くための様々な情報提供をしています。

注20 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html

注21 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」：http://partner.jica.go.jp/

国際協力の現場から

国際機関で活躍する日本人職員の声

8 ～時々でベストを尽くし、憧れを実現（日本人職員のキャリア紹介）～

『国際的で人の役に立つ仕事』に憧れた中高生時代

広い世界を飛び回り人々の役に立つため国際機関で働くことに、中高生の頃から漠然とした憧れがあり、自分も将来そうなりたいと思っていました。時は1990年代、当時国連難民高等弁務官だった緒方貞子さんをはじめ、日本人の国際機関職員の活躍が報道されていた時期でした。

しかし、海外旅行どころか、地元の北海道から出ることも少なく、「世界」は途方もなく遠いものでした。地方の中高生が具体的にできることは限られていましたが、大学に進学するために英語を含めた勉強をしっかりと行い、また所属していたガールスカウトを通して社会貢献活動に参加しました。英語の弁論大会への出場や、アラスカでのガールスカウト交流キャンプに参加したことは非常に貴重な経験です。

多文化・多言語の魅力　世界・アフリカとの出会い

大学は国際基督教大学に進学し、卒業論文でケニアの若者層を対象にした多言語使用をテーマに研究を行いました。夏休みにケニアに滞在して同年代の学生達と交流し周辺国を旅する中で、豊かな文化とポジティブ思考な人々にすっかり魅了され、多言語・多文化の環境で働きたい、アフリカ大陸で仕事をしたいという強い思いを持って帰国しました。

回り道の進路　会社勤めから大学院留学、その後セネガルでJICA企画調査員に

大学卒業後、東京で「石の上にも三年」と社会人経験を積みながら、アフリカ諸国で働くために必要なフランス語を学びました。その後会社を辞めてフランスに留学し、語学を学んだ後大学院に進みました。大学院では「多言語・多文化」と「移住・移民」の研究を続けるため開発学を学び、西アフリカのマリでインターンおよび卒業研究を行いました。卒業後は西アフリカ、セネガルの首都ダカールで、商社の社員、その後JICA企画調査員として通算6年半勤務し、この間、出産も経験しました。

マリでインターンをしていた頃の筆者

JPOを経て国際移住機関（IOM）の職員に

ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）[注1]には年齢制限ギリギリで応募し（2人目の子どもが生まれ、JICA企画調査員の任期終了の間際でした）、採用され、翌年、世界的な人の移動（移住）の問題を専門に扱う唯一の国連機関であるIOMのモロッコ事務所に赴任しました。JPO派遣期間終了後、同事務所付きの職員として採用され、本稿執筆時点で通算5年間勤務しています。

ワークショップで発言する筆者

IOMではモロッコの首都ラバトで「移住と開発」、「ガバナンス」事業の実施や事業全体のモニタリング評価を担当しています。具体的には、移住が受入国と流出国双方の発展に寄与できるよう、国の政策づくりを支援するものや、多文化共生を推進する支援など様々な案件を実施しています。現場での仕事が多く、期日内に限られた予算で事業を運営していくことの連続ですが、これまでの社会人経験を十分に活かせています。

読者へのメッセージ　回り道も大丈夫、そして女性にエール

日本を出て約10年後に国際機関の職員になったことから、回り道をしたように見えますが、全く後悔はしていません。企業とJICAで効率重視、プロセス重視のそれぞれの仕事の仕方を学んだため、即戦力として活躍できました。その時々、与えられた環境の中でベストを尽くしてきた結果、次の道が開け、今に辿り着いたと言えます。そしてここがゴールでもありません。

そして、女性のみなさまに一言。国際機関ではたくさんの女性が活躍しています。私自身、出産や育児がキャリアを積む上でハンデにならなかったと言えば嘘になりますが、女性の管理職が多く（これまで当たった上司は全員女性！）、職場の理解もあり働きやすい環境であることは確かです。仕事をしながら2人の子どもを産み育てることができました。そして家族がいるからこそ、仕事で困難なことがあっても日々前向きに過ごせています。

国際移住機関（IOM）モロッコ事務所　船川夏子（ふなかわなつこ）

注1　JPOの詳細は、140ページを参照。

NGO、国際機関、企業および大学等の幅広い主体の国際協力に関する情報（求人および各種研修・セミナー等）を一元的に発信しているほか、人材の登録、キャリア相談などを行っています。さらには、開発協力に関わりの深い研究を行い、将来同分野で活躍する意思を持っている大学院生などに対し、インターンシップを実施しています。また、JICAは、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保するとともに、人材育成のため、ジュニア専門員の採用や、能力強化研修なども実施しています。

ルワンダのマハマ難民キャンプで、子どものビタミン摂取用補助食品を母親たちに配給するWFPルワンダ事務所の並木愛（なみきあい）事業政策担当官（JPO派遣制度を利用して、2018年からWFPルワンダ事務所に勤務）（写真：WFP）

また、JICA緒方貞子平和開発研究所 注22 では、開発協力の現場で得られた知見を分析、総合してJICAの事業にフィードバックさせ、人間の安全保障の実現およびSDGsの達成に貢献するとともに、人材育成にも寄与しています。

注22 2020年4月1日、JICA研究所は緒方貞子氏によるJICA研究所の設立趣旨を継承・発展させ、世界の平和と開発への知的貢献を強化するためにJICA緒方貞子平和開発研究所に名称を変更。

3 開発協力の適正性確保のための取組

ODAを中心とする開発協力は、開発途上国の開発、成長だけでなく、日本と途上国との間の友情と信頼関係の確かな絆を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上や、日本自身の平和と繁栄の確保のためにも大いに貢献してきました。その一方で、ODA事業に関連して不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を将来への教訓とするため、評価制度の整備、透明性の向上、事業管理プロセスの改善、受入国や市民社会を含む幅広い関係者との対話の実施など、様々な努力を続けてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた不断の努力を行っていきます。

また、JICAが実施するODAの無償資金協力案件の資金のうち、JICAに交付された後、JICAから先方政府に支払われるまでの間、独立行政法人国際協力機構法に基づき、JICAが管理している資金（以下、「支払前資金」）の扱いにつき、2021年10月20日に財務省の財政制度等審議会で指摘があったことも踏まえ、外務省は、同年11月25日に、この支払前資金を減らし、適正化を図るための改善策を発表しました。

この改善策に則り、プロジェクトの決定から一定の期間が経過したものを精査の上、見通しが立たないものについては、打切り・国庫返納を行うことを検討し、被援助国政府との協議を行うことも含め、今後、適正かつ効率的な無償資金協力予算の執行に一層努めていきます。

なお、JICAは、開発協力の適正性を確保する一環として、環境社会配慮ガイドラインを導入しており、人権、環境および社会への影響に配慮したODAの実施に努めています。

(1) 不正行為の防止

ODA事業に関連した不正行為は、適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、国民の税金を原資とするODAへの信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化（不正腐敗情報に係る窓口の強化、第三者検査の拡大など）、ペナルティの強化（排除措置期間の上限引上げ、違約金の引上げ、重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入など）、および排除措置の対象拡大（措置対象者の企業グループや、措置期間中の者から事業譲渡等を受けた者も対象に加えるなど）を行い、不正行為を防止するための取組を強化してきました。

日本は、ODA事業に関連した不正行為は断じて許さないという強い決意のもと、引き続き、不正行為の防止に向け、しっかりと取り組んでいきます。

(2) 国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業を中心とする開発協力の実施にあたっては、JICA関係者のみならず、ODAに携わる企業、NGOなど全ての国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。2021年も外務省およびJICAは引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的感染状況を踏まえ、世界各国の開発協力の現場で実務にあたるJICA海外協力隊を含む国際協力事業関係者の渡航支援等を実施しました。

また、2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃（しゅうげき）テロ事件後、関係省庁、政府関係機関および有識者が参加した国際協力事業安全対策会議での再検証の結果

©さいとう・たかを

公表された「最終報告」注23を受け、外務省およびJICAは、同報告書に記載された安全対策注24の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。最終報告以降に常設化された2021年の同会議では、テロ・政情不安および新型コロナという観点から国際協力事業関係者の安全上のリスクとコロナ禍における業務実施について議論を行いました。

新型コロナの感染拡大下においてもテロのリスクは減っておらず、2021年3月、外務省は、国際協力事業関係者を含む国民の海外での安全対策強化のために活用してきた「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」に、感染症流行下でのテロといった「複合化したリスク」への対策の必要性を訴えるエピソードと解説を加え、外務省ホームページへの掲載と増補版冊子の作成を行いました。

2021年8月のカブール陥落(かんらく)以降、アフガニスタンからの出国を希望するすべての人々の安全な退避が喫緊(きっきん)の課題であるとの認識の下、日本政府として、希望するすべての在留邦人、在アフガニスタン大使館現地職員、JICAアフガニスタン事務所の現地職員などに対し、査証発給や航空券手配等の支援を行ってきました。こうした取組の結果、2022月1月末までに計500名以上の日本関係のアフガニスタン人が日本に無事到着しました。日本政府としては、引き続き、米国やカタールをはじめとする関係国と緊密に連携しながら、アフガニスタンに残る邦人および現地職員等の安全確保や必要な出国支援に全力で対応していきます。

(3) ODAの管理改善と説明責任

日本はこれまで、ODAの管理改善と説明責任を果たすために、(ⅰ) PDCAサイクル（案件形成（Plan)、実施（Do)、評価（Check)、フォローアップ活動（Act)）の強化、(ⅱ) プログラム・アプローチの強化、(ⅲ)「見える化」の徹底を進めてきました。

PDCAサイクルの強化について、日本は、(ⅰ) すべての被援助国における国別開発協力方針の策定、(ⅱ) 開発協力適正会議の開催、(ⅲ) 個別案件ごとの指標の設定、(ⅳ) 評価体制の強化といった取組を進めています。

図表Ⅳ-3　PDCAサイクル

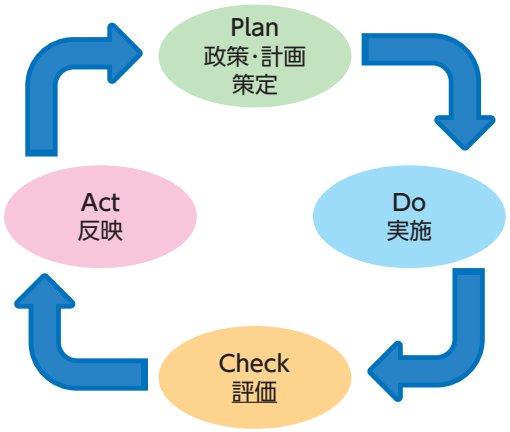

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて経済協力に係る施策等について政策評価を実施注25するとともに、客観性や公平性を確保するため第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言や教訓をODA政策にフィードバックすることで、ODAの管理改善を図っています注26。

第三者評価では、被援助国の開発に役立っているかという「開発の視点」に加え、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」から実施しています。

「開発の視点」では、ODA政策が日本の上位政策や国際的な優先課題、被援助国のニーズとの整合性（政策の妥当性)、実際にどのような効果が現れているか（結果の有効性)、政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか（プロセスの適切性）の3つの評価基準に基づいて評価を実施

注23　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html

注24　(1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化、(2) 事業関係者およびNGOの行動規範、(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、(4) 危機発生後の対応、および (5) 外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の5点。

注25　施策レベル以外にも、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。また、「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。)」の事後評価を行っている。

注26　政策レベルのODA評価（第三者評価）に加え、2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、交換公文（E/N）供与限度額2億円以上の案件については内部評価を、10億円以上の案件については第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成に活かされるよう努めている。

します。「外交の視点」では、日本の国益にどのように貢献することが期待されるか（外交的な重要性）、日本の国益の実現にどのように貢献したか（外交的な波及効果）の2つの基準に基づいて評価を実施しています。

評価結果は、外務省ホームページ注27で公表し、国民への説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と支持を促進しています。

また、JICAも無償・有償資金協力および技術協力の各プロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。JICAは、各プロジェクトの事前、実施中、事後まで一貫した評価を行うとともに、それぞれの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、一定金額以上の案件については、JICAは外部評価者による事後評価を実施しています。事業の効果を定量的に把握することも重要であり、インパクト評価注28の強化にも取り組んでいます。

外務省およびJICAが実施するODA評価は、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の評価基準注29を踏まえて実施しています。

(4) 開発協力における性的搾取・虐待等に関する取組

近年、人道・開発支援における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント（SEAH）への国際的な関心が高まっています。2018年10月に英国がSEAHに関する国際会議を主催し、日本を含む主要ドナーは取組の強化に関するコミットメントに署名しました。また、2019年7月には、OECD開発援助委員会（DAC）において、「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待・セクシャルハラスメントの撲滅に関するDAC勧告」が採択されました。

こうした動きを踏まえ、外務省では、研修などを通じた職員の啓発に加え、国民の理解促進のため、日本の基本的な立場や勧告の概要を外務省ホームページに掲載しています。

JICAにおいても、SEAH撲滅（ぼくめつ）に向けての理事長メッセージをホームページに掲載するとともに、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を記載し、JICA事業にかかわる幅広い関係者にSEAH防止の重要性を周知しています。また、相談窓口や、万一事案が発生した際の対応およびモニタリング体制の整備にも取り組んでいます。

2021年、外務省NGO研究会「国際協力分野における性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護に関する世界の動向の調査と、日本の国際協力NGOにおける取組に向けたガイドライン等の策定・普及」の実施主体である、国際協力NGOセンター（JANIC）PSEAH（性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護）ワーキング・グループは、「PSEAH性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護実践ハンドブック」と研究会の報告書を作成しました。また、同年8月に実施された、NGO・外務省定期協議会第1回連携推進委員会においても、SEAH撲滅が議題の一つとなるなど、国内においても関心が高まっています。

2021年12月には、国連諸機関におけるSEAHの予防や対応の一層の取組を求める国連事務総長宛の共同書簡が、英国を中心とする有志国により発出され、日本（林外務大臣）も署名に加わりました。

注27 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

注28 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

注29 DAC評価基準：1991年から活用されてきた妥当性（Relevance）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）、インパクト（Impact）、持続性（Sustainability）に、2019年12月に整合性（Coherence）が追加された。

資料編

参考統計

1 2021 年度政府開発援助予算（当初予算） 148
（1）政府開発援助予算の内訳 148
（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体） 148
（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体） 149
（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 150
（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） 151
（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） 151

2 2020 年の日本の政府開発援助実績 152
（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2020 年） 152
（2）二国間政府開発援助分野別配分（2020 年） 153

巻末資料

用語集 154
索引 158

1 2021年度政府開発援助予算（当初予算）

（1）政府開発援助予算の内訳

（単位：億円、%）

区　　分	2020年度			2021年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,610	45	0.8	5,680	69	1.2
事業予算（純額）	15,687	751	5.0	17,357	1,670	10.6
事業規模（総額）	22,700	638	2.9	24,124	1,424	6.3
（参考）円／ドル・レート	110円			108円		

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位：億円、%）

区　　分	2020年度			2021年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　　与	5,144	47	0.9	5,209	65	1.3
1. 二国間贈与	4,195	-28	-0.7	4,192	-3	-0.1
（1）経済開発等援助	1,632	1	0.1	1,632	―	―
（2）技術協力	2,551	-25	-1.0	2,550	-1	-0.0
（3）その他	12	-4	-25.0	10	-2	-16.7
2. 国際機関への出資・拠出	949	75	8.5	1,017	68	7.2
（1）国連等諸機関	644	60	10.3	711	67	10.4
（2）国際開発金融機関	305	14	5.0	306	1	0.4
Ⅱ　借　款	466	-2	-0.4	470	4	0.9
JICA（有償資金協力部門）	466	-2	-0.4	470	4	0.9
Ⅲ　計	5,610	45	0.8	5,680	69	1.2

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）

（単位：億円、%）

区　分	2020年度			2021年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　与	8,604	634	8.0	9,053	449	5.2
1. 二国間贈与	4,890	-35	-0.7	4,860	-30	-0.6
（1）経済開発等援助	1,632	1	0.1	1,632	―	―
（2）技術協力	3,246	-32	-1.0	3,218	-28	-0.9
（3）その他	12	-4	-25.0	10	-2	-16.7
2. 国際機関への出資・拠出	3,714	669	22.0	4,192	478	12.9
（1）国連等諸機関	1,063	440	70.7	1,160	98	9.2
（2）国際開発金融機関	2,651	229	9.5	3,032	381	14.4
Ⅱ　借　款	14,096	4	0.0	15,071	975	6.9
（1）JICA（有償資金協力部門）	14,000	50	0.4	15,000	1,000	7.1
（2）その他	96	-46	-32.3	71	-25	-25.8
Ⅲ　計（事業規模）	22,700	638	2.9	24,124	1,424	6.3
（参考）　回収金	-7,013	―	―	-6,767	―	―
純　額	15,687	751	5.0	17,357	1,670	10.6

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

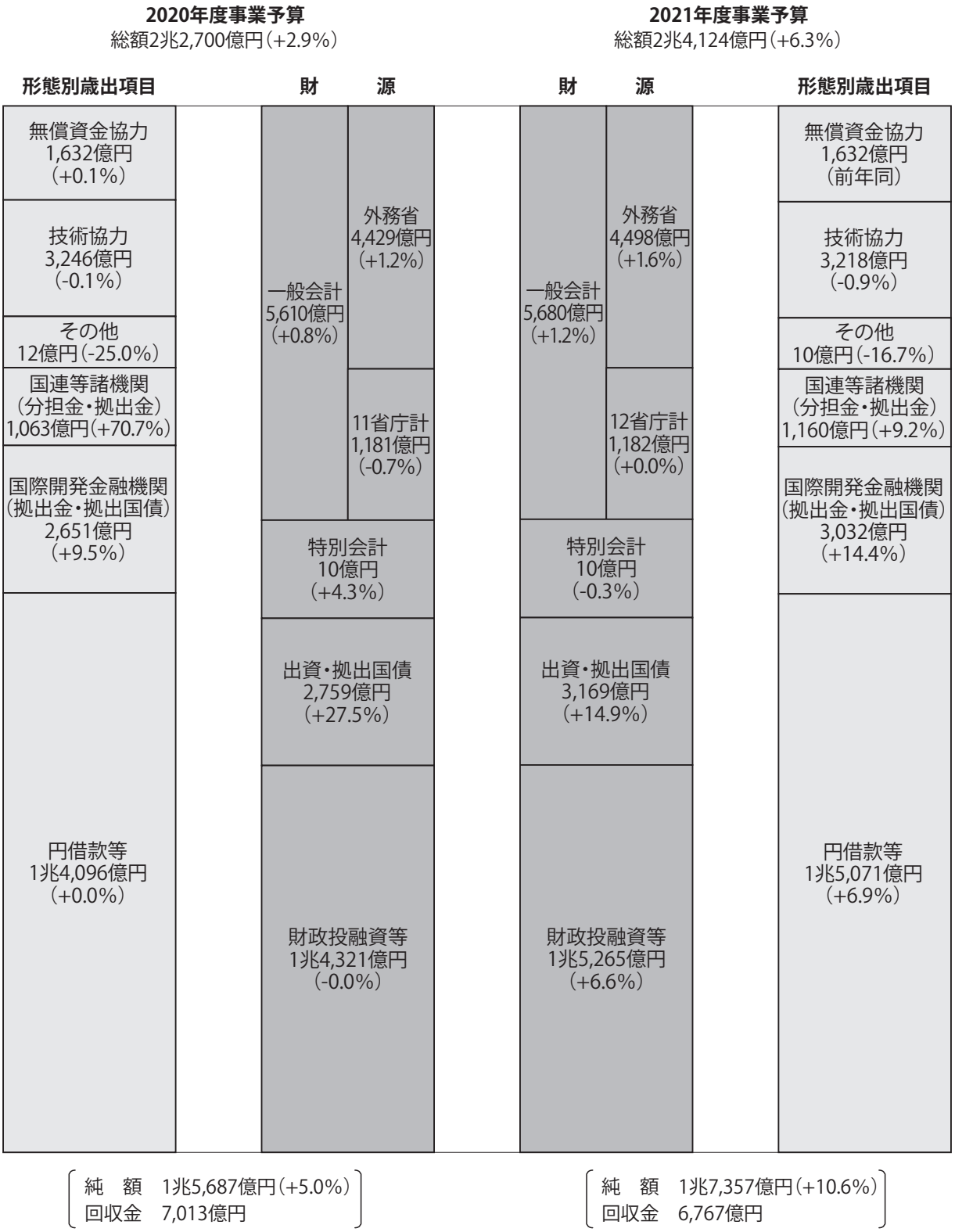

（注）各々の計数において億円未満を四捨五入している。
　　（）は対前年度増減を表す。

（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、%）

区分	2020年度	2021年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣本府	－	19	19	皆増
警察庁	18	19	0	1.7
金融庁	166	189	22	13.4
総務省	822	819	-3	-0.4
法務省	450	357	-93	-20.8
外務省	442,901	449,798	6,897	1.6
財務省	77,514	78,023	509	0.7
文部科学省	16,847	17,119	272	1.6
厚生労働省	6,417	6,229	-187	-2.9
農林水産省	2,686	2,599	-87	-3.2
経済産業省	12,267	11,978	-289	-2.4
国土交通省	336	315	-22	-6.5
環境省	590	492	-98	-16.6
計	561,015	567,955	6,939	1.2

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、%）

区分	2020年度	2021年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣本府	－	19	19	皆増
警察庁	18	19	0	1.7
金融庁	166	189	22	13.4
総務省	822	819	-3	-0.4
法務省	450	357	-93	-20.8
外務省	484,119	494,058	9,939	2.1
財務省	1,734,638	1,870,030	135,392	7.8
文部科学省	16,847	17,119	272	1.6
厚生労働省	6,827	6,620	-207	-3.0
農林水産省	12,305	9,736	-2,569	-20.9
経済産業省	12,892	12,621	-272	-2.1
国土交通省	336	315	-22	-6.5
環境省	590	492	-98	-16.6
計（事業規模）	2,270,013	2,412,393	142,380	6.3
（参考）回収金	-701,292	-676,715		
純　額	1,568,721	1,735,678	166,957	10.6

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 2020年の日本の政府開発援助実績

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2020年）

●卒業国向け援助を含む

2020年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実　績	前年実績	増減率（%）	実　績	前年実績	増減率（%）
無償資金協力	1,290.78	1,396.67	-7.6	1,378.07	1,523.01	-9.5
債務救済	－	－	－	－	－	－
国際機関経由	1,792.62	1,160.78	54.4	1,913.85	1,265.78	51.2
技術協力	2,405.36	2,726.24	-11.8	2,568.02	2,972.85	-13.6
贈与計	5,488.76	5,283.68	3.9	5,859.94	5,761.64	1.7
政府貸付等（貸付実行額：総額）	11,420.03	9,401.75	21.5	12,192.30	10,252.22	18.9
（回収額）	6,692.46	7,250.94	-7.7	7,145.03	7,906.85	-9.6
（債務救済を除く回収額）	6,692.46	7,250.94	-7.7	7,145.03	7,906.85	-9.6
（純額）	4,727.57	2,150.81	119.8	5,047.27	2,345.37	115.2
（債務救済を除く純額）	4,727.57	2,150.81	119.8	5,047.27	2,345.37	115.2
二国間政府開発援助計（総額ベース）	16,908.80	14,685.43	15.1	18,052.24	16,013.86	12.7
二国間政府開発援助計（純額ベース）	10,216.34	7,434.49	37.4	10,907.21	8,107.01	34.5
国際機関向け贈与	2,504.71	3,123.03	-19.8	2,674.09	3,405.54	-21.5
国際機関向け政府貸付等（貸付実行額）	913.24	1,119.72	-18.4	975.00	1,221.01	-20.1
国際機関向け拠出・出資等計	3,417.96	4,242.75	-19.4	3,649.09	4,626.55	-21.1
政府開発援助計（支出総額）	20,326.75	18,928.18	7.4	21,701.33	20,640.41	5.1
政府開発援助計（支出純額）	13,634.29	11,677.25	16.8	14,556.30	12,733.56	14.3
名目GNI値（単位：10億ドル、10億円）	5,249.24	5,346.04	-1.8	560,421.50	582,963.20	-3.9
対GNI比（%）（純額ベース）	0.26	0.22		0.26	0.22	

（注）
・ここでいう「無償資金協力」とは、日本が実施している援助形態としての無償資金協力のうち、債務救済および国際機関経由の無償資金協力を除くものである。
・換算率：2020年＝106.7624円/ドル、2019年＝109.0459円/ドル（OECD-DAC指定レート）。
・卒業国とは、23ページの「図表Ⅰ-10/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
・日本は卒業国の中では、17か国・地域（アラブ首長国連邦、ウルグアイ、オマーン、クック、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、［ニューカレドニア］、バーレーン、バハマ、バルバドス、［フランス領ポリネシア］、ブルネイ、ルーマニア）に対して支出実績を有する（［　］は地域名を示す）。

（2）二国間政府開発援助分野別配分（2020年）

2020年（暦年）　　（約束額ベース、単位：百万ドル）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
						構成比(%)
Ⅰ．社会インフラおよびサービス	1,993.20	522.20	2,515.39	2,667.92	5,183.31	23.30
1．教育	232.01	302.83	534.84	88.36	623.20	2.80
2．保健	1,322.24	56.07	1,378.31	543.26	1,921.58	8.64
3．人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス	11.39	10.42	21.81	－	21.81	0.10
4．水と衛生（上下水道等）	147.37	62.09	209.45	1,961.29	2,170.74	9.76
5．政府と市民社会	218.89	36.32	255.21	－	255.21	1.15
6．その他社会インフラおよびサービス	61.30	54.47	115.77	75.00	190.77	0.86
Ⅱ．経済インフラおよびサービス	134.72	284.88	419.60	8,934.65	9,354.25	42.05
1．輸送および貯蔵	93.46	208.30	301.76	8,469.06	8,770.82	39.43
2．通信	8.88	16.27	25.14	－	25.14	0.11
3．エネルギー	26.88	34.51	61.39	453.84	515.22	2.32
4．銀行および金融サービス	3.68	13.82	17.50	11.75	29.25	0.13
5．ビジネス支援	1.83	11.99	13.81	－	13.81	0.06
Ⅲ．生産セクター	134.07	237.57	371.64	653.83	1,025.48	4.61
1．農林水産業	119.52	122.90	242.42	313.43	555.85	2.50
1）　農業	45.61	95.86	141.46	180.36	321.82	1.45
2）　林業	2.17	15.91	18.08	97.38	115.46	0.52
3）　漁業	71.74	11.14	82.88	35.68	118.57	0.53
2．工業・鉱業・建設業	6.37	81.80	88.17	340.41	428.58	1.93
1）　工業	6.37	77.40	83.77	340.41	424.18	1.91
2）　鉱物資源および鉱業	－	4.40	4.40	－	4.40	0.02
3）　建設業	－	－	－	－	－	－
3．貿易および観光	8.18	32.87	41.05	－	41.05	0.18
1）　貿易	7.59	27.20	34.79	－	34.79	0.16
2）　観光	0.58	5.68	6.26	－	6.26	0.03
Ⅳ．マルチセクター援助	481.88	568.86	1,050.74	1,862.08	2,912.82	13.09
1．環境保護（環境政策、生物多様性等）	22.45	21.53	43.98	128.86	172.83	0.78
2．その他マルチセクター（都市・地方開発等）	459.43	547.33	1,006.77	1,733.22	2,739.99	12.32
Ⅴ．商品援助／一般プログラム援助	74.50	－	74.50	2,260.65	2,335.15	10.50
1．一般財政支援	－	－	－	2,260.65	2,260.65	10.16
2．食糧援助	74.13	－	74.13	－	74.13	0.33
3．輸入支援	0.37	－	0.37	－	0.37	0.00
Ⅵ．債務救済*1	－	－	－	－	－	－
Ⅶ．人道支援（緊急食糧援助、復興、防災等）	362.96	4.91	367.87	261.98	629.86	2.83
Ⅷ．行政経費等	15.94	788.05	803.99	－	803.99	3.61
総　合　計	3,197.27	2,406.47	5,603.74	16,641.12	22,244.86	100.00

人間の基礎生活分野（BHN）	2,549.81	650.01	3,199.82	3,243.33	6,443.15	28.96

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・卒業国向け援助を含む。
・人間の基礎生活分野（BHN）は上記の項目のうちⅠ．社会インフラ、Ⅲ．1農林水産業、Ⅴ．2食糧援助、Ⅶ．人道支援を加えたもの
BHN：Basic Human Needs　人間の基礎生活分野（衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）。
・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

＊1 「Ⅵ．債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。

用語集（2021年版）

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の定義によれば、「OECD全加盟国および実質的にあらゆる援助受取国からの自由かつ十分な調達が可能であるような贈与または借款」とされている。タイド援助は、これらの調達先が援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にDACで後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が合意され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象）、DACメンバー国に適用されている。同勧告の対象国は、2008年にLDCs以外の重債務貧困国（HIPCs）に、2018年にその他低所得国（OLICs）および世銀IDA融資のみの適格国（IDA-only countries and territories）にも拡大された。
援助協調	開発途上国の開発目標の達成のため、様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクターなど、開発に関わるアクター（主体）が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」や「開発協力のアクター（主体）間の連携」などの言葉も使われる。
ODAを活用した官民連携	民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、より効率的・効果的な事業の実施を目指すもの。上下水道、空港、高速道路、鉄道などの分野での連携事例がある。JICAが行う企業提案型の民間連携事業としては、「海外投融資」の活用を前提とした事業の計画策定を支援する「協力準備調査（海外投融資）」、途上国の開発ニーズと中小企業をはじめとする日本企業の優れた製品・技術とのマッチングを目的とする「中小企業・SDGsビジネス支援事業」などがある。
開発協力大綱	日本が実施する開発協力の最上位の政策文書として、開発協力の理念、重点政策、実施の在り方などを定めたもの。1992年6月に策定後、2003年8月に改定された政府開発援助大綱（ODA大綱）を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定された（xiii ページも参照）。
技術協力	日本の知識・技術・経験を活かし、途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う協力。
技術協力プロジェクト	専門家派遣、研修員受入、機材供与などを最適な形で組み合わせて途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。
専門家派遣	日本から途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、これらの人々と協働して現地に適合した技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。
	第三国専門家派遣 技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から専門家を派遣する事業。
研修員受入	途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の習得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。
	第三国研修 途上国が日本の支援の下、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着などを目的に、他の途上国から人員を受け入れて実施する研修。
機材供与	技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力などのために機材を供与すること。
開発計画調査型技術協力	途上国の政策立案や公共事業計画策定を支援することを目的に、調査の実施過程を通じ、相手国担当機関に調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を図るもの。都市開発や運輸交通、主要インフラ分野における開発計画の策定などが主要な例。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）	39ページの用語解説を参照。
コストシェア技術協力	ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する国を対象に行う技術協力。JICAを通じた開発協力によって日本がこれまで蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図るとともに、日本のエネルギーの安定確保、日本企業に有利なビジネス環境の構築・インフラ輸出促進にも貢献することを目的としている技術協力。
基礎生活分野／人間の基本的ニーズ（BHN：Basic Human Needs）	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの。保健や教育なども含む。
国別開発協力方針（旧国別援助方針）	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する日本のODA方針。
事業展開計画	国別開発協力方針の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、国ごとに設定したODAの重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようにとりまとめたもの。被援助国および日本の関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年１回更新している。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間･回数、返済据置期間を反映し、パーセントで表示される。贈与はグラント・エレメント＝100％となる。数字が高いほど、緩やかさの程度が大きい。
経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）	OECDにおいて､開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟38か国のうち、29か国および欧州連合（EU）からなる。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、途上国における日本の開発協力を効果的・効率的に実施するため、大使館およびJICAを中心に、JETRO（日本貿易振興機構）、JBIC（国際協力銀行）などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。途上国の開発政策と日本の開発協力政策の調和を図り、相手国政府との政策協議や、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを行っている。
国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）	途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じて総合的に支援する国際機関の総称。一般的にMDBsと言えば、全世界を支援対象とする世界銀行グループ（World Bank Group）と、各所轄地域を支援するアジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）の４つの地域開発金融機関を指す。
国際協力機構（JICA）	国際協力事業団を前身とし、2003年10月１日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行（当時）の海外経済協力部門が担当してきた有償資金協力（円借款など）、外務省が実施してきた無償資金協力に係る業務の一部が統合された。これによって、３つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行（JBIC）	2012年４月１日に日本政策金融公庫から分離して設立された、日本政府が全株式を保有する政策金融機関。一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1) 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、(2) 日本の産業の国際競争力の維持および向上、(3) 地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4) 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処、の４つの分野について業務を行い、日本および国際経済社会への健全な発展に寄与することを目的としている。
国際緊急援助隊	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、海外の地域、特に開発途上にある地域における大規模な自然災害や人為的災害（紛争起因の災害を除く）に対し、被災国政府などの要請に応じ、緊急援助活動を行う人員を派遣する事業。救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の５種類がある。

国際貧困ライン	世界銀行が定めている、貧困を定義するためのボーダーライン。すべての国の貧困層を同じ基準で測定するため、世界の最貧国数か国の国別貧困ライン（各国において、最低限必要な衣食住が確保できなくなる収入レベル）を共通の通貨価値に換算し、平均したもの。2015年に改定された最新の国際貧困ラインは、1日1.90ドルに設定されている。
債務救済	途上国の国際収支が悪化し、既存の債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり（債務繰延：リスケジュール）、これを免除（債務免除または債務削減）したりすること。
持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）／持続可能な開発目標（SDGs）	2015年9月に国連総会で採択された、2016年から2030年までの国際開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、保健や教育などのMDGsの残された課題や、環境問題や格差拡大などの新たに顕在化した課題に対応すべく策定された。17のゴールと169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げている。先進国を含むユニバーサル（普遍的）な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。
JICA海外協力隊	129ページの「(2) JICA海外協力隊（JICAボランティア事業)」を参照。
贈与相当額計上方式（GE: Grant Equivalent方式）	有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。OECDのDACが作成する統計において2018年実績から導入された。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式にあてはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。2017年までDAC統計の標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済された額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力の実態がより正確に評価される計上方式といえる。
DACリスト卒業国	1人当たりの所得水準が一定の条件を満たしたことから、OECDのDACが定める援助受取国・地域のリスト（23ページの図表Ⅰ-10）から外れた国。日本は、特別な脆弱性を抱える小島嶼国などの国々に対する支援を行っていくことが重要との考えから、一部のDACリスト卒業国に対しては必要な協力を実施している。
BOP（Base of the Pyramid）ビジネス	途上国の貧困層を対象にした、社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、現地における様々な社会的課題の持続可能な解決に役立つことが期待される。
無償資金協力	途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府などに対して行われる無償の資金供与による協力。国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段であり、国際社会の安定確保や日本のリーダーシップ向上に資する大きな政策的効果がある。
経済社会開発計画	外務省が実施のために必要な業務を行う無償資金協力のうち、事業実施への資金供与ではなく物資輸入のための外貨支援を行うもの。調達代理機関を通じて調達を行う。
食糧援助	貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するため、必要な生産物および役務の調達のための資金を贈与する無償資金協力。
草の根・人間の安全保障無償資金協力	人間の安全保障の理念を踏まえ、途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力（供与限度額は原則1,000万円以下）。NGOや地方公共団体などを対象としている。
日本NGO連携無償資金協力	日本の国際協力NGOが途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクトや、災害等復旧・復興支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
緊急無償資金協力	海外における自然災害や紛争の被災者・難民・避難民などを救援することを目的として、被災地で緊急援助活動を行う国際機関・赤十字や被災国政府に対し、緊急に実施される無償資金協力。
一般文化無償資金協力	71ページの用語解説を参照。
草の根文化無償資金協力	71ページの用語解説を参照。

有償勘定技術支援	円借款または海外投融資による有償資金協力の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的として研修、専門家派遣、調査などをJICA有償資金協力勘定から実施するもの。
有償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間などについて緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力。開発途上地域の政府などに対して開発事業の実施に必要な資金、または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、日本国内または開発途上地域の法人などに対して開発事業に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設などの支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築できる。
海外投融資	JICAが行う有償資金協力の一つで、途上国での事業実施を担う民間セクターの法人などに対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の途上国での事業は、雇用を創出し、経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、途上国の開発を支援している。支援対象分野は、(1) インフラ・成長加速化、(2) SDGs・貧困削減、(3) 気候変動対策を含む（詳細は128ページ、および130ページの「国際協力の現場から」を参照）。

索引（2021年版）

あ

愛知目標 …… 76
アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP：Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia） …… 50
アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank） …… 30, 37, 55, 74, 75, 78, 103, 126
アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity） …… 36
アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ …… 74
アジェンダ2063 …… 117
アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network） …… 133, 134
アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development） …… 83, 84
アフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development） …… 38, 39, 53, 57, 63, 84, 117, 118, 119
アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank） …… 38, 120
アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP: African Clean Cities Platfrom） …… 77, 78
アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA: New Approach for Peace and Stability in Africa） …… 118, 119
アフリカ連合（AU：African Union） …… 117, 119
アンタイド／タイド援助 …… 154
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth） …… 10, 39, 117, 128

い

一村一品キャンペーン …… 29, 31, 40
一般特恵関税制度（GSP：Generalized System of Preferences） …… 28
一般文化無償資金協力 …… 71, 156
イノベーティブ・アジア …… 38, 92
違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported, Unregulated）漁業 …… 72
インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific） …… 90, 94
インフラシステム輸出 …… 94, 108

う

宇宙航空研究開発機構（JAXA：Japan Aerospace Exploration Agency） …… 36, 51

え

栄養改善拡充のための日本信託基金 …… 82, 84
円借款 … 2, 5, 20, 29, 33, 35, 76, 85, 90, 91, 96, 97, 100, 104, 114, 126, 127, 128, 129, 133, 150
援助協調 …… 154
エンパワーメント …… 45, 66, 68

お

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン …… 71
温室効果ガス …… 72, 74, 75, 76, 77, 78, 85, 104

か

海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN：Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development） …… 129
海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT：Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services） …… 129
海外投融資 ……11, 91, 126, 127, 128, 129, 130, 157
開発協力大綱 …… 26, 43, 53, 154
開発協力における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント（SEAH：Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment） …… 145
開発計画調査型技術協力 …… 154
海洋プラスチックごみ …… 71, 72, 73, 91
顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases） …… 59
顔の見える開発協力 ……7, 70, 126, 129, 131
科学技術イノベーション（STI：Science, Technology, and Innovation） …… 36, 37, 63, 87
科学技術振興機構（JST：Japan Science and Technology Agency） …… 39, 73, 133
カーボンニュートラル …… 72, 74, 75, 76
カイゼン・イニシアティブ …… 38

カリブ共同体（CARICOM：Caribbean Community）…… 104, 106
感染症 …… 1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 27, 34, 39, 40, 47, 48, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 62, 63, 66, 68, 73, 80, 84, 86, 90, 92, 96, 97, 100, 103, 104, 109, 110, 111, 112, 114, 117, 125, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 139, 143, 144
感染症対策 …… 1, 2, 5, 10, 48, 53, 54, 55, 57, 59, 92, 104, 111, 112, 131
官民連携（PPP：Public-Private Partnership）／官民パートナーシップ …… 8, 11, 59, 104, 126, 127, 128, 129, 154

き

気候変動 …… 4, 7, 9, 11, 27, 51, 71, 72, 74, 75, 76, 77, 78, 84, 85, 94, 99, 100, 102, 103, 104, 108, 128, 134, 136, 139
気候変動枠組条約（国際連合気候変動枠組条約）…… 7, 27, 71, 72, 74, 78
基礎教育 …… 63
基礎生活分野（BHN：Basic Human Needs）…… 153, 155
教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）（旧称：FTI（ファスト・トラック・イニシアティブ））…… 63, 64, 65
教育2030行動枠組 …… 63, 65
協力準備調査 …… 127, 128
京都コングレス ≫ 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議
緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）…… 55, 59
緊急無償資金協力 …… 6, 45, 48, 69, 96, 101, 104, 115, 118, 156

く

草の根技術協力 …… 94, 97, 131, 132, 133
草の根・人間の安全保障無償資金協力 … 58, 64, 69, 93, 98, 156
草の根・メコンSDGsイニシアティブ …… 92
草の根文化無償資金協力 …… 71, 156
グッド・ガバナンス …… 41, 42
国が決定する貢献（NDC: Nationally Determined Contribution）…… 72, 74, 75
国別開発協力方針 …… 144, 155
グラント・エレメント …… 155
グリーン・メコン …… 94
グローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF：Global Fainancing Facility）…… 82, 84
グローバルフェスタJAPAN …… 138, 139
グローバルヘルス戦略 …… 54

け

経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）…… 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 28, 30, 31, 140, 145, 152
経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）/（DAC：Development Assistance Committee）…… 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 124, 145, 152, 153, 155
経済協力開発機構（OECD）開発センター …… 22
経済社会開発計画（旧ノン・プロジェクト無償資金協力）…… 156
経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）…… 28, 31
結核 …… 57, 58, 105, 117
健康危機プログラム …… 55, 59
現職参加 …… 129, 131
現地ODAタスクフォース …… 155

こ

公衆衛生危機 …… 54, 55
後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）…… 7, 23, 28, 31, 90
コールド・チェーン …… 2, 4, 13, 59, 96, 100, 105, 115, 117
国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）…… 44, 45, 49, 98, 106, 118, 136, 137, 141
国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）…… 50
国際開発協会（IDA：International Development Association）…… 9, 82
国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）…… 75, 78, 82, 148, 149, 150, 155
国際家族計画連盟（IPPF：International Planned Parenthood Federation）…… 55

国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）… 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 25, 26, 28, 29, 30, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 39, 40, 42, 43, 45, 47, 48, 49, 51, 52, 54, 57, 59, 60, 61, 62, 63, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 75, 76, 78, 79, 80, 83, 84, 85, 86, 89, 90, 91, 92, 94, 96, 97, 99, 100, 101, 103, 105, 107, 109, 110, 111, 115, 117, 118, 120, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 138, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 148, 149, 155
国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）…… 11, 126, 129, 155
国際協力の日 …… 138
国際緊急援助隊 …… 48, 50, 101, 155
国際獣疫事務局（OIE：World Organisation for Animal Health）…… 83, 84
国際水路機関（IHO：International Hydrographic Organization）…… 51
国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）…… 30, 35, 43, 75
国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）…… 36
国際熱帯木材機関（ITTO：International Tropical Timber Organization）…… 76, 77
国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）…… 80, 82, 83, 84
国際農業研究協議グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research）…… 83, 84
国際貧困ライン …… 156
国際貿易センター（ITC：International Trade Centre）…… 28
国際連合アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）…… 42
国際連合アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP：United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific）…… 81
国際連合開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）……10, 42, 49, 53, 78, 79, 119, 129, 136
国際連合気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）……7, 27, 72, 74, 75, 76
国際連合環境計画（UNEP：United Nations Environment Programme）…… 71, 72, 77, 78
国際連合教育科学文化機関（UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）…… 51, 63, 64, 65, 70
国際連合児童基金（UNICEF：United Nations Children's Fund）… 3, 4, 6, 13, 36, 45, 46, 53, 59, 61, 67, 69, 80, 106, 118, 129, 136
国際連合食料システムサミット …… 82, 87
国際連合食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization）…… 80, 83, 84
国際連合女性機関（UN Women：United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women）…… 45, 49, 66
国際連合地雷対策サービス部（UNMAS：United Nations Mine Action Service）…… 46, 118
国際連合人口基金（UNFPA：United Nations Population Fund）…… 12, 13, 55
国際連合人道問題調整事務所（OCHA：United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）…… 118
国際連合世界食糧計画（WFP：World Food Programme）…… 12, 44, 45, 48, 80, 82, 83, 98, 105, 106, 117, 118, 136, 142
国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR：The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees）…… 13, 44, 45, 47, 61, 106, 117, 118, 136, 141
国際連合人間居住計画（UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme）…… 78, 80
国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East）…… 6, 45, 115
国際連合プロジェクト・サービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）…… 3, 6, 12
国際連合平和維持活動（PKO：United Nations Peacekeeping Operations）…… 43, 44, 118
国際連合平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）…… 43, 46
国際連合平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）…… 43, 46
国際連合貿易開発会議（UNCTAD：United Nations Conference on Trade and Development）… 77, 84
国際連合防災世界会議 …… 79, 81
国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS：United Nations Mission in the Republic of South Sudan）…… 118
国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）…… 41, 42, 49
国際労働機関（ILO：International Labour Organization）…… 39, 67
国内資金動員 …… 29, 30
国民総所得（GNI：Gross National Income）… 15, 18, 19, 23, 31, 152

コストシェア技術協力 …… 116, 155

さ

採取産業透明性イニシアティブ (EITI：Extractive Industries Transparency Initiative) …… 85
再生可能エネルギー …… 4, 74, 75, 76, 85, 86, 108
サイバー …… 36, 37, 49, 50, 51, 52, 91, 94
債務救済 …… 5, 8, 15, 20, 34, 35, 96, 124, 152, 153, 156
債務持続可能性 …… 5, 26, 31, 34, 35
債務支払猶予イニシアティブ (DSSI：Debt Service Suspension Initiative) …… 5, 8, 34, 35
三角協力 …… 11, 105, 106, 107, 108

し

ジェンダー …… 4, 12, 13, 44, 56, 63, 66, 136
ジェンダー主流化 …… 66
資金洗浄 (マネーロンダリング) …… 49, 50
持続可能な開発のための教育 (ESD：Education for Sustainable Development) …… 64, 65
持続可能な開発のための公的総支援 (TOSSD：Total Official Support for Sustainable Development) …… 22
持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ) …… 27, 31, 41, 66, 87, 117, 156
持続可能な開発目標 (SDGs：Sustainable Development Goals) …7, 10, 27, 29, 31, 38, 53, 54, 56, 57, 60, 61, 63, 64, 65, 66, 68, 71, 78, 79, 81, 82, 87, 90, 92, 93, 119, 126, 127, 128, 129, 136, 139, 142, 156
質の高いインフラ …9, 26, 31, 32, 35, 36, 37, 90, 91, 92, 94, 117, 126, 129, 136
質の高いインフラ投資に関するG20原則 ……26, 31, 32, 35, 91
質の高い教育 …… 11, 63, 118
質の高い成長 …… 25, 26, 29, 31, 37, 41, 66, 117
自発的国家レビュー (VNR：Voluntary National Review) …… 27
市民社会組織 (CSO：Civil Society Organization) …… 6, 8, 27, 56, 65, 131, 143, 153
ジャパン・プラットフォーム (JPF：Japan Platform) ……6, 45, 46, 48, 98, 131, 134
重債務貧困国 (HIPCs：Heavily Indebted Poor Countries) …… 34, 35
自由で開かれたインド太平洋 (FOIP：Free and Open Indo-Pacific) ……7, 11, 28, 33, 37, 50, 90, 94, 96, 98, 101, 103
自由貿易協定 (FTA：Free Trade Agreement) …… 31
ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO：Junior Professional Officer) ……13, 82, 140, 141, 142
障害者 …… 13, 38, 45, 68, 69, 81, 98
情報通信技術 (ICT：Information and Communication Technology) …4, 11, 36, 48, 77, 80, 87, 91, 117, 133
小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチ …… 10, 83, 84, 133
職業技術教育訓練 (TVET：Technical and Vocational Education and Training) …… 38
食料安全保障 ……6, 10, 54, 55, 80, 82, 83, 84
食糧援助 ……6, 20, 82, 115, 118, 153, 156
女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative) …… 66
女性・平和・安全保障 (WPS：Women, Peace and Security) …… 68
新型コロナウイルス感染症 (新型コロナ／COVID-19) ……1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 27, 34, 36, 39, 40, 41, 42, 47, 49, 50, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 60, 62, 63, 67, 68, 69, 72, 73, 76, 80, 82, 86, 90, 92, 93, 96, 97, 98, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 109, 110, 111, 112, 114, 115, 116, 117, 125, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 143, 144
新型コロナ危機対応緊急支援円借款 …… 2, 5, 90, 96, 100, 114
新興ドナー …… 21, 22, 134
人材育成 ….7, 11, 28, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 46, 48, 50, 51, 55, 57, 59, 60, 63, 64, 70, 72, 73, 75, 77, 79, 80, 83, 85, 91, 92, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 102, 103, 105, 107, 108, 112, 114, 115, 116, 117, 118, 126, 131, 132, 133, 139, 140, 142
人身取引 …… 49
人道支援 ….8, 12, 13, 20, 43, 44, 45, 47, 48, 69, 91, 93, 104, 114, 115, 118, 131, 134, 145, 153
人道と開発と平和の連携 …… 43, 45
人道と開発の連携 …… 43, 47, 116

す

水銀に関する水俣条約 …… 77, 78
ストップ結核パートナーシップ …… 58, 117
スポーツ・フォー・トゥモロー (SPORT FOR TOMORROW) …… 71

せ

青年海外協力隊（JOCV）…… 70, 89
税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）…… 30, 31
性的暴力 …… 45, 67, 68
生物多様性 ……71, 76, 77, 78, 104, 135, 153
生物多様性条約 …… 71, 76, 78
世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）…… 57, 58
世界リーダーズ・サミット …… 72, 74, 75
世界銀行 ….9, 35, 37, 38, 43, 52, 55, 56, 64, 65, 66, 75, 78, 82, 84, 87, 96, 119, 129, 140
世界食料安全保障委員会（CFS：Committee on World Food Security）…… 84
世界税関機構（WCO：World Customs Organization）…… 29, 120
世界津波の日 …… 79
世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）…… 28, 31
世界保健機関（WHO：World Health Organization）…… 2, 3, 53, 54, 55, 56, 58, 59, 80, 81, 92, 103, 137
赤十字国際委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）…… 45, 46, 118
責任ある農業投資 …… 84
仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2 …… 79
仙台防災枠組2015-2030 …… 79, 81

そ

贈与相当額計上方式（Grant Equivalent System：GE方式）…… 14, 17, 19, 156
その他の公的資金（OOF：Other Official Flows）….28, 31, 128, 129

た

第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議 …… 27, 41
対人地雷 …… 45
太平洋・島サミット（PALM：Pacific Islands Leaders Meeting）……100, 102, 103
太平洋諸島フォーラム（PIF：Pacific Islands Forum）…… 100
太平洋島嶼国協力推進会議 …… 100, 103
太平洋のキズナ政策 …… 103
対ASEAN海外投融資イニシアティブ …… 91, 129
脱炭素 ……11, 74, 75, 76, 78, 85

ち

地球環境ファシリティ（GEF：Global Environmental Facility）……71, 78
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）……37, 39, 73, 87, 125, 133, 135, 155
地上デジタル放送日本方式（ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial）……36, 104
中小企業・SDGsビジネス支援事業 ……60, 61, 126, 127, 128, 129
中東和平 ……114, 115, 116
中米統合機構（SICA：Sistema de la Integracion Centroamericana）…… 104, 106

て

低所得国（LICs：Low Income Countries）…… 8, 9, 23, 34, 35
ディーセント・ワーク ……38, 39
低中所得国（LMICs：Lower Middle Income Countries）…… 23
締約国会議（COP：Conference of Parties）……7, 27, 72, 74, 75, 76, 78
適応分野 …… 74, 75, 136
デジタル・トランスフォーメーション（DX）……4, 10, 11, 36, 83, 133
テロ対策 …… 49, 94, 116

と

東京オリンピック・パラリンピック競技大会 …… 27, 56, 71, 119
東京栄養サミット2021 …… 3, 6, 27, 54, 56, 82, 83, 87, 134
東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of Southeast Asian Nations）…… 1, 5, 10, 26, 29, 33, 37, 38, 42, 48, 51, 52, 64, 72, 76, 90, 91, 92, 93, 94, 121, 124, 129, 133, 134
東方政策 ……37, 95

な

南南協力 ……45, 86, 95, 105, 106
難民・避難民 … 6, 12, 13, 27, 28, 38, 43, 44, 45, 47, 48, 61, 63, 66, 69, 93, 97, 106, 110, 114, 115, 116, 117, 118, 131, 134, 136, 142

に

二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）…… 75, 76, 78
2030年に向けたSDGsのための日メコンイニシアティブ …… 92
日・ASEAN統合基金（JAIF：Japan-ASEAN Integration Fund）…… 10, 37, 52, 72, 91, 92
日系社会青年海外協力隊（日系社会青年ボランティア）…… 89
日本医療研究開発機構（AMED：Japan Agency for Medical Research and Development）…… 39, 133
日本貿易保険（NEXI：Nippon Export and Investment Insurance）…… 129
日本NGO連携無償資金協力 …46, 55, 65, 97, 131, 156
人間の安全保障 …… 2, 7, 25, 27, 44, 45, 53, 54, 56, 58, 64, 68, 69, 93, 98, 117, 119, 139, 142
人間の安全保障基金 …… 53
人間の安全保障フレンズ …… 53

ね

ネリカ（NERICA）…… 47, 83, 84

の

農業市場情報システム（AMIS）…… 83

は

パリ協定 …… 7, 72, 74, 75, 76
パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 ……72, 74

ひ

非営利団体／特定非営利活動法人（NPO法人）（NPO：Nonprofit Organization）…… 8, 32, 45, 48, 55, 65, 67, 69, 97, 98, 109, 131
非政府組織（NGO：Non-Governmental Organization）….6, 21, 40, 45, 46, 47, 48, 49, 55, 65, 67, 68, 69, 71, 77, 84, 85, 97, 98, 115, 131, 132, 134, 138, 139, 142, 143, 144, 145

ふ

フィージビリティ調査（F/S：Feasibility Study）….127, 128
フードバリューチェーン …… 82, 83, 84
ブルーエコノミー …… 39
プログラム・アプローチ …… 144
文化無償資金協力 ……70, 71
紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）……67, 68

へ

米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）……5, 105
平和構築 …… 43, 44, 46, 66, 68, 91, 114, 116, 139, 140
平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 ……46, 140
平和と健康のための基本方針 …… 54
平和と繁栄の回廊 …… 116
ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B：Bay of Bengal Industrial Growth Belt）構想 …… 97

ほ

貿易のための援助（AfT：Aid for Trade）…… 28, 31
防災 …… 7, 9, 36, 39, 48, 51, 79, 80, 81, 82, 87, 91, 94, 97, 99, 100, 102, 103, 104, 105, 107, 108, 110, 139, 153
防災ICTシステム ……80, 91
防災の主流化 …… 79
法制度整備支援 ……41, 42
保健システム …… 5, 9, 53, 54, 55, 57, 117, 136
母子保健 …… 10, 54, 55, 57, 84, 98
ポリオ ……59, 98

ま

マラリア …… 57, 58, 101
マリーン（MARINE）・イニシアティブ ……71, 77

み

緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）…… 75, 78
ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）…… 31

む

無税無枠措置 ……28, 31

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration） …… 43

や

薬剤耐性（AMR：anti-microbial resistance） … 55, 57, 58

ゆ

有償勘定技術支援 …… 157
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage） … 9, 13, 53, 54, 55, 56, 57, 60, 105, 117, 119, 134

よ

より良い復興（Build Back Better） …… 79, 80, 98

ら

ラスト・ワン・マイル支援 …… 4, 6, 96

り

リプロダクティブ・ヘルス …… 153

わ

ワクチン ……2, 3, 4, 8, 9, 13, 53, 55, 56, 58, 59, 90, 92, 96, 98, 100, 103, 105, 114, 115, 117, 134, 136

A

ABEイニシアティブ …… 10, 39, 117, 128
ACTアクセラレータ …… 3
ADB ≫ アジア開発銀行
AfDB ≫ アフリカ開発銀行
AfT ≫ 貿易のための援助
AMC ≫ COVAX途上国向け枠組（事前買取制度）
AMED ≫ 日本医療研究開発機構
AMR ≫ 薬物耐性
AOIP ≫ インド太平洋に関するASEANアウトルック
APT ≫ アジア・太平洋電気通信共同体
ASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
ASEAN感染症対策センター …… 5, 10, 92
ASEAN共同体 …… 90, 91, 94
ASEAN連結性マスタープラン2025 …… 91, 94
AU ≫ アフリカ連合
AUN/SEED-Net ≫ アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

BEPS ≫ 税源浸食と利益移転
BHN ≫ 基礎生活分野
BIG-B構想 ≫ ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想
BOPビジネス（開発途上国・地域の低所得者層（Base of the Economic Pyramid）ビジネス） …… 129, 156
Build Back Better ≫ より良い復興

C

CARD ≫ アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM ≫ カリブ共同体
CFE ≫ 緊急対応基金
CFS ≫ 世界食料安全保障委員会
CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ
COP ≫ 締約国会議
COP26 ≫ 国際連合気候変動枠組条約第26回締約国会議
COVID-19 ≫ 新型コロナウイルス感染症
COVAX途上国向け枠組（「事前買取制度」Advanced Market Commitment：AMC） ……3, 8
COVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility） …… 2, 3, 8, 55, 56, 90, 96, 100, 103, 114
COVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合） …. 2, 3, 53
CSO ≫ 市民社会組織

D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
DACリスト卒業国 …… 156
DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰
DSSI ≫ 債務支払猶予イニシアティブ
DX ≫ デジタル・トランスフォーメーション

E

EITI ≫ 採取産業透明性イニシアティブ
EPA ≫ 経済連携協定
ESD ≫ 持続可能な開発のための教育

F

FAO ≫ 国際連合食糧農業機関
FOIP ≫ 自由で開かれたインド太平洋
F/S ≫ フィージビリティ調査
FTA ≫ 自由貿易協定

G

Gaviワクチンアライアンス（Gavi、the Vaccine Alliance）……2, 3, 8, 55
GCF ≫ 緑の気候基金
GE方式 ≫ 贈与相当額計上方式
GEF ≫ 地球環境ファシリティ
GFF ≫ グローバル・ファイナンシング・ファシリティ
GNI ≫ 国民総所得
GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ
GSP ≫ 一般特恵関税制度
G7 ……3, 19, 21, 50, 53, 54, 68, 74, 75, 126, 134, 136
G7伊勢志摩サミット …… 126
G7コーンウォール・サミット ……3, 74, 75, 134
G8九州・沖縄サミット …… 57
G8ラクイラ・サミット …… 84
G20 ……3, 5, 8, 21, 26, 30, 31, 32, 34, 35, 53, 54, 57, 63, 66, 71, 83, 91, 114, 115, 134, 136
G20大阪サミット …… 57, 63, 71
G20ハンブルク・サミット …… 66
G20ローマ・サミット …… 3, 26, 35, 54, 136

H

HIPCs ≫ 重債務貧困国
HIV/エイズ …… 13, 57, 66, 105

I

ICRC ≫ 赤十字国際委員会
ICT ≫ 情報通信技術
IDA ≫ 国際開発協会
IDB ≫ 米州開発銀行
IFAD ≫ 国際農業開発基金
IHO ≫ 国際水路機関
ILO ≫ 国際労働機関
IMF ≫ 国際通貨基金
IMO ≫ 国際海事機関
IOM ≫ 国際移住機関
IPPF ≫ 国際家族計画連盟
ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式
ITC ≫ 国際貿易センター
ITTO ≫ 国際熱帯木材機関
ITU ≫ 国際電気通信連合

J

JAIF ≫ 日・ASEAN統合基金
JAXA ≫ 宇宙航空研究開発機構
JBIC ≫ 国際協力銀行
JCM ≫ 二国間クレジット制度
JICA ≫ 国際協力機構
JICA海外協力隊（JICAボランティア）……6, 7, 57, 66, 69, 70, 71, 78, 84, 94, 105, 109, 127, 128, 129, 138, 143, 156
JICA専門家 …… 25, 28, 34, 54, 62, 91, 92, 99
JICT ≫ 海外通信・放送・郵便事業支援機構
JOIN ≫ 海外交通・都市開発事業支援機構
JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム
JPO ≫ ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー
JST ≫ 科学技術振興機構

L

LDCs ≫ 後発開発途上国
LICs ≫ 低所得国
LMICs ≫ 低中所得国

M

MDBs ≫ 国際開発金融機関
MDGs ≫ ミレニアム開発目標

N

NAPSA ≫ アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ
NDC ≫ 国が決定する貢献
NERICA ≫ ネリカ
NEXI ≫ 日本貿易保険
NGO ≫ 非政府組織
NGOインターン・プログラム …… 132
NGO・外務省定期協議会 ……132, 134, 145
NGO研究会 …… 132, 145
NGO事業補助金 …… 131
NGOスタディ・プログラム …… 132
NGO相談員制度 …… 132
NGO-JICA協議会 …… 132
NPO法人 ≫ 非営利団体／特定非営利活動法人
NTDs ≫ 顧みられない熱帯病

O

OCHA ≫ 国際連合人道問題調整事務所
ODA出前講座 …… 138
ODAに関する有識者懇談会 …… 140
ODA評価 …… 138, 144, 145
ODAマン …… 138, 139
ODA見える化サイト …… 138
OECD ≫ 経済協力開発機構
OECD／G20 BEPSプロジェクト …… 30, 31
OIE ≫ 国際獣疫事務局
OOF ≫ その他の公的資金

P

PALM ≫ 太平洋・島サミット
PBC ≫ 国際連合平和構築委員会
PBF ≫ 国際連合平和構築基金
PDCAサイクル (PDCA cycle : plan-do-check-act cycle) …… 144
PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
PKO ≫ 国際連合平和維持活動
PPP ≫ 官民連携

R

ReCAAP ≫ アジア海賊対策地域協力協定
RICEアプローチ …… 83, 84

S

SATREPS ≫ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム
SDGs ≫ 持続可能な開発目標
SDGs実施指針 …… 27
SDGs推進本部 …… 27
SDGs達成のための科学技術イノベーション (STI for SDGs) …… 87
SDGsビジネス …… 10, 60, 61, 126, 127, 128, 129
SEAH ≫ 開発協力における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント
SHEPアプローチ ≫ 小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチ
SICA ≫ 中米統合機構
SPORT FOR TOMORROW ≫ スポーツ・フォー・トゥモロー
STI ≫ 科学技術イノベーション
STI for SDGs ≫ SDGs達成のための科学技術イノベーション

T

TICAD ≫ アフリカ開発会議
TOSSD ≫ 持続可能な開発のための公的総支援
TVET ≫ 職業技術教育訓練

U

UHC ≫ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNAFEI ≫ 国際連合アジア極東犯罪防止研修所
UNCTAD ≫ 国際連合貿易開発会議
UNDP ≫ 国際連合開発計画
UNEP ≫ 国際連合環境計画
UNESCO ≫ 国際連合教育科学文化機関
UNFPA ≫ 国際連合人口基金
UN-Habitat ≫ 国際連合人間居住計画
UNHCR ≫ 国際連合難民高等弁務官事務所
UNICEF ≫ 国際連合児童基金
UNMAS ≫ 国際連合地雷対策サービス部
UNMISS ≫ 国際連合南スーダン共和国ミッション
UNODC ≫ 国際連合薬物・犯罪事務所
UNOPS ≫ 国際連合プロジェクト・サービス機関
UNRWA ≫ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関
UN Women ≫ 国際連合女性機関

W

WCO ≫ 世界税関機構
We-Fi ≫ 女性起業家資金イニシアティブ
WFP ≫ 国際連合世界食糧計画
WHO ≫ 世界保健機関
WPS ≫ 女性・平和・安全保障
WTO ≫ 世界貿易機関

2021年版開発協力白書　日本の国際協力

令和4年3月11日 発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話（03）3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2022 Printed in Japan

2021年版　開発協力白書

日本の国際協力